

## 1. 本報告の目的

- 令和5年（2023年）の金融商品取引法の改正前、上場会社を対象とする事業年度途中の定期的な情報開示は、金融商品取引法に基づく四半期報告（令和5年改正前金融商品取引法24条の4の7）と証券取引所の規則に基づく四半期短信（東京証券取引所・有価証券上場規程404条）から構成されていた。四半期報告と四半期短信は合わせて四半期開示と呼ばれることがある。令和5年（2023年）の金融商品取引法の改正により四半期報告が廃止され、上場会社を対象とする四半期開示は四半期短信に一本化された。
- 四半期報告は平成18年（2006年）の証券取引法改正によって導入されたが、継続的に見直しの要否が議論されてきた。令和5年（2023年）の金融商品取引法の改正は金融審議会のディスクロージャーワーキング・グループ（以下、「DW」という。）の提言に基づくものであるが、DWでは四半期報告の廃止のみならず四半期開示の任意化までが検討の俎上に載せられていた。そのためDWでなされた様々な議論は上場会社を対象とする開示規制の将来を検討する際の重要な資料として位置付けられるべきであると考えます。
- 本報告では、上場会社を対象とする開示規制の全体構造を意識しつつ、令和5（2023年）の金融商品取引法の改正の内、四半期報告の廃止に関連するものの概要を紹介し、若干の分析を試みる。
- 条文の略称
  - ▶ 金融商品取引法：金商法
  - ▶ 金融商品取引法施行令：施行令
  - ▶ 企業内容等の開示に関する内閣府令：企業内容等開示府令
  - ▶ 財務諸表等の監査証明に関する内閣府令：監査証明府令
  - ▶ 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則：財務諸表等規則
  - ▶ 連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則：連結財務諸表規則
  - ▶ 企業内容等の開示に関する留意事項について（企業内容等ガイドライン）：企業内容等ガイドライン

## 2. 四半期報告制度の導入から廃止の経緯

### (1) 四半期報告制度の沿革

- 四半期報告制度導入前になされた証券取引所の規則による四半期開示の整備（令和4年度DW第1回（2022年10月5日）[資料3 事務局参考資料](#)2頁。令和3年度DW第6回（2022年2月18日）[資料2 事務局説明資料](#)3-11頁では、より詳細な説明がなされている。）
  - ▶ 1999年11月東京証券取引所（以下、「東証」という。）は、マザーズ市場で四半

期情報の開示を義務付け

- ▶ 2001年8月 金融庁は、「証券市場の構造改革プログラム」を公表。四半期短信等による経営情報開示の促進について、取引所等へ検討を要請
  - ▶ 2002年6月 東証は、適時の情報開示を求める内外の投資者ニーズを踏まえ、足元の業績動向をよりタイムリーに把握できるよう、「四半期財務情報の開示に関するアクション・プログラム」を公表（2003年4月から、上場企業への四半期開示導入の方針）
  - ▶ 2002年9月 経団連は、「四半期財務報告に関する提言」を公表（会計・監査の基準の統一等の観点から、法制化に向けて、会計・監査の基準についての検討を要請）
  - ▶ 2003年4月 東証は、段階的な「四半期財務・業績の概況」の開示を導入（2004年末には、東証上場企業の9割が実施）
- 平成18年（2006年）の証券取引法改正（平成18年6月14日法律第65号）により導入（施行は2008年4月）（2005年DW報告書）
- ▶ 金融審議会金融分科会第一部会「ディスクロージャー・ワーキング・グループ報告—今後の開示制度のあり方について—」（2005年6月28日）（2005年DW報告書）

令 「近年、企業を取り巻く経営環境の変化は激しく、これに伴い、企業業績も短期間のうちに一層、大きく変化するようになってきている。こうした状況の下では、投資者に対し、企業業績等に係る情報をより適時に開示することが求められるとともに、これを通じて、企業内においても、より適時に経営管理に必要な情報を把握し、的確な経営のチェックを行っていくことが期待される。

四半期開示は、以上のようなニーズを受け、適時開示の一環として、東京証券取引所をはじめとする全国の証券取引所において段階的に導入されてきている。」（1-2頁）

令 「四半期開示については、当初の想定をはるかに上回るペースで実務面での対応が進んできていると考えられるが、このことを踏まえ、今後はさらに、次のような観点から、制度の整備を図っていくことが重要な課題となる。…

③ 証券取引所における四半期開示では、四半期情報に虚偽記載等がある場合であっても、罰則は適用されず、虚偽記載等により損害を被った投資者に対する証券取引法上の民事責任規定等も適用されない。また、四半期開示を発行登録制度上の参照書類と位置づけていくことの必要性等も考えると、証券取引法上も、四半期報告制度を整備していくべきである。」（2-3頁）

令 「四半期開示を証券取引法上の開示としても位置づけていくことについては、法制化することでかえって四半期開示に求められる適時性、迅速性が失

われないかとの指摘がある。四半期報告制度の法制化に当たっては、四半期開示の適時性・迅速性が失われることがないように、十分な配慮が行われるべきである。」（3頁）

- 平成23年（2011年）の企業内容等の開示に関する内閣府令（企業内容等府令）の改正（同年3月31日交付、同年4月1日施行）により、四半期報告書の記載事項が簡素化
  - ▶ Cf. 金融庁「「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令（案）」等の公表について」（2010年12月22日）
- 制度の見直しに関する検討
  - ▶ 金融審議会「ディスクロージャーワーキング・グループ報告—建設的な対話の促進に向けて—」（2016年4月18日）（2016年DW報告書）

令 「決算短信及び四半期決算短信については、開示実務において有価証券報告書の開示が比較的遅いことなどもあって、投資家ニーズに応える形で記載事項を増やしてきたため、速報としての性格に比して作成・公表の事務負担が過重となっている、また、記載内容が有価証券報告書と重複しているのではないかとの指摘がある。このため、投資者の投資判断に重要な情報を迅速かつ公平に提供するものであるとの目的・役割により即し、より効果的・効率的な開示が行われるよう、次のような整理・合理化を行うことが適当である

    - i 監査及び四半期レビューが不要であることの明確化
      - ▶ 「四半期決算短信については、四半期報告書と開示の日程が近接している事例もあり、四半期報告書と一本化すべきとの指摘がある一方、開示の日程が近接しているのは、四半期レビューによる確認を待っていることによるところもあり、むしろ、速報性の要求される四半期決算短信の早期提出を促すべきではないかとの指摘もある。」
    - ii 速報性に着目した記載内容の削減による合理化
    - iii 要請事項の限定等による自由度の向上」（5-6頁）
  - ▶ 金融審議会「ディスクロージャーワーキング・グループ報告—資本市場における好循環の実現に向けて—」（2018年6月28日）（2018年DW報告書）

令 「四半期開示については、

    - 中長期の視点で投資を行う観点からも進捗確認の意義を認める見解が大勢であるほか、
    - 現状、非財務情報や中長期的な企業価値向上の観点から特に重視される情報の開示が必ずしも十分とは言えないこと
    - 半期・四半期のみならず、重要な企業情報の開示が全体として適時に行われる枠組み・ガバナンスが必ずしも十分とは言えないこと
    - 情報開示により市場の価格形成がより効率的に行われるようになっていくとの指摘があること

- このような状況において、例えば、四半期開示を任意化した場合、開示の後退と受け取られて我が国の資本市場の競争力に影響を及ぼしかねないと考えられること
- 令 等を踏まえると、現時点において四半期開示制度を見直すことは行わず、今後、四半期決算短信の開示の自由度を高めるなどの取組みを進めるとともに、引き続き、我が国における財務・非財務情報の開示の状況や適時な企業情報の開示の十分性、海外動向などを注視し、必要に応じてそのあり方を検討していくことが考えられる。」(24頁)
- 令和5年（2024年）の金商法改正（令和5年11月29日法律第79号）により廃止
  - ▶ 「新しい資本主義」と四半期開示
  - 令 金融審議会「ディスクロージャーワーキング・グループ（令和3年度）」第6回（2022年2月18日）[資料1 事務局説明資料（情報開示の頻度、タイミング）](#) 7頁
  - 第二百五回国会における内閣総理大臣所信表明演説（2021年10月8日）
    - ▶ 三 第二の政策 新しい資本主義の実現
    - 次に、分配戦略です。
    - 第一の柱は、働く人への分配機能の強化です。
    - 企業が、長期的な視点に立って、株主だけではなく、従業員も、取引先も恩恵を受けられる「三方良し」の経営を行うことが重要です。非財務情報開示の充実、四半期開示の見直しなど、そのための環境整備を進めます。
  - 第二百八回国会における内閣総理大臣施政方針演説（2022年1月17日）
    - ▶ 三 新しい資本主義
    - 成長と分配の好循環による持続可能な経済を実現する要となるのが、分配戦略です。（人への投資）
    - 第二に、「人への投資」の抜本強化です。
    - 人的投資が、企業の持続的な価値創造の基盤であるという点について、株主と共通の理解を作っていくため、今年中に非財務情報の開示ルールを策定します。
    - あわせて、四半期開示の見直しを行います。
  - ▶ [金融審議会「ディスクロージャーワーキング・グループ報告—中長期的な企業価値向上につながる資本市場の構築に向けて—」（2022年6月13日）（2022年DW報告書①）](#)
- 令 「「新しい資本主義」をはじめ、中長期的な視点に立った企業経営と四半期開示の関係に関する議論が改めて高まっている。」(23頁)
- 令 「四半期開示については、経営の短期主義化につながる、経営の短期主義と

は無関係である等、幅広い考え方が示されているが、これまでの実証研究をみる限り、四半期開示と短期主義との関係は必ずしも明確ではない。」(25頁)

令 「足元の開示実務をみると、両者の間の内容面での重複や開示タイミングの近接が指摘されており、エンフォースメントなどを工夫することにより、両者の「一本化」を通じたコスト削減や開示の効率化が可能であると考えられる。

また、「一本化」については、四半期報告書に集約させる方法と四半期決算短信に集約させる方法とが考えられるが、

- 開示のタイミングがより遅い四半期報告書に集約させることは、情報の有用性・適時性を低下させるおそれがあること
- 投資家への積極的情報開示が行われている四半期決算短信に関しては、投資家に広く利用されていること。また、一部の企業においては、その発表と併せて充実した決算説明資料を公表し、さらには経営幹部によるアナリスト等との Q&A の模様などを公表する動きが進んでおり、こうした積極的な開示姿勢の後押しも重要であること
- 「正確性の担保」という点からは、四半期報告書の形でなくても、代替的な手法（例えば、四半期決算短信を臨時報告書として開示することにより担保する方策等）により確保することも考えられるとの指摘があること

等を踏まえると、四半期決算短信への「一本化」とすることが適当と考えられる。

具体的には、上場企業についての法令上の四半期開示義務（第1・第3四半期）を廃止し、取引所の規則に基づく四半期決算短信に「一本化」することが適切と考えられる。」(26頁)

- ▶ [金融審議会「ディスクロージャーワーキング・グループ報告—中長期的な企業価値向上につながる資本市場の構築に向けて—」\(2022年12月27日\)\(2022年DW報告書②\)](#)

令 I. 四半期開示をはじめとする情報開示の頻度・タイミング 1.

四半期開示の見直し

- (1) 四半期決算短信の義務付けの有無
- (2) 適時開示の充実
- (3) 四半期決算短信の開示内容
- (4) 四半期決算短信に対する監査人によるレビューの有無
- (5) 四半期決算短信の虚偽記載に対するエンフォースメント
- (6) 半期報告書及び中間監査のあり方
- (7) その他の論点

①会計基準・監査基準の整備

②公衆縦覧期間の延長

- ▶ 金融商品取引法等の一部を改正する法律（令和5年11月29日法律第79号）は2023年3月14日に第211回国会（通常国会）に提出されたが継続審議となり、2023年11月20日に第212回国会（臨時国会）において成立した。

令 四半期報告の廃止に関する改正は2024年4月1日施行（金融商品取引法等の一部を改正する法律（令和5年11月29日法律第79号）附則1条3号）。

- Ex. 3月決算の会社は2024年4月～6月について四半期報告書を提出する必要はなく、2024年4月～9月について半期報告書を提出する義務を負う。

令 2024年4月1日前に開始した四半期については四半期報告書の提出義務あり（金融商品取引法等の一部を改正する法律（令和5年11月29日法律第79号）附則2条1項）。当該四半期報告書が属する事業年度から半期報告書を提出する義務もあり（金融商品取引法等の一部を改正する法律（令和5年11月29日法律第79号）附則3条2項）。

- Ex. 12月決算の上場会社は2024年1月～3月について四半期報告書を提出し、かつ、2024年1月～6月について半期報告書を提出する義務を負う。

(2) 関連する制度の整備

● 政省令

- ▶ 金融庁「令和5年金融商品取引法等改正に係る政令・内閣府令案等の公表について」（2023年12月8日）

● 上場規則

- ▶ 東京証券取引所「四半期開示の見直しに関する実務の方針」（2023年11月22日）  
（四半期開示見直し実務方針）
- ▶ 東京証券取引所「金融商品取引法改正に伴う四半期開示の見直しに関する上場制度の見直し等について」（2023年12月18日）

● 会計基準・監査基準

- 企業会計審議会監査部会「四半期レビュー基準の期中レビュー基準への改訂及び監査に関する品質管理基準の改訂について（公開草案）」（2023年12月21日）
- 日本公認関係士協会「「四半期レビュー基準報告書第1号「四半期レビュー」の改訂及び期中レビュー基準報告書「独立監査人が実施する期中財務諸表に対するレビュー」」（公開草案）の公表について」（2024年12月22日）

(3) 課題

- 四半期報告制度廃止後の継続開示の全体構造の確認
- 2022年DW報告書②に至る議論の対立点の分析
- 発行開示への影響

3. 令和5年金商法改正（四半期報告制度廃止関連）の概要—四半期報告制度廃止後の継続開示の全体構造—

(1) 令和5年金商法改正後の継続開示の枠組み

- 金融庁「金融商品取引法等の一部を改正する法律案 説明資料」（2023年3月）4頁

### 企業開示制度の見直し

<b>課題</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 企業経営や投資家の投資判断においてサステナビリティを重視する動きが見られる中、企業開示において、中長期的な企業価値に関連する非財務情報の重要性が増大</li> <li>■ 金融商品取引法に基づく四半期報告書と取引所規則に基づく四半期決算短信には重複がみられ、コスト削減や効率化の観点から見直すべきとの指摘</li> </ul>
<b>対応</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 中長期的な企業価値向上につながる資本市場の構築に向けた企業開示制度の見直しを実施             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 人的資本を含むサステナビリティ情報等の開示の充実〔府令改正事項〕と併せ、</li> <li>・ <b>企業開示の効率化の観点から、金融商品取引法上の四半期報告書を廃止</b></li> </ul> </li> </ul>

<p><b>1</b> 上場企業の第1・第3四半期については、<b>金融商品取引法上の四半期報告書を廃止し、取引所規則に基づく四半期決算短信に一本化</b></p> <p>（注1）当面は、四半期決算短信を一律義務付け。今後、適時開示の充実の状況等を見ながら、任意化について継続的に検討</p> <p>（注2）虚偽記載に対しては、取引所のエンフォースメントをより適切に実施</p> <p><b>2</b> 見直し後の半期報告書については、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現行の第2四半期報告書と同程度の記載内容</li> <li>・ 監査人によるレビュー</li> <li>・ 提出期限は決算後45日以内</li> </ul> <p><b>3</b> 半期報告書及び臨時報告書は、法令上の開示情報としての重要性が高まることから、<b>公衆縦覧期間（各3年間・1年間）を5年間（課徴金の除斥期間と同様）へ延長</b></p>	
--	--

(2) 四半期報告制度に関する規定の削除

- 上場会社等に四半期報告書の提出を義務付ける規定（令和5年改正前金商法24条の4の7）及び確認書に関する規定を四半期報告書へ準用する規定（令和5年改正前金商法24条の4の8）の削除
  - 以下の規定等から四半期報告書に関する部分を削除
    - ▶ 組込方式・参照方式の有価証券届出書の参照書類に関する規定（金商法5条3項4項）
    - ▶ 公衆縦覧に関する規定（令和5年改正前金商法25条1項7号）
- 令 Cf. 虚偽記載等のある四半期報告書の提出者の責任（金商法21条の2第1

項)の対象は公衆縦覧の対象となっている書類

- ▶ 発行開示・継続開示に関する規定を会社以外の発行者に準用する規定（金商法27条）
- ▶ 課徴金（金商法172条の3第2項）・刑事罰に関する規定（金商法197条の2第6号、200条5号等）

● 臨時報告書の提出が必要となる場合の追加

- ▶ 「四半期報告書において、直近の有価証券報告書の記載内容から重要な変更があった場合に開示が求められてきた事項については、当該事項が元々、有価証券報告書における記載事項であることを踏まえると、これらに重要な変更があれば、同じ金融商品取引法上の報告書である臨時報告書の提出事由とすることが考えられる。例えば、有価証券報告書の記載事項であり、本年6月の当ワーキング・グループ報告において開示の充実を提言した「重要な契約」について、現行の四半期報告書において開示が求められているように、重要な変更があった場合や新たに契約締結を行った場合には、これを臨時報告書の提出事由とすることが考えられる。」（2022DW 報告書②6-7頁）
- ▶ 企業内容等開示府令案19条1項12号の3・12号の4

(3) 半期報告に関する規定の改正

● 半期報告書の位置付け

- ▶ 令和5年改正前：非上場会社を対象とした継続開示  
 令 「第24条第1項の規定による有価証券報告書を提出しなければならない会社…のうち、第24条の4の7第1項の規定により四半期報告書を提出しなければならない会社…以外の会社は、その事業年度が6月を超える場合には、内閣府令で定めるところにより、事業年度ごとに、当該事業年度が開始した日以後6月間の当該会社の属する企業集団及び当該会社の経理の状況その他事業の内容に関する重要な事項その他の公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして内閣府令で定める事項を記載した報告書（以下「半期報告書」という。）を、当該期間経過後3月以内…に、内閣総理大臣に提出しなければならない。」（令和5年改正前金商法24条の5第1項）
- ▶ 令和5年改正後に半期報告書の提出義務を負う会社  
 令 上場会社
  - 「一 第24条第1項第1号に掲げる有価証券その他流通状況がこれに準ずるものの発行者である会社その他の政令で定めるもの（以下この表において「上場会社等」という）のうち次号の上欄に掲げる会社以外の会社」（令和5年改正後金商法24条の5第1項1号上欄）





諸表」及び「4 その他」とし、第5号様式記載上の注意（25）から（36）までに準じて、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書又は中間連結損益及び包括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書並びに中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書及び中間キャッシュ・フロー計算書（中間連結財務諸表を作成していない場合に限る。）を記載すること。」（第4号の3様式記載上の注意（30））

- 令 監査証明：第2種中間（連結）財務諸表（財務諸表規則改正案1条1項3号、連結財務諸表規則改正案1条1項3号）を対象とする中間監査報告書による（監査証明府令改正案1条11号12号・3条1項）
- 令 提出期限：事業年度が開始した日以後6か月が経過した日から起算して60日以内（令和5年改正後金商法24条の5第1項2号下欄、施行令改正案4条の2の10第4項）
  - ▶ 非上場会社
    - 令 原則：令和5年改正前金商法における半期報告書に関する規制の維持
      - 記載事項：半期報告書共通記載事項＋「当該会社に係るこれと同様の事項」＋「これらを補足する事項」（令和5年改正後金商法24条の5第1項3号中欄、企業内容等開示府令改正案18条1項2号・第5号様式）
        - ▶ 第5号様式の改正は技術的なものにとどまる。
      - 監査証明：第2種中間（連結）財務諸表（財務諸表規則改正案1条1項3号、連結財務諸表規則改正案1条1項3号）を対象とする中間監査報告書による（監査証明府令改正案1条11号12号・3条1項）
      - 提出期限：事業年度が開始した日以後6か月が経過した日から起算して3月以内（令和5年改正後金商法24条の5第1項3号下欄）
    - 令 例外（令和5年改正後金商法24条の5第1項但書）
      - その1：非上場会社である特定事業会社は令和5年改正後金商法24条の5第1項第2号に基づき半期報告書を提出可能
      - その2：非上場会社は令和5年改正後金商法24条の5第1項第1号に基づき半期報告書を提出可能
        - ▶ 令和5年改正前金商法において任意の四半期報告書の提出により半期報告書の提出に替えることを認めていたことの維持（2022年DW報告書②11頁。令和5年改正前金商法24条の4の7第2項・24条の5第1項括弧書）

(4) 公衆縦覧期間の延長

- 参照方式の有価証券届出書（１年）、発行登録書及び発行登録追補書類（最大２年）、半期報告書及びその確認書（３年）、臨時報告書（１年）、の公衆縦覧期間を何れも５年に延長する（令和５年改正後金商法２５条１項１号２号６号～８号。なお、各書類の括弧内の数値は令和５年改正前金商法における公衆縦覧期間）。

- 趣旨

- ▶ 「金融商品取引法上の第１・第３四半期報告書の廃止後に期中の法定開示として残る半期報告書及び臨時報告書については、現行、金融商品取引法が求める公衆縦覧期間（各報告書提出後からそれぞれ３年間・１年間）がこれらの報告書の虚偽記載に対する課徴金の除斥期間（各報告書提出後から５年間）より短いため、これらの報告書に対して、課徴金納付命令が行われる際に、公衆縦覧期間が終了している事態が生じかねない状態にある。

四半期報告書の廃止に伴い、半期報告書及び臨時報告書の法定開示上の重要性が高まることに加え、特に臨時報告書は、今後、適時開示情報の信頼性の確保の役割をより一層担っていくことが期待されている。これを踏まえると、半期報告書及び臨時報告書の公衆縦覧期間については、金融商品取引法を改正し、有価証券報告書の公衆縦覧期間及び課徴金の除斥期間である５年間へ延長することが考えられる。」（２０２２年 DW 報告書②１１頁）

令 Cf. 課徴金の除斥期間の定め（金商法 178 条 11 項）

- なお、２０２３年１月の EDINET のシステム更改により、公衆縦覧期間満了後の有価証券報告書等の法定開示書類の閲覧が可能となっている。

- ▶ 閲覧可能な期間として、２０２２DW 報告書②１１頁注 38 では、「次期 EDINET では、現行制度（今回の四半期開示の見直し前）を前提として、有価証券報告書及び四半期報告書については 10 年間、半期報告書については 3 年間、臨時報告書については 2 年間、それぞれ閲覧可能とする予定である。」と説明されていた。

- 若干のコメント

(5) 四半期決算短信の見直し

- 2022 年 DW 報告書②5-9 頁

- ▶ 四半期決算短信の開示内容

令 「今回の見直しが情報開示の後退と受け取られないようにする観点からは、原則として速報性を確保しつつ、投資家の要望が特に強い事項（セグメント情報、キャッシュ・フローの情報等）について、四半期決算短信の開示内容を追加する方向で、取引所において具体的に検討を進めることが考えられる。」

- ▶ 四半期決算短信に対する監査人によるレビューの有無

- 令 「速報性の観点等から、四半期決算短信については監査人によるレビューを一律には義務付けないことが考えられる。」
- 令 「企業においてレビューを受けるかどうかは任意とするとともに、投資家への情報提供の観点からレビューの有無を四半期決算短信において開示することが考えられる。」
- 令 「会計不正が起こった場合（これに伴い、法定開示書類の提出が遅延した場合を含む）や企業の内部統制の不備が判明した場合、信頼性確保の観点から、取引所規則により一定期間、監査人によるレビューを義務付けることが考えられる」
- ▶ 四半期決算の虚偽記載に対するエンフォースメント
  - 令 「四半期決算短信は取引所における開示書類であるため、「一本化」後の四半期決算短信の虚偽記載に対しては、まず取引所において、エンフォースメントをより適切に実施していくことが考えられる。」
  - 令 「法令上のエンフォースメントについては、四半期決算短信に関しても情報の信頼性・正確性を確保する観点から、虚偽記載について民刑事の責任や課徴金などの対象とすべきとの意見があった。しかしながら、これまで四半期報告書のみを対象とした課徴金納付命令は極めて少ないことや、第1・第3四半期報告書廃止後の半期報告書及び有価証券報告書において法令上のエンフォースメントが維持されることを踏まえると、現時点では、これを不要とすることが考えられる。」
- 2022年DW報告書②の提言に沿った形で四半期決算短信の見直しに関する制度整備が進められている。
  - ▶ Ex. 第1四半期決算短信・第3四半期決算短信の開示内容（四半期開示見直し実務方針10-11頁）

## 1Q・3Q決算短信の開示内容



### 【基本的な考え方】

- 四半期報告書で開示されていた事項のうち、**投資者の要望が特に強い事項を四半期決算短信に追加**し、開示を義務付け

### <財務報告の枠組み>

**新制度の財務諸表等規則・会計基準（※）のうち、取引所が開示を求める事項以外の省略を認めるとともに、必要な事項を追加（キャッシュ・フローに関する注記）**

※ベースとなる枠組みについては、関係者における今後の対応を踏まえて検討。なお、ASBJでは、四半期報告制度見直しへの対応が審議テーマとして挙げられており、関連する会計基準等の検討が行われている。

### <開示の内容>

サマリー情報		<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 「<b>レビューの有無</b>」を注記事項に記載（義務のレビューと任意のレビューを区別）</li> <li>➢ 「当四半期累計期間における連結範囲の重要な変更の有無」に変更（※1）</li> </ul>
添付資料	財務諸表	日本基準、IFRS、米国基準で取扱いに差は設けず、以下の事項は一律義務付け ➢ 連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結包括利益計算書（※2） （CF計算書は投資判断に有用な情報として、投資者ニーズに応じた開示を要請）
	注記事項	現行の注記事項に「 <b>セグメント情報等の注記</b> 」「 <b>キャッシュ・フローに関する注記</b> 」を追加 ➢ 継続企業の前提に関する注記 ➢ 株主資本の金額に著しい変動があった場合の注記 ➢ 会計方針の変更・会計上の見積りの変更・修正再表示 ➢ 四半期特有の会計処理 ➢ <b>セグメント情報等の注記</b> （新制度における半期報告書と同水準） ➢ <b>キャッシュ・フローに関する注記</b> （CF計算書を省略する場合）
	その他	経営成績等の概況（※3） 継続企業の前提に関する重要事象等（現行と同じ） レビュー報告書（レビューを受ける場合のみ添付）

※1：現行の「重要な子会社の異動（特定子会社の異動）」から、四半期報告書に合わせて、「連結範囲の重要な変更」とすることを意味している

※2：四半期会計期間に係る連結損益計算書及び連結包括利益計算書については、新制度における半期報告書において2Q会計期間に関する開示はなされないことが想定されること等を踏まえ、省略を認める

※3：決算説明資料など決算短信以外での開示を行うことも可（その場合、該当書類を参照すべき旨・参照方法を記載）

## 1Q・3Q決算短信の開示内容



- 開示が義務付けられる事項以外についても、原則として、上場会社が投資者ニーズを適切に把握し、投資者ニーズのある事項に関して積極的に開示することが重要
- そのため、適時開示ガイドブックにおいて投資判断に有用と考えられる情報を例示し、投資者ニーズに応じた自発的な開示を促す

### <「投資判断に有用と考えられる情報」の具体例>

※ 業種や事業内容等によって投資者ニーズは異なることから、開示する情報については投資者ニーズに応じて各社が判断

#### （新制度の財規等（※1）のうち、開示を義務付ける事項以外の事項）

- キャッシュ・フロー計算書
- 財務諸表に係る注記
  - ✓ 貸借対照表関係の注記/損益計算書関係の注記
  - ✓ 金融商品/有価証券/デリバティブ関係の注記（※2）
  - ✓ 重要な後発事象の注記、など

#### （その他）

- 経営成績等に関する説明に当たって、投資判断に有用と考えられる事項（※3）
  - ✓ 経営管理上重要な指標
  - ✓ 設備投資・研究開発費
  - ✓ 適時開示を行った事象が決算に与える影響  
（例）企業結合関係や子会社の取得等による四半期業績への具体的な影響、など

※1 「新制度の財規等」の定義については、P.13を参照。

※2 現行の四半期報告書では以下の取扱いとなっている。

- 企業集団の事業の運営において重要であり、かつ、前事業年度末から著しい変動が見られる場合に注記が必要。また、企業集団の総資産や総負債の大部分を金融資産や金融負債等が占める場合を除き、第1四半期及び第3四半期は省略可。

※3 経営成績等に関する説明に当たっては、四半期報告書における「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」として開示が求められている事項を参考とすることが考えられる。

- ▶ 第2四半期と通期の決算短信は、法定開示が存続することから現行の取扱いが維

持される（四半期開示見直し実務方針 23 頁）。

令 法定開示に対する速報としての位置付けは不変

令 Ex. 財務諸表のレビュー・監査は不要（第 1 四半期と第 2 四半期についてレビューを義務付ける場合も同様）

▶ 四半期開示の四半期決算短信への一本化によって定期的に開示されなくなる情報は？

令 財務諸表の注記に関する情報

- 「四半期決算短信は、その後に四半期報告書が開示されることを前提に、速報性の観点から開示内容が簡素化されてきた経緯がある。」（2022DW報告書②6 頁）が、「他方で、企業からは、四半期報告書の注記情報はほとんど利用されていないと感じているとの意見もあった。」（2022DW 報告書②6 頁注 17）。

令 非財務情報

- 四半期決算短信の速報性の重視と四半期報告との役割分担から簡素化の対象とされてきた（2016 年 DW 報告書 5-6 頁）。
- 「投資判断に有用と考えられる情報」として個々の上場会社の判断で開示することが想定されている。

令 Cf. 四半期報告書と四半期決算短信（見直し前）の比較（日本取引所グループ「四半期開示の見直しに関する実務検討会」第 1 回（2023 年 6 月 29 日）[資料 3 事務局説明資料](#) 9-10 頁）

## 四半期決算短信と四半期報告書の比較（財務情報）



- 四半期決算短信では、後に四半期報告書が開示されることを前提に、四半期報告書と比べて記載を要請している注記を限定している

	四半期 決算短信	四半期 報告書		四半期 決算短信	四半期 報告書	
本表	四半期貸借対照表	○	主な注記	四半期損益計算書関係	○	
	四半期損益計算書	○		四半期キャッシュ・フロー計算書関係	○	
	四半期キャッシュ・フロー計算書	—		株主資本等関係	○	
主な注記	継続企業の前提	○		金融商品関係	—	○※3
	連結・持分法適用の範囲の変更	△※1 (サマリー情報)		有価証券関係	—	○※3
	会計方針の変更	○		デリバティブ関係	—	○※3
	四半期特有の会計処理	○		企業結合関係	—	○
	会計上の見積りの変更	○		収益認識関係	—	○
	連結範囲外の子会社等 (重要なもの)	—		セグメント情報	—	○
	追加情報	—		1株当たり情報	—	○
	四半期貸借対照表関係	—		重要な後発事象	—	○

- ※1 四半期決算短信では、当四半期（連結）累計期間における連結範囲の変更を伴う特定子会社の異動の有無を記載。当該異動がある場合には、対象となる特定子会社の社数及び社名を記載。
- ※2 第1四半期及び第3四半期は省略可。この場合には、減価償却費（のれんを除く無形固定資産に係るものを含む。）及びのれんの償却額を注記。
- ※3 企業集団の事業の運営において重要であり、かつ、前事業年度末から著しい変動が認められる場合に注記が必要。また、企業集団の総資産や総負債の大部分を金融資産や金融負債等が占める場合を除き、第1四半期及び第3四半期は省略可。

（出所）金融庁「第1回金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ（令和4年度）事務局資料」より東京証券取引所作成

## 四半期決算短信と四半期報告書の比較（非財務情報）



	四半期決算短信	四半期報告書	適時開示
企業の概況	サマリー情報（業績予想含む）	主要な経営指標等の推移	—
	—	事業の内容 (重要な変更があった場合のみ)	—  ただし、合併等の組織再編行為や、重要な事項であって、投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすものを行うことについて決定をした場合又は生じた場合、記載が求められる
事業の状況	継続企業の前提に関する重要事象等 (存在する場合のみ)	事業等のリスク (重要な変更があった場合のみ、※1)	
	—	経営上の重要な契約等（※2） (重要な変更があった場合のみ)	
	—	財政状態、経営成績、キャッシュ・フローの状況の分析（キャッシュ・フローの状況の分析は2Qのみ）	
提出会社の状況	発行済株式数（期末・期中平均）	研究開発活動の状況 (重要な変更があった場合のみ)	代表取締役又は代表執行役の異動
	—	株式等の状況 役員の状況 (重要な変更があった場合のみ)	

- ※1 以下の場合に、記載を要する
  - 当四半期連結累計期間に投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項が発生した場合
  - 当四半期連結累計期間に前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクに重要な変更があった場合
  - 継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況その他重要事象等が存在する場合

- ※2 DWGの12月報告にて、重要な変更があった場合や新たに契約締結を行った場合には、これを臨時報告書の提出事由とすることが提言されている。

（出所）金融庁「第3回金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ（令和4年度）事務局資料」より東京証券取引所作成

(6) 若干のコメント

4. 2022年DW報告書②に至る議論の対立点

(1) 定期的な開示と適時開示（Timely Disclosure）の関係

● 適時開示は定期的な開示を代替できるのか？

- ▶ 「取引所規則に基づく四半期決算短信への「一本化」の具体化に当たっては、四半期開示を含めた期中開示全体を俯瞰した検討が重要と考えられる。特に、企業環境の急速な変化や情報技術の進展等を背景に、四半期のタイミングに限らずよりタイムリーに経営状況を把握し、会社の経営管理に利用するほか、業績に限らず、多様な媒体で情報発信を随時行う企業も出てきており、投資家の投資判断において、企業が都度発信する情報の重要性がより高まっている。これを踏まえると、取引所の適時開示の充実を図りながら、将来的に、期中における情報開示のあり方について、信頼性を確保しつつ、投資判断における重要性が高まっている適時の情報開示に重点を置いた枠組みへと見直していくことも考えられる。」  
(2022DW報告書②2頁。下線部は報告者)

令 令和4年度DW第3回（2022年11月25日）資料1では、見直しの論点として、「特に、企業環境の変化や情報技術の進展等を背景に企業が都度発信する情報の投資判断における重要性が高まっていることを踏まえると、将来的な方向性としては、期中においては、発生した又は決定された重要な事実について、信頼性を確保しつつ、適時に開示することに重点を置いた制度へと見直していくことが考えられるか」、「当面は一律義務付けとするが、今後、適時開示の充実の状況を見ながら、任意化のタイミングについて継続的に検討」との表現がなされていた。これに対して、多くの委員から四半期開示の任意化を既定方針とするような表現への反対意見が述べられた。

令 その結果、2022DW報告書②では「見直していくことが考えられる」ではなく、「見直していくことも考えられる」に表現が改められた（令和4年度DW第4回（2022年12月25日）における廣川斉企業開示課長の説明）。

- ▶ 「積極的な適時開示により期中において充実した情報が適時に提供される環境が確立できれば、必ずしも一律に四半期開示を求める必要はないとの考え方もある。欧州では a、2004年のEUの透明性指令（Transparency Directive）を受けて、各国の法令に基づき、財務諸表を求めない形による四半期開示の義務が導入されたが、2013年の透明性指令の改正を受けて2014年から2015年に法令上の四半期開示義務が廃止され、各企業の判断により任意で四半期開示を行う実務が定着している。このような欧州の状況等も踏まえ、四半期開示の任意化を求める意見に



は、四半期開示は膨大な人的資源の投入を必要とし、企業に多大な事務負担をもたらしているというものがあつた。

他方で、このような考え方はあるものの、b そもそも、適時開示と、四半期開示のような定期開示とは性質が異なるため、必ずしも適時開示の充実により四半期開示を代替できるわけではないとの意見があつた。また、現時点において、「一本化」後の四半期決算短信の任意化を決定することや、将来的な任意化のタイミングを検討することに反対するものとして、以下のような意見があつた。…

このように、日本企業の開示を巡る現状に照らすと、経営戦略の進捗状況の確認としての意義、平均的な企業の開示姿勢への懸念や、開示の後退と受け取られることで日本市場全体の評価が低下するおそれ等に鑑みて、当面は、四半期決算短信を一律に義務付けることが考えられる。

その上で、将来的な四半期決算短信の任意化については、まず、企業の開示に対する意識の改善・向上や、企業が積極的に投資家へ充実した情報を提供するような市場環境の確立によって、上記の投資家からの懸念を払しょくする必要がある。このため、今後、適時開示の充実の達成状況や企業の開示姿勢の変化 c のほか、適時開示と定期開示の性質上の相違に関する意見等を踏まえた上で、四半期決算短信の任意化について幅広い観点から継続的に検討していくことが考えられる。」

(2022DW 報告書②2-3 頁。下線部は筆者)

令 下線部 a~c は 令和4年度 DW 第4回 (2022年12月15日) 資料1 金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ報告 (案) (以下、「2022DW 報告書②案」という。) には存在しなかつた。

令 下線部 b は 2022DW 報告書②案の注5 に同様の表現があつたが、複数の委員から本文への記載を求める意見があつた (三瓶裕喜委員、中野貴之委員、永沢裕美子委員、熊谷五郎委員)。

● 若干のコメント

▶ 四半期開示など定期的な開示は「中長期の経営戦略の進捗状況を確認する上で有用 (2022DW 報告書②2 頁) であり、この役割は適時開示では代替できない。

令 たとえば、前年度の同期や前四半期と変わりはないという情報は、「中長期の経営戦略の進捗状況を確認する上で有用」かつ必要であるが、適時開示では開示の対象にならないのではないか？

令 Cf. 東証・有価証券上場規程 402 条 上場会社は、次の各号のいずれかに該当する場合 (施行規則で定める基準に該当するものその他の投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものと当取引所が認めるものを除く。) は、施行規則で定めるところにより、直ちにその内容を開示しなければならない。

● (1) 上場会社の業務執行を決定する機関が、次の a から a r までに掲げる事項のいずれかを行うことについての決定をした場合 (当該決定に係

る事項を行わないことを決定した場合を含む。）

ar a から前 a q までに掲げる事項のほか、当該上場会社の運営、業務若しくは財産又は当該上場株券等に関する重要な事項であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの

- (2) 次の a から x までに掲げる事実のいずれかが発生した場合

x a から前 w までに掲げる事実のほか、当該上場会社の運営、業務若しくは財産又は当該上場株券等に関する重要な事実であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの

- ▶ ただし、四半期開示など定期的な開示の内容を簡素化すれば適時開示の役割が重要になるという関係は存在するように思われる。

令 重要な未公開情報（material non-public information）の一般的な開示義務を何らかの形で制度化することが必要になるか。

令 直近の四半期決算短信の内容が急激な環境変化によって誤解を招くようになった場合に、それを訂正することを上場会社に求める必要があるか。

## (2) 四半期開示（四半期決算短信）の信頼の確保

- 「四半期決算短信を金融商品取引法に基づく臨時報告書として開示することにより法令上のエンフォースメント手段を確保するとの対応策」（2022DW 報告書①27 頁）は採用されず。

- ▶ 四半期報告を導入した制度趣旨からは、四半期決算短信を対象とする法令上のエンフォースメント（民事責任・課徴金・刑事罰）を導入すべきとの考え方に合理性が認められるように思われる。

- ▶ 令和4年度DW第1回（2022年10月5日）では賛成意見（黒沼悦郎委員、三瓶裕喜委員）、反対意見（柿原アツ子委員、熊谷五郎委員）が拮抗していたように思われるが、第3回（2022年11月25日）で示された「将来的に、適時開示情報の信頼性確保の観点から、重要な適時開示事項（企業が公表する重要な財務情報）を臨時報告書の提出事由とすることを検討」、「上記のとおり、将来的に、重要な適時開示事項（企業が公表する重要な財務情報）を臨時報告書の提出事由とする場合には、四半期決算短信に含まれる情報も重要な適時開示事項に含むことについて今後検討」という形で調整がなされた。

- ▶ 四半期決算短信に含まれる業績予想の取扱いが今後の課題となるか。

令 Ex. 「四半期決算短信の虚偽記載に対するエンフォースメントについてです。四半期決算短信の虚偽記載を抑止するために、臨時報告書で重ねて提出させることは、そもそも一本化の方針に反するものですし、セーフハーバー・ルールのない我が国におきましては、業績予想が含まれている問題もございま

す。また、企業が虚偽記載の責任を負うというリスクを考慮して、確認にかなりの時間を割くことで速報性が犠牲になるということが想定されます。取引所のエンフォースメントに任せるのが適当ではないかと思えます。」（令和4年度DW第1回（2022年10月5日）における柿原アツ子委員の意見。井口譲二委員も同旨の意見を述べている。）

令 四半期決算短信の内容を臨時報告書として開示することに肯定的な見解も類似の問題意識を示していた。

● Ex. 「また、業績予測の適時開示をした場合に、それを臨時報告書に記載させて報告させるということも考えられます。もっとも、業績予測の開示というのは強制されていないわけですので、任意に開示した場合のみ臨時報告書の記載対象となり、それが罰則や課徴金の対象になるということになりますと、任意の業績予測の開示が後退してしまうのではないかとこの点を心配しております。」（令和3年度DW第6回（2022年2月18日）における黒沼悦郎委員の意見）

● 証券取引所によるエンフォースメントの課題

▶ 第1四半期決算と第3四半期決算のエンフォースメントの【基本的な考え方】として「取引所における開示に係る審査にあたっては、上場会社への確認が基本となるが、取引所において、エンフォースメントをより適切に実施していくため、監査人との連携を強化し、会計不正の概要を早期に把握できる仕組みを構築」を挙げた上で、【具体的な方針】として以下の3点が挙げられている（四半期開示見直し実務方針19頁）。

令 ① 会計不正等の疑義が生じた場合など、必要と認める場合に、上場会社に対して、正確な報告に向けて必要な調査及び調査結果の報告（必要かつ適切と認める場合に、その内容の開示）を求められるよう上場規則で明示

令 ② 公認会計士等へのヒアリングを求める場合の上場会社に対する協力義務に関する上場規則（規程第604条）について、その射程を、上場廃止に係る該当性の判断に必要と認める場合から、会計不正等が生じ、実効性確保措置の検討に必要と認める場合に拡大

令 ③ 上記②の施策が適切に機能するように、監査契約（JICPAにおけるひな型）において、守秘義務解除の「正当な理由」として、取引所からの情報連携の要請等を含めるなど、JICPAにおいて対応されることが期待される

▶ ただし、「監査人によるレビューが、金融商品取引法上の四半期レビューではなく、取引所の規則に基づくものとなる場合には、金融商品取引法193条の3（監査手続中に法令違反等事実を発見した場合の監査人の対応）が適用されないと考えられるため、法令違反等事実発見時の監査人の対応がどのようになるかについて、必要に応じて関係者に周知することが必要であるとの意見があった。」（2022DW

報告書②8 頁注 27)

- 若干のコメント
    - ▶ 四半期財務諸表のレビューが不要となることによって、監査人と上場会社の関係に何らかの変化が生じるのか？
    - ▶ 決算短信など証券取引所の規則に基づく開示に関して虚偽記載等があった場合、上場会社が民法 709 条に基づく損害賠償責任を負う現実的な可能性が存在するか？
5. 発行開示への影響
- 令和 5 年改正前金商法に基づく発行開示における四半期報告書（四半期財務諸表）の位置付け
    - ▶ 通常方式（企業内容等開示府令第 2 号様式）
      - 令 第二部【企業情報】第 5【経理の状況】に有価証券届出書の提出時期に応じて開示可能な四半期財務諸表を掲げ（記載上の注意（61）ただし書等）、四半期レビュー報告書の添付が必要（記載上の注意（60）c）。
      - 令 上記の四半期財務諸表の対象期間における事業全体及びセグメント情報に記載された区分ごとの経営成績の状況並びにキャッシュ・フローの状況が第二部【企業情報】第 2【事業の概況】4【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】の対象となる（記載上の注意（32）a(a)）。
      - 令 連結会計年度の開始から概ね 3 か月、6 か月、9 か月が経過した日から、各四半期に係る四半報告書の提出期限前に届出書を提出する場合には、上記の各期間の経営成績の概要を第二部【企業情報】第 5【経理の状況】1【連結財務諸表等】（2）【その他】に記載する必要がある（記載上の注意（66）b。連結の経営成績の概要を記載すれば単体の経営成績は省略可能。記載上の注意（74）b ただし書）
    - ▶ 組込方式（企業内容等開示府令第 2 号の 2 様式）
      - 令 最近事業年度に係る有価証券報告書の提出日以後届出書提出日までの間に提出された直近の四半期報告書は第 4 部【組込情報】の 1 つ（記載上の注意（3））
      - 令 四半期報告書の提出日以後有価証券届出書提出日までの間に、四半期報告書の「事業等のリスク」に変更等があった場合は、その旨及びその内容を第三部【追完情報】に記載する必要がある（記載上の注意（2）c）。
      - 令 連結会計年度の開始から概ね 3 か月、6 か月、9 か月が経過した日から、各四半期に係る四半報告書の提出期限前に届出書を提出する場合には、上記の各期間の経営成績の概要を第三部【追完情報】に記載する必要がある（記載上の注意（2）d。単体の経営成績の概要の記載が必要となる場合あり。記載上

の注意（２）e)

▶ 参照方式（企業内容等開示府令第２号の３様式）

令 四半期報告書は第三部【参照情報】第１【参照書類】の１つ。

令 四半期報告書の提出日以後有価証券届出書提出日までの間に、参照書類である四半期報告書の「事業等のリスク」に変更等があった場合は、その旨及びその内容を第２【参照書類の補完情報】に記載する必要がある（記載上の注意（２））。

令 四半期決算短信の公表後、四半期報告書の提出前に有価証券届出書を提出する場合、当該四半期に係る四半期財務諸表を添付する必要があると解されている（企業内容等開示府令１０条１項３号ホ（１）、企業内容等開示ガイドラインB7-4・7-3③⑩）。

● 令和５年改正後金商法に基づく発行開示における四半期財務諸表の位置付け

▶ 通常方式（企業内容等開示府令改正案第２号様式）

令 四半期財務諸表の掲載に係る義務は中間財務諸表の掲載に改められる（記載上の注意（６１）ただし書等）。

● 中間財務諸表の掲載が求められるのは中間財務諸表の提出期限の経過後に有価証券届出書を提出する場合

● 第１四半期に係る決算短信後に有価証券届出書を提出する場合に、四半期財務諸表を有価証券届出書に掲げることは求められない。

令 第二部【企業情報】第２【事業の概況】４【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】の対象は、掲載された中間財務諸表の対象期間となる（記載上の注意（３２）a(a)）。

令 第二部【企業情報】第５【経理の状況】１【連結財務諸表等】（２）【その他】に経営成績の概要の記載が必要となるのは、連結会計年度の開始から概ね６か月が経過した後、半期報告書の提出期限前に届出書を提出する場合のみであり、経営成績の概要の記載の対象は上記の期間となる（記載上の注意（６６）b(a)）

▶ 組込方式（企業内容等開示府令改正案第２号の２様式）

令 四半期報告書は第４部【組込情報】から削除される。

● 上場会社が組込方式によって有価証券届出書を作成する場合、最近事業年度に係る有価証券報告書の提出日以後届出書提出日までの間に提出した半期報告書を添付することになる（記載上の注意（３））。

● 半期報告書の提出日以後有価証券届出書提出日までの間に、半期報告書の「事業等のリスク」に変更等があった場合は、その旨及びその内容を第三部【追完情報】に記載する必要がある（記載上の注意（２）c））。

令 連結会計年度の開始から概ね６か月が経過した後、半期報告書の提出期限前

に届出書を提出する場合には、上記の期間の経営成績の概要を第三部【追完情報】に記載する必要がある（記載上の注意（2）d）

● 連結会計年度の開始から概ね3か月と9か月の経営成績の概要を第三部【追完情報】に記載する必要がなくなる。

▶ 参照方式（企業内容等開示府令改正案第2号の3様式）

令 四半期報告書は第三部【参照情報】第1【参照書類】から削除される。

令 半期報告書の提出日以後有価証券届出書提出日までの間に、参照書類である半期報告書の「事業等のリスク」に変更等があった場合は、その旨及びその内容を第2【参照書類の補完情報】に記載する必要がある（記載上の注意（2））。

令 第2 四半期決算短信の公表後、半期報告書の提出前に有価証券届出書を提出する場合、中間財務諸表を添付する必要があるが（企業内容等開示府令10条1項3号ホ（1）、企業内容等開示ガイドライン改正案B7-4・7-3⑧）、第1 四半期決算短信又は第2 四半期決算短信の公表後に有価証券届出書を提出する場合であっても四半期財務表諸表の添付は不要となる。

● 若干のコメント

▶ 四半期報告の廃止に伴い有価証券届出書によって開示すべき事項を減らすことは合理的であったのか？

▶ 四半期財務諸表を任意で有価証券届出書に掲載する枠組みは機能するか？

令 通常方式の場合は第二部【企業情報】第5【経理の状況】1【連結財務諸表等】に掲載可能であることが想定されている（企業内容等開示ガイドライン改正案B5-21-2）。

● レビューの有無及びレビューがある場合はレビュー報告書に掲載が必要

令 組込方式及び参照方式の記載上の注意の冒頭に「次に掲げるものを除き、第2号様式に準じて記載すること。」との記載があるので、四半期財務諸表の掲載は可能であると思われるが、どのような形で掲載するかは検討の余地がある。

● 様式の項目以外の追加することは可能（企業内容等開示ガイドライン5-3）

令 有価証券届出書を提出する場合だけ直近の四半期財務諸表についてレビューを受けることは可能か？

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章〜第二章の六（略）</p> <p>第三章 金融商品取引業者等</p> <p>第一節（略）</p> <p>第二節 業務</p> <p>第一款〜第四款（略）</p> <p>第五款 電子募集業務及び電子募集取扱業務に関する特則（第四十三条の五）</p> <p>第六款〜第八款（略）</p> <p>第三節〜第八節（略）</p> <p>第三章の二〜第九章（略）</p> <p>附則</p> <p>（定義）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2 前項第一号から第十五号までに掲げる有価証券、同項第十七号に掲げる有価証券（同項第十六号に掲げる有価証券の性質を有するものを除く。）及び同項第十八号に掲げる有価証券に表示されるべき権利（同項第十四号に掲げる有価証券及び同項第十七号に掲げる有</p>	<p>目次</p> <p>第一章〜第二章の六（略）</p> <p>第三章 金融商品取引業者等</p> <p>第一節（略）</p> <p>第二節 業務</p> <p>第一款〜第四款（略）</p> <p>第五款 電子募集取扱業務に関する特則（第四十三条の五）</p> <p>第六款〜第八款（略）</p> <p>第三節〜第八節（略）</p> <p>第三章の二〜第九章（略）</p> <p>附則</p> <p>（定義）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2 前項第一号から第十五号までに掲げる有価証券、同項第十七号に掲げる有価証券（同項第十六号に掲げる有価証券の性質を有するものを除く。）及び同項第十八号に掲げる有価証券に表示されるべき権利（同項第十四号に掲げる有価証券及び同項第十七号に掲げる有</p>

二条に規定する組合と締結した共済契約、中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第八十一号）第九条の二第七項に規定する共済事業を行う同法第三条に規定する組合と締結した共済契約又は不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第二条第三項に規定する不動産特定共同事業契約（同条第九項に規定する特例事業者と締結したもの及び当該不動産特定共同事業契約に基づく権利が電子情報処理組織を用いて移転することができる財産的価値（電子機器その他の物に電子的方法により記録されるものに限る。）に表示されるものを除く。）に基づく権利（イ及びロに掲げる権利を除く。）

二（略）

六・七（略）

3 3 42（略）

（有価証券届出書の提出）

第五条（略）

2 前条第一項本文、第二項本文又は第三項本文の規定の適用を受ける有価証券の募集又は売出しのうち発行価額又は売出価額の総額が五億円未満のもので内閣府令で定めるもの（第二十四条第二項において「少額募集等」という。）に関し、前項の届出書を提出しようとする者のうち次の各号のいずれにも該当しない者は、当該届出書に、同項第二号に掲げる事項のうち当該会社に係るものとして内閣府令で定めるものを記載することにより、同号に掲げる事項の記載

二条に規定する組合と締結した共済契約、中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第八十一号）第九条の二第七項に規定する共済事業を行う同法第三条に規定する組合と締結した共済契約又は不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第二条第三項に規定する不動産特定共同事業契約（同条第九項に規定する特例事業者と締結したものを除く。）に基づく権利（イ及びロに掲げる権利を除く。）

二（略）

六・七（略）

3 3 42（略）

（有価証券届出書の提出）

第五条（略）

2 前条第一項本文、第二項本文又は第三項本文の規定の適用を受ける有価証券の募集又は売出しのうち発行価額又は売出価額の総額が五億円未満のもので内閣府令で定めるもの（第二十四条第二項において「少額募集等」という。）に関し、前項の届出書を提出しようとする者のうち次の各号のいずれにも該当しない者は、当該届出書に、同項第二号に掲げる事項のうち当該会社に係るものとして内閣府令で定めるものを記載することにより、同号に掲げる事項の記載



に代えることができる。

一・二 (略)

三 既に、有価証券報告書(第二十四条第一項に規定する報告書をいう。以下この条及び第七条において同じ。)のうち同項本文に規定する事項を記載したもの又は半期報告書(第二十四条の五第一項に規定する半期報告書をいう。以下この条、第七条第四項及び第二十四条第二項において同じ。)のうち第二十四条の五第一項の表の各号の中欄に掲げる事項を記載したものを提出している者(前二号に掲げる者を除く。)

3 既に内閣府令で定める期間継続して有価証券報告書のうち内閣府令で定めるものを提出している者は、前条第一項から第三項までの規定による届出をしようとする場合には、第一項の届出書に、内閣府令で定めるところにより、その者に係る直近の有価証券報告書及びその添付書類並びにその提出以後に提出される半期報告書並びにこれらの訂正報告書の写しをとじ込み、かつ、当該有価証券報告書提出後に生じた事実で内閣府令で定めるものを記載することにより、同項第二号に掲げる事項の記載に代えることができる。

4 次に掲げる全ての要件を満たす者が前条第一項から第三項までの規定による届出をしようとする場合において、第一項の届出書に、

に代えることができる。

一・二 (略)

三 既に、有価証券報告書(第二十四条第一項に規定する報告書をいう。以下この条及び第七条において同じ。)のうち同項本文に規定する事項を記載したもの又は第二十四条の四の七第一項若しくは第二項の規定による四半期報告書(以下この条において「四半期報告書」という。)のうち第二十四条の四の七第一項に規定する事項を記載したもの若しくは半期報告書(第二十四条の五第一項に規定する報告書をいう。以下この条、第七条第四項及び第二十四条第二項において同じ。)のうち第二十四条の五第一項に規定する事項を記載したものを提出している者(前二号に掲げる者を除く。)

3 既に内閣府令で定める期間継続して有価証券報告書のうち内閣府令で定めるものを提出している者は、前条第一項から第三項までの規定による届出をしようとする場合には、第一項の届出書に、内閣府令で定めるところにより、その者に係る直近の有価証券報告書及びその添付書類並びにその提出以後に提出される四半期報告書又は半期報告書並びにこれらの訂正報告書の写しをとじ込み、かつ、当該有価証券報告書提出後に生じた事実で内閣府令で定めるものを記載することにより、同項第二号に掲げる事項の記載に代えることができる。

4 次に掲げる全ての要件を満たす者が前条第一項から第三項までの規定による届出をしようとする場合において、第一項の届出書に、

内閣府令で定めるところにより、その者に係る直近の有価証券報告書及びその添付書類並びにその提出以後に提出される半期報告書及び臨時報告書（第二十四条の五第四項に規定する報告書をいう。）並びにこれらの訂正報告書（以下「参照書類」という。）を参照すべき旨を記載したときは、第一項第二号に掲げる事項の記載をしたものとみなす。

一・二（略）

5 第一項から前項までの規定は、当該有価証券が特定有価証券である場合について準用する。この場合において、第一項中「有価証券の募集及び売出しを除く」とあるのは「有価証券の募集又は売出しに限る」と、「当該有価証券（特定有価証券を除く。以下この項から第四項までにおいて同じ。）とあるのは「当該特定有価証券」と、同項第二号中「当該会社の商号、当該会社の属する企業集団（当該会社及び当該会社が他の会社の議決権の過半数を所有していることその他の当該会社と密接な関係を有する者として内閣府令で定める要件に該当する者（内閣府令で定める会社その他の団体に限る。）の集団をいう。以下同じ。）及び当該会社の経理の状況その他事業」とあるのは「当該会社が行う資産の運用その他これに類似する事業に係る資産の経理の状況その他資産」と、第二項中「有価証券の募集又は売出しのうち」とあるのは「特定有価証券に係る有価証券の募集又は売出しのうち」と、同項第一号中「有価証券の」とあるのは「特定有価証券の」と、同項第二号中「有価証券の募集又は売出し」とあるのは「特定有価証券に係る有価証券の募集又は売

内閣府令で定めるところにより、その者に係る直近の有価証券報告書及びその添付書類並びにその提出以後に提出される四半期報告書又は半期報告書及び臨時報告書（第二十四条の五第四項に規定する報告書をいう。）並びにこれらの訂正報告書（以下「参照書類」という。）を参照すべき旨を記載したときは、第一項第二号に掲げる事項の記載をしたものとみなす。

一・二（略）

5 第一項から前項までの規定は、当該有価証券が特定有価証券である場合について準用する。この場合において、第一項中「有価証券の募集及び売出しを除く」とあるのは「有価証券の募集又は売出しに限る」と、「当該有価証券（特定有価証券を除く。以下この項から第四項までにおいて同じ。）とあるのは「当該特定有価証券」と、同項第二号中「当該会社の商号、当該会社の属する企業集団（当該会社及び当該会社が他の会社の議決権の過半数を所有していることその他の当該会社と密接な関係を有する者として内閣府令で定める要件に該当する者（内閣府令で定める会社その他の団体に限る。）の集団をいう。以下同じ。）及び当該会社の経理の状況その他事業」とあるのは「当該会社が行う資産の運用その他これに類似する事業に係る資産の経理の状況その他資産」と、第二項中「有価証券の募集又は売出しのうち」とあるのは「特定有価証券に係る有価証券の募集又は売出しのうち」と、同項第一号中「有価証券の」とあるのは「特定有価証券の」と、同項第二号中「有価証券の募集又は売出し」とあるのは「特定有価証券に係る有価証券の募集又は売

出し」と、同項第三号中「同項本文」とあるのは「第二十四条第五項において準用する同条第一項本文」と、「第二十四条の五第一項の表の各号の中欄」とあるのは「第二十四条の五第三項において準用する同条第一項の表の第三号の中欄」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

6 第一項の規定により届出書を提出しなければならない外国会社（以下「届出書提出外国会社」という。）は、公益又は投資者保護に欠けることがないものとして内閣府令で定める場合には、同項の届出書に代えて、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる書類を提出することができる。

一 (略)

二 外国において開示（当該外国の法令（外国金融商品市場を開設する者その他の内閣府令で定める者の規則を含む。）に基づいて当該外国において公衆の縦覧に供されることをいう。第二十四条第八項及び第二十四条の五第七項において同じ。）が行われている参照書類又は第一項の届出書に類する書類であつて英語で記載されているもの

7  
7  
13 (略)

出し」と、同項第三号中「同項本文」とあるのは「第二十四条第五項において準用する同条第一項本文」と、「第二十四条の四の七第一項若しくは第二項」とあるのは「第二十四条の四の七第三項において準用する同条第一項若しくは第二項」と、「第二十四条の四の七第一項に規定する事項」とあるのは「第二十四条の四の七第三項において準用する同条第一項に規定する事項」と、「第二十四条の五第一項に規定する事項」とあるのは「第二十四条の五第三項において準用する同条第一項に規定する事項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

6 第一項の規定により届出書を提出しなければならない外国会社（以下「届出書提出外国会社」という。）は、公益又は投資者保護に欠けることがないものとして内閣府令で定める場合には、同項の届出書に代えて、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる書類を提出することができる。

一 (略)

二 外国において開示（当該外国の法令（外国金融商品市場を開設する者その他の内閣府令で定める者の規則を含む。）に基づいて当該外国において公衆の縦覧に供されることをいう。第二十四条第八項、第二十四条の四の七第六項及び第二十四条の五第七項において同じ。）が行われている参照書類又は第一項の届出書に類する書類であつて英語で記載されているもの

7  
7  
13 (略)

あつた日からその解除があつた日までの期間は、算入しない。」  
とあるのは「当該書類が提出された時から五年間」と読み替えるものとする。

(有価証券報告書の提出)

第二十四条 (略)

2 前項第三号に掲げる有価証券に該当する有価証券の発行者である会社で、少額募集等につき第五条第二項に規定する事項を記載した同条第一項に規定する届出書を提出した会社のうち次の各号のいずれにも該当しない会社は、前項本文の規定により提出しなければならない有価証券報告書に、同項本文に規定する事項のうち当該会社に係るものとして内閣府令で定めるものを記載することにより、同項本文に規定する事項の記載に代えることができる。

一 既に、前項本文に規定する事項を記載した有価証券報告書又は第二十四条の五第一項の表の各号の中欄に掲げる事項を記載した半期報告書を提出している者

二 (略)

3 15 (略)

(削る)

あつた日からその解除があつた日までの期間は、算入しない。」  
とあるのは「当該書類が提出された時から五年間」と読み替えるものとする。

(有価証券報告書の提出)

第二十四条 (略)

2 前項第三号に掲げる有価証券に該当する有価証券の発行者である会社で、少額募集等につき第五条第二項に規定する事項を記載した同条第一項に規定する届出書を提出した会社のうち次の各号のいずれにも該当しない会社は、前項本文の規定により提出しなければならない有価証券報告書に、同項本文に規定する事項のうち当該会社に係るものとして内閣府令で定めるものを記載することにより、同項本文に規定する事項の記載に代えることができる。

一 既に、前項本文に規定する事項を記載した有価証券報告書又は第二十四条の四の七第一項若しくは第二項の規定による四半期報告書のうち同条第一項に規定する事項を記載した若しくは第二十四条の五第一項に規定する事項を記載した半期報告書を提出している者

二 (略)

3 15 (略)

(四半期報告書の提出)

第二十四条の四の七 第二十四条第一項の規定による有価証券報告書

を提出しなければならない会社(第二十三条の三第四項の規定により当該有価証券報告書を提出した会社を含む。次項において同じ。)

(のうち、第二十四条第一項第一号に掲げる有価証券の発行者である会社その他の政令で定めるもの(以下この項及び次項において「上場会社等」という。))は、その事業年度が三月を超える場合は、内閣府令で定めるところにより、当該事業年度の期間を三月ごとに区分した各期間(政令で定める期間を除く。以下同じ。))ごとに、当該会社の属する企業集団の経理の状況その他の公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして内閣府令で定める事項(以下この項において「四半期報告書記載事項」という。))を記載した報告書(以下「四半期報告書」という。))を、当該各期間経過後四十五日以内の政令で定める期間内(やむを得ない理由により当該期間内に提出できないと認められる場合には、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ内閣総理大臣の承認を受けた期間内)に、内閣総理大臣に提出しなければならない。この場合において、上場会社等のうち内閣府令で定める事業を行う会社は、四半期報告書記載事項のほか、当該会社の経理の状況その他の公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして内閣府令で定める事項を記載した四半期報告書を、当該各期間経過後六十日以内の政令で定める期間内(やむを得ない理由により当該期間内に提出できないと認められる場合には、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ内閣総理大臣の承認を受けた期間内)に、内閣総理大臣に提出しなければならない。

2| 第二十四条第一項の規定による有価証券報告書を提出しなければならない会社であつて、上場会社等以外の会社（政令で定めるものを除く。）は、四半期報告書を任意に提出することができる。

3| 前二項の規定は、第二十四条第五項において準用する同条第一項の規定による有価証券報告書を提出しなければならない会社（第二十三条の三第四項の規定により当該有価証券報告書を提出した会社を含む。）のうち政令で定めるものについて準用する。この場合において、第一項中「政令で定めるもの」とあるのは「政令で定めるもの（特定有価証券（第五条第一項に規定する特定有価証券をいう。以下この項において同じ。）の発行者に限る。」と、「その事業年度」とあるのは「当該特定有価証券に係る特定期間（第二十四条第五項において準用する同条第一項に規定する特定期間をいう。以下この項において同じ。）」と、「当該事業年度の期間」とあるのは「当該特定期間」と、「当該会社の属する企業集団」とあるのは「当該会社が行う資産の運用その他これに類似する事業に係る資産」と、「当該会社の経理」とあるのは「当該会社が行う資産の運用その他これに類似する事業に係る資産の経理」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

4| 第七条第一項、第九条第一項及び第十条第一項の規定は四半期報告書について、第二十二條の規定は四半期報告書及びその訂正報告書のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実の記載が欠けている場合について、それぞれ準用する。この場合にお

いて、第七条第一項中「第四条第一項から第三項までの規定による届出の日以後当該届出がその効力を生ずることとなる日前において、第五条第一項及び第十三項の規定による届出書類」とあるのは「四半期報告書（第二十四条の四の七第一項又は第二項（これらの規定を同条第三項において準用する場合を含む。）の規定による四半期報告書をいう。以下この条、第九条第一項、第十条第一項及び第二十二條において同じ。）」と、「届出者」とあるのは「四半期報告書の提出者」と、「訂正届出書」とあるのは「訂正報告書」と、第九条第一項中「届出者」とあるのは「四半期報告書の提出者」と、「訂正届出書」とあるのは「訂正報告書」と、第十条第一項中「届出者」とあるのは「四半期報告書の提出者」と、「訂正届出書の提出者」と、「訂正届出書」とあるのは「訂正報告書」と、第十条第一項中「届出を命じ、必要があると認めるときは、第四条第一項から第三項までの規定による届出の効力の停止」とあるのは「訂正報告書の提出」と、第二十二條第一項中「有価証券届出書の届出者が発行者である有価証券を募集若しくは売出しによらないで取得した者」とあるのは「四半期報告書又はその訂正報告書の提出者が発行者である有価証券を取得した者」と、同条第二項中「前項」とあるのは「第二十四条の四の七第四項において準用する前項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

5 | 第六条の規定は、第一項又は第二項（これらの規定を第三項において準用する場合を含む。次項から第十一項までにおいて同じ。）の規定により四半期報告書が提出された場合及び前項において準用する第七条第一項、第九条第一項又は第十条第一項の規定により当

該報告書の訂正報告書が提出された場合について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

6 第一項の規定により四半期報告書を提出しなければならない報告書提出外国会社（第二項の規定により四半期報告書を提出する報告書提出外国会社を含む。以下この条において同じ。）は、公益又は投資者保護に欠けることがないものとして内閣府令で定める場合には、第一項の規定による四半期報告書に代えて、外国において開示が行われている四半期報告書に類する書類であつて英語で記載されているもの（以下この条において「外国会社四半期報告書」という。）を提出することができる。

7 外国会社四半期報告書には、内閣府令で定めるところにより、当該外国会社四半期報告書に記載されている事項のうち公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして内閣府令で定めるものの要約の日本語による翻訳文、当該外国会社四半期報告書に記載されていない事項のうち公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして内閣府令で定めるものを記載した書類その他内閣府令で定めるもの（以下この条において「補足書類」という。）を添付しなければならない。

8 前二項の規定により報告書提出外国会社が外国会社四半期報告書及びその補足書類を提出した場合には、当該外国会社四半期報告書及びその補足書類を四半期報告書とみなし、これらの提出を四半期報告書を提出したものとみなして、金融商品取引法令の規定を適用する。



9| 内閣総理大臣は、外国会社四半期報告書を提出した報告書提出外国会社が第六項の規定により外国会社四半期報告書を提出することができる場合に該当しないと認めるときは、当該報告書提出外国会社に対し、その旨を通知しなければならない。この場合においては、行政手続法第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

10| 前項の規定による通知を受けた報告書提出外国会社は、第一項の規定にかかわらず、同項の規定による四半期報告書を、当該通知があつた日を起算日として公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして政令で定める期間内に提出しなければならない。

11| 第六項から第八項までの規定は、第四項において読み替えて準用する第七条第一項、第九条第一項又は第十条第一項の規定により報告書提出外国会社が提出した外国会社四半期報告書及びその補足書類の訂正報告書を提出する場合について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

12| 第一項（第三項において準用する場合に限る。以下この条において同じ。）の規定により四半期報告書を提出しなければならない会社（第二項（第三項において準用する場合に限る。）の規定により四半期報告書を提出する会社を含む。）が、内閣府令で定めるところにより、第一項に規定する内閣府令で定める事項の一部を記載した書面（法令又は金融商品取引所の規則（これに類するものとして内閣府令で定めるものを含む。）に基づいて作成された書面に限る。以下この項及び次項において「四半期代替書面」という。）を四

半期報告書と併せて内閣総理大臣に提出する場合において、公益又は投資者保護に欠けることがないものとして内閣府令で定めるところにより内閣総理大臣の承認を受けた場合における第一項の適用については、同項中「内閣府令で定める事項」とあるのは、「内閣府令で定める事項（第十二項に規定する四半期代替書面に記載された事項を除く。）」とする。

13 前項の規定により読み替えて適用する第一項の四半期報告書と併せて四半期代替書面を提出した場合には、当該四半期代替書面を当該四半期報告書の一部とみなし、当該四半期代替書面を提出したことを当該四半期代替書面を当該四半期報告書の一部として提出したものとみなして、金融商品取引法令の規定を適用する。

（確認書に関する規定の四半期報告書への準用）

第二十四条の四の八 第二十四条の四の二の規定は、前条第一項又は第二項（これらの規定を同条第三項において準用する場合を含む）

の規定により四半期報告書を提出する場合及び同条第四項において読み替えて準用する第七条第一項、第九条第一項又は第十条第一項の規定により訂正報告書を提出する場合について準用する。この場合において、第二十四条の四の二第一項中「有価証券報告書の記載内容」とあるのは「四半期報告書（その訂正報告書を含む。以下この条において同じ。）の記載内容」と、「有価証券報告書等に代えて外国会社報告書」とあるのは「四半期報告書に代えて外国会社四半期報告書」と、「当該外国会社報告書」とあるのは「当該外国

（削る）

(半期報告書及び臨時報告書の提出)

第二十四条の五 第二十四条第一項の規定による有価証券報告書を提出しなければならない会社(第二十三条の三第四項の規定により有価証券報告書を提出した会社を含む。第四項において同じ。)は、事業年度ごとに、当該事業年度が開始した日から六月が経過したときは、内閣府令で定めるところにより、次の表の各号の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ、同表の中欄に掲げる事項を記載した半期報告書(この項の規定により提出すべき報告書をいう。以下同じ。)を、同表の下欄に掲げる期間内(やむを得ない理由により当該期

会社四半期報告書」と、同条第二項中「有価証券報告書と併せて」とあるのは「四半期報告書と併せて」と、同条第六項中「第二十四条の四の二第一項又は第二項(これらの規定を同条第三項(同条第四項において準用する場合を含む。))及び第四項において準用する場合を含む。))の規定による確認書」とあるのは「第二十四条の四の八において読み替えて準用する第二十四条の四の二第一項又は第二項(これらの規定を同条第三項(同条第四項において準用する場合を含む。))及び第四項において準用する場合を含む。))による確認書」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

2 |

第二十四条の四の三の規定は、前項の規定により提出した確認書の訂正確認書を提出する場合について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(半期報告書及び臨時報告書の提出)

第二十四条の五 第二十四条第一項の規定による有価証券報告書を提出しなければならない会社(第二十三条の三第四項の規定により有価証券報告書を提出した会社を含む。第四項において同じ。)のうち、第二十四条の四の七第一項の規定により四半期報告書を提出しなければならない会社(同条第二項の規定により四半期報告書を提出した会社を含む。第三項において同じ。)以外の会社は、その事業年度が六月を超える場合には、内閣府令で定めるところにより、事業年度ごとに、当該事業年度が開始した日以後六月間の当該会社

間内に提出できないと認められる場合には、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ内閣総理大臣の承認を受けた期間内に、内閣総理大臣に提出しなければならない。ただし、同表の第三号の上欄に掲げる会社（以下この項において「非上場会社」という。）のうち同表の第二号の上欄に規定する内閣府令で定める事業を行うものについては、同号の中欄に掲げる事項を記載した半期報告書を同号の下欄に掲げる期間内に提出することをもって、非上場会社のうち当該事業を行う会社以外の会社については、同表の第一号の中欄に掲げる事項を記載した半期報告書を同号の下欄に掲げる期間内に提出することをもって、これに代えることができる。

<p>一 第二十四条          条第一項第          一号に掲げ          る有価証券          その他流通          状況がこれ          に準ずるも          のの発行者          である会社          その他の政          令で定める          もの（以下          この表にお</p>	<p>当該事業年度が開始した日以          後六月間の当該会社の属する          企業集団の経理の状況その他          の公益又は投資者保護のため          必要かつ適当なものとして内          閣府令で定める事項（以下こ          の表において「半期報告書共          通記載事項」という。）</p>	<p>当該期間が経過          した日から起算          して四十五日以          内の政令で定め          る期間内</p>
--	---	---

の属する企業集団及び当該会社の経理の状況その他事業の内容に関する重要な事項その他の公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして内閣府令で定める事項を記載した報告書（以下「半期報告書」という。）を、当該期間経過後三月以内（やむを得ない理由により当該期間内に提出できないと認められる場合には、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ内閣総理大臣の承認を受けた期間内）に、内閣総理大臣に提出しなければならない。

（新設）

<p>社 三 上場会社 等以外の会 社</p>	<p>二 上場会社 等のうち金 融システム の安定を図 るためその 業務の健全 性を確保す る必要があ る事業とし て内閣府令 で定める事 業を行う会 社</p>	<p>いて「上場 会社等」と いう。）の うち次号の 上欄に掲げ る会社以外 の会社</p>
<p>載事項及び当該会社に係るこ 事 後六月間の半期報告書共通記 載事項及び当該会社に係るこ 事</p>	<p>当該事業年度が開始した日以 後六月間の半期報告書共通記 載事項及び当該会社に係るこ れと同様の事項として内閣府 令で定める事項</p>	<p>当該事業年度が開始した日以 後六月間の半期報告書共通記 載事項及び当該会社に係るこ れと同様の事項として内閣府 令で定める事項</p>
<p>当該期間が経過 した日から起算 して三月以内</p>	<p>当該期間が経過 した日から起算 して六十日以内 の政令で定める 期間内</p>	<p>当該期間が経過 した日から起算 して六十日以内 の政令で定める 期間内</p>

れと同様の事項並びにこれらを補足する事項として内閣府令で定める事項

2 第二十四条第二項に規定する事項を記載した同条第一項の規定による有価証券報告書を提出した、又は提出しようとする会社のうち次の各号のいずれにも該当しない会社は、半期報告書に、前項の表の第三号の中欄に掲げる事項のうち当該会社に係るものとして内閣府令で定めるものを記載することにより、同欄に掲げる事項の記載に代えることができる。

一 既に、第二十四条第一項本文に規定する事項を記載した有価証券報告書又は前項の表の各号の中欄に掲げる事項を記載した半期報告書を提出している者

二 (略)

3 第一項(ただし書並びに同項の表の第一号及び第二号を除く。以下この項において同じ。)及び前項の規定は、第二十四条第五項において準用する同条第一項の規定による有価証券報告書を提出しなければならぬ会社(第二十三条の三第四項の規定により当該有価証券報告書を提出した会社を含む。次項及び第二十項において同じ。 )について準用する。この場合において、第一項中「第四項において同じ。」は、「事業年度ごと」に、「当該事業年度」とあるのは「( )のうち、特定有価証券(第五条第一項に規定する特定有価証券をいう。以下この項及び次項において同じ。)の発行者は、特定期間(第二十四条第五項において準用する同条第一項に規定する特定期間

2 第二十四条第二項に規定する事項を記載した同条第一項の規定による有価証券報告書を提出した、又は提出しようとする会社のうち次の各号のいずれにも該当しない会社は、前項の規定により提出しなければならぬ半期報告書に、同項に規定する事項のうち当該会社に係るものとして内閣府令で定めるものを記載することにより、同項に規定する事項の記載に代えることができる。

一 既に、第二十四条第一項本文に規定する事項を記載した有価証券報告書又は前項に規定する事項を記載した半期報告書を提出している者

二 (略)

3 前二項の規定は、第二十四条第五項において準用する同条第一項の規定による有価証券報告書を提出しなければならぬ会社(第二十三条の三第四項の規定により当該有価証券報告書を提出した会社を含む。次項及び第二十項において同じ。)のうち、第二十四条の四の七第三項において準用する同条第一項の規定により四半期報告書を提出しなければならない会社以外の会社について準用する。この場合において、第一項中「以外の会社」とあるのは「以外の会社(特定有価証券(第五条第一項に規定する特定有価証券をいう。以下この項及び次項において同じ。)の発行者に限る。 )」と、「その事業年度」とあるのは「当該特定有価証券に係る特定期間(第二

をいう。以下この項において同じ。)ごとに、当該特定有価証券に係る特定期間」と、「次の表の各号の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ、同表の中欄」とあるのは「次の表の第三号の中欄」と、「同表の下欄」とあるのは「同号の下欄」と、同項の表の第三号の中欄中「当該事業年度が開始した日以後六月間の半期報告書共通記載事項及び当該会社に係るこれと同様の事項並びにこれらを補足する事項」とあるのは「当該特定期間が開始した日以後六月間の当該会社が行う資産の運用その他これに類似する事業に係る資産の經理の状況その他資産の内容に関する重要な事項その他の公益又は投資者保護のため必要かつ適当なもの」と、前項第一号中「前項の表の各号の中欄」とあるのは「前項の表の第三号の中欄」と、同項第二号中「有価証券の」とあるのは「特定有価証券の」と読み替えるものとする。

4  
4～12 (略)

13 第一項(第三項において準用する場合に限る。以下この項及び次項において同じ。)の規定により半期報告書を提出しなければならない会社が、内閣府令で定めるところにより、第一項の表の第三号の中欄に規定する内閣府令で定める事項の一部を記載した書面(法令又は金融商品取引所の規則(これに類するものとして内閣府令で定めるものを含む。))に基づいて作成された書面に限る。以下この項及び次項において「半期代替書面」という。)を半期報告書と併せて内閣総理大臣に提出する場合において、公益又は投資者保護に欠けることがないものとして内閣府令で定めるところにより内閣総

十四条第五項において準用する同条第一項に規定する特定期間をいう。以下この項において同じ。)と、「事業年度ごと」とあるのは「特定期間ごと」と、「当該事業年度」とあるのは「当該特定期間」と、「当該会社の属する企業集団及び当該会社の經理の状況その他事業」とあるのは「当該会社が行う資産の運用その他これに類似する事業に係る資産の經理の状況その他資産」と、前項中「有価証券の」とあるのは「特定有価証券の」と読み替えるものとする。

4  
4～12 (略)

13 第一項(第三項において準用する場合に限る。以下この項及び次項において同じ。)の規定により半期報告書を提出しなければならない会社が、内閣府令で定めるところにより、第一項に規定する内閣府令で定める事項の一部を記載した書面(法令又は金融商品取引所の規則(これに類するものとして内閣府令で定めるものを含む。))に基づいて作成された書面に限る。以下この項及び次項において「半期代替書面」という。)を半期報告書と併せて内閣総理大臣に提出する場合において、公益又は投資者保護に欠けることがないものとして内閣府令で定めるところにより内閣総理大臣の承認を受け

理大臣の承認を受けた場合における第一項及び第二項の規定の適用については、同欄中「内閣府令で定める事項」とあるのは「内閣府令で定める事項（第十三項に規定する半期代替書面に記載された事項を除く。）」と、同項中「掲げる事項の」とあるのは「掲げる事項（第十三項に規定する半期代替書面に記載された事項を除く。）とする。」とする。

14  
～  
21 (略)

(有価証券届出書等の公衆縦覧)

第二十五条 内閣総理大臣は、内閣府令で定めるところにより、次の各号に掲げる書類（以下この条及び次条第一項において「縦覧書類」という。）を、当該縦覧書類を受理した日から当該各号に定める期間を経過する日（当該各号に掲げる訂正届出書、訂正発行登録書、訂正報告書又は訂正確認書にあつては、当該訂正の対象となつた当該各号に掲げる第五条第一項及び第十三項の規定による届出書及びその添付書類、発行登録書及びその添付書類、有価証券報告書及びその添付書類、確認書、内部統制報告書及びその添付書類、半期報告書、臨時報告書、自己株券買付状況報告書又は親会社等状況報告書に係る当該経過する日、第二号に掲げる発行登録追補書類及びその添付書類にあつては、当該発行登録追補書類に係る発行登録についての発行登録書及びその添付書類に係る当該経過する日、第四号及び第七号に掲げる確認書（当該確認書の対象が有価証券報告書及びその添付書類の訂正報告書又は半期報告書の訂正報告書である

た場合における第一項及び第二項の規定の適用については、同項中「内閣府令で定める事項」とあるのは「内閣府令で定める事項（第十三項に規定する半期代替書面に記載された事項を除く。）」と、第二項中「同項に規定する事項」とあるのは「同項に規定する事項（第十三項に規定する半期代替書面に記載された事項を除く。）とする。」とする。

14  
～  
21 (略)

(有価証券届出書等の公衆縦覧)

第二十五条 内閣総理大臣は、内閣府令で定めるところにより、次の各号に掲げる書類（以下この条及び次条第一項において「縦覧書類」という。）を、当該縦覧書類を受理した日から当該各号に定める期間を経過する日（当該各号に掲げる訂正届出書、訂正発行登録書、訂正報告書又は訂正確認書にあつては、当該訂正の対象となつた当該各号に掲げる第五条第一項及び第十三項の規定による届出書及びその添付書類、同条第四項の規定の適用を受ける届出書及びその添付書類、発行登録書及びその添付書類、有価証券報告書及びその添付書類、確認書、内部統制報告書及びその添付書類、四半期報告書、半期報告書、臨時報告書、自己株券買付状況報告書又は親会社等状況報告書に係る当該経過する日、第五号及び第九号に掲げる確認書（当該確認書の対象が有価証券報告書及びその添付書類の訂正報告書、四半期報告書の訂正報告書又は半期報告書の訂正報告書である場合に限る。）にあつては、当該訂正の対象となつた有価証券



場合に限る。)にあつては、当該訂正の対象となつた有価証券報告書及びその添付書類又は半期報告書に係る当該経過する日)までの間、公衆の縦覧に供しなければならない。

一 第五条第一項及び第十三項の規定による届出書及びその添付書類並びにこれらの訂正届出書 五年

(削る)

二 発行登録書及びその添付書類、発行登録追補書類及びその添付書類並びにこれらの訂正発行登録書 五年

三 五 (略)

(削る)

六 半期報告書及びその訂正報告書 五年

七 第二十四条の五の二において準用する第二十四条の四の二の規定による確認書及びその訂正確認書 五年

八 臨時報告書及びその訂正報告書 五年

九・十 (略)

2 有価証券の発行者で前項第一号から第九号までに掲げる書類を提出したものと及び有価証券の発行者の親会社等が同項第十号に掲げる書類を提出した場合の当該発行者は、これらの書類の写しを、内閣

報告書及びその添付書類、四半期報告書又は半期報告書に係る当該経過する日)までの間、公衆の縦覧に供しなければならない。

一 第五条第一項及び第十三項の規定による届出書及びその添付書類並びにこれらの訂正届出書(同条第四項の規定の適用を受ける届出書及びその添付書類並びにこれらの訂正届出書を除く。) 五年

二 第五条第四項の規定の適用を受ける届出書及びその添付書類並びにこれらの訂正届出書 一年

三 発行登録書及びその添付書類、発行登録追補書類及びその添付書類並びにこれらの訂正発行登録書 発行登録が効力を失うまでの期間

四 六 (略)

七 四半期報告書及びその訂正報告書 三年

八 半期報告書及びその訂正報告書 三年

九 第二十四条の四の八及び第二十四条の五の二において準用する第二十四条の四の二の規定による確認書及びその訂正確認書 三年

十 臨時報告書及びその訂正報告書 一年

十一・十二 (略)

2 有価証券の発行者で前項第一号から第十一号までに掲げる書類を提出したものと及び有価証券の発行者の親会社等が同項第十二号に掲げる書類を提出した場合の当該発行者は、これらの書類の写しを、

府令で定めるところにより、当該発行者の本店及び主要な支店に備え置き、これらの書類を内閣総理大臣に提出した日から当該各号に掲げる期間を経過する日までの間、公衆の縦覧に供しなければならぬ。

3 金融商品取引所及び政令で定める認可金融商品取引業協会は、第六条（第十二条、第二十三条の十二第一項、第二十四条第七項、第二十四条の二第三項、第二十四条の四の二第五項（第二十四条の五の二第一項において準用する場合を含む。）、第二十四条の四の三第二項（第二十四条の五の二第二項において準用する場合を含む。）、第二十四条の四の四第五項、第二十四条の四の五第二項、第二十四条の五第六項及び第二十四条の六第三項において準用する場合を含む。第五項において同じ。）及び前条第四項の規定により提出された縦覧書類の写しを、内閣府令で定めるところにより、その事務所に備え置き、これらの書類の写しの提出があつた日から第一項各号に定める期間を経過する日までの間、公衆の縦覧に供しなければならぬ。

4 有価証券の発行者で第一項第一号から第八号までに掲げる書類を提出したものと及び親会社等で同項第十号に掲げる書類を提出したものがその事業上の秘密の保持の必要により前三項に規定する書類の一部について公衆の縦覧に供しないことを内閣総理大臣に申請し、内閣総理大臣が当該申請を承認した場合においては、前三項の規定にかかわらず、その一部は、公衆の縦覧に供しないものとする。

内閣府令で定めるところにより、当該発行者の本店及び主要な支店に備え置き、これらの書類を内閣総理大臣に提出した日から当該各号に掲げる期間を経過する日までの間、公衆の縦覧に供しなければならぬ。

3 金融商品取引所及び政令で定める認可金融商品取引業協会は、第六条（第十二条、第二十三条の十二第一項、第二十四条第七項、第二十四条の二第三項、第二十四条の四の二第五項（第二十四条の四の八第一項及び第二十四条の五の二第一項において準用する場合を含む。）、第二十四条の四の三第二項（第二十四条の四の八第二項及び第二十四条の五の二第二項において準用する場合を含む。）、第二十四条の四の四第五項、第二十四条の四の五第二項、第二十四条の四の七第五項、第二十四条の五第六項及び第二十四条の六第三項において準用する場合を含む。第五項において同じ。）及び前条第四項の規定により提出された縦覧書類の写しを、内閣府令で定めるところにより、その事務所に備え置き、これらの書類の写しの提出があつた日から第一項各号に定める期間を経過する日までの間、公衆の縦覧に供しなければならぬ。

4 有価証券の発行者で第一項第一号から第十号までに掲げる書類を提出したものと及び親会社等で同項第十二号に掲げる書類を提出したものがその事業上の秘密の保持の必要により前三項に規定する書類の一部について公衆の縦覧に供しないことを内閣総理大臣に申請し、内閣総理大臣が当該申請を承認した場合においては、前三項の規定にかかわらず、その一部は、公衆の縦覧に供しないものとする。

5 (略)

6 内閣総理大臣は、次のいずれかに掲げる処分をするときは、第一項の規定にかかわらず、当該処分に係る縦覧書類について、その全部又は一部を公衆の縦覧に供しないものとすることができる。

一・二 (略)

三 第二十四条の二第一項、第二十四条の四の五第一項、第二十四条の五第五項、第二十四条の六第二項又は前条第三項（同条第六項において準用する場合を含む。）において準用する第九条第一項又は第十条第一項の規定による訂正報告書の提出命令

四 (略)

7・8 (略)

(会社以外の発行者に関する準用規定)

第二十七条 第二条の三、第五条から第十三条まで、第十五条から第二十四条の五の二まで及び第二十四条の七から前条までの規定は、発行者が会社以外の者（第五条第六項から第九項まで、第七条第二項、第九条第二項、第十条第二項、第二十四条第八項から第十三項まで、第二十四条の二第四項、第二十四条の四の二第六項（第二十四条の五の二第二項において準用する場合を含む。）、第二十四条の四の三第三項、第二十四条の四の四第六項、第二十四条の四の五第三項並びに第二十四条の五第七項から第十二項まで及び第十五項から第十九項までの規定にあつては外国の者に限る。）である場合

5 (略)

6 内閣総理大臣は、次のいずれかに掲げる処分をするときは、第一項の規定にかかわらず、当該処分に係る縦覧書類について、その全部又は一部を公衆の縦覧に供しないものとすることができる。

一・二 (略)

三 第二十四条の二第一項、第二十四条の四の五第一項、第二十四条の四の七第四項、第二十四条の五第五項、第二十四条の六第二項又は前条第三項（同条第六項において準用する場合を含む。）において準用する第九条第一項又は第十条第一項の規定による訂正報告書の提出命令

四 (略)

7・8 (略)

(会社以外の発行者に関する準用規定)

第二十七条 第二条の三、第五条から第十三条まで、第十五条から第二十四条の五の二まで及び第二十四条の七から前条までの規定は、発行者が会社以外の者（第五条第六項から第九項まで、第七条第二項、第九条第二項、第十条第二項、第二十四条第八項から第十三項まで、第二十四条の二第四項、第二十四条の四の二第六項（第二十四条の四の八第一項及び第二十四条の五の二第二項において準用する場合を含む。）、第二十四条の四の三第三項、第二十四条の四の四第六項、第二十四条の四の五第三項、第二十四条の四の七第六項から第十一項まで並びに第二十四条の五第七項から第十二項まで及

について準用する。この場合において、第五条第六項及び第二十四条第八項中「外国会社」とあるのは「会社以外の外国の者」と、第五条第六項、第八項及び第九項、第七条第二項、第九条第二項並びに第十条第二項中「届出書提出外国会社」とあるのは「届出書提出外国者」と、第五条第十項から第十二項まで及び第七条第三項から第五項までの規定中「特定有価証券届出書提出会社」とあるのは「特定有価証券届出書提出者」と、第二十四条第八項及び第十項から第十三項まで、第二十四条の二第四項、第二十四条の四の二第六項、第二十四条の四の四第六項並びに第二十四条の五第七項、第九項から第十二項まで及び第十五項から第十九項までの規定中「報告書提出外国会社」とあるのは「報告書提出外国者」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えその他これらの規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

(開示用電子情報処理組織の定義)

第二十七条の三十の二 この章において「開示用電子情報処理組織」とは、内閣府の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下この章において同じ。)と、第五条第一項(同条第五項(第二十七条において準用する場合を含む。))及び第二十七条において準用する場  
合の四の三第一項(第二十四条の五の二第二項において準用する場

び第十五項から第十九項までの規定にあつては外国の者に限る。)である場合について準用する。この場合において、第五条第六項及び第二十四条第八項中「外国会社」とあるのは「会社以外の外国の者」と、第五条第六項、第八項及び第九項、第七条第二項、第九条第二項並びに第十条第二項中「届出書提出外国会社」とあるのは「届出書提出外国者」と、第五条第十項から第十二項まで及び第七条第三項から第五項までの規定中「特定有価証券届出書提出会社」とあるのは「特定有価証券届出書提出者」と、第二十四条第八項及び第十項から第十三項まで、第二十四条の二第四項、第二十四条の四の二第六項、第二十四条の四の四第六項、第二十四条の七第六項及び第八項から第十一項まで並びに第二十四条の五第七項、第九項から第十二項まで及び第十五項から第十九項までの規定中「報告書提出外国会社」とあるのは「報告書提出外国者」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えその他これらの規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

(開示用電子情報処理組織の定義)

第二十七条の三十の二 この章において「開示用電子情報処理組織」とは、内閣府の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下この章において同じ。)と、第五条第一項(同条第五項(第二十七条において準用する場合を含む。))及び第二十七条において準用する場  
合の四の三第一項(第二十四条の四の八第二項及び第二十四条の五

合を含む。)、第二十四条の四の五第一項、第二十四条の五第五項及び第二十四条の七第三項(これらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。)、第二十四条の六第二項並びに第二十七条において準用する場合を含む。)、第九条第一項(同項後段を除き、第二十四条の二第一項、第二十四条の四の三第一項(第二十四条の五の二第二項において準用する場合を含む。)、第二十四条の四の五第一項、第二十四条の五第五項及び第二十四条の七第三項(これらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。)、第二十四条の六第二項並びに第二十七条において準用する場合を含む。)、第十條第一項(同項後段を除き、第二十四条の二第一項、第二十四条の四の三第一項(第二十四条の五の二第二項において準用する場合を含む。)、第二十四条の四の五第一項、第二十四条の五第五項及び第二十四条の七第三項(これらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。)、第二十四条の六第二項並びに第二十七条において準用する場合を含む。)、第二十三条の四(第二十七条において準用する場合を含む。)、第二十三条の七第一項(第二十七条において準用する場合を含む。)、第二十三条の八第二項(第二十七条において準用する場合を含む。)、第二十三条の九第一項(同項後段を除き、第二十七条において準用する場合を含む。)、第二十三条の十第一項(同項後段を除き、同条第五項(第二十七条において準用する場合を含む。))及び第二十七条において準用する場合を含む。)、第二十四条第一項

の二第二項において準用する場合を含む。)、第二十四条の四の五第一項、第二十四条の四の七第四項、第二十四条の五第五項及び第二十四条の七第三項(これらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。)、第二十四条の六第二項並びに第二十七条において準用する場合を含む。)、第九条第一項(同項後段を除き、第二十四条の二第一項、第二十四条の四の三第一項(第二十四条の四の八第二項及び第二十四条の五の二第二項において準用する場合を含む。)、第二十四条の四の五第一項、第二十四条の四の七第四項、第二十四条の五第五項及び第二十四条の七第三項(これらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。)、第二十四条の六第二項並びに第二十七条において準用する場合を含む。)、第十條第一項(同項後段を除き、第二十四条の二第一項、第二十四条の四の三第一項(第二十四条の五の二第二項において準用する場合を含む。)、第二十四条の四の五第一項、第二十四条の四の七第四項、第二十四条の五第五項及び第二十四条の七第三項(これらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。))、第二十三条の四(第二十七条において準用する場合を含む。)、第二十三条の七第一項(第二十七条において準用する場合を含む。)、第二十三条の八第一項(第二十七条において準用する場合を含む。)、第二十三条の九第一項(同項後段を除き、第二十七条において準用する場合を

若しくは第三項（これらの規定を同条第五項（第二十七条において準用する場合を含む。）及び第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十四条の四の二第二項若しくは第二項（これらの規定を同条第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）及び第四項（これらの規定を第二十四条の五の二第一項において準用し、並びにこれらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）並びに第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十四条の四の四第一項若しくは第二項（これらの規定を同条第三項（第二十七条において準用する場合を含む。）及び第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十四条の五の二第一項（同条第三項（第二十七条において準用する場合を含む。））において準用する場合を含む。）

）若しくは第四項（これらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十四条の六第一項、第二十四条の七第一項若しくは第二項（これらの規定を同条第六項（第二十七条において準用する場合を含む。）及び第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十五条第四項（第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十七条の三第二項（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）、第二十七条の八第一項から第四項まで（同項後段を除き、これらの規定を第二十七条の十第八項及び第十二項、第二十七条の十三第三項並びに第二十七条の二十二の二第二項及び第七項において準用する場合を含む。）、第二十七条の十第一項若しくは第十一項、第二十七条の十一第三項（第二十七条の十二の二第二項において準用する場合を含む。）、第二十七条の十

含む。）、第二十三条の十第一項（同項後段を除き、同条第五項（第二十七条において準用する場合を含む。）及び第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十四条第一項若しくは第三項（これらの規定を同条第五項（第二十七条において準用する場合を含む。）及び第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十四条の四の二第二項若しくは第二項（これらの規定を同条第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）及び第四項（これらの規定を第二十四条の四の八第一項及び第二十四条の五の二第一項において準用し、並びにこれらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）並びに第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十四条の四の四第一項若しくは第二項（これらの規定を同条第三項（第二十七条において準用する場合を含む。）及び第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十四条の四の七第一項若しくは第二項（これらの規定を同条第三項（第二十七条において準用する場合を含む。）及び第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十四条の五第一項（同条第三項（第二十七条において準用する場合を含む。））において準用する場合を含む。）若しくは第四項（これらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十四条の六第一項、第二十四条の七第一項若しくは第二項（これらの規定を同条第六項（第二十七条において準用する場合を含む。）及び第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十五条第四項（第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十七条の三第二項（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を

三第二項（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）、第二十七条の二十三第一項、第二十七条の二十五第一項若しくは第三項、第二十七条の二十六各項若しくは第二十七条の二十九第一項において準用する第九条第一項（同項後段を除く。）若しくは第十条第一項（同項後段を除く。）の規定による手続（これらの手続により書類を提出する場合に添付しなければならないものの提出を含む。以下この章において「電子開示手続」という。）又は第四条第六項（第二十三条の八第四項（第二十七条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）若しくは第二十七条の五第二号の規定による手続その他政令で定める手続（これらの手続により書類を提出する場合に添付しなければならないものの提出を含む。以下この章において「任意電子開示手続」という。）を行う者の使用に係る入出力装置並びに金融商品取引所及び政令で定める認可金融商品取引業協会の使用に係る入出力装置とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

（金融商品取引所等に対する書類の写しの提出等に代わる通知等）

含む。）、第二十七条の八第一項から第四項まで（同項後段を除き、これらの規定を第二十七条の十第八項及び第十二項、第二十七条の十三第三項並びに第二十七条の二十二の二第二項及び第七項において準用する場合を含む。）、第二十七条の十第一項若しくは第十一項、第二十七条の十一第三項（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）、第二十七条の十三第二項（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）、第二十七条の二十三第一項、第二十七条の二十五第一項若しくは第三項、第二十七条の二十六各項若しくは第二十七条の二十九第一項において準用する第九条第一項（同項後段を除く。）若しくは第十条第一項（同項後段を除く。）の規定による手続（これらの手続により書類を提出する場合に添付しなければならないものの提出を含む。以下この章において「電子開示手続」という。）又は第四条第六項（第二十三条の八第四項（第二十七条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）若しくは第二十七条の五第二号の規定による手続その他政令で定める手続（これらの手続により書類を提出する場合に添付しなければならないものの提出を含む。以下この章において「任意電子開示手続」という。）を行う者の使用に係る入出力装置並びに金融商品取引所及び政令で定める認可金融商品取引業協会の使用に係る入出力装置とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

（金融商品取引所等に対する書類の写しの提出等に代わる通知等）

第二十七条の三十の六 電子開示手続又は任意電子開示手続を行う者は、これらの手続を開示用電子情報処理組織を使用して行つた場合（磁気ディスクの提出によりこれらの手続を行つた場合を含む。）には、第六条（第十二条、第二十三条の十二第一項、第二十四条第七項、第二十四条の二第三項、第二十四条の四の二第五項（第二十四条の五の二第一項において準用する場合を含む。）、第二十四条の四の三第二項（第二十四条の五の二第二項において準用する場合を含む。）、第二十四条の四の四第五項、第二十四条の四の五第二項及び第二十四条の五第六項（これらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十四条の六第三項並びに第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十四条の七第四項（同条第六項（第二十七条において準用する場合を含む。）及び第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十七条の三第四項（第二十七条の八第六項（第二十七条の十三第三項において準用する場合を含む。）、第二十七条の十一第四項、第二十七条の十三第三項並びに第二十七条の二十二の二第二項及び第三項において準用する場合を含む。）、第二十七条の十第九項（同条第十項において準用する場合を含む。）及び第十三項（同条第十四項において準用する場合を含む。）、第二十七条の二十二の二第四項（同条第八項において準用する場合を含む。）又は第二十七条の二十七（第二十七条の二十九第二項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、これらの規定により金融商品取引所又は政令で定める認可金融商品取引業協会に提出し、又は送付しなければならないものとされてい

第二十七条の三十の六 電子開示手続又は任意電子開示手続を行う者は、これらの手続を開示用電子情報処理組織を使用して行つた場合（磁気ディスクの提出によりこれらの手続を行つた場合を含む。）には、第六条（第十二条、第二十三条の十二第一項、第二十四条第七項、第二十四条の二第三項、第二十四条の四の二第五項（第二十四条の四の八第一項及び第二十四条の五の二第一項において準用する場合を含む。）、第二十四条の四の三第二項（第二十四条の四の八第二項及び第二十四条の五の二第二項において準用する場合を含む。）、第二十四条の四の四第五項、第二十四条の四の五第二項、第二十四条の五の二第六項（これらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十四条の六第三項並びに第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十四条の七第四項（同条第六項（第二十七条において準用する場合を含む。）及び第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十七条の三第四項（第二十七条の八第六項（第二十七条の十三第三項において準用する場合を含む。）、第二十七条の十一第四項、第二十七条の十三第三項並びに第二十七条の二十二の二第二項及び第三項において準用する場合を含む。）、第二十七条の十第九項（同条第十項において準用する場合を含む。）、第十三項（同条第十四項において準用する場合を含む。）、第二十七条の二十二の二第四項（同条第八項において準用する場合を含む。）又は第二十七条の二十七（第二十七条の二十九第二項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、これらの規定により金融商品取引所又は政



る書類の写しに代えて、当該書類の写しに係る第二十五条第一項各号（第二十七条において準用する場合を含む。）に掲げる書類又は第二十七条の十四第一項（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）若しくは第二十七条の二十七（第二十七条の二十九第二項において準用する場合を含む。）に規定する書類に記載すべき事項（第二十七条の二十八第三項（第二十七条の二十九第二項において準用する場合を含む。）の規定により公衆の縦覧に供しないものとされている部分を除く。）をこれらの者に通知するものとする。ただし、第二十五条第四項（第二十七条において準用する場合を含む。）の規定により公衆の縦覧に供しないものとされている部分については、通知しないことができる。

2・3 (略)

（発行者等による公衆縦覧）

第二十七条の三十の十 第二十五条第一項第一号から第九号まで（第二十七条において準用する場合を含む。）に掲げる書類に係る電子開示手続を行った者若しくは同項第十号（第二十七条において準用する場合を含む。）に掲げる書類に係る電子開示手続を行った者の提出子会社又は第二十七条の十四第一項（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）に規定する書類に係る電子開示手続を行った者は、内閣府令で定める場合には、第二十五条第

令で定める認可金融商品取引業協会に提出し、又は送付しなければならぬものとされている書類の写しに代えて、当該書類の写しに係る第二十五条第一項各号（第二十七条において準用する場合を含む。）に掲げる書類又は第二十七条の十四第一項（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）若しくは第二十七条の二十七（第二十七条の二十九第二項において準用する場合を含む。）に規定する書類に記載すべき事項（第二十七条の二十八第三項（第二十七条の二十九第二項において準用する場合を含む。）の規定により公衆の縦覧に供しないものとされている部分を除く。）をこれらの者に通知するものとする。ただし、第二十五条第四項（第二十七条において準用する場合を含む。）の規定により公衆の縦覧に供しないものとされている部分については、通知しないことができる。

2・3 (略)

（発行者等による公衆縦覧）

第二十七条の三十の十 第二十五条第一項第一号から第十一号まで（第二十七条において準用する場合を含む。）に掲げる書類に係る電子開示手続を行った者若しくは同項第十二号（第二十七条において準用する場合を含む。）に掲げる書類に係る電子開示手続を行った者の提出子会社又は第二十七条の十四第一項（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）に規定する書類に係る電子開示手続を行った者は、内閣府令で定める場合には、第二十五

をいう。以下この項において同じ。) に対し当該特定金融商品取引業者等の業務若しくは財産に関し参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員に当該特定金融商品取引業者等の親金融機関等若しくは子金融機関等の業務若しくは財産の状況若しくは帳簿書類その他の物件の検査をさせることができる。

4 (略)

(特別金融商品取引業者に係る届出等)

第五十七条の二 (略)

2 特別金融商品取引業者(前項の規定による届出をした金融商品取引業者をいい、当該届出をした後第六項第二号に該当することとなつた者を除く。以下この節において同じ。)につき、前項の規定による届出をした日(以下この款において「届出日」という。)において当該特別金融商品取引業者に親会社がある場合には、当該特別金融商品取引業者は、届出日から起算して政令で定める期間内に、次に掲げる書類を提出しなければならない。

一 (略)

二 当該特別金融商品取引業者の親会社及びその子法人等の業務及び財産の状況を内閣府令で定めるところにより記載した書類

三・四 (略)

3・4 (略)

をいう。以下この項において同じ。) に対し当該特定金融商品取引業者等の業務若しくは財産に関し参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員に当該特定金融商品取引業者等の親金融機関等若しくは子金融機関等の業務若しくは財産の状況若しくは帳簿書類その他の物件の検査をさせることができる。

4 (略)

(特別金融商品取引業者に係る届出等)

第五十七条の二 (略)

2 特別金融商品取引業者(前項の規定による届出をした金融商品取引業者をいい、当該届出をした後第六項第二号に該当することとなつた者を除く。以下この節において同じ。)につき、前項の規定による届出をした日(以下この款において「届出日」という。)において当該特別金融商品取引業者に親会社がある場合には、当該特別金融商品取引業者は、届出日から起算して政令で定める期間内に、次に掲げる書類を提出しなければならない。

一 (略)

二 当該特別金融商品取引業者の親会社のうちその親会社がない会社に係る直近の四半期報告書その他の当該特別金融商品取引業者の親会社及びその子法人等の業務及び財産の状況を内閣府令で定めるところにより記載した書類

三・四 (略)

3・4 (略)

5 第二項又は第三項の規定により第二項各号に掲げる書類を提出した特別金融商品取引業者（親会社がある者に限る。）は、四半期ごとに、当該特別金融商品取引業者の親会社及びその子法人等の業務及び財産の状況を内閣府令で定めるところにより記載した書類（第五十七条の十二第三項に規定する最終指定親会社又はその子法人等に関する書類であつて、内閣府令で定めるものを除く。）を、当該四半期経過後政令で定める期間内に、内閣総理大臣に提出しなければならない。

6 〵 9 (略)

(引受業務の一部の許可の拒否要件)

第五十九条の四 内閣総理大臣は、許可申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は許可申請書若しくはその添付書類のうちに虚偽の記載があり、若しくは重大な事実の記載が欠けているときは、許可を拒否しなければならない。

一 第五十三条第三項の規定により第二十九条の登録を取り消され、次条第一項の規定により第五十九条第一項の許可を取り消され、第六十六条の二十第一項の規定により第六十六条の登録を取り消され、第六十六条の四十二第一項の規定により第六十六条の二十七の登録を取り消され、若しくは第六十六条の六十三第一項の規定により第六十六条の五十の登録を取り消され、若しくは金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第三十八条第

5 第二項又は第三項の規定により第二項各号に掲げる書類を提出した特別金融商品取引業者（親会社がある者に限る。）は、四半期ごとに、当該特別金融商品取引業者の親会社のうちその親会社がない会社の四半期報告書その他の当該特別金融商品取引業者の親会社及びその子法人等の業務及び財産の状況を内閣府令で定めるところにより記載した書類（第五十七条の十二第三項に規定する最終指定親会社又はその子法人等に関する書類であつて、内閣府令で定めるものを除く。）を、当該四半期経過後政令で定める期間内に、内閣総理大臣に提出しなければならない。

6 〵 9 (略)

(引受業務の一部の許可の拒否要件)

第五十九条の四 内閣総理大臣は、許可申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は許可申請書若しくはその添付書類のうちに虚偽の記載があり、若しくは重大な事実の記載が欠けているときは、許可を拒否しなければならない。

一 第五十三条第三項の規定により第二十九条の登録を取り消され、次条第一項の規定により第五十九条第一項の許可を取り消され、第六十六条の二十第一項の規定により第六十六条の登録を取り消され、第六十六条の四十二第一項の規定により第六十六条の二十七の登録を取り消され、若しくは第六十六条の六十三第一項の規定により第六十六条の五十の登録を取り消され、若しくは金融サービスの提供に関する法律第三十八条第一項（第二号、第三号

、報告書のうち当該利益に係る部分（以下この条において「組合利益関係書類」という。）の写しを、報告書提出組合員（第一項の規定により報告書（直近の買付け等又は売付け等に係るものに限る。）を提出した組合員をいう。第十三項において同じ。）に送付し、当該報告書提出組合員から、当該組合利益関係書類に関し次項に定める期間内に同項の申立てがないときは、当該組合利益関係書類の写し及び当該報告書提出組合員の商号、名称又は氏名に関する情報を当該上場会社等に送付するものとする。ただし、内閣総理大臣が、当該組合利益関係書類の写しを当該報告書提出組合員又は当該上場会社等に送付する前において、第三項の利益が当該上場会社等に提供されたことを知つた場合は、この限りでない。

10  
12 (略)

13 前項の規定により組合利益関係書類の写しが公衆の縦覧に供されている場合においては、同項の上場会社等の株主は、内閣総理大臣に対し、その財産について第三項の利益が生じていると認められる特定組合等の報告書提出組合員の商号、名称又は氏名に関する情報の提供を求めることができる。

14  
17 (略)

(会社関係者の禁止行為)

第百六十六条 (略)

2・3 (略)

4 第一項、第二項第一号、第三号、第五号、第七号、第九号、第十

、報告書のうち当該利益に係る部分（以下この条において「組合利益関係書類」という。）の写しを、報告書提出組合員（第一項の規定により報告書（直近の買付け等又は売付け等に係るものに限る。）を提出した組合員をいう。）に送付し、当該報告書提出組合員から、当該組合利益関係書類に関し次項に定める期間内に同項の申立てがないときは、当該組合利益関係書類の写しを当該上場会社等に送付するものとする。ただし、内閣総理大臣が、当該組合利益関係書類の写しを当該報告書提出組合員又は当該上場会社等に送付する前において、第三項の利益が当該上場会社等に提供されたことを知つた場合は、この限りでない。

10  
12 (略)

(新設)

13  
16 (略)

(会社関係者の禁止行為)

第百六十六条 (略)

2・3 (略)

4 第一項、第二項第一号、第三号、第五号、第七号、第九号、第十

一号及び第十二号並びに前項の公表がされたとは、次の各号に掲げる事項について、それぞれ当該各号に定める者により多数の者の知り得る状態に置く措置として政令で定める措置がとられたこと又は当該各号に定める者が提出した第二十五条第一項(第二十七条において準用する場合を含む。)に規定する書類(同項第九号に掲げる書類を除く。)にこれらの事項が記載されている場合において、当該書類が同項の規定により公衆の縦覧に供されたことをいう。

一〜四 (略)

5 第一項及び次条において「親会社」とは、他の会社(協同組織金融機関を含む。以下この項において同じ。)を支配する会社として政令で定めるものをいい、この条において「子会社」とは、他の会社が提出した第五条第一項の規定による届出書、第二十四条第一項の規定による有価証券報告書若しくは第二十四条の五第一項の規定による半期報告書で第二十五条第一項の規定により公表した特定されたもの、第二十七条の三十一第二項の規定により公表した特定証券情報又は第二十七条の三十二第一項若しくは第二項の規定により公表した発行者情報のうち、直近のものにおいて、当該他の会社の属する企業集団に属する会社として記載され、又は記録されたものをいい、第一項及び第二項において「特定関係法人」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一・二 (略)

6 (略)

一号及び第十二号並びに前項の公表がされたとは、次の各号に掲げる事項について、それぞれ当該各号に定める者により多数の者の知り得る状態に置く措置として政令で定める措置がとられたこと又は当該各号に定める者が提出した第二十五条第一項(第二十七条において準用する場合を含む。)に規定する書類(同項十一号に掲げる書類を除く。)にこれらの事項が記載されている場合において、当該書類が同項の規定により公衆の縦覧に供されたことをいう。

一〜四 (略)

5 第一項及び次条において「親会社」とは、他の会社(協同組織金融機関を含む。以下この項において同じ。)を支配する会社として政令で定めるものをいい、この条において「子会社」とは、他の会社が提出した第五条第一項の規定による届出書、第二十四条第一項の規定による有価証券報告書、第二十四条の七第一項若しくは第二項の規定による四半期報告書若しくは第二十四条の五第一項の規定による半期報告書で第二十五条第一項の規定により公表した特定されたもの、第二十七条の三十一第二項の規定により公表した特定証券情報又は第二十七条の三十二第一項若しくは第二項の規定により公表した発行者情報のうち、直近のものにおいて、当該他の会社の属する企業集団に属する会社として記載され、又は記録されたものをいい、第一項及び第二項において「特定関係法人」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一・二 (略)

6 (略)

(有価証券報告書等を提出しない発行者に対する課徴金納付命令)  
第七十二条の三 第二十四条第一項又は第三項(これらの規定を同条第五項において準用し、及びこれらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。)の規定に違反して、有価証券報告書を提出しない発行者があるときは、内閣総理大臣は、次節に定める手続に従い、当該発行者に対し、これらの規定により提出すべきであつた有価証券報告書に係る事業年度(当該発行者が第五条第一項(第二十七条において準用する場合を含む。))に規定する特定有価証券の発行者である場合には、当該特定有価証券に係る第二十四条第五項(第二十七条において準用する場合を含む。))において準用する第二十四条第一項に規定する特定期間。以下この条、次条第一項及び第八十五条の七第三十一項(第四号を除く。))において同じ。)の直前事業年度における監査報酬額(第九十三条の二第一項に規定する監査証明の対価として支払われ、又は支払われるべき金銭その他の財産の価額として内閣府令で定める額をいう。次項において同じ。))に相当する額(監査証明を受けるべき直前事業年度がない場合又はこれに準ずるものとして内閣府令で定める場合には、四百万円)の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。

2 第二十四条の五第一項(同条第三項において準用し、及びこれらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。))の規定に違反して、半期報告書を提出しない発行者があるときは、内閣総理大臣は、次節に定める手続に従い、当該発行者に対し、これらの規定に

(有価証券報告書等を提出しない発行者に対する課徴金納付命令)  
第七十二条の三 第二十四条第一項又は第三項(これらの規定を同条第五項において準用し、及びこれらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。)の規定に違反して、有価証券報告書を提出しない発行者があるときは、内閣総理大臣は、次節に定める手続に従い、当該発行者に対し、これらの規定により提出すべきであつた有価証券報告書に係る事業年度(当該発行者が第五条第一項(第二十七条において準用する場合を含む。))に規定する特定有価証券の発行者である場合には、当該特定有価証券に係る第二十四条第五項(第二十七条において準用する場合を含む。))において準用する第二十四条第一項に規定する特定期間。以下この条、次条第一項及び第八十五条の七第三十一項(第五号を除く。))において同じ。)の直前事業年度における監査報酬額(第九十三条の二第一項に規定する監査証明の対価として支払われ、又は支払われるべき金銭その他の財産の価額として内閣府令で定める額をいう。次項において同じ。))に相当する額(監査証明を受けるべき直前事業年度がない場合又はこれに準ずるものとして内閣府令で定める場合には、四百万円)の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。

2 第二十四条の四の七第一項(同条第三項において準用し、及びこれらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。))又は第二十四条の五第一項(同条第三項において準用し、及びこれらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。))の規定に違反して、

(有価証券報告書等を提出しない発行者に対する課徴金納付命令)  
第七十二条の三 第二十四条第一項又は第三項(これらの規定を同条第五項において準用し、及びこれらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。)の規定に違反して、有価証券報告書を提出しない発行者があるときは、内閣総理大臣は、次節に定める手続に従い、当該発行者に対し、これらの規定により提出すべきであつた有価証券報告書に係る事業年度(当該発行者が第五条第一項(第二十七条において準用する場合を含む。))に規定する特定有価証券の発行者である場合には、当該特定有価証券に係る第二十四条第五項(第二十七条において準用する場合を含む。))において準用する第二十四条第一項に規定する特定期間。以下この条、次条第一項及び第八十五条の七第三十一項(第四号を除く。))において同じ。)の直前事業年度における監査報酬額(第九十三条の二第一項に規定する監査証明の対価として支払われ、又は支払われるべき金銭その他の財産の価額として内閣府令で定める額をいう。次項において同じ。))に相当する額(監査証明を受けるべき直前事業年度がない場合又はこれに準ずるものとして内閣府令で定める場合には、四百万円)の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。

2 第二十四条の五第一項(同条第三項において準用し、及びこれらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。))の規定に違反して、半期報告書を提出しない発行者があるときは、内閣総理大臣は、次節に定める手続に従い、当該発行者に対し、これらの規定に

(有価証券報告書等を提出しない発行者に対する課徴金納付命令)  
第七十二条の三 第二十四条第一項又は第三項(これらの規定を同条第五項において準用し、及びこれらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。)の規定に違反して、有価証券報告書を提出しない発行者があるときは、内閣総理大臣は、次節に定める手続に従い、当該発行者に対し、これらの規定により提出すべきであつた有価証券報告書に係る事業年度(当該発行者が第五条第一項(第二十七条において準用する場合を含む。))に規定する特定有価証券の発行者である場合には、当該特定有価証券に係る第二十四条第五項(第二十七条において準用する場合を含む。))において準用する第二十四条第一項に規定する特定期間。以下この条、次条第一項及び第八十五条の七第三十一項(第五号を除く。))において同じ。)の直前事業年度における監査報酬額(第九十三条の二第一項に規定する監査証明の対価として支払われ、又は支払われるべき金銭その他の財産の価額として内閣府令で定める額をいう。次項において同じ。))に相当する額(監査証明を受けるべき直前事業年度がない場合又はこれに準ずるものとして内閣府令で定める場合には、四百万円)の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。

2 第二十四条の四の七第一項(同条第三項において準用し、及びこれらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。))又は第二十四条の五第一項(同条第三項において準用し、及びこれらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。))の規定に違反して、

より提出すべきであつた半期報告書に係る期間の属する事業年度の直前事業年度における監査報酬額の二分の一に相当する額（監査証明を受けるべき直前事業年度がない場合又はこれに準ずるものとして内閣府令で定める場合には、二百万円）の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。

（虚偽記載のある有価証券報告書等を提出した発行者等に対する課徴金納付命令）

第一百七十二条の四（略）

2 発行者が、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けている半期・臨時報告書等（第二十四条の五第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）若しくは第四項（これらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による半期報告書若しくは臨時報告書又は第二十四条の五第五項（第二十七条において準用する場合を含む。）において準用する第七条第一項、第九条第一項若しくは第十条第一項の規定による訂正報告書をいう。以下この章において同じ。）を提出したときは、内閣総理大臣は、次節に定める手続に従い、当該発行者に対し、前項第一号に掲げる額（同項第二号に掲げる額が同項第一号に掲げる額を超えるときは、同項第二号に掲げる額）の二分の一に相当す

四半期報告書又は半期報告書（以下この章において「四半期・半期報告書」という。）を提出しない発行者があるときは、内閣総理大臣は、次節に定める手続に従い、当該発行者に対し、これらの規定により提出すべきであつた四半期・半期報告書に係る期間の属する事業年度の直前事業年度における監査報酬額の二分の一に相当する額（監査証明を受けるべき直前事業年度がない場合又はこれに準ずるものとして内閣府令で定める場合には、二百万円）の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。

（虚偽記載のある有価証券報告書等を提出した発行者等に対する課徴金納付命令）

第一百七十二条の四（略）

2 発行者が、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けている四半期・半期・臨時報告書等（第二十四条の四の七第一項若しくは第二項（これらの規定を同条第三項において準用し、及びこれらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による四半期報告書若しくは第二十四条の五第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）若しくは第四項（これらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による半期報告書若しくは臨時報告書又は第二十四条の七第四項（第二十七条において準用する場合を含む。）及び第二十四条の七第五項（第二十七条において準用する場合を含む。）において準用する第七条第一項、第九条第一項若しくは第十条第一項の規



の十一第一項中「次の各号に掲げる者」とあるのは「代理人（弁護士、弁護士法人又は弁護士・外国法事務弁護士共同法人である者に限る。次項及び第三項において同じ。）」と、「それぞれ当該各号に定める事件の申立て等」とあるのは「申立て等」と、同条第二項中「前項各号に掲げる者」とあり、及び同条第三項中「同項各号に掲げる者」とあるのは「代理人」と、同項中「裁判所」とあるのは「内閣府」と、同法第三百三十二条の十三中「裁判所に」とあるのは「内閣総理大臣又は審判官に」と読み替えるものとする。

第百九十七条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 (略)

二 第六条（第十二条、第二十三条の十二第一項、第二十四条第七項、第二十四条の二第三項、第二十四条の四の四第五項、第二十四条の四の五第二項、第二十四条の五第六項及び第二十四条の六第三項において準用し、並びにこれらの規定（第二十四条の六第三項を除く。）を第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十四条の七第四項（同条第六項（第二十七条において準用する場合を含む。）及び第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十七条の三第四項（第二十七条の八第六項（第二十七条の十三第三項において準用する場合を含む。）、第二十七条の十一第四項、第二十七条の十三第三項並びに第二十七条の二十二の二第二項及び第三項において準用する場合を含む。）又は第二十

第百九十七条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 (略)

二 第六条（第十二条、第二十三条の十二第一項、第二十四条第七項、第二十四条の二第三項、第二十四条の四の四第五項、第二十四条の四の五第二項、第二十四条の四の七第五項、第二十四条の五第六項及び第二十四条の六第三項において準用し、並びにこれらの規定（第二十四条の六第三項を除く。）を第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十四条の七第四項（同条第六項（第二十七条において準用する場合を含む。）及び第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十七条の三第四項（第二十七条の八第六項（第二十七条の十三第三項において準用する場合を含む。）、第二十七条の十一第四項、第二十七条の十三第三項並びに第二十七条の二十二の二第二項及び第三項において準用す

七条の二十二の二第四項（同条第八項において準用する場合を含む。）の規定による書類の写しの提出又は送付に当たり、重要な事項につき虚偽があり、かつ、写しの基となった書類と異なる内容の記載をした書類をその写しとして提出し、又は送付した者

三〇五（略）

六 第二十四条第六項若しくは第二十四条の二第一項（これらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十四条の四の四第一項（同条第三項（第二十七条において準用する場合を含む。）及び第二十七条において準用する場合を含む。）、若しくは第四項（第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十四条の四の五第一項（第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十四条の五第一項（同条第三項（第二十七条において準用する場合を含む。）及び第二十七条において準用する場合を含む。）若しくは第五項（これらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による添付書類、内部統制報告書若しくはその添付書類、半期報告書、臨時報告書若しくはこれらの訂正報告書、第二十四条の六第一項若しくは第二項の規定による自己株券買付状況報告書若しくはその訂正報告書、第二十四条の七第一項若しくは第二項（これらの規定を同条第六項（第二十七条において準用する場合を含む。）及び第二十七条において準用する場合を含む。）若しくは第二十四条の七第三項（同条第六項（第二十七条において準用する場合

を含む。）又は第二十七条の二十二の二第四項（同条第八項において準用する場合を含む。）の規定による書類の写しの提出又は送付に当たり、重要な事項につき虚偽があり、かつ、写しの基となった書類と異なる内容の記載をした書類をその写しとして提出し、又は送付した者

三〇五（略）

六 第二十四条第六項若しくは第二十四条の二第一項（これらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十四条の四の四第一項（同条第三項（第二十七条において準用する場合を含む。）及び第二十七条において準用する場合を含む。）、若しくは第四項（第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十四条の四の五第一項（第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十四条の四の七第一項若しくは第二項（同条第三項（第二十七条において準用する場合を含む。）及び第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十四条の四の七第四項（第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十四条の五第一項（同条第三項（第二十七条において準用する場合を含む。）及び第二十七条において準用する場合を含む。）若しくは第二十四条の五第四項若しくは第五項（これらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による添付書類、内部統制報告書若しくはその添付書類、四半期報告書、半期報告書、臨時報告書若しくはこれらの訂正報告書、第二十四条の六第一項若しくは第二項の規定による自己株券買付状況報告書若しくはその訂正報告書

を含む。)及び第二十七条において準用する場合を含む。)において準用する第七條第一項、第九條第一項若しくは第十條第一項の規定による親会社等状況報告書若しくはその訂正報告書、第二十七條の十第一項の規定による意見表明報告書、同條第八項において準用する第二十七條の八第一項から第四項までの規定による訂正報告書、第二十七條の十第十一項の規定による対質問回答報告書、同條第十二項において準用する第二十七條の八第一項から第四項までの規定による訂正報告書、第二十七條の二十三第一項若しくは第二十七條の二十六第一項の規定による大量保有報告書、第二十七條の二十五第一項若しくは第二十七條の二十六第二項の規定による変更報告書又は第二十七條の二十五第三項(第二十七條の二十六第六項において準用する場合を含む。)若しくは第二十七條の二十九第一項において準用する第九條第一項若しくは第十條第一項の規定による訂正報告書であつて、重要な事項につき虚偽の記載のあるものを提出した者

七 第二十五條第二項(第二十七條において準用する場合を含む。)

( )の規定による書類(第二十五條第一項第四号及び第七号に掲げる書類を除く。)の写しの公衆縦覧に当たり、重要な事項につき虚偽があり、かつ、写しの基となつた書類と異なる内容の記載を

、第二十四條の七第一項若しくは第二項(これらの規定を同條第六項(第二十七條において準用する場合を含む。))及び第二十七條において準用する場合を含む。)若しくは第二十四條の七第三項(同條第六項(第二十七條において準用する場合を含む。))及び第二十七條において準用する場合を含む。)において準用する第七條第一項、第九條第一項若しくは第十條第一項の規定による親会社等状況報告書若しくはその訂正報告書、第二十七條の十第一項の規定による意見表明報告書、同條第八項において準用する第二十七條の八第一項から第四項までの規定による訂正報告書、第二十七條の十第十一項の規定による対質問回答報告書、同條第十二項において準用する第二十七條の八第一項から第四項までの規定による訂正報告書、第二十七條の二十三第一項若しくは第二十七條の二十六第一項の規定による大量保有報告書、第二十七條の二十五第一項若しくは第二十七條の二十六第二項の規定による変更報告書又は第二十七條の二十五第三項(第二十七條の二十六第六項において準用する場合を含む。)若しくは第二十七條の二十九第一項において準用する第九條第一項若しくは第十條第一項の規定による訂正報告書であつて、重要な事項につき虚偽の記載のあるものを提出した者

七 第二十五條第二項(第二十七條において準用する場合を含む。)

( )の規定による書類(第二十五條第一項第五号及び第九号に掲げる書類を除く。)の写しの公衆縦覧に当たり、重要な事項につき虚偽があり、かつ、写しの基となつた書類と異なる内容の記載を

した書類をその写しとして公衆の縦覧に供した者

八〇十五 (略)

第九十八條 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一〇二の三 (略)

二〇四 第四十二條の七第一項の規定に違反して、同項の規定による情報の提供をせず、又は虚偽の情報の提供をした者

三〇八 (略)

第二百條 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 第六條(第十二條、第二十三條の十二第一項、第二十四條第七項、第二十四條の二第三項、第二十四條の四の四第五項、第二十四條の四の五第二項、第二十四條の五第六項及び第二十四條の六第三項において準用し、並びにこれらの規定(第二十四條の六第三項を除く。))を第二十七條において準用する場合を含む。)、第二十四條の七第四項(同條第六項(第二十七條において準用する場合を含む。))及び第二十七條において準用する場合を含む。)、第二十七條の三第四項(第二十七條の八第六項(第二十七條

した書類をその写しとして公衆の縦覧に供した者

八〇十五 (略)

第九十八條 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一〇二の三 (略)

二〇四 第四十二條の七第一項の規定に違反して、報告書を交付せず、若しくは同項に規定する事項を記載しない報告書若しくは虚偽の記載をした報告書を交付した者又は同條第二項において準用する第三十四條の二第四項に規定する方法により当該事項を欠いた提供若しくは虚偽の事項の提供をした者

三〇八 (略)

第二百條 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 第六條(第十二條、第二十三條の十二第一項、第二十四條第七項、第二十四條の二第三項、第二十四條の四の四第五項、第二十四條の四の五第二項、第二十四條の六第三項において準用し、並びにこれらの規定(第二十四條の六第三項を除く。))を第二十七條において準用する場合を含む。)、第二十四條の七第四項(同條第六項(第二十七條において準用する場合を含む。))及び第二十七條において準用する場合を含む。)、第二十七條の三第四項(第二十七條

の十三第三項において準用する場合を含む。）、第二十七条の十一第四項、第二十七条の十三第三項並びに第二十七条の二十二の二第二項及び第三項において準用する場合を含む。）又は第二十七条の二十二の二第四項（同条第八項において準用する場合を含む。）の規定による書類の写しの提出をせず、又は送付しない者

二〇四（略）

五 第二十四条の二第一項（第二十七条において準用する場合を含む。）において準用する第九条第一項、第二十四条の四の五第一項（第二十七条において準用する場合を含む。）において準用する第九条第一項、第二十四条の五第一項（同条第三項において準用し、及びこれらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十四条の五第四項（第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十四条の五第五項（第二十七条において準用する場合を含む。）において準用する第九条第一項若しくは第十条第一項、第二十四条の六第一項、同条第二項において準用する第九条第一項若しくは第十条第一項、第二十四条の七第一項若しくは第二項（これらの規定を同条第六項（第二十七条において準用する場合を含む。）及び第二十七条において準用する場合を含む。）又は第二十四条の七第三項（同条第六項（第二十七条において準用する場合を含む。）及び第二十七条において準用する場合を含む。）において準用する第九条第一項若しくは第十条第一項の規定による訂正報告書、半期報告書、臨時報告書、親会社等

七条の八第六項（第二十七条の十三第三項において準用する場合を含む。）、第二十七条の十一第四項、第二十七条の十三第三項並びに第二十七条の二十二の二第二項及び第三項において準用する場合を含む。）又は第二十七条の二十二の二第四項（同条第八項において準用する場合を含む。）の規定による書類の写しの提出をせず、又は送付しない者

二〇四（略）

五 第二十四条の二第一項（第二十七条において準用する場合を含む。）において準用する第九条第一項、第二十四条の四の五第一項（第二十七条において準用する第九条第一項、第二十四条の五第一項（同条第三項において準用し、及びこれらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十四条の五第四項（第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十四条の五第五項（第二十七条において準用する場合を含む。）において準用する第九条第一項若しくは第十条第一項、第二十四条の六第一項、同条第二項において準用する第九条第一項若しくは第十条第一項、第二十四条の七第一項若しくは第二項（これらの規定を同条第六項（第二十七条において準用する場合を含む。）及び第二十七条において準用する場合を含む。）

状況報告書又は自己株券買付状況報告書を提出しない者

六 第二十五条第二項(第二十七条において準用する場合を含む)。

一)又は第二十七条の十四第二項(第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。)の規定に違反して書類(第二十五条第一項第四号及び第七号に掲げる書類を除く。)の写しを公衆の縦覧に供しない者

七〇二十一 (略)

第二百条の三 第八十五条第四項又は第八十五条の四第四項において準用する民事訴訟法第二百一条第一項の規定により宣誓した参考人又は鑑定人が虚偽の陳述又は鑑定をしたときは、三月以上十年以下の懲役に処する。

2 (略)

第二百五条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一〇十一 (略)

十二 第三十七条の三第一項又は第三十七条の四の規定に違反して

一)又は第二十四条の七第三項(同条第六項(第二十七条において準用する場合を含む。))及び第二十七条において準用する場合を含む。)において準用する第九条第一項若しくは第十条第一項の規定による訂正報告書、四半期報告書、半期報告書、臨時報告書、親会社等状況報告書又は自己株券買付状況報告書を提出しない者

六 第二十五条第二項(第二十七条において準用する場合を含む)。

一)又は第二十七条の十四第二項(第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。)の規定に違反して書類(第二十五条第一項第五号及び第九号に掲げる書類を除く。)の写しを公衆の縦覧に供しない者

七〇二十一 (略)

第二百条の三 第八十五条第二項又は第八十五条の四第三項において準用する民事訴訟法第二百一条第一項の規定により宣誓した参考人又は鑑定人が虚偽の陳述又は鑑定をしたときは、三月以上十年以下の懲役に処する。

2 (略)

第二百五条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一〇十一 (略)

十二 第三十七条の三第一項、第三十七条の四第一項若しくは第三

○ 企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあつては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第一条 この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>「一〇十八の二 略」</p> <p>十八の三 確認書 法第二十四条の四の二第一項（法第二十四条の五の二第一項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する確認書をいう。</p> <p>十八の四 外国会社確認書 法第二十四条の四の二第六項（法第二十四条の五の二第一項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）において準用する法第二十四条第八項に規定する外国会社確認書をいう。</p> <p>「号を削る。」</p>	<p>(定義)</p> <p>第一条 「同上」</p> <p>「一〇十八の二 同上」</p> <p>十八の三 確認書 法第二十四条の四の二第一項（法第二十四条の四の八第一項及び法第二十四条の五の二第一項において準用し、並びにこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する確認書をいう。</p> <p>十八の四 外国会社確認書 法第二十四条の四の二第六項（法第二十四条の四の八第一項及び第二十四条の五の二第一項において準用し、並びにこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）において準用する法第二十四条第八項に規定する外国会社確認書をいう。</p> <p>十八の五 四半期報告書 法第二十四条の四の七第一項（法第二十</p>

「号を削る。」

「十九く二十の七 略」

二十の八 財務諸表 財務諸表等規則第一条第一項第一号に規定する財務諸表をいう。

二十一 連結財務諸表 提出会社が内国会社（内国法人である指定法人を含む。以下同じ。）である場合には、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号。以下「連結財務諸表規則」という。）第一条第一項第一号に規定する連結財務諸表をいい、提出会社が外国会社（外国法人である指定法人を含む。以下同じ。）である場合には、当該提出会社とその子会社に相当するものとを連結した金融庁長官が認める財務計算に関する書類をいう。

「号を削る。」

二十一の二 中間連結財務諸表 提出会社が内国会社である場合に

七条において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する四半期報告書をいう。

十八の六 外国会社四半期報告書 法第二十四条の四の七第六項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する外国会社四半期報告書をいう。

「十九く二十の七 同上」

二十の八 財務諸表 財務諸表等規則第一条第一項に規定する財務諸表をいう。

二十一 連結財務諸表 提出会社が内国会社（内国法人である指定法人を含む。以下同じ。）である場合には、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号。以下「連結財務諸表規則」という。）第一条第一項に規定する連結財務諸表をいい、提出会社が外国会社（外国法人である指定法人を含む。以下同じ。）である場合には、当該提出会社とその子会社に相当するものとを連結した金融庁長官が認める財務計算に関する書類をいう。

二十一の二 四半期連結財務諸表 提出会社が内国会社である場合には、四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成十九年内閣府令第六十四号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）第一条第一項に規定する四半期連結財務諸表をいい、提出会社が外国会社である場合には、当該提出会社とその子会社に相当するものとを連結した金融庁長官が認める財務計算に関する書類をいう。

二十一の二の二 中間連結財務諸表 提出会社が内国会社である場



は、第一種中間連結財務諸表（連結財務諸表規則第一条第一項第二号に規定する第一種中間連結財務諸表をいう。第十八条第一項において同じ。）又は第二種中間連結財務諸表（連結財務諸表規則第一条第一項第三号に規定する第二種中間連結財務諸表をいう。）をいい、提出会社が外国会社である場合には、当該提出会社とその子会社に相当するものとを連結した金融庁長官が認める財務計算に関する書類をいう。

〔号を削る。〕

二十一の二の二 中間財務諸表 提出会社が内国会社である場合には、第一種中間財務諸表（財務諸表等規則第一条第二号に規定する第一種中間財務諸表をいう。第十八条第一項において同じ。）又は第二種中間財務諸表（財務諸表等規則第一条第二項第三号に規定する第二種中間財務諸表をいう。）をいい、提出会社が外国会社である場合には、金融庁長官が認める財務計算に関する書類をいう。

〔二十一の三～二十二 略〕

〔号を削る。〕

二十二の二 中間連結会計期間 連結財務諸表規則第二条第二

合には、中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成十一年大蔵省令第二十四号。以下「中間連結財務諸表規則」という。）第一条第一項に規定する中間連結財務諸表をいい、提出会社が外国会社である場合には、当該提出会社とその子会社に相当するものとを連結した金融庁長官が認める財務計算に関する書類をいう。

二十一の二の三 四半期財務諸表 提出会社が内国会社である場合には、四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成十九年内閣府令第六十三号。以下「四半期財務諸表等規則」という。）第一条第一項に規定する四半期財務諸表をいい、提出会社が外国会社である場合には、金融庁長官が認める財務計算に関する書類をいう。

二十一の二の四 中間財務諸表 提出会社が内国会社である場合には、中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十二年大蔵省令第三十八号。以下「中間財務諸表等規則」という。）第一条第一項に規定する中間財務諸表をいい、提出会社が外国会社である場合には、金融庁長官が認める財務計算に関する書類をいう。

〔二十一の三～二十二 同上〕

二十二の二 四半期連結会計期間 四半期財務諸表等規則第三条第五号に規定する四半期連結会計期間をいう。

二十二の三 中間連結会計期間 中間連結財務諸表規則第三条第二

号イ(1)に規定する中間連結会計期間をいう。  
〔号を削る。〕

〔二十三・二十四 略〕

二十四の二 キャッシュ・フロー 財務諸表等規則第八条第十八項  
又は連結財務諸表規則第二条第十三号に規定するキャッシュ・フ  
ローをいう。

二十五 セグメント情報 財務諸表等規則第八条の二十九第一項又  
は連結財務諸表規則第十五条の二第一項に規定するセグメント情  
報をいう。

〔二十六く三十六 略〕

(有価証券通知書)

第四条 〔略〕

〔2・3 略〕

4 法第四条第六項ただし書に規定する内閣府令で定める者は、次に  
掲げる者とする。

- 一 〔略〕
- 二 有価証券の売出しに係る有価証券の所有者であつて、次に掲げ  
る者

項に規定する中間連結会計期間をいう。

二十二の四 四半期会計期間 四半期財務諸表等規則第三条第四号  
に規定する四半期会計期間をいう。

〔二十三・二十四 同上〕

二十四の二 キャッシュ・フロー 財務諸表等規則第八条第十八項  
、連結財務諸表規則第二条第十三号、中間財務諸表等規則第二条  
の二第四号、中間連結財務諸表規則第二条第十号、四半期財務諸  
表等規則第三条第八号又は四半期連結財務諸表規則第二条第十三  
号に規定するキャッシュ・フローをいう。

二十五 セグメント情報 財務諸表等規則第八条の二十九第一項、  
連結財務諸表規則第十五条の二第一項、中間財務諸表等規則第五  
条の二十第一項、中間連結財務諸表規則第十四条第一項、四半期  
財務諸表等規則第二十二条の三第一項又は四半期連結財務諸表規  
則第十五条第一項に規定するセグメント情報をいう。

〔二十六く三十六 同上〕

(有価証券通知書)

第四条 〔同上〕

〔2・3 同上〕

4 〔同上〕

- 一 〔同上〕
- 二 〔同上〕

イ 「略」

ロ 当該有価証券の発行者の役員（法第二十一条第一項第一号に規定する役員をいう。以下この号、第十一条の四第二号ロ及び第十九条第二項第十二号の二において同じ。）又は発起人（当該発行者の役員又は株主のいずれにも該当しない期間が連続して五年を超える発起人を除く。第十一条の四第二号ロ(2)において同じ。）

「ハ・ニ 略」

「三〽五 略」

5 「略」

（外国会社の代理人）

第七条 「略」

2 「略」

3 外国会社は、次に掲げる書類を提出する場合には、本邦内に住所を有する者であつて、当該書類の提出に関する一切の行為につき、当該外国会社を代理する権限を有するものを定めなければならない。

「一〽四 略」

「号を削る。」

「号を削る。」

五〽十 「略」

イ 「同上」

ロ 当該有価証券の発行者の役員（法第二十一条第一項第一号に規定する役員をいう。以下この号及び第十一条の四第二号ロにおいて同じ。）又は発起人（当該発行者の役員又は株主のいずれにも該当しない期間が連続して五年を超える発起人を除く。同号ロ(2)において同じ。）

「ハ・ニ 同上」

「三〽五 同上」

5 「同上」

（外国会社の代理人）

第七条 「同上」

2 「同上」

3 「同上」

「一〽四 同上」

五 法第二十四条の四の七第一項又は第二項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による四半期報告書

六 法第二十四条の四の七第六項の規定による外国会社四半期報告書

七〽十二 「同上」

(有価証券届出書の添付書類)

第十条 法第五条第十三項(法第二十七条において準用する場合を含む。)の規定により有価証券届出書に添付すべき書類(次条において「添付書類」という。)として内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる有価証券届出書の区分に応じ、当該各号に定める書類とする。この場合において、第四号ホからトまで(第五号から第八号までにおいて引用する場合を含む。)に掲げる書類を有価証券届出書に添付できないときには、当該有価証券届出書の提出の日以後届出がその効力を生ずることとなる日の前日までに提出することができる。

〔一・二 略〕

三 第二号の三様式により作成した有価証券届出書 次に掲げる書類

〔イ・ニ 略〕

ホ 当該有価証券届出書において参照すべき旨記載された有価証券報告書の提出日以後次の(1)又は(2)に掲げる事情が生じた場合(当該(1)又は(2)に規定する重要な事実の内容を記載した半期報告書、臨時報告書又は訂正報告書が当該有価証券届出書の参照書類に含まれている場合を除く。)における当該重要な事実の内容を記載した書類

〔(1)・(2) 略〕

へ 〔略〕

〔三の二・八 略〕

(有価証券届出書の添付書類)

第十条 〔同上〕

〔一・二 同上〕

三 〔同上〕

〔イ・ニ 同上〕

ホ 当該有価証券届出書において参照すべき旨記載された有価証券報告書の提出日以後次の(1)又は(2)に掲げる事情が生じた場合(当該(1)又は(2)に規定する重要な事実の内容を記載した四半期報告書、半期報告書、臨時報告書又は訂正報告書が当該有価証券届出書の参照書類に含まれている場合を除く。)における当該重要な事実の内容を記載した書類

〔(1)・(2) 同上〕

へ 〔同上〕

〔三の二・八 同上〕

2  
〔略〕

(発行登録書の添付書類)

第十四条の四 法第二十三条の三第二項(法第二十七条において準用する場合を含む。)に規定する内閣府令で定める書類(次条において「添付書類」という。)は、次の各号に掲げる発行登録書の区分に応じ、当該各号に定める書類とする。

一 第十一号様式及び第十一号の二の様式により作成した発行登録書 次に掲げる書類

〔イ・ロ 略〕

ハ 当該発行登録書において参照すべき旨記載された有価証券報告書の提出日以後次の(1)又は(2)に掲げる事情が生じた場合(当該(1)又は(2)に規定する重要な事実の内容を記載した半期報告書、臨時報告書又は訂正報告書が当該発行登録書の参照書類に含まれている場合を除く。)における当該重要な事実の内容を記載した書類

〔(1)・(2) 略〕

〔ニ・ホ 略〕

二 〔略〕

〔2・3 略〕

(発行登録追補書類の添付書類)

第十四条の十二 法第二十三条の八第五項(法第二十七条において準用する場合を含む。)に規定する内閣府令で定める書類は、次の各

2  
〔同上〕

(発行登録書の添付書類)

第十四条の四 〔同上〕

一 〔同上〕

〔イ・ロ 同上〕

ハ 当該発行登録書において参照すべき旨記載された有価証券報告書の提出日以後次の(1)又は(2)に掲げる事情が生じた場合(当該(1)又は(2)に規定する重要な事実の内容を記載した四半期報告書、半期報告書、臨時報告書又は訂正報告書が当該発行登録書の参照書類に含まれている場合を除く。)における当該重要な事実の内容を記載した書類

〔(1)・(2) 同上〕

〔ニ・ホ 同上〕

二 〔同上〕

〔2・3 同上〕

(発行登録追補書類の添付書類)

第十四条の十二 〔同上〕

号に掲げる発行登録追補書類の区分に応じ、当該各号に定める書類  
(第十四条の四第一項又は第二項の規定により発行登録書に添付された書類と同一内容のものを除く。)とする。

一 第十二号様式により作成した発行登録追補書類 次に掲げる書類

〔イ・ロ 略〕

ハ 当該発行登録追補書類において参照すべき旨記載された有価証券報告書の提出日以後次の(1)又は(2)に掲げる事情が生じた場合(当該(1)又は(2)に規定する重要な事実の内容を記載した半期報告書、臨時報告書又は訂正報告書が当該発行登録追補書類の参照書類に含まれている場合を除く。)における当該重要な事実の内容を記載した書類

〔(1)・(2) 略〕

〔ニ・ホ 略〕

二 〔略〕

2 〔略〕

(発行登録目論見書等の特記事項)

第十四条の十三 法第二十三条の十二第二項において読み替えて準用する法第十三条第二項本文(法第二十七条において準用する場合を含む。)に規定する内閣府令で定める内容は、次の各号に掲げる目論見書の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

一 発行登録目論見書 次に掲げる事項

〔イ・ホ 略〕

一 〔同上〕

〔イ・ロ 同上〕

ハ 当該発行登録追補書類において参照すべき旨記載された有価証券報告書の提出日以後次の(1)又は(2)に掲げる事情が生じた場合(当該(1)又は(2)に規定する重要な事実の内容を記載した四半期報告書、半期報告書、臨時報告書又は訂正報告書が当該発行登録追補書類の参照書類に含まれている場合を除く。)における当該重要な事実の内容を記載した書類

〔(1)・(2) 同上〕

〔ニ・ホ 同上〕

二 〔同上〕

2 〔同上〕

(発行登録目論見書等の特記事項)

第十四条の十三 〔同上〕

一 〔同上〕

〔イ・ホ 同上〕

へ 当該発行登録書又は当該訂正発行登録書において参照すべき旨記載された有価証券報告書のうち、直近のもの提出日以後次の(1)又は(2)に掲げる事情が生じた場合(当該(1)又は(2)に規定する重要な事実の内容を記載した半期報告書、臨時報告書又は訂正報告書が当該発行登録書の参照書類に含まれている場合又は当該訂正発行登録書において参照すべき旨記載されている場合を除く。)における当該重要な事実の内容

〔1〕・〔2〕 略

ト 〔略〕

二 〔略〕

三 発行登録追補目論見書 次に掲げる事項

イ 当該発行登録追補書類において参照すべき旨記載された有価証券報告書の提出日以後次の(1)又は(2)に掲げる事情が生じた場合(当該(1)又は(2)に規定する重要な事実の内容を記載した半期報告書、臨時報告書又は訂正報告書が当該発行登録追補書類の参照書類に含まれている場合を除く。)における当該重要な事実の内容

〔1〕・〔2〕 略

ロ 〔略〕

2 〔略〕

(確認書の記載内容等)

第十七条の十 〔略〕

2 〔略〕

へ 当該発行登録書又は当該訂正発行登録書において参照すべき旨記載された有価証券報告書のうち、直近のもの提出日以後次の(1)又は(2)に掲げる事情が生じた場合(当該(1)又は(2)に規定する重要な事実の内容を記載した四半期報告書、半期報告書、臨時報告書又は訂正報告書が当該発行登録書の参照書類に含まれている場合又は当該訂正発行登録書において参照すべき旨記載されている場合を除く。)における当該重要な事実の内容

〔1〕・〔2〕 同上

ト 〔同上〕

二 〔同上〕

三 〔同上〕

イ 当該発行登録追補書類において参照すべき旨記載された有価証券報告書の提出日以後次の(1)又は(2)に掲げる事情が生じた場合(当該(1)又は(2)に規定する重要な事実の内容を記載した四半期報告書、半期報告書、臨時報告書又は訂正報告書が当該発行登録追補書類の参照書類に含まれている場合を除く。)における当該重要な事実の内容

〔1〕・〔2〕 同上

ロ 〔同上〕

2 〔同上〕

(確認書の記載内容等)

第十七条の十 〔同上〕

2 〔同上〕

「項を削る。」

3|| 前二項の規定は、法第二十四条の五の二（法第二十七条において準用する場合を含む。）において読み替えて準用する半期報告書に係る確認書について準用する。

（外国会社訂正確認書の提出要件）

第十七条の十三 法第二十四条の四の三第三項（法第二十四条の五の二第二項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。以下この条及び次条において同じ。）において準用する法第二十四条第八項に規定する内閣府令で定める場合は、訂正確認書（法第二十四条の四の三第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）において準用する法第七条第一項、第九条第一項及び第十条第一項に規定する訂正確認書をいう。以下この条において同じ。）を提出しなければならない外国会社が当該訂正確認書に代えて外国会社訂正確認書（法第二十四条の四の三第三項において準用する法第二十四条第八項に規定する外国会社訂正確認書をいう。次条第一項において同じ。）を提出することを、その用語、様式及び作成方法に照らし、金融庁長官が公益又は投資者保護に欠けることがないものとして認める場合とする。

3|| 前二項の規定は、法第二十四条の四の八（法第二十七条において準用する場合を含む。）において読み替えて準用する四半期報告書に係る確認書について準用する。

4|| 第一項及び第二項の規定は、法第二十四条の五の二（法第二十七条において準用する場合を含む。）において読み替えて準用する半期報告書に係る確認書について準用する。

（外国会社訂正確認書の提出要件）

第十七条の十三 法第二十四条の四の三第三項（法第二十四条の四の八第二項及び第二十四条の五の二第二項において準用し、並びにこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。以下この条及び次条において同じ。）において準用する法第二十四条第八項に規定する内閣府令で定める場合は、訂正確認書（法第二十四条の四の三第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）において準用する法第七条第一項、第九条第一項及び第十条第一項に規定する訂正確認書をいう。以下この条において同じ。）を提出しなければならない外国会社が当該訂正確認書に代えて外国会社訂正確認書（法第二十四条の四の三第三項において準用する法第二十四条第八項に規定する外国会社訂正確認書をいう。次条第一項において同じ。）を提出することを、その用語、様式及び作成方法に照らし、金融庁長官が公益又は投資者保護に欠けることがないものとして認める場合とする。

（四半期報告書の記載内容等）



「条を削る。」

第十七条の十五 法第二十四条の四の七第一項の規定により四半期報告書を提出すべき会社（指定法人を含む。）又は同条第二項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定により四半期報告書を提出する会社（指定法人を含む。）は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める様式により四半期報告書三通を作成し、財務局長等に提出しなければならない。この場合において、当該四半期報告書に四半期連結財務諸表を記載した場合には、四半期財務諸表については記載を要しない。

- 一 内国会社である場合 第四号の三様式
- 二 外国会社である場合 第九号の三様式

2 法第二十四条の四の七第一項に規定する内閣府令で定める事業は、次に掲げる事業とする。

- 一 銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第二項に定める銀行業（同条第一項に定める銀行（同法第四十七条第一項の規定により同法第四条第一項の内閣総理大臣の免許を受けた外国銀行を除く。）が行うものに限る。）に係る事業及び同法第五十二条の二十一第二項に定める業務（同法第二条第十三項に定める銀行持株会社が行うものに限る。）に係る事業

- 二 保険業法第二条第一項に定める保険業（保険会社（同条第二項に定める保険会社をいう。以下この号において同じ。）が行うものに限る。）及び同条第十七項に定める少額短期保険業（少額短期保険業者（同条第十八項に定める少額短期保険業者をいう。以下この号において同じ。）が行うものに限る。）並びに同法第二百七十一条の二十一第二項に定める業務（同法第二条第十六項に

---

定める保険持株会社（当該保険持株会社の最近事業年度に係る有価証券報告書における当該保険持株会社の子会社である保険会社及び少額短期保険業者の株式の価額の合計額の当該保険持株会社の総資産の額に対する割合が百分の五十を超えるものに限る。）が行うものに限る。）及び同法第二百七十二条の三十八第二項に定める業務（同法第二百七十二条の三十七第二項に定める少額短期保険持株会社（当該少額短期保険持株会社の最近事業年度に係る有価証券報告書における当該少額短期保険持株会社の子会社である少額短期保険業者の株式の価額の合計額の当該少額短期保険持株会社の総資産の額に対する割合が百分の五十を超えるものに限る。）が行うものに限る。）

三 信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第五十四条に定める業務（同法第六条第一項第二号に掲げる者が行うものに限る。）に係る事業

3 外国会社が提出する四半期報告書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。この場合において、当該書類が日本語をもつて記載したものでないときは、その日本語による翻訳文を付さなければならない。

一 当該四半期報告書に記載された当該外国会社の代表者が当該四半期報告書の提出に関し正当な権限を有する者であることを証する書面

二 当該外国会社が、本邦内に住所を有する者に、当該四半期報告書の提出に関する一切の行為につき当該外国会社を代理する権限を付与したことを証する書面

「条を削る。」

(四半期報告書の提出期限の承認の手続等)

第十七条の十五の二 法第二十四条の四の七第一項(法第二十七条において準用する場合を含む。)の規定により四半期報告書を提出しなければならない者が同項(法第二十七条において準用する場合を含む。)の承認を受けようとする場合又は法第二十四条の五第一項(法第二十七条において準用する場合を含む。)の規定により半期報告書を提出しなければならない者が同項(法第二十七条において準用する場合を含む。)の承認を受けようとする場合には、次の各号に掲げる有価証券の発行者の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載した承認申請書を、財務局長等に提出しなければならない。

一 内国会社 次に掲げる事項

イ 当該四半期報告書又は半期報告書(以下この条において「四半期報告書等」という。)の提出に関して当該承認を受けようとする期間

ロ 当該四半期報告書等を提出すべき期間の末日(以下この条において「提出期限」という。)

ハ 当該四半期報告書等の提出に関して当該承認を必要とする理由

ニ 第四項の規定による承認を受けた場合及びハに規定する理由について消滅又は変更があつた場合に直ちにその旨を多数の者が知り得る状態に置くための方法

二 外国会社 次に掲げる事項

イ 前号イ及びロに掲げる事項

- 
- ロ 当該四半期報告書等の提出に関して当該承認を必要とする理由となる当該外国会社の本国の会社の計算に関する法令又は慣行その他やむを得ない理由に関する事項
- ハ ロに規定する理由が本国の会社の計算に関する法令又は慣行である場合以外の場合は、第四項の規定による承認を受けた場合及びロに規定する理由について消滅又は変更があつた場合に直ちにその旨を多数の者が知り得る状態に置くための方法
- 2 第七条第三項の規定は、外国会社が前項に規定する承認申請書を提出する場合について準用する。
- 3 第一項に規定する承認申請書には、次の各号に掲げる有価証券の発行者の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付しなければならない。
- 一 内国会社 次に掲げる書類
- イ 定款又はこれに準ずるもの
- ロ 第一項第一号ハに規定する理由を証する書面
- 二 外国会社 次に掲げる書類
- イ 前号イに掲げる書類
- ロ 当該承認申請書に記載された当該外国会社の代表者が当該承認申請書の提出に関し正当な権限を有する者であることを証する書面
- ハ 当該外国会社が、本邦内に住所を有する者に、当該承認申請書の提出に関する一切の行為につき、当該外国会社を代理する権限を付与したことを証する書面
- 二 第一項第二号ロに規定する理由が本国の会社の計算に関する
-

---

法令又は慣行である場合には、当該法令の関係条文を記載した書面又は当該慣行の存在を示すに足る書面

ホ 第一項第二号ロに規定する理由が本国の会社の計算に関する法令又は慣行である場合以外の場合には、当該理由を証する書面

4 財務局長等は、第一項の承認の申請があつた場合において、当該者が、本国の会社の計算に関する法令若しくは慣行（当該者が外国会社である場合に限る。）又はやむを得ない理由により四半期報告書等をその提出期限までに提出できないと認めるときは、当該申請のあつた日後最初に到来する提出期限から当該申請に係る同項第一号ハに規定する理由又は同項第二号ロに規定する事項について消滅又は変更があることとなる日後最初に到来する提出期限までに提出することとされている四半期報告書等について、承認をするものとする。

5 前項の規定による承認（当該承認に係る承認申請書を提出した者が外国会社であり、第一項第二号ロに規定する理由が当該外国会社の本国の会社の計算に関する法令又は慣行である場合に限る。）は、当該外国会社が、各四半期報告書等の提出期限までに、次の各号に掲げる書類の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載した書面を関東財務局長に提出することを条件として、行われるものとする。

- 一 四半期報告書 当該四半期報告書に係る四半期会計期間中に当該承認に係る申請の理由について消滅又は変更がなかつた旨
- 二 半期報告書 当該半期報告書に係る中間会計期間中に当該承認

「条を削る。」

「条を削る。」

に係る申請の理由について消滅又は変更がなかつた旨

6 第四項の規定による承認に係る第一項第一号ハに規定する理由又は同項第二号ロに規定する事項について消滅又は変更があつた場合には、財務局長等は、第四項の規定による承認に係る期間を変更し、又は当該承認を将来に向かつて取り消すことができる。

7 第三項第二号ロからホまでに掲げる書類及び第五項各号に掲げる事項を記載した書面が日本語をもつて記載したものでないときは、その日本語による翻訳文を付さなければならない。

(外国会社四半期報告書の提出要件)

第十七条の十六 法第二十四条の四の七第六項に規定する内閣府令で定める場合は、報告書提出外国会社(同項に規定する報告書提出外国会社又は報告書提出外国者をいう。次条から第十七条の十九までにおいて同じ。)が四半期報告書に代えて外国会社四半期報告書を提出することを、その用語、様式及び作成方法に照らし、金融庁長官が公益又は投資者保護に欠けることがないものとして認める場合とする。

(外国会社四半期報告書の提出等)

第十七条の十七 法第二十四条の四の七第六項の規定により外国会社四半期報告書を提出しようとする報告書提出外国会社は、外国会社四半期報告書及びその補足書類(同条第七項(法第二十七条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)に規定する補足書類をいう。第十七条の十九第二項第一号において同じ。)三通

を関東財務局長に提出しなければならない。

2 法第二十四条の四の七第七項に規定する外国会社四半期報告書に記載されている事項のうち公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして内閣府令で定めるものは、第九号の三様式のうち、次に掲げる項目に記載すべき事項に相当する事項とする。

一 「第一部 企業概要」の「第2 企業の概況」の「1 主要な経営指標等の推移」及び「2 事業の内容」

二 「第一部 企業情報」の「第3 事業の状況」の「1 事業等のリスク」

3 法第二十四条の四の七第七項に規定する外国会社四半期報告書に記載されていない事項のうち公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして内閣府令で定めるものは、第九号の三様式による四半期報告書に記載すべき事項（次項第二号において「発行者情報」という。）であつて、当該外国会社四半期報告書に記載されていない事項（同項第一号において「不記載事項」という。）のうち、前項に定める事項を日本語又は英語によつて記載したもの（当該事項を英語によつて記載したものである場合は、当該事項の要約の日本語による翻訳文を添付すること。）とする。

4 法第二十四条の四の七第七項に規定するその他内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 不記載事項（第二項に定める事項を除く。）を日本語又は英語によつて記載したもの

二 発行者情報と当該事項に相当する外国会社四半期報告書の記載事項との対照表

「条を削る。」

「条を削る。」

5 第十七条の三第四項第三号から第五号までの規定は、法第二十四条の四の七第六項の規定により報告書提出外国会社が外国会社四半期報告書を提出する場合について準用する。

（外国会社四半期訂正報告書の提出要件）

第十七条の十八 法第二十四条の四の七第十一項（法第二十七条において準用する場合を含む。次条第二項において同じ。）において準用する法第二十四条の四の七第六項に規定する内閣府令で定める場合は、報告書提出外国会社が訂正報告書に代えて外国会社四半期訂正報告書（同項に規定する外国会社四半期訂正報告書をいう。次条第一項において同じ。）を提出することを、その用語、様式及び作成方法に照らし、金融庁長官が公益又は投資者保護に欠けることがないものとして認める場合とする。

（外国会社四半期訂正報告書の提出等）

第十七条の十九 第十七条の三第四項（第五号に係る部分に限る。）及び第十七条の十七の規定は、報告書提出外国会社が外国会社四半期訂正報告書を提出する場合について準用する。

2 法第二十四条の四の七第十一項において準用する同条第七項に規定するその他内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項を日本語によつて記載したものである。

- 一 訂正の対象となる外国会社四半期報告書及びその補足書類の提出日

二 訂正の理由



(半期報告書の記載内容等)

第十八条 法第二十四条の五第一項の規定により半期報告書を提出すべき会社（指定法人を含む。）は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める様式により半期報告書三通を作成し、財務局長等に提出しなければならない。この場合において、第一号又は第四号の半期報告書に第一種中間連結財務諸表を記載したときは、第一種中間財務諸表については記載を要しない。

- 一 提出すべき会社が内国会社である場合において、法第二十四条の五第一項の表の第一号又は第二号の中欄に掲げる事項を記載した半期報告書を提出しようとするとき 第四号の三様式
- 二 提出すべき会社が内国会社である場合において、法第二十四条の五第一項の表の第三号の中欄に掲げる事項を記載した半期報告書を提出しようとするとき（次号に掲げる場合を除く。） 第五号様式
- 三 提出すべき会社が内国会社である場合において、法第二十四条の五第二項の規定による半期報告書を提出しようとするとき 第五号の二様式
- 四 提出すべき会社が外国会社である場合において、法第二十四条の五第一項の表の第一号又は第二号の中欄に掲げる事項を記載した半期報告書を提出しようとするとき 第九号の三様式
- 五 提出すべき会社が外国会社である場合において、法第二十四条の五第一項の表の第三号の中欄に掲げる事項を記載した半期報告

### 三 訂正の箇所及び訂正の内容

(半期報告書の記載内容等)

第十八条 法第二十四条の五第一項の規定により半期報告書を提出すべき会社（指定法人を含む。）は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める様式により半期報告書三通を作成し、財務局長等に提出しなければならない。

- 一 「号を加える。」
- 二 提出すべき会社が内国会社である場合（次号に掲げる場合を除く。） 第五号様式
- 三 提出すべき会社が内国会社であつて法第二十四条の五第二項の規定による半期報告書を提出しようとする場合 第五号の二様式
- 四 「号を加える。」
- 五 提出すべき会社が外国会社である場合 第十号様式

書を提出しようとするとき 第十号様式

2|| 法第二十四条の五第一項の表の第二号の上欄に規定する内閣府令で定める事業は、次に掲げる事業とする。

一 銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第二項に定める銀行業（同条第一項に定める銀行（同法第四十七条第一項の規定により同法第四条第一項の内閣総理大臣の免許を受けた外国銀行を除く。）が行うものに限る。）に係る事業及び同法第五十二条の二十一第二項に定める業務（同法第二条第十三項に定める銀行持株会社が行うものに限る。）に係る事業

二 保険業法第二条第一項に定める保険業（保険会社（同条第二項に定める保険会社をいう。以下この号において同じ。）が行うものに限る。）及び同条第十七項に定める少額短期保険業（少額短期保険業者（同条第十八項に定める少額短期保険業者をいう。以下この号において同じ。）が行うものに限る。）並びに同法第二百七十一条の二十一第二項に定める業務（同法第二条第十六項に定める保険持株会社（当該保険持株会社の最近事業年度に係る有価証券報告書における当該保険持株会社の子会社である保険会社及び少額短期保険業者の株式の価額の合計額の当該保険持株会社の総資産の額に対する割合が百分の五十を超えるものに限る。）が行うものに限る。）及び同法第二百七十二條の三十八第二項に定める業務（同法第二百七十二條の三十七第二項に定める少額短期保険持株会社（当該少額短期保険持株会社の最近事業年度に係る有価証券報告書における当該少額短期保険持株会社の子会社である少額短期保険業者の株式の価額の合計額の当該少額短期保険

「項を加える。」

持株会社の総資産の額に対する割合が百分の五十を超えるものに限る。)が行うものに限る。)

三 信用金庫法(昭和二十六年法律第二百三十八号)第五十四条に定める業務(同法第六条第一項第二号に掲げる者が行うものに限る。)に係る事業

3||  
「略」

(半期報告書の提出期限の承認の手続等)

第十八条の二 法第二十四条の五第一項の規定により半期報告書を提出しなければならない者が同項の承認を受けようとする場合には、次の各号に掲げる有価証券の発行者の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載した承認申請書を、財務局長等に提出しなければならない。

一 内国会社 次に掲げる事項

イ 当該半期報告書の提出に関して当該承認を受けようとする期間

ロ 当該半期報告書を提出すべき期間の末日(以下この条において「提出期限」という。)

ハ 当該半期報告書の提出に関して当該承認を必要とする理由

ニ 第四項の規定による承認を受けた場合及びハに規定する理由について消滅又は変更があつた場合に直ちにその旨を多数の者が知り得る状態に置くための方法

二 外国会社 次に掲げる事項

イ 前号イ及びロに掲げる事項

2||  
「同上」

「条を加える。」

- 
- ロ 当該半期報告書の提出に関して当該承認を必要とする理由となる当該外国会社の本国の会社の計算に関する法令又は慣行その他やむを得ない理由に関する事項
  - ハ ロに規定する理由が本国の会社の計算に関する法令又は慣行である場合以外の場合は、第四項の規定による承認を受けた場合及びロに規定する理由について消滅又は変更があつた場合に直ちにその旨を多数の者が知り得る状態に置くための方法
- 2 第七条第三項の規定は、外国会社が前項に規定する承認申請書を提出する場合について準用する。
- 3 第一項に規定する承認申請書には、次の各号に掲げる有価証券の発行者の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付しなければならない。
- 一 内国会社 次に掲げる書類
    - イ 定款又はこれに準ずるもの
    - ロ 第一項第一号ハに規定する理由を証する書面
  - 二 外国会社 次に掲げる書類
    - イ 前号イに掲げる書類
    - ロ 当該承認申請書に記載された当該外国会社の代表者が当該承認申請書の提出に関し正当な権限を有する者であることを証する書面
  - ハ 当該外国会社が、本邦内に住所を有する者に、当該承認申請書の提出に関する一切の行為につき、当該外国会社を代理する権限を付与したことを証する書面
- 二 第一項第二号ロに規定する理由が本国の会社の計算に関する
-

法令又は慣行である場合には、当該法令の関係条文を記載した書面又は当該慣行の存在を示すに足る書面

ホ 第一項第二号ロに規定する理由が本国の会社の計算に関する法令又は慣行である場合以外の場合には、当該理由を証する書面

4 財務局長等は、第一項の承認の申請があつた場合において、当該者が、本国の会社の計算に関する法令若しくは慣行（当該者が外国会社である場合に限る。）又はやむを得ない理由により半期報告書をその提出期限までに提出できないと認めるときは、当該申請のあつた日後最初に到来する提出期限から当該申請に係る同項第一号ハに規定する理由又は同項第二号ロに規定する事項について消滅又は変更があることとなる日後最初に到来する提出期限までに提出することとされている半期報告書について、承認をするものとする。

5 前項の規定による承認（当該承認に係る承認申請書を提出した者が外国会社であり、第一項第二号ロに規定する理由が当該外国会社の本国の会社の計算に関する法令又は慣行である場合に限る。）は、当該外国会社が、半期報告書の提出期限までに、当該半期報告書に係る中間会計期間中に当該承認に係る申請の理由について消滅又は変更がなかつた旨を記載した書面を関東財務局長に提出することを条件として、行われるものとする。

6 第四項の規定による承認に係る第一項第一号ハに規定する理由又は同項第二号ロに規定する事項について消滅又は変更があつた場合には、財務局長等は、第四項の規定による承認に係る期間を変更し、又は当該承認を将来に向かって取り消すことができる。

7 第三項第二号ロからホまでに定める書類及び第五項の書面が日本語をもつて記載したものでないときは、その日本語による翻訳文を付さなければならない。

(外国会社半期報告書の提出要件)

第十八条の二の二 「略」

(外国会社半期報告書の提出等)

第十八条の三 「略」

2 法第二十四条の五第八項に規定する外国会社半期報告書に記載されている事項のうち公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる様式の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

一 第九号の三様式 次に掲げる項目に記載すべき事項に相当する事項

イ 「第一部 企業情報」の「第2 企業の概況」の「1 主要な経営指標等の推移」及び「2 事業の内容」

ロ 「第一部 企業情報」の「第3 事業の状況」の「1 事業等のリスク」

二 第十号様式 次に掲げる項目に記載すべき事項に相当する事項

イ 「第一部 企業情報」の「第2 企業の概況」の「1 主要な経営指標等の推移」及び「2 事業の内容」

ロ 「第一部 企業情報」の「第3 事業の状況」の「2 事業等のリスク」

(外国会社半期報告書の提出要件)

第十八条の二 「同上」

(外国会社半期報告書の提出等)

第十八条の三 「同上」

2 法第二十四条の五第八項に規定する外国会社半期報告書に記載されている事項のうち公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして内閣府令で定めるものは、第十号様式のうち、次に掲げる項目に記載すべき事項に相当する事項とする。

一 「第一部 企業情報」の「第2 企業の概況」の「1 主要な経営指標等の推移」及び「2 事業の内容」

二 「第一部 企業情報」の「第3 事業の状況」の「2 事業等のリスク」

3 法第二十四条の五第八項に規定する外国会社半期報告書に記載されていない事項のうち公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして内閣府令で定めるものは、前項各号に掲げる様式による半期報告書に記載すべき事項（次項第二号において「発行者情報」という。）であつて、当該外国会社半期報告書に記載されていない事項（同項第一号において「不記載事項」という。）のうち、当該各号に定める事項を日本語又は英語によつて記載したもの（当該事項を英語によつて記載したものである場合は、当該事項の要約の日本語による翻訳文を添付すること。）とする。

〔4・5 略〕

（臨時報告書の記載内容等）

第十九条 〔略〕

2 法第二十四条の五第四項の規定により臨時報告書を提出すべき会社（指定法人を含む。）は、内国会社にあつては第五号の三様式、外国会社にあつては第十号の二様式により、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載した臨時報告書三通を作成し、財務局長等に提出しなければならない。

〔一〇九の三 略〕

九の四 提出会社において、監査公認会計士等（当該提出会社の財務計算に関する書類（法第九十三条の二第一項に規定する財務計算に関する書類をいう。以下この号において同じ。）について、同項の規定により監査証明を行う公認会計士（公認会計士法（昭和二十三年法律第三百号）第十六条の二第五項に規定する外国

3 法第二十四条の五第八項に規定する外国会社半期報告書に記載されていない事項のうち公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして内閣府令で定めるものは、第十号様式による半期報告書に記載すべき事項（次項第二号において「発行者情報」という。）であつて、当該外国会社半期報告書に記載されていない事項（同項第一号において「不記載事項」という。）のうち、前項に定める事項を日本語又は英語によつて記載したもの（当該事項を英語によつて記載したものである場合は、当該事項の要約の日本語による翻訳文を添付すること。）とする。

〔4・5 同上〕

（臨時報告書の記載内容等）

第十九条 〔同上〕

2 〔同上〕

〔一〇九の三 同上〕

九の四 〔同上〕

公認会計士を含む。以下この号において同じ。)若しくは監査法人(以下この号において「財務書類監査公認会計士等」という。又は当該提出会社の内部統制報告書(法第二十四条の四の四第一項(法第二十七条において準用する場合を含む。以下この号において同じ。))に規定する内部統制報告書をいう。以下同じ。))について、法第九十三条の二第二項の規定により監査証明を行う公認会計士若しくは監査法人(以下この号において「内部統制監査公認会計士等」という。))をいう。以下この号において同じ。)

(イ)の異動(財務書類監査公認会計士等であつた者が財務書類監査公認会計士等でなくなること若しくは財務書類監査公認会計士等であつた者が財務書類監査公認会計士等でなくなること若しくは内部統制監査公認会計士等であつた者が内部統制監査公認会計士等になることをい、当該提出会社が法第二十四条の四の四第一項又は第二項(法第二十七条において準用する場合を含む。))の規定により初めて内部統制報告書を提出することとなつた場合において、財務書類監査公認会計士等である者が内部統制監査公認会計士等を兼ねることを除く。以下この号において同じ。))が当該提出会社の業務執行を決定する機関により決定された場合又は監査公認会計士等の異動があつた場合(当該異動が当該提出会社の業務執行を決定する機関により決定されたことについて臨時報告書を既に提出した場合を除く。))次に掲げる事項

「イ・ロ 略」

「イ・ロ 同上」



ハ 財務書類監査公認会計士等であつた者が財務書類監査公認会計士等でなくなる場合又は内部統制監査公認会計士等であつた者が内部統制監査公認会計士等でなくなる場合には、次に掲げる事項

(1) 「略」

(2) 当該異動に係る財務書類監査公認会計士等が作成した監査報告書等（財務諸表等の監査証明に関する内閣府令（昭和三十三年大蔵省令第十二号。以下「監査証明府令」という。）  
第三条第一項の監査報告書、中間監査報告書又は期中レビュー報告書）であつて、当該異動の日前三年以内に当該提出会社が提出した財務計算に関する書類に係るものをいう。）に次に掲げる事項の記載がある場合には、その旨及びその内容

〔i〕～〔iv〕 略〕

〔3〕～〔6〕 略〕

〔十〇十二 略〕

十二の二 提出会社の株主（当該提出会社の完全親会社（会社法第八百四十七条の二第一項に規定する完全親会社をいう。次号において同じ。）を除く。）と当該提出会社（当該提出会社が子会社の経営管理を行う業務を主たる業務とする会社である場合にあつては、当該提出会社又はその連結子会社。以下この号において同じ。）との間で、当該提出会社の役員について候補者を指名する権利を当該株主が有する旨の合意、当該株主による議決権の行使に制限を定める旨の合意又は当該提出会社の株主総会若しくは取締役会において決議すべき事項について当該株主の事前の承諾を

ハ 「同上」

(1) 「同上」

(2) 当該異動に係る財務書類監査公認会計士等が作成した監査報告書等（財務諸表等の監査証明に関する内閣府令（昭和三十三年大蔵省令第十二号。以下「監査証明府令」という。）  
第三条第一項の監査報告書、中間監査報告書又は四半期レビュー報告書）であつて、当該異動の日前三年以内に当該提出会社が提出した財務計算に関する書類に係るものをいう。）に次に掲げる事項の記載がある場合には、その旨及びその内容

〔i〕～〔iv〕 同上〕

〔3〕～〔6〕 同上〕

〔十〇十二 同上〕

〔号を加える。〕

要する旨の合意を含む契約（重要性の乏しいものを除く。）を締結した場合（既に締結しているこれらの合意を含む契約について、当該合意の内容に変更（ハ、ニ及びヘに掲げる事項に照らして軽微なものを除く。）があつた場合を含む。） 次に掲げる事項（当該合意の内容に変更があつた場合にあつては、イからハまでに掲げる事項）

イ 当該契約を締結し、又は当該合意の内容に変更があつた年月日  
ロ 当該契約の相手方の氏名又は名称及び住所  
ハ 当該合意の内容（当該合意の内容に変更があつた場合にあつては、当該変更の内容）

ニ 当該合意の目的  
ホ 取締役会における検討状況その他の当該提出会社における当該合意に係る意思決定に至る過程

ヘ 当該合意が当該提出会社の企業統治に及ぼす影響（影響を及ぼさないと考える場合には、その理由）

十二の三 提出会社が、当該提出会社の株主（当該提出会社の完全親会社を除き、法第二十七条の二十三第一項の規定により大量保有報告書を提出した者に限る。）との間で、当該株主による当該提出会社の株式の譲渡その他の処分について当該提出会社の事前の承諾を要する旨の合意、当該株主が当該提出会社との間で定めた株式保有割合（当該株主の有する当該提出会社の株式の数がその発行済株式の総数のうちに占める割合をいう。以下この号において同じ。）を超えて当該提出会社の株式を保有することを制限

「号を加える。」

する旨の合意、当該提出会社による株式の発行その他の行為が当該株主の株式保有割合の減少を伴うものである場合に当該株主がその株式保有割合に応じて当該株式を引き受けることができる旨の合意又は当該契約が終了した場合に当該提出会社が当該株主に対しその保有する当該提出会社の株式を当該提出会社（当該提出会社が指定する者を含む。）に売り渡すことを請求することができる旨の合意を含む契約を締結した場合（既に締結しているこれらの合意を含む契約について、当該合意の内容に変更（ハ及びニに掲げる事項に照らして軽微なものを除く。）があつた場合を含む。） 次に掲げる事項（当該合意の内容に変更があつた場合にあつては、イからハまでに掲げる事項）

イ 当該契約を締結し、又は当該合意の内容に変更があつた年月日

ロ 当該契約の相手方の氏名又は名称及び住所

ハ 当該合意の内容（当該合意の内容に変更があつた場合にあっては、当該変更の内容）

ニ 当該合意の目的

ホ 取締役会における検討状況その他の当該提出会社における当該合意に係る意思決定に至る過程

〔十三〕十九 略〕

〔三〕十一 略〕

（有価証券通知書等の提出先）

第二十条 有価証券通知書、発行登録追補書類、発行登録通知書及び

〔十三〕十九 同上〕

〔三〕十一 同上〕

（有価証券通知書等の提出先）

第二十条 有価証券通知書、発行登録追補書類、発行登録通知書及び

法第二十五条第四項の規定による申請に係る書類（発行登録追補書類及びその添付書類を公衆の縦覧に供しない旨の承認に係るものに限る。）並びにこれらの添付書類を提出する場合において、その提出会社が内国会社であるとき、又は有価証券届出書、発行登録書、発行登録取下届出書、有価証券報告書、確認書、半期報告書、臨時報告書、自己株券買付状況報告書、第十五条の三第一項の規定による承認申請書、令第四条第一項の規定による承認申請書、法第二十五条第四項の規定による申請に係る書類（発行登録追補書類及びその添付書類を公衆の縦覧に供しない旨の承認に係るもの以外のものに限る。）及び第十六条第五項に規定する書類並びにこれらの添付書類を提出する場合において、その提出会社が内国会社で次の各号のいずれかに該当するものであるときは、当該内国会社の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する財務局長等に提出しなければならない。

「一・二 略」

2 「略」

3 親会社等状況報告書、法第二十五条第四項の規定による申請に係る書類（同条第一項第十号に規定するものに限る。）、第十九条の六第一項に規定する承認申請書及びこれらの添付書類を提出する親会社等は、当該書類を提出子会社（法第二十四条の七第一項に規定する提出子会社をいう。以下同じ。）が有価証券報告書を提出する財務局長等と同じ財務局長等に提出しなければならない。

4 前三項の規定により財務局長等に提出した書類に係る訂正又は変更に関する書類は、当該財務局長等に提出しなければならない。た

法第二十五条第四項の規定による申請に係る書類（発行登録追補書類及びその添付書類を公衆の縦覧に供しない旨の承認に係るものに限る。）並びにこれらの添付書類を提出する場合において、その提出会社が内国会社であるとき、又は有価証券届出書、発行登録書、発行登録取下届出書、有価証券報告書、確認書、四半期報告書、半期報告書、臨時報告書、自己株券買付状況報告書、第十五条の三第一項の規定による承認申請書、令第四条第一項の規定による承認申請書、法第二十五条第四項の規定による申請に係る書類（発行登録追補書類及びその添付書類を公衆の縦覧に供しない旨の承認に係るもの以外のものに限る。）及び第十六条第五項に規定する書類並びにこれらの添付書類を提出する場合において、その提出会社が内国会社で次の各号のいずれかに該当するものであるときは、当該内国会社の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する財務局長等に提出しなければならない。

「一・二 同上」

2 「同上」

3 親会社等状況報告書、法第二十五条第四項の規定による申請に係る書類（同条第一項第十二号に規定するものに限る。）、第十九条の六第一項に規定する承認申請書及びこれらの添付書類を提出する親会社等は、当該書類を提出子会社（法第二十四条の七第一項に規定する提出子会社をいう。以下同じ。）が有価証券報告書を提出する財務局長等と同じ財務局長等に提出しなければならない。

4 前三項の規定により財務局長等に提出した書類に係る訂正又は変更に関する書類は、当該財務局長等に提出しなければならない。た

だし、金融庁長官による法第九条第一項若しくは第十条第一項（これらの規定を法第二十四条の二第一項、第二十四条の四の三第一項、第二十四条の五第五項、第二十四条の六第二項若しくは第二十四条の七第三項において準用し、又はこれらの規定（法第二十四条の六第二項を除く。）を法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による訂正届出書、訂正報告書若しくは訂正確認書又は法第二十三条の九第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）若しくは第二十三条の十第一項（同条第五項において準用し、又はこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による訂正発行登録書の提出の命令に応じてこれらの書類を提出する場合は、金融庁長官に提出するものとする。

（有価証券届出書等の備置き及び公衆縦覧）

第二十一条 法第二十五条第一項各号（これらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）に掲げる書類は、次の各号に掲げる書類の区分に応じ、当該各号に定める財務局又は福岡財務支局（以下この条において「財務局等」という。）に備え置き、公衆の縦覧に供するものとする。

一 法第二十五条第一項第一号から第九号までに掲げる書類 関東財務局及び当該書類の提出会社の本店又は主たる事務所の所在地（提出会社が外国会社である場合には、第七条又は内部統制府令第三条の二の規定により当該提出会社を代理する権限を有する者の住所）を管轄する財務局等

だし、金融庁長官による法第九条第一項若しくは第十条第一項（これらの規定を法第二十四条の二第一項、第二十四条の四の三第一項、第二十四条の七第四項、第二十四条の五第五項、第二十四条の六第二項若しくは第二十四条の七第三項において準用し、又はこれらの規定（法第二十四条の六第二項を除く。）を法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による訂正届出書、訂正報告書若しくは訂正確認書又は法第二十三条の九第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）若しくは第二十三条の十第一項（同条第五項において準用し、又はこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による訂正発行登録書の提出の命令に応じてこれらの書類を提出する場合は、金融庁長官に提出するものとする。

（有価証券届出書等の備置き及び公衆縦覧）

第二十一条 「同上」

一 法第二十五条第一項第一号から第十一号までに掲げる書類 関東財務局及び当該書類の提出会社の本店又は主たる事務所の所在地（提出会社が外国会社である場合には、第七条又は内部統制府令第三条の二の規定により当該提出会社を代理する権限を有する者の住所）を管轄する財務局等

二 法第二十五条第一項第十号に掲げる書類 関東財務局及び当該書類を提出する親会社等に係る提出子会社の本店又は主たる事務所の所在地（当該提出子会社が外国会社である場合には、第七条第三項第一号又は第二号の規定により当該提出子会社を代理する権限を有する者の住所）を管轄する財務局等

2 前項の規定にかかわらず、法第二十五条第一項第一号及び第二号に掲げる書類に記載された有価証券の売出しに係る有価証券の所有者が個人である場合には、財務局長等は、当該所有者の住所のうち、市町村（特別区を含むものとし、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、区又は総合区。次条第四項及び第二十三条第二項において同じ。）までの部分以外の部分を公衆の縦覧に供しないものとする。ただし、当該書類の提出者が、当該財務局長等に対し、当該所有者の住所のうち当該部分を公衆の縦覧に供することについて申出を行ったときは、この限りでない。

第二十二條 内国会社及び内国親会社等で法第二十五条第一項各号に掲げる書類を提出したものは、同条第二項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定により、次の各号に掲げる当該書類の区分に応じ、当該各号に定める会社の本店又は主たる事務所及び主要な支店（次項に規定する主要な支店をいい、第三項において準用する場合を含む。以下同じ。）においてそれぞれの営業時間又は業務時間中これらの書類の写しを公衆の縦覧に供するものとする。

一 法第二十五条第一項第一号から第九号までに掲げる書類 当該

二 法第二十五条第一項第十二号に掲げる書類 関東財務局及び当該書類を提出する親会社等に係る提出子会社の本店又は主たる事務所の所在地（当該提出子会社が外国会社である場合には、第七条第三項第一号又は第二号の規定により当該提出子会社を代理する権限を有する者の住所）を管轄する財務局等

2 前項の規定にかかわらず、法第二十五条第一項第一号から第三号までに掲げる書類に記載された有価証券の売出しに係る有価証券の所有者が個人である場合には、財務局長等は、当該所有者の住所のうち、市町村（特別区を含むものとし、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、区又は総合区。次条第四項及び第二十三条第二項において同じ。）までの部分以外の部分を公衆の縦覧に供しないものとする。ただし、当該書類の提出者が、当該財務局長等に対し、当該所有者の住所のうち当該部分を公衆の縦覧に供することについて申出を行ったときは、この限りでない。

第二十二條 「同上」

一 法第二十五条第一項第一号から第十一号までに掲げる書類 当

内国会社

二 法第二十五条第一項第十号に掲げる書類 当該内国親会社等の提出子会社

〔2・3 略〕

4 第一項の規定にかかわらず、法第二十五条第一項第一号及び第二号に掲げる書類に記載された有価証券の売出しに係る有価証券の所有者が個人である場合には、第一項各号に掲げる書類の提出者は、当該所有者の住所のうち、市町村までの部分以外の部分を公衆の縦覧に供しないものとする。ただし、前条第二項ただし書の規定により、当該部分が公衆の縦覧に供される場合は、この限りでない。

第二十三条 「略」

2 前項の規定にかかわらず、法第二十五条第一項第一号及び第二号に掲げる書類に記載された有価証券の売出しに係る有価証券の所有者が個人である場合には、金融商品取引所及び認可金融商品取引業協会は、当該所有者の住所のうち、市町村までの部分以外の部分を公衆の縦覧に供しないものとする。ただし、第二十一条第二項ただし書の規定により、当該部分が公衆の縦覧に供される場合は、この限りでない。

該内国会社

二 法第二十五条第一項第十二号に掲げる書類 当該内国親会社等の提出子会社

〔2・3 同上〕

4 第一項の規定にかかわらず、法第二十五条第一項第一号から第三号までに掲げる書類に記載された有価証券の売出しに係る有価証券の所有者が個人である場合には、第一項各号に掲げる書類の提出者は、当該所有者の住所のうち、市町村までの部分以外の部分を公衆の縦覧に供しないものとする。ただし、前条第二項ただし書の規定により、当該部分が公衆の縦覧に供される場合は、この限りでない。

第二十三条 「同上」

2 前項の規定にかかわらず、法第二十五条第一項第一号から第三号までに掲げる書類に記載された有価証券の売出しに係る有価証券の所有者が個人である場合には、金融商品取引所及び認可金融商品取引業協会は、当該所有者の住所のうち、市町村までの部分以外の部分を公衆の縦覧に供しないものとする。ただし、第二十一条第二項ただし書の規定により、当該部分が公衆の縦覧に供される場合は、この限りでない。

第二号様式

【表紙】  
 【提出書類】 有価証券届出書  
 【提出先】 財務(支)局長  
 【提出日】 年 月 日  
 【会社名】(2) \_\_\_\_\_  
 【英訳名】 \_\_\_\_\_  
 【代表者の役職氏名】(3) \_\_\_\_\_  
 【本店の所在の場所】 \_\_\_\_\_  
 【電話番号】 \_\_\_\_\_  
 【事務連絡者氏名】 \_\_\_\_\_  
 【最寄りの連絡場所】 \_\_\_\_\_  
 【電話番号】 \_\_\_\_\_  
 【事務連絡者氏名】 \_\_\_\_\_  
 【届出の対象とした募集(売出)有価証券の  
 種類】(4) \_\_\_\_\_  
 【届出の対象とした募集(売出)金額】(5) \_\_\_\_\_  
 【安定操作に関する事項】(6) \_\_\_\_\_  
 【縦覧に供する場所】(7) 名称 \_\_\_\_\_  
 (所在地) \_\_\_\_\_

第一部【証券情報】

[第1・第2 略]  
 第3【第三者割当の場合の特記事項】(23-2)  
 [1~4 略]  
 5【第三者割当後の大株主の状況】(23-7)

氏名又は 名称	住所	所有株式数(株)	総議決権数に対する 所有議決権数の 割合	割当後の所有 株式数(株)	割当後の総議決権 数に対する所有議 決権数の割合
[略]					

[6~8 略]  
 第4 [略]  
 第二部 [略]  
 第三部【提出会社の保証会社等の情報】  
 第1【保証会社情報】  
 1 [略]  
 2【継続開示会社たる保証会社に関する事項】(7)  
 (1)【保証会社が提出した書類】  
 ① [略]  
 ②【半期報告書】  
 事業年度 第 期中(自 年 月 日 至 年 月 日) 年 月 日  
 財務(支)局長に提出

第二号様式

【表紙】  
 【提出書類】 有価証券届出書  
 【提出先】 財務(支)局長  
 【提出日】 年 月 日  
 【会社名】(2) \_\_\_\_\_  
 【英訳名】 \_\_\_\_\_  
 【代表者の役職氏名】(3) \_\_\_\_\_  
 【本店の所在の場所】 \_\_\_\_\_  
 【電話番号】 \_\_\_\_\_  
 【事務連絡者氏名】 \_\_\_\_\_  
 【最寄りの連絡場所】 \_\_\_\_\_  
 【電話番号】 \_\_\_\_\_  
 【事務連絡者氏名】 \_\_\_\_\_  
 【届出の対象とした募集(売出)有価証券の  
 種類】(4) \_\_\_\_\_  
 【届出の対象とした募集(売出)金額】(5) \_\_\_\_\_  
 【安定操作に関する事項】(6) \_\_\_\_\_  
 【縦覧に供する場所】(7) 名称 \_\_\_\_\_  
 (所在地) \_\_\_\_\_

第一部 [同左]

[第1・第2 同左]  
 第3 [同左]  
 [1~4 同左]  
 5 [同左]

氏名又は 名称	住所	所有株式数(株)	総議決権数に対する 所有議決権数の割 合	割当後の所有 株式数(株)	割当後の総議決権 数に対する所有議 決権数の割合
[同左]					

[6~8 同左]  
 第4 [同左]  
 第二部 [同左]  
 第三部 [同左]  
 第1 [同左]  
 1 [同左]  
 2 [同左]  
 (1) [同左]  
 ① [同左]  
 ②【四半期報告書又は半期報告書】  
 事業年度 第 期第 四半期(第 期中)(自 年 月 日 至 年 月 日)  
 年 月 日 財務(支)局長に提出



〔③・④ 略〕

(2) 〔略〕

3 〔略〕

〔第2・第3 略〕

第四部 〔略〕

(記載上の注意)

(1) 一般的事項

〔a・b 略〕

c 指定国際会計基準（連結財務諸表規則第312条に規定する指定国際会計基準をいう。以下この様式において同じ。）により連結財務諸表を作成した場合において、記載事項のうち金額に関する事項について、本邦通貨以外の通貨建ての金額により表示しているときは、主要な事項について本邦通貨に換算した金額を併記すること。

〔d～k 略〕

〔(2)～(23-2) 略〕

(23-3) 割当予定先の状況

次のaからgまでに掲げる事項について、割当予定先（第三者割当により提出者が割当てを予定している者をいう。以下この様式において同じ。）ごとに当該aからgまでに定めるところにより記載すること。

また、割当予定先が特定引受人（会社法第206条の2第1項又は第244条の2第1項に規定する特定引受人をいう。以下この様式において同じ。）に該当する場合であつて、当該特定引受人に関する事項を記載するときには、hに定めるところにより記載すること。

a 割当予定先の概要 次の(a)から(d)までに掲げる割当予定先の区分に応じ、当該a)から(d)までに定める事項を記載すること。(d)に定める事項については可能な範囲で記載すること。

(a) 〔略〕

(b) 有価証券報告書提出会社 名称、本店の所在地及び届出書の提出日において既に提出されている当該割当予定先の直近の有価証券報告書（当該有価証券報告書の提出後に提出された半期報告書を含む。）の提出日

〔(c)・(d) 略〕

〔b～h 略〕

〔(23-4)～(24) 略〕

(25) 主要な経営指標等の推移

a 最近5連結会計年度に係る次に掲げる主要な経営指標等（以下aにおいて「連結財務諸表規則による指標等」という。）の推移について記載すること。

なお、指定国際会計基準により連結財務諸表を作成した場合又は修正国際基準（連結財務諸表規則第314条に規定する修正国際基準をいう。以下この様式において同じ。）により連結財務諸表を作成した場合には、当該連結財務諸表に係る連結会計年度（第四号の三様式記載上の注意18h又はiの規定により指定国際会計基準又は修正国際基準による連結会計年度に係る連結財務諸表を記載した場合における当該連結会計年度を含む。）については、連結財務諸表規則による指標等に相当する指標等の推移について記載すること。この場合において、当該連結会計年度について(2) d又はeの規定により要約連結財務諸表を作成したときには、当該要約連結財務諸表に基づく主要な経営指標等又はこれらに相当する指標等の推移について併せて記載すること。

〔③・④ 同左〕

(2) 〔同左〕

3 〔同左〕

〔第2・第3 同左〕

第四部 〔同左〕

(記載上の注意)

(1) 〔同左〕

〔a・b 同左〕

c 指定国際会計基準（連結財務諸表規則第93条に規定する指定国際会計基準をいう。以下この様式において同じ。）により連結財務諸表を作成した場合（同条の規定により指定国際会計基準による連結財務諸表を作成した場合に限る。以下この様式において同じ。）において、記載事項のうち金額に関する事項について、本邦通貨以外の通貨建ての金額により表示している場合には、主要な事項について本邦通貨に換算した金額を併記すること。

〔d～k 同左〕

〔(2)～(23-2) 同左〕

(23-3) 〔同左〕

〔同左〕

a 〔同左〕

(a) 〔同左〕

(b) 有価証券報告書提出会社 名称、本店の所在地及び届出書の提出日において既に提出されている当該割当予定先の直近の有価証券報告書（当該有価証券報告書の提出後に提出された四半期報告書又は半期報告書を含む。）の提出日

〔(c)・(d) 同左〕

〔b～h 同左〕

〔(23-4)～(24) 同左〕

(25) 〔同左〕

a 最近5連結会計年度に係る次に掲げる主要な経営指標等（以下aにおいて「連結財務諸表規則による指標等」という。）の推移について記載すること。

なお、指定国際会計基準により連結財務諸表を作成した場合又は修正国際基準（連結財務諸表規則第94条に規定する修正国際基準をいう。以下この様式において同じ。）により連結財務諸表を作成した場合（同条の規定により修正国際基準による連結財務諸表を作成した場合に限る。以下この様式において同じ。）には、当該連結財務諸表に係る連結会計年度（第四号の三様式記載上の注意18hの規定により指定国際会計基準による連結会計年度に係る連結財務諸表を記載した場合又は同様式記載上の注意18iの規定により修正国際基準による連結会計年度に係る連結財務諸表を記載した場合における当該連結会計年度を含む。）については、連結財務諸表規則による指標等に相当する指標等の推移について記載すること。この場合において、当該連結会計年度について(2) d又はeの規定により要約連結財務諸表を作成したときには、当該要約連結財務諸表に基づく主要な経営指標等又はこれらに相

[(a)～(q) 略]

[b～g 略]

[(26)～(31) 略]

(32) 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析

a 届出書に記載した事業の状況、経理の状況等に関して投資者が適正な判断を行うことができるよう、経営成績等の状況の概要を記載した上で、経営者の視点による当該経営成績等の状況に関する分析・検討内容を、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。なお、経営成績等の状況の概要には次の(a)から(d)までに掲げる事項を、経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容には次の(e)から(g)までに掲げる事項を含めて記載すること。

(a) 最近連結会計年度及び(61)ただし書の規定により中間連結貸借対照表（指定国際会計基準又は修正国際基準により中間連結財務諸表を作成した場合にあっては、中間連結貸借対照表に相当するものをいう。以下この様式において同じ。）を掲げた場合には、当該中間連結貸借対照表に係る中間連結会計期間（以下この様式において「最近連結会計年度等」という。）における事業全体及びセグメント情報に記載された区分ごとの経営成績の状況並びにキャッシュ・フローの状況について、前年同期（前中間連結会計期間を除く。）と比較して、その概要を記載すること。

(b) 最近連結会計年度及び(61)ただし書の規定により中間連結貸借対照表（法第24条の5第1項の表の第3号の中欄に掲げる事項を記載した半期報告書に含まれるものに限る。）を掲げた場合には、当該中間連結貸借対照表に係る中間連結会計期間における生産、受注及び販売の状況について、次に掲げる事項を記載すること。

[i・ii 略]

(c) (61)ただし書の規定により中間連結貸借対照表（法第24条の5第1項の表の第1号又は第2号の中欄に掲げる事項を記載した半期報告書に含まれるものに限る。）を掲げた場合において、当該中間連結貸借対照表に係る中間連結会計期間における生産、受注及び販売の実績について著しい変動があったときには、その内容を記載すること。

[(d)～(g) 略]

b 連結財務諸表を作成していない場合には、最近事業年度及び(68)ただし書の規定により中間貸借対照表に係る中間会計期間（以下この様式において「最近事業年度等」という。）における経営成績等の状況の概要及び経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容について、aに準じて記載すること。

c 提出会社が最近連結会計年度に係る連結財務諸表について指定国際会計基準又は修正国際基準により作成を開始した場合には、経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容の記載の後に、「経営成績等の状況の概要に係る主要な項目における差異に関する情報」の項目を設けて、指

当する指標等の推移について併せて記載すること。

[(a)～(q) 同左]

[b～g 同左]

[(26)～(31) 同左]

(32) [同左]

a [同左]

(a) 最近連結会計年度及び(61)ただし書の規定により四半期連結貸借対照表（指定国際会計基準又は修正国際基準により四半期連結財務諸表を作成した場合にあっては、四半期連結貸借対照表に相当するものをいう。以下この様式において同じ。）を掲げた場合にあっては当該四半期連結貸借対照表に係る四半期連結累計期間（四半期財務諸表等規則第3条第7号に規定する四半期連結累計期間をいう。以下この様式において同じ。）又は中間連結貸借対照表（指定国際会計基準又は修正国際基準により中間連結財務諸表を作成した場合にあっては、中間連結貸借対照表に相当するものをいう。以下この様式において同じ。）を掲げた場合にあっては当該中間連結貸借対照表に係る中間連結会計期間（以下この様式において「最近連結会計年度等」という。）における事業全体及びセグメント情報に記載された区分ごとの経営成績の状況並びにキャッシュ・フローの状況（四半期連結累計期間におけるキャッシュ・フローの状況については、(61)ただし書の規定により四半期連結キャッシュ・フロー計算書（指定国際会計基準又は修正国際基準により四半期連結財務諸表を作成した場合にあっては、四半期連結キャッシュ・フロー計算書に相当するものをいう。以下この様式において同じ。）を掲げた場合に限る。）について、前年同期（前年同四半期連結累計期間又は前中間連結会計期間を除く。）と比較して、その概要を記載すること。

(b) 最近連結会計年度及び(61)ただし書の規定により中間連結貸借対照表を掲げた場合にあっては当該中間連結貸借対照表に係る中間連結会計期間における生産、受注及び販売の状況について、次に掲げる事項を記載すること。

[i・ii 同左]

(c) (61)ただし書の規定により四半期連結貸借対照表を掲げた場合において、当該四半期連結貸借対照表に係る四半期連結累計期間における生産、受注及び販売の実績について著しい変動があったときには、その内容を記載すること。

[(d)～(g) 同左]

b 連結財務諸表を作成していない場合には、最近事業年度及び(68)ただし書の規定により四半期貸借対照表を掲げた場合にあっては当該四半期貸借対照表に係る四半期累計期間（四半期財務諸表等規則第3条第6号に規定する四半期累計期間をいう。以下この様式において同じ。）又は中間貸借対照表を掲げた場合にあっては当該中間貸借対照表に係る中間会計期間（以下この様式において「最近事業年度等」という。）における経営成績等の状況の概要及び経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容について、aに準じて記載すること。

c 提出会社が最近連結会計年度に係る連結財務諸表について指定国際会計基準又は修正国際基準により作成を開始した場合には、経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容の記載の後に、「経営成績等の状況の概要に係る主要な項目における差異に関する情報」の項目を設けて、指

定国際会計基準又は修正国際基準により作成した最近連結会計年度に係る連結財務諸表における主要な項目と連結財務諸表規則（第三編から第六編までを除く。）により作成した場合の最近連結会計年度及びその直前連結会計年度に係る連結財務諸表におけるこれらに相当する項目との差異に関する事項（当該差異の概算額等）を記載すること。

ただし、提出会社が初めて提出する届出書に指定国際会計基準若しくは修正国際基準により作成した連結財務諸表を記載する場合又は指定国際会計基準若しくは修正国際基準により連結財務諸表の作成を開始した連結会計年度（当該連結会計年度が複数あるときは、その直近のものをいう。）の直前連結会計年度において連結財務諸表規則第316条若しくは連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部を改正する内閣府令（平成14年内閣府令第11号）附則第3項の規定に基づき、米国預託証券の発行等に関して要請されている用語、様式及び作成方法（eにおいて「米国基準」という。）により連結財務諸表を作成した提出会社（dにおいて「米国基準適用会社」という。）が指定国際会計基準若しくは修正国際基準により連結財務諸表の作成を開始した場合は、記載を要しない。

d 提出会社が最近連結会計年度に係る連結財務諸表について指定国際会計基準により作成を開始した場合には、経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容の記載の後に、「並行開示情報」の項目を設けて、最近連結会計年度及びその直前連結会計年度に係る要約連結財務諸表（最近連結会計年度の直前連結会計年度において連結財務諸表規則（第三編から第六編までを除く。）により作成すべき連結財務諸表について、また修正国際基準により連結財務諸表を作成した場合には修正国際基準により作成すべき連結財務諸表について、その表示科目を要約して作成した連結財務諸表をいう。）を㉑ a に準じて記載するとともに、連結財務諸表規則に従い、当該要約連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更に関する事項を記載すること。

ただし、提出会社が初めて提出する届出書に指定国際会計基準により作成した連結財務諸表を記載する場合又は米国基準適用会社が指定国際会計基準により連結財務諸表の作成を開始した場合は、記載を要しない。

e 提出会社が最近連結会計年度に係る連結財務諸表について修正国際基準により作成を開始した場合には、経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容の記載の後に、「並行開示情報」の項目を設けて、最近連結会計年度及びその直前連結会計年度に係る要約連結財務諸表（最近連結会計年度の直前連結会計年度において連結財務諸表規則（第三編から第六編までを除く。）により作成すべき連結財務諸表について、指定国際会計基準により連結財務諸表を作成した場合には指定国際会計基準により作成すべき連結財務諸表について、また米国基準により連結財務諸表を作成した場合には米国基準により作成すべき連結財務諸表について、その表示科目を要約して作成した連結財務諸表をいう。）を㉑ a に準じて記載するとともに、連結財務諸表規則に従い、当該要約連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更に関する事項を記載すること。

ただし、提出会社が初めて提出する届出書に修正国際基準により作成した連結財務諸表を記載する場合は、記載を要しない。

[(33)～(35) 略]

(36) 主要な設備の状況

a 最近連結会計年度末（(6)ただし書の規定により中間連結貸借対照表（法第24条の5第1項の表の第3号の中欄に掲げる事項を記載した半期報告書に含まれるものに限る。）を掲げた場合にあっては、当該中間連結貸借対照表に係る中間連結決算日現在）における主要な設備（連結会社以外の者から賃借しているものを含む。以下aにおいて同じ。）について、提出会社、国内子会社、在外子会社の別に、会社名（提出会社の場合を除く。）、事業所名、所在地、設備の内容、設備の種類別の帳簿価額

定国際会計基準又は修正国際基準により作成した最近連結会計年度に係る連結財務諸表における主要な項目と連結財務諸表規則（第七章及び第八章を除く。）により作成した場合の最近連結会計年度及びその直前連結会計年度に係る連結財務諸表におけるこれらに相当する項目との差異に関する事項（当該差異の概算額等）を記載すること。

ただし、提出会社が初めて提出する届出書に指定国際会計基準若しくは修正国際基準により作成した連結財務諸表を記載する場合又は指定国際会計基準若しくは修正国際基準により連結財務諸表の作成を開始した連結会計年度（当該連結会計年度が複数あるときは、その直近のものをいう。）の直前連結会計年度において連結財務諸表規則第95条若しくは連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部を改正する内閣府令（平成14年内閣府令第11号）附則第3項の規定に基づき、米国預託証券の発行等に関して要請されている用語、様式及び作成方法（eにおいて「米国基準」という。）により連結財務諸表を作成した提出会社（dにおいて「米国基準適用会社」という。）が指定国際会計基準若しくは修正国際基準により連結財務諸表の作成を開始した場合は、記載を要しない。

d 提出会社が最近連結会計年度に係る連結財務諸表について指定国際会計基準により作成を開始した場合には、経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容の記載の後に、「並行開示情報」の項目を設けて、最近連結会計年度及びその直前連結会計年度に係る要約連結財務諸表（最近連結会計年度の直前連結会計年度において連結財務諸表規則（第七章及び第八章を除く。）により作成すべき連結財務諸表について、また修正国際基準により連結財務諸表を作成した場合には修正国際基準により作成すべき連結財務諸表について、その表示科目を要約して作成した連結財務諸表をいう。）を㉑ a に準じて記載するとともに、連結財務諸表規則に従い、当該要約連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更に関する事項を記載すること。

ただし、提出会社が初めて提出する届出書に指定国際会計基準により作成した連結財務諸表を記載する場合又は米国基準適用会社が指定国際会計基準により連結財務諸表の作成を開始した場合は、記載を要しない。

e 提出会社が最近連結会計年度に係る連結財務諸表について修正国際基準により作成を開始した場合には、経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容の記載の後に、「並行開示情報」の項目を設けて、最近連結会計年度及びその直前連結会計年度に係る要約連結財務諸表（最近連結会計年度の直前連結会計年度において連結財務諸表規則（第七章及び第八章を除く。）により作成すべき連結財務諸表について、指定国際会計基準により連結財務諸表を作成した場合には指定国際会計基準により作成すべき連結財務諸表について、また米国基準により連結財務諸表を作成した場合には米国基準により作成すべき連結財務諸表について、その表示科目を要約して作成した連結財務諸表をいう。）を㉑ a に準じて記載するとともに、連結財務諸表規則に従い、当該要約連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更に関する事項を記載すること。

ただし、提出会社が初めて提出する届出書に修正国際基準により作成した連結財務諸表を記載する場合は、記載を要しない。

[(33)～(35) 同左]

(36) [同左]

a 最近連結会計年度末（(6)ただし書の規定により中間連結貸借対照表を掲げた場合には、当該中間連結貸借対照表に係る中間連結決算日現在）における主要な設備（連結会社以外の者から賃借しているものを含む。以下aにおいて同じ。）について、提出会社、国内子会社、在外子会社の別に、会社名（提出会社の場合を除く。）、事業所名、所在地、設備の内容、設備の種類別の帳簿価額（土地については、その面積も示す。）及び従業員数を、セグメント情報に関連付けて記載すること。

(土地については、その面積も示す。)及び従業員数を、セグメント情報に関連付けて記載すること

。なお、類似の事業を営む事業所が多数設立されている場合には、代表的な事業所名を示した上で、事業の種類別又は地域別に一括して記載することができる。

また、(6)ただし書の規定により中間連結貸借対照表(法第24条の5第1項の表の第1号又は第2号の中欄に掲げる事項を記載した半期報告書に含まれるものに限る。)を掲げた場合には、当該中間連結貸借対照表に係る中間連結会計期間において、主要な設備に次のa)又はb)に掲げる場合に該当することとなったときは、当該a)又はb)に定める内容を記載すること。

[(a)・(b) 略]

b 連結財務諸表を作成していない場合には、最近事業年度末(⑧ただし書の規定により中間貸借対照表(法第24条の5第1項の表の第3号の中欄に掲げる事項を記載した半期報告書に含まれるものに限る。))を掲げた場合にあっては、当該中間貸借対照表に係る中間決算日現在)における主要な設備(賃借しているものを含む。)について、a)に準じて記載すること。

また、(8)ただし書の規定により中間貸借対照表(法第24条の5第1項の表の第1号又は第2号の中欄に掲げる事項を記載した半期報告書に含まれるものに限る。)を掲げた場合には、当該中間貸借対照表に係る中間会計期間における主要な設備について、a)に準じて記載すること。

c [略]

[(37)~(58) 略]

(59) 経理の状況

a 連結財務諸表、中間連結財務諸表、財務諸表及び中間財務諸表(以下a、e及びfにおいて「連結財務諸表等」という。)を連結財務諸表規則又は財務諸表等規則に定めるところにより作成している場合には、その旨(中間連結財務諸表を連結財務諸表規則に定めるところにより作成している場合又は中間財務諸表を財務諸表等規則に定めるところにより作成している場合にあっては、その旨及び第1種中間連結財務諸表若しくは第2種中間連結財務諸表の別又は第1種中間財務諸表若しくは第2種中間財務諸表の別)を記載すること。また、財務諸表等規則別記に掲げる事業を営む会社が、特別の法令若しくは準則の定めるところにより、又はこれらに準じて連結財務諸表等を作成している場合も、同様とする。

b 指定国際会計基準又は修正国際基準により連結財務諸表及び中間連結財務諸表を作成した場合には、その旨を記載すること。

c 連結財務諸表及び中間連結財務諸表を作成していない場合には、その旨及びその理由を記載すること。

d 提出会社が連結財務諸表を作成していない場合であって、財務諸表等規則第326条第2項の規定により指定国際会計基準により財務諸表を作成したときには、その旨を記載すること。

[e~i 略]

(60) 連結財務諸表

a 連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結包括利益計算書又は連結損益及び包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書並びに連結キャッシュ・フロー計算書(指定国際会計基準又は修正国際基準により連結財務諸表を作成した場合にあっては、これらに相当するものをいう。以下この様式において同じ。)については、連結財務諸表規則に定めるところにより作成した最近連結会計年度に係るものを記載すること。ただし、最近連結会計年度の前連結会計年度に係る連結財務諸表が法第5条第1項又は第24条第1項から第3項までの規定により提出された届出書又は有価証券報告書に記載されてい

なお、類似の事業を営む事業所が多数設立されている場合には、代表的な事業所名を示した上で、事業の種類別又は地域別に一括して記載することができる。

また、(6)ただし書の規定により四半期連結貸借対照表を掲げた場合には、当該四半期連結貸借対照表に係る四半期連結累計期間において、主要な設備に関し、次に掲げる場合に該当するときは、それぞれ次に定める内容を記載すること。

[(a)・(b) 同左]

b 連結財務諸表を作成していない場合には、最近事業年度末(⑧ただし書の規定により中間貸借対照表を掲げた場合には、当該中間貸借対照表に係る中間決算日現在)における主要な設備(賃借しているものを含む。)について、a)に準じて記載すること。

また、(8)ただし書の規定により四半期貸借対照表を掲げた場合には、当該四半期貸借対照表に係る四半期累計期間において、主要な設備に関し、a)に準じて記載すること。

c [同左]

[(37)~(58) 同左]

(59) [同左]

a 財務諸表等規則別記に掲げる事業を営む会社が、特別の法令若しくは準則の定めるところにより、又はこれらに準じて連結財務諸表、四半期連結財務諸表、中間連結財務諸表、財務諸表、四半期財務諸表及び中間財務諸表(e及びfにおいて「連結財務諸表等」という。)を作成している場合には、その旨を記載すること。

b 指定国際会計基準により連結財務諸表、四半期連結財務諸表及び中間連結財務諸表を作成した場合には、その旨を記載すること。

また、修正国際基準により連結財務諸表、四半期連結財務諸表及び中間連結財務諸表を作成した場合には、その旨を記載すること。

c 連結財務諸表及び四半期連結財務諸表若しくは中間連結財務諸表を作成していない場合には、その旨及び作成していない理由を記載すること。

d 提出会社が連結財務諸表を作成していない場合であって、財務諸表等規則第129条第2項の規定により指定国際会計基準により財務諸表を作成したときには、その旨を記載すること。

[e~i 同左]

(60) [同左]

a 連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結包括利益計算書又は連結損益及び包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書並びに連結キャッシュ・フロー計算書(指定国際会計基準又は修正国際基準により連結財務諸表を作成した場合にあっては、これらに相当するものをいう。以下この様式において同じ。)については、連結財務諸表規則に定めるところにより作成した最近連結会計年度に係るものを記載すること。ただし、最近連結会計年度の前連結会計年度に係る連結財務諸表が法第5条第1項又は第24条第1項から第3項までの規定により提出された届出書又は有価証券報告書に記載されてい

ない場合（この届出書に添付された監査報告書に監査証明府令第4条第2項の規定による記載がある場合を除く。）には、最近2連結会計年度に係る連結財務諸表（連結財務諸表規則第8条の3に規定する比較情報を除く。以下この様式において「最近2連結会計年度連結財務諸表」という。）について、最近連結会計年度の前連結会計年度分を左側に、最近連結会計年度分を右側に配列して記載すること。

なお、(61)ただし書、(62)ただし書、(63)ただし書及び(64)ただし書の規定により、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書又は中間連結損益及び包括利益計算書（指定国際会計基準又は修正国際基準により中間連結財務諸表を作成した場合にあっては、中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書又は中間連結損益及び包括利益計算書に相当するものをいう。以下この様式において同じ。）及び中間連結株主資本等変動計算書（指定国際会計基準又は修正国際基準により中間連結財務諸表を作成した場合にあっては、中間連結株主資本等変動計算書に相当するものをいう。以下この様式において同じ。）並びに中間連結キャッシュ・フロー計算書（指定国際会計基準又は修正国際基準により中間連結財務諸表を作成した場合にあっては、中間連結キャッシュ・フロー計算書に相当するものをいう。以下この様式において同じ。）を掲げる場合には、(61)、(62)、(63)及び(64)の規定により掲げた連結財務諸表の下にそれぞれ記載すること。

b 連結財務諸表及び中間連結財務諸表の作成に当たっては、連結財務諸表規則、指定国際会計基準又は修正国際基準に従い、適切な科目による適正な金額の計上を行うとともに、連結財務諸表及び中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、記載すべき注記、連結附属明細表（指定国際会計基準又は修正国際基準により連結財務諸表を作成した場合は、これに相当するもの。(65)において同じ。）等を会社の実態に即して適正に記載すること。

c 連結財務諸表及び中間連結財務諸表に対する監査報告書、期中レビュー報告書及び中間監査報告書は、連結財務諸表及び中間連結財務諸表に添付すること。

なお、連結財務諸表及び中間連結財務諸表のうち、従前において法第5条第1項、第24条第1項から第3項まで又は第24条の5第1項の規定により提出された届出書、有価証券報告書又は半期報告書に含まれた連結財務諸表及び中間連結財務諸表と同一の内容のものであって新たに監査証明を受けていないものについては、すでに提出された当該連結財務諸表及び中間連結財務諸表に対する監査報告書、期中レビュー報告書又は中間監査報告書によるものとする。

(61) 連結貸借対照表

最近連結会計年度末現在における連結貸借対照表（(60) a の規定により最近2連結会計年度連結財務諸表を記載する場合は、最近2連結会計年度末現在における連結貸借対照表）を掲げること。

ただし、次のaからcまでに掲げる事項を記載した半期報告書を提出する会社が、1年を1連結会計年度とするものであって、最近連結会計年度の次の連結会計年度（以下(61)及び(60) bにおいて「次の連結会計年度」という。）における中間連結会計期間終了後当該aからcまでに定める期間（以下この様式において「提出期間」という。）を経過する日から次の連結会計年度に係る連結貸借対照表の記載が可能となる日までの間に届出書を提出するものである場合には、次の連結会計年度に係る中間連結貸借

ない場合（この届出書に添付された監査報告書に監査証明府令第4条第2項の規定による記載がある場合を除く。）には、最近2連結会計年度に係る連結財務諸表（連結財務諸表規則第8条の3に規定する比較情報を除く。以下この様式において「最近2連結会計年度連結財務諸表」という。）について、最近連結会計年度の前連結会計年度分を左側に、最近連結会計年度分を右側に配列して記載すること。

なお、(61)ただし書、(62)ただし書、(63)ただし書及び(64)ただし書の規定により、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書又は四半期連結損益及び包括利益計算書（指定国際会計基準又は修正国際基準により四半期連結財務諸表を作成した場合にあっては、四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書又は四半期連結損益及び包括利益計算書に相当するものをいう。以下この様式において同じ。）及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書並びに持分変動計算書（指定国際会計基準又は修正国際基準により四半期連結財務諸表を作成した場合に限る。）又は中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書又は中間連結損益及び包括利益計算書（指定国際会計基準又は修正国際基準により中間連結財務諸表を作成した場合にあっては、中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書又は中間連結損益及び包括利益計算書に相当するものをいう。以下この様式において同じ。）及び中間連結株主資本等変動計算書（指定国際会計基準又は修正国際基準により中間連結財務諸表を作成した場合にあっては、中間連結株主資本等変動計算書に相当するものをいう。以下この様式において同じ。）並びに中間連結キャッシュ・フロー計算書（指定国際会計基準又は修正国際基準により中間連結財務諸表を作成した場合にあっては、中間連結キャッシュ・フロー計算書に相当するものをいう。以下この様式において同じ。）を掲げる場合には、(61)、(62)、(63)及び(64)の規定により掲げた連結財務諸表の下にそれぞれ記載すること。

b 連結財務諸表、四半期連結財務諸表及び中間連結財務諸表の作成に当たっては、連結財務諸表規則、四半期連結財務諸表規則及び中間連結財務諸表規則、指定国際会計基準又は修正国際基準に従い、適切な科目による適正な金額の計上を行うとともに、連結財務諸表、四半期連結財務諸表及び中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、記載すべき注記、連結附属明細表（指定国際会計基準又は修正国際基準により連結財務諸表を作成した場合は、これに相当するもの。(65)において同じ。）等を会社の実態に即して適正に記載すること。

c 連結財務諸表、四半期連結財務諸表及び中間連結財務諸表に対する監査報告書、四半期レビュー報告書及び中間監査報告書は、連結財務諸表、四半期連結財務諸表及び中間連結財務諸表に添付すること。

なお、連結財務諸表、四半期連結財務諸表及び中間連結財務諸表のうち、従前において法第5条第1項、第24条第1項から第3項まで、第24条の4の7第1項若しくは第2項又は第24条の5第1項の規定により提出された届出書、有価証券報告書、四半期報告書又は半期報告書に含まれた連結財務諸表、四半期連結財務諸表及び中間連結財務諸表と同一の内容のものであって新たに監査証明を受けていないものについては、すでに提出された当該連結財務諸表、四半期連結財務諸表及び中間連結財務諸表に対する監査報告書、四半期レビュー報告書又は中間監査報告書によるものとする。

(61) [同左]

最近連結会計年度末現在における連結貸借対照表（(60) a の規定により最近2連結会計年度連結財務諸表を記載する場合は、最近2連結会計年度末現在における連結貸借対照表）を掲げること。

ただし、四半期報告書を提出する会社において、1年を1連結会計年度とする会社が次のaからcまでに掲げる期間に届出書を提出する場合には、それぞれaからcまでに定める期間に係る四半期連結貸借対照表（四半期連結財務諸表規則第5条の3に規定する比較情報を除き、特定事業会社（第17条の15第2項に規定する事業を行う会社をいう。以下この様式において同じ。）がbに掲げる期間に届出書を提出する場合には、中間連結貸借対照表（中間連結財務諸表規則第4条の2に規定する比較情報を除く

対照表（連結財務諸表規則第96条又は第192条に規定する比較情報を除く。以下(61)及び(66)において同じ。）を併せて掲げること。なお、提出期間前において、次の連結会計年度に係る中間連結貸借対照表を掲げることができることとなった場合には、当該中間連結貸借対照表を併せて掲げること。

- a 法第24条の5第1項の表の第1号の中欄に掲げる事項 令第4条の2の10第2項に規定する期間
- b 法第24条の5第1項の表の第2号の中欄に掲げる事項 令第4条の2の10第3項に規定する期間
- c 法第24条の5第1項の表の第3号の中欄に掲げる事項 3月

(62) 連結損益計算書及び連結包括利益計算書又は連結損益及び包括利益計算書

最近連結会計年度の連結損益計算書及び連結包括利益計算書又は連結損益及び包括利益計算書（(60) aの規定により最近2連結会計年度連結財務諸表を記載する場合は、最近2連結会計年度の連結損益計算書及び連結包括利益計算書又は連結損益及び包括利益計算書）を掲げること。なお、連結損益計算書及び連結包括利益計算書を掲げる場合にあっては項目名として「連結損益計算書及び連結包括利益計算書」と、連結損益及び包括利益計算書を掲げる場合にあっては項目名として「連結損益及び包括利益計算書」と記載すること。

ただし、(61)ただし書に規定する中間連結貸借対照表を掲げた場合には、当該中間連結貸借対照表に係る連結会計年度の中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書又は中間連結損益及び包括利益計算書（連結財務諸表規則第96条又は第192条に規定する比較情報を除く。）を併せて掲げること。

(63) 連結株主資本等変動計算書

最近連結会計年度の連結株主資本等変動計算書（(60) aの規定により最近2連結会計年度連結財務諸表

。以下(61)において同じ。）を併せて掲げること。なお、aからcまでに掲げる期間前において、それぞれaからcまでに定める期間に係る四半期連結貸借対照表を掲げることができることとなった場合には、当該四半期連結貸借対照表を併せて掲げること。

- a 最近連結会計年度の次の連結会計年度（以下(61)及び(61) bにおいて「次の連結会計年度」という。）における最初の四半期連結会計期間（以下(61)において「第1四半期連結会計期間」という。）終了後令第4条の2の10第3項に規定する期間（提出会社が特定事業会社である場合には、同条第4項に規定する期間。以下この様式において「提出期間」という。）を経過する日から次の連結会計年度における第1四半期連結会計期間の次の四半期連結会計期間（以下(61)において「第2四半期連結会計期間」という。）終了後提出期間を経過する日の前日までの期間 当該次の連結会計年度における第1四半期連結会計期間
- b 次の連結会計年度における第2四半期連結会計期間終了後提出期間を経過する日から次の連結会計年度における第2四半期連結会計期間の次の四半期連結会計期間（以下(61)において「第3四半期連結会計期間」という。）終了後提出期間を経過する日の前日までの期間 当該次の連結会計年度における第2四半期連結会計期間
- c 次の連結会計年度における第3四半期連結会計期間終了後提出期間を経過する日から次の連結会計年度に係る連結貸借対照表の記載が可能となる日までの期間 当該次の連結会計年度における第3四半期連結会計期間

また、半期報告書を提出する会社において、1年を1連結会計年度とする会社が次の連結会計年度開始の日から起算して9箇月を経過する日以後に届出書を提出する場合には、当該次の連結会計年度に係る中間連結貸借対照表を併せて掲げること。

(62) [同左]

最近連結会計年度の連結損益計算書及び連結包括利益計算書又は連結損益及び包括利益計算書（(60) aの規定により最近2連結会計年度連結財務諸表を記載する場合は、最近2連結会計年度の連結損益計算書及び連結包括利益計算書又は連結損益及び包括利益計算書）を掲げること。なお、連結損益計算書及び連結包括利益計算書を掲げる場合にあっては項目名として「連結損益計算書及び連結包括利益計算書」と、連結損益及び包括利益計算書を掲げる場合にあっては項目名として「連結損益及び包括利益計算書」と記載すること。

ただし、(61)ただし書に規定する四半期連結貸借対照表を掲げた場合には、当該四半期連結貸借対照表に係る四半期連結結果計期間の四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書又は四半期連結損益及び包括利益計算書（四半期連結財務諸表規則第5条の3に規定する比較情報を除く。以下(61)において同じ。）を併せて掲げること。この場合において、四半期連結財務諸表規則に定めるところにより当四半期連結会計期間に係る四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書又は四半期連結損益及び包括利益計算書を作成した場合には、当該四半期連結貸借対照表に係る四半期連結会計期間の四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書又は四半期連結損益及び包括利益計算書も併せて掲げること。なお、指定国際会計基準又は修正国際基準により四半期連結財務諸表を作成した場合には、当該四半期連結貸借対照表に係る四半期連結結果計期間及び四半期連結会計期間の四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書又は四半期連結損益及び包括利益計算書を掲げること。

また、(61)ただし書に規定する中間連結貸借対照表を掲げた場合（特定事業会社が中間貸借対照表を掲げた場合を含む。）には、当該中間連結貸借対照表に係る連結会計年度の中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書又は中間連結損益及び包括利益計算書（中間連結財務諸表規則第4条の2に規定する比較情報を除く。）を併せて掲げること。

(63) [同左]

最近連結会計年度の連結株主資本等変動計算書（(60) aの規定により最近2連結会計年度連結財務諸表

を記載する場合は、最近2連結会計年度の連結株主資本等変動計算書)を掲げること。

ただし、(6)ただし書に規定する中間連結貸借対照表(法第24条の5第1項の表の第2号又は第3号の中欄に掲げる事項を記載した半期報告書に含まれるものに限る。)を掲げた場合には、当該中間連結貸借対照表に係る連結会計年度の中間連結株主資本等変動計算書(連結財務諸表規則第192条に規定する比較情報を除く。)を併せて掲げること。

(64) 連結キャッシュ・フロー計算書

最近連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書((60) aの規定により最近2連結会計年度連結財務諸表を記載する場合は、最近2連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書)を掲げること。

ただし、(6)ただし書に規定する中間連結貸借対照表を掲げた場合には、当該中間連結貸借対照表に係る連結会計年度の中間連結キャッシュ・フロー計算書(連結財務諸表規則第96条又は第192条に規定する比較情報を除く。)を併せて掲げること。

(65) [略]

(66) その他

a [略]

b 次の(a)又は(b)に掲げる場合の区分に応じ、当該a)又はb)に定める事項を前年同期と比較して記載すること。

[削る。]

(a) 半期報告書を提出する会社において、次の連結会計年度開始後おおむね6箇月を経過した日から提出期間を経過する日までの間に届出書を提出する場合((6)ただし書の規定により中間連結貸借対照表を掲げた場合を除く。)当該次の連結会計年度開始後6箇月の経営成績の概要(中間連結財務諸表の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。)

[削る。]

[削る。]

(b) [略]

c 提出会社が、最近連結会計年度において法第24条の5第1項の規定により半期報告書(同項の表の第1号又は第2号の中欄に掲げる事項を記載したものに限る。)を提出した場合には、最近連結会計

を記載する場合は、最近2連結会計年度の連結株主資本等変動計算書)を掲げること。

ただし、(6)ただし書に規定する中間連結貸借対照表を掲げた場合(特定事業会社が中間貸借対照表を掲げた場合を含む。)には、当該中間連結貸借対照表に係る連結会計年度の中間連結株主資本等変動計算書(中間連結財務諸表規則第4条の2に規定する比較情報を除く。)を併せて掲げること。

(64) [同左]

最近連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書((60) aの規定により最近2連結会計年度連結財務諸表を記載する場合は、最近2連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書)を掲げること。

ただし、(6)ただし書に規定する四半期連結貸借対照表を掲げた場合には、当該四半期連結貸借対照表に係る四半期連結累計期間(指定国際会計基準により四半期連結財務諸表を作成した場合又は修正国際基準により四半期連結財務諸表を作成した場合のいずれにも該当しないときは、当四半期連結会計期間が第2四半期連結会計期間である場合又は当四半期連結会計期間が第2四半期連結会計期間以外の四半期連結会計期間である場合であって、四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書を作成したときに限る。)の四半期連結キャッシュ・フロー計算書(四半期連結財務諸表規則第5条の3に規定する比較情報を除く。)を、また、(6)ただし書に規定する中間連結貸借対照表を掲げた場合(特定事業会社が中間貸借対照表を掲げた場合を含む。)には、当該中間連結貸借対照表に係る連結会計年度の中間連結キャッシュ・フロー計算書(中間連結財務諸表規則第4条の2に規定する比較情報を除く。)を併せて掲げること。

(65) [同左]

(66) [同左]

a [同左]

b 次の(a)から(e)までに掲げる場合に応じ、当該a)から(e)までに定める事項を前年同期と比較して記載すること。

(a) 四半期報告書を提出する会社において、次の連結会計年度開始後おおむね3箇月を経過した日から提出期間を経過する日までの間に届出書を提出する場合((6)ただし書の規定により四半期連結貸借対照表を掲げた場合を除く。)当該次の連結会計年度開始後3箇月の経営成績の概要(四半期連結財務諸表の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。)

(b) 四半期報告書を提出する会社において、次の連結会計年度開始後おおむね6箇月を経過した日から提出期間を経過する日までの間に届出書を提出する場合((6)ただし書の規定により四半期連結貸借対照表を掲げた場合(特定事業会社が中間連結貸借対照表を掲げた場合を含む。)を除く。)当該次の連結会計年度開始後6箇月の経営成績の概要(四半期連結財務諸表(特定事業会社の場合には、中間連結財務諸表)の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。)

(c) 四半期報告書を提出する会社において、次の連結会計年度開始後おおむね9箇月を経過した日から提出期間を経過する日までの間に届出書を提出する場合((6)ただし書の規定により四半期連結貸借対照表を掲げた場合を除く。)当該次の連結会計年度開始後9箇月の経営成績の概要(四半期連結財務諸表の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。)

(d) 半期報告書を提出する会社において、次の連結会計年度開始後おおむね7箇月から9箇月までの期間を経過する日までの間に届出書を提出する場合((6)ただし書の規定により中間連結貸借対照表を掲げた場合を除く。)当該次の連結会計年度開始後6箇月の経営成績の概要(中間連結財務諸表の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。)

(e) [同左]

c 提出会社が、最近連結会計年度において法第24条の4の7第1項又は第2項の規定により四半期報告書を提出した場合には、最近連結会計年度における各四半期連結累計期間(当該提出した四半期報

年度における中間連結会計期間に係る(a)から(d)までに掲げる項目の金額及び最近連結会計年度に係る(a)及び(e)から(g)までに掲げる項目の金額について、中間連結会計期間、最近連結会計年度の順に記載すること。

(a) [略]

(b) 税金等調整前中間純利益金額又は税金等調整前中間純損失金額（連結財務諸表規則第169条の規定により記載しなければならない税金等調整前中間純利益金額又は税金等調整前中間純損失金額をいう。）

(c) 親会社株主に帰属する中間純利益金額又は親会社株主に帰属する中間純損失金額（連結財務諸表規則第170条第5項の規定により記載しなければならない親会社株主に帰属する中間純利益金額又は親会社株主に帰属する中間純損失金額をいう。）

(d) 1株当たり中間純利益金額又は中間純損失金額（連結財務諸表規則第171条第1項の規定により注記しなければならない1株当たり中間純利益金額又は中間純損失金額をいう。）

[(e)~(g) 略]

[削る。]

d [略]

(67) 財務諸表

a 貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書（連結財務諸表を作成している場合にはキャッシュ・フロー計算書を除く。以下aにおいて同じ。）については、財務諸表等規則に定めるところにより作成した最近事業年度に係るものを記載すること。ただし、最近事業年度の前事業年度に係る財務諸表が法第5条第1項又は第24条第1項から第3項までの規定により提出された届出書又は有価証券報告書に記載されていない場合には、最近2事業年度に係る財務諸表（財務諸表等規則第8条の2の2に規定する比較情報を除く。以下この様式において「最近2事業年度財務諸表」という。）について、最近事業年度の前事業年度分を左側に、最近事業年度分を右側に配列して記載すること。

なお、(68)ただし書、(69)aただし書、(70)ただし書及び(71)ただし書の規定により、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書及び中間キャッシュ・フロー計算書（中間連結財務諸表を作成している場合には中間キャッシュ・フロー計算書を除く。）を掲げる場合には、(68)、(69)a、(70)及び(71)の規定により掲げた貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書の下にそれぞれ記載すること。

b [略]

c 財務諸表及び中間財務諸表の作成に当たっては、財務諸表等規則又は指定国際会計基準に従い、適切な科目による適正な金額の計上を行うとともに、財務諸表及び中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項、記載すべき注記、附属明細表（指定国際会計基準により財務諸表を作成した場合は、これに相当するもの。(72)及び(73)において同じ。）等を会社の実態に即して適正に記載すること。

d 財務諸表及び中間財務諸表に対する監査報告書、期中レビュー報告書及び中間監査報告書は、財務諸表及び中間財務諸表に添付すること。

なお、財務諸表及び中間財務諸表のうち、従前において法第5条第1項、第24条第1項から第3項

告書に係る四半期連結累計期間に限る。）に係る(a)から(d)までに掲げる項目の金額及び最近連結会計年度に係る(a)及び(e)から(g)までに掲げる項目の金額について、各四半期連結累計期間、最近連結会計年度の順に記載すること。

(a) [同左]

(b) 税金等調整前四半期純利益金額又は税金等調整前四半期純損失金額（四半期連結財務諸表規則第76条の規定により記載しなければならない税金等調整前四半期純利益金額又は税金等調整前四半期純損失金額をいう。）

(c) 親会社株主に帰属する四半期純利益金額又は親会社株主に帰属する四半期純損失金額（四半期連結財務諸表規則第77条第5項の規定により記載しなければならない親会社株主に帰属する四半期純利益金額又は親会社株主に帰属する四半期純損失金額をいう。）

(d) 1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額（四半期連結財務諸表規則第78条第1項の規定により注記しなければならない1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額をいう。）

[(e)~(g) 同左]

d cに規定する事項を記載する場合には、最近連結会計年度における各四半期連結会計期間（当該連結会計期間の最後の四半期連結会計期間を含む。以下dにおいて同じ。）に係るc(d)に掲げる項目の金額（各四半期連結累計期間に係るc(d)に掲げる項目の金額に準じて算出したもの）について、各四半期連結会計期間の順に記載すること。

e [同左]

(67) [同左]

a 貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書（連結財務諸表を作成している場合にはキャッシュ・フロー計算書を除く。以下aにおいて同じ。）については、財務諸表等規則に定めるところにより作成した最近事業年度に係るものを記載すること。ただし、最近事業年度の前事業年度に係る財務諸表が法第5条第1項又は第24条第1項から第3項までの規定により提出された届出書又は有価証券報告書に記載されていない場合には、最近2事業年度に係る財務諸表（財務諸表等規則第6条に規定する比較情報を除く。以下この様式において「最近2事業年度財務諸表」という。）について、最近事業年度の前事業年度分を左側に、最近事業年度分を右側に配列して記載すること。

なお、(68)ただし書、(69)aただし書、(70)ただし書及び(71)ただし書の規定により、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書又は中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書及び中間キャッシュ・フロー計算書（中間連結財務諸表を作成している場合には中間キャッシュ・フロー計算書を除く。）を掲げる場合には、(68)、(69)a、(70)及び(71)の規定により掲げた貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書の下にそれぞれ記載すること。

b [同左]

c 財務諸表、四半期財務諸表及び中間財務諸表の作成に当たっては、財務諸表等規則、四半期財務諸表等規則及び中間財務諸表等規則又は指定国際会計基準に従い、適切な科目による適正な金額の計上を行うとともに、財務諸表、四半期財務諸表及び中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項、記載すべき注記、附属明細表（指定国際会計基準により財務諸表を作成した場合は、これに相当するもの。(72)及び(73)において同じ。）等を会社の実態に即して適正に記載すること。

d 財務諸表、四半期財務諸表及び中間財務諸表に対する監査報告書、四半期レビュー報告書及び中間監査報告書は、財務諸表、四半期財務諸表及び中間財務諸表に添付すること。

なお、財務諸表、四半期財務諸表及び中間財務諸表のうち、従前において法第5条第1項、第24条



まで又は第24条の5第1項の規定により提出された届出書、有価証券報告書又は半期報告書に含まれた財務諸表及び中間財務諸表と同一の内容のものであって新たに監査証明を受けていないものについては、すでに提出された当該財務諸表及び中間財務諸表に対する監査報告書、期中レビュー報告書又は中間監査報告書によるものとする。

- e 株式交換又は株式移転による株式交換完全親会社等として最近2事業年度を経過していない場合には、当該株式交換又は株式移転による株式交換完全子会社等となった会社（当該株式交換完全親会社等の連結子会社であった会社を除く。）の最近2事業年度に係る財務諸表（連結財務諸表を作成している場合にあっては、最近2連結会計年度に係る連結財務諸表。財務諸表等規則第8条の2の2又は連結財務諸表規則第8条の3に規定する比較情報を除く。）を「2 財務諸表等」の「(3) その他」に記載すること。

ただし、株式交換完全子会社等となった会社が有価証券報告書提出会社以外の会社で資本金5億円未満であるときは、記載を要しない。

- f 会社の分割により事業を承継し、最近2事業年度を経過していない場合には、当該会社の分割を行った会社の最近2事業年度に係る財務諸表（財務諸表等規則第8条の2の2に規定する比較情報を除く。）を「2 財務諸表等」の「(3) その他」に記載すること（当該会社の分割を行った会社の当該事業が当該会社の事業に比して重要性の乏しい場合を除く。）。

ただし、当該会社の分割を行った会社が有価証券報告書提出会社以外の会社で資本金5億円未満であるときは、記載を要しない。

(68) 貸借対照表

最近事業年度末現在における貸借対照表（(67) a の規定により最近2事業年度財務諸表を記載する場合は、最近2事業年度末現在における貸借対照表）を掲げること。

ただし、半期報告書を提出する会社（法第24条の5第1項の表の第1号の中欄に掲げる事項を記載した半期報告書を提出する会社にあつては、中間連結財務諸表を作成していない会社に限る。(74)において同じ。）が、1年を1事業年度とするものであって、最近事業年度の次の事業年度（以下(88)並びに(74) b及びcにおいて「次の事業年度」という。）における中間会計期間終了後提出期間を経過する日から次の事業年度に係る貸借対照表の記載が可能となる日までの間に届出書を提出するものである場合には、当該次の事業年度における中間会計期間に係る中間貸借対照表（財務諸表等規則第130条又は第211条に規定する比較情報を除く。以下(88)において同じ。）を併せて掲げること。なお、提出期間前において、中間貸借対照表を掲げることができることとなった場合には、当該中間貸借対照表を併せて掲げること。

第1項から第3項まで、第24条の4の7第1項若しくは第2項又は第24条の5第1項の規定により提出された届出書、有価証券報告書、四半期報告書又は半期報告書に含まれた財務諸表、四半期財務諸表及び中間財務諸表と同一の内容のものであって新たに監査証明を受けていないものについては、すでに提出された当該財務諸表、四半期財務諸表及び中間財務諸表に対する監査報告書、四半期レビュー報告書又は中間監査報告書によるものとする。

- e 株式交換又は株式移転による株式交換完全親会社等として最近2事業年度を経過していない場合には、当該株式交換又は株式移転による株式交換完全子会社等となった会社（当該株式交換完全親会社等の連結子会社であった会社を除く。）の最近2事業年度に係る財務諸表（連結財務諸表を作成している場合には最近2連結会計年度に係る連結財務諸表。財務諸表等規則第6条又は連結財務諸表規則第8条の3に規定する比較情報を除く。）を「2 財務諸表等」の「(3) その他」に記載すること。

ただし、株式交換完全子会社等となった会社が有価証券報告書提出会社以外の会社で資本金5億円未満であるときは、記載を要しない。

- f 会社の分割により事業を承継し、最近2事業年度を経過していない場合には、当該会社の分割を行った会社の最近2事業年度に係る財務諸表（財務諸表等規則第6条に規定する比較情報を除く。）を「2 財務諸表等」の「(3) その他」に記載すること（当該会社の分割を行った会社の当該事業が当該会社の事業に比して重要性の乏しい場合を除く。）。

ただし、当該会社の分割を行った会社が有価証券報告書提出会社以外の会社で資本金5億円未満であるときは、記載を要しない。

(68) [同左]

最近事業年度末現在における貸借対照表（(67) a の規定により最近2事業年度財務諸表を記載する場合は、最近2事業年度末現在における貸借対照表）を掲げること。

ただし、四半期報告書を提出する会社（特定事業会社及び四半期連結財務諸表を作成していない会社に限る。(74)において同じ。）において、1年を1事業年度とする会社が次のaからcまでに掲げる期間に届出書を提出する場合（四半期連結財務諸表を作成している特定事業会社がa及びcに掲げる期間に届出書を提出する場合を除く。）には、それぞれaからcまでに定める期間に係る四半期貸借対照表（四半期財務諸表等規則第4条の3に規定する比較情報を除き、特定事業会社がbに掲げる期間に届出書を提出する場合には、中間貸借対照表（中間財務諸表等規則第3条の2に規定する比較情報を除く。）を併せて掲げること。なお、aからcまでに掲げる期間前において、それぞれaからcまでに定める期間に係る四半期貸借対照表を掲げることができることとなった場合には、当該四半期貸借対照表を併せて掲げること。

a 最近事業年度の次の事業年度（以下(88)並びに(74) b及びcにおいて「次の事業年度」という。）における最初の四半期会計期間（以下(88)において「第1四半期会計期間」という。）終了後提出期間を経過する日から次の事業年度における第1四半期会計期間の次の四半期会計期間（以下(88)において「第2四半期会計期間」という。）終了後提出期間を経過する日の前日までの期間 当該次の事業年度における第1四半期会計期間

b 次の事業年度における第2四半期会計期間終了後提出期間を経過する日から次の事業年度における第2四半期会計期間の次の四半期会計期間（cにおいて「第3四半期会計期間」という。）終了後提出期間を経過する日の前日までの期間 当該次の事業年度における第2四半期会計期間

c 次の事業年度における第3四半期会計期間終了後提出期間を経過する日から次の事業年度に係る貸借対照表の記載が可能となる日までの期間 当該次の事業年度における第3四半期会計期間

また、半期報告書を提出する会社において、1年を1事業年度とする会社が次の事業年度開始の日から起算して9箇月を経過する日以後に届出書を提出する場合には、当該次の事業年度に係る中間貸借対

(69) 損益計算書

a 最近事業年度の損益計算書（(67) a の規定により最近2事業年度財務諸表を記載する場合は、最近2事業年度の損益計算書）を掲げること。

ただし、(68)ただし書に規定する中間貸借対照表を掲げた場合には、当該中間貸借対照表に係る事業年度の中間損益計算書（財務諸表等規則第130条又は第211条に規定する比較情報を除く。）を併せて掲げること。

b [略]

(70) 株主資本等変動計算書

最近事業年度の株主資本等変動計算書（(67) a の規定により最近2事業年度財務諸表を記載する場合は、最近2事業年度の株主資本等変動計算書）を掲げること。

ただし、(68)ただし書に規定する中間貸借対照表（法第24条の5第1項の表の第2号又は第3号の中欄に掲げる事項を記載した半期報告書に含まれるものに限る。）を掲げた場合には、当該中間貸借対照表に係る事業年度の中間株主資本等変動計算書（財務諸表等規則第211条に規定する比較情報を除く。）を併せて掲げること。

(71) キャッシュ・フロー計算書

連結財務諸表を作成していない場合には、最近事業年度のキャッシュ・フロー計算書（(67) a の規定により最近2事業年度財務諸表を記載する場合は、最近2事業年度のキャッシュ・フロー計算書）を掲げること。

ただし、(68)ただし書に規定する中間貸借対照表を掲げた場合には、当該中間貸借対照表に係る事業年度の中間キャッシュ・フロー計算書（財務諸表等規則第130条又は第211条に規定する比較情報を除く。）を併せて掲げること。

[(72)・(73) 略]

(74) その他

a [略]

b 1年を1事業年度とする会社においては、次の(a)又は(b)に掲げる場合の区分に応じ、当該(a)又は(b)に定める事項を前年同期と比較して記載すること。ただし、(66) b に規定する事項を記載している場合には、記載を省略することができる。

[削る。]

(a) 半期報告書を提出する会社において、次の事業年度開始後おおむね6箇月を経過した日から提出

照表を併せて掲げること。

(69) [同左]

a 最近事業年度の損益計算書（(67) a の規定により最近2事業年度財務諸表を記載する場合は、最近2事業年度の損益計算書）を掲げること。

ただし、(68)ただし書に規定する四半期貸借対照表を掲げた場合には、当該四半期貸借対照表に係る四半期累計期間の四半期損益計算書（四半期財務諸表等規則第4条の3に規定する比較情報を除く。以下(69)において同じ。）を併せて掲げること。この場合において、四半期財務諸表等規則に定めるところにより当四半期会計期間に係る四半期損益計算書を作成した場合には、当該四半期貸借対照表に係る四半期会計期間の四半期損益計算書も併せて掲げること。

また、(68)ただし書に規定する中間貸借対照表を掲げた場合（特定事業会社が中間貸借対照表を掲げた場合を含む。）には、当該中間貸借対照表に係る事業年度の中間損益計算書（中間財務諸表等規則第3条の2に規定する比較情報を除く。）を併せて掲げること。

b [同左]

(70) [同左]

最近事業年度の株主資本等変動計算書（(67) a の規定により最近2事業年度財務諸表を記載する場合は、最近2事業年度の株主資本等変動計算書）を掲げること。

ただし、(68)ただし書に規定する中間貸借対照表を掲げた場合（特定事業会社が中間貸借対照表を掲げた場合を含む。）には、当該中間貸借対照表に係る事業年度の中間株主資本等変動計算書（中間財務諸表等規則第3条の2に規定する比較情報を除く。）を併せて掲げること。

(71) [同左]

連結財務諸表を作成していない場合には、最近事業年度のキャッシュ・フロー計算書（(67) a の規定により最近2事業年度財務諸表を記載する場合は、最近2事業年度のキャッシュ・フロー計算書）を掲げること。

ただし、(68)ただし書に規定する四半期貸借対照表を掲げた場合には、当該四半期貸借対照表に係る四半期累計期間（当四半期会計期間が第2四半期会計期間である場合又は当四半期会計期間が第2四半期会計期間以外の四半期会計期間である場合であって、四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書を作成したときに限る。）の四半期キャッシュ・フロー計算書（四半期財務諸表等規則第4条の3に規定する比較情報を除く。）を、また、(68)ただし書に規定する中間貸借対照表を掲げた場合（特定事業会社が中間貸借対照表を掲げた場合を含む。）には、当該中間貸借対照表に係る事業年度の中間キャッシュ・フロー計算書（中間財務諸表等規則第3条の2に規定する比較情報を除く。）を併せて掲げること。

[(72)・(73) 同左]

(74) [同左]

a [同左]

b 1年を1事業年度とする会社においては、次の(a)から(e)までに掲げる場合に応じ、当該(a)から(e)までに定める事項を前年同期と比較して記載すること。ただし、(66) b に規定する事項を記載している場合には、記載を省略することができる。

(a) 四半期報告書を提出する会社において、次の事業年度開始後おおむね3箇月を経過した日から提出期間を経過する日までの間に届出書を提出する場合（(68)ただし書の規定により四半期貸借対照表を掲げた場合を除く。）当該次の事業年度開始後3箇月の経営成績の概要（四半期財務諸表の形式による記載が可能ときは、当該形式により記載すること。）

(b) 四半期報告書を提出する会社において、次の事業年度開始後おおむね6箇月を経過した日から提出

期間を経過する日までの間に届出書を提出する場合（(88)ただし書の規定により中間貸借対照表を掲げた場合を除く。）当該次の事業年度開始後6箇月の経営成績の概要（中間財務諸表の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。）

[削る。]

[削る。]

(b) [略]

c [略]

d 提出会社が、法第24条の5第1項の規定により半期報告書（同項の表の第1号又は第2号の中欄に掲げる事項を記載したものに限る。）を提出した場合であって、中間連結財務諸表を作成していないときには、最近事業年度における中間会計期間に係る(a)から(d)までに掲げる項目の金額及び最近事業年度に係る(a)及び(e)から(g)までに掲げる項目の金額について、中間会計期間、最近事業年度の順に記載すること。

(a) [略]

(b) 税引前中間純利益金額又は税引前中間純損失金額（財務諸表等規則第197条の規定により記載しなければならない税引前中間純利益金額又は税引前中間純損失金額をいう。）

(c) 中間純利益金額又は中間純損失金額（財務諸表等規則第198条第3項の規定により記載しなければならない中間純利益金額又は中間純損失金額をいう。）

(d) 1株当たり中間純利益金額又は中間純損失金額（財務諸表等規則第199条第1項の規定により注記しなければならない1株当たり中間純利益金額又は中間純損失金額をいう。）

[(e)～(g) 略]

[削る。]

e [略]

[(75)～(78) 略]

(79) 継続開示会社たる保証会社に関する事項

a [略]

b 当該届出書の提出日において既に提出されている保証会社の直近の有価証券報告書及びその添付書類並びにその提出以後に提出される半期報告書及び臨時報告書並びにこれらの訂正報告書について記載すること。

[c・d 略]

[(80)～(82) 略]

(83) 最近の財務諸表

最近5事業年度（6箇月を1事業年度とする会社にあつては10事業年度）の貸借対照表、損益計算書（製造原価明細書及び売上原価明細書を除く。）、株主資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算

出期間を経過する日までの間に届出書を提出する場合（(88)ただし書の規定により四半期貸借対照表を掲げた場合（特定事業会社が中間貸借対照表を掲げた場合を含む。）を除く。）当該次の事業年度開始後6箇月の経営成績の概要（四半期財務諸表（特定事業会社の場合には、中間財務諸表）の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。）

(c) 四半期報告書を提出する会社において、次の事業年度開始後おおむね9箇月を経過した日から提出期間を経過する日までの間に届出書を提出する場合（(88)ただし書の規定により四半期貸借対照表を掲げた場合を除く。）当該次の事業年度開始後9箇月の経営成績の概要（四半期財務諸表の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。）

(d) 半期報告書を提出する会社において、次の事業年度開始後おおむね7箇月から9箇月までの期間を経過するまでの間に届出書を提出する場合（(88)ただし書の規定により中間貸借対照表を掲げた場合を除く。）当該次の事業年度開始後6箇月の経営成績の概要（中間財務諸表の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。）

(e) [同左]

c [同左]

d 提出会社が、法第24条の4の7第1項又は第2項の規定により四半期報告書を提出した場合であつて、四半期連結財務諸表を作成していないときには、最近事業年度における各四半期累計期間に係る(a)から(d)までに掲げる項目の金額及び最近事業年度に係る(a)及び(e)から(g)までに掲げる項目の金額について、各四半期累計期間、最近事業年度の順に記載すること。

(a) [同左]

(b) 税引前四半期純利益金額又は税引前四半期純損失金額（四半期財務諸表等規則第68条の規定により記載しなければならない税引前四半期純利益金額又は税引前四半期純損失金額をいう。）

(c) 四半期純利益金額又は四半期純損失金額（四半期財務諸表等規則第69条第3項の規定により記載しなければならない四半期純利益金額又は四半期純損失金額をいう。）

(d) 1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額（四半期財務諸表等規則第70条第1項の規定により注記しなければならない1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額をいう。）

[(e)～(g) 同左]

e dに規定する事項を記載する場合には、最近事業年度における各四半期会計期間に係るd(d)に掲げる項目の金額（各四半期会計期間に係るd(d)に掲げる項目の金額に準じて算出したもの）について、各四半期会計期間の順に記載すること。

f [同左]

[(75)～(78) 同左]

(79) [同左]

a [同左]

b 当該届出書の提出日において既に提出されている保証会社の直近の有価証券報告書及びその添付書類並びにその提出以後に提出される四半期報告書（当該四半期報告書が複数あるときは、その直近のものをいう。）、半期報告書及び臨時報告書並びにこれらの訂正報告書について記載すること。

[c・d 同左]

[(80)～(82) 同左]

(83) 最近の財務諸表

最近5事業年度（6箇月を1事業年度とする会社にあつては10事業年度）の貸借対照表、損益計算書（製造原価明細書及び売上原価明細書を除く。）、株主資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算

書のうち、第二部に掲げたもの（財務諸表等規則第8条の2の2に規定する比較情報を含む。）以外のもの（同条に規定する比較情報を除く。）を第二部の記載に準じて掲げること。

なお、キャッシュ・フロー計算書については記載を省略することができる。

〔84～89〕 略

第二号の二様式

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 財務（支）局長

【提出日】 年 月 日

【会社名】 \_\_\_\_\_

【英訳名】 \_\_\_\_\_

【代表者の役職氏名】 \_\_\_\_\_

【本店の所在の場所】 \_\_\_\_\_

【電話番号】 \_\_\_\_\_

【事務連絡者氏名】 \_\_\_\_\_

【最寄りの連絡場所】 \_\_\_\_\_

【電話番号】 \_\_\_\_\_

【事務連絡者氏名】 \_\_\_\_\_

【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】 \_\_\_\_\_

【届出の対象とした募集（売出）金額】 \_\_\_\_\_

【安定操作に関する事項】 \_\_\_\_\_

【縦覧に供する場所】

名称  
所在地

第一部【証券情報】

〔第1・第2 略〕

第3【第三者割当の場合の特記事項】

〔1～4 略〕

5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は 名称	住所	所有株式数（ 株）	総議決権数に 対する所有議決権数の 割合	割当後の所有 株式数（株）	割当後の総議決権 数に対する所有議 決権数の割合
〔略〕					

〔6～8 略〕

第4【略】

〔第二部～第六部 略〕

（記載上の注意）

次に掲げるものを除き、第二号様式に準じて記載すること。

(1) 〔略〕

(2) 追完情報

〔a・b 略〕

書のうち、第二部に掲げたもの（財務諸表等規則第6条に規定する比較情報を含む。）以外のもの（財務諸表等規則第6条に規定する比較情報を除く。）を第二部の記載に準じて掲げること。

なお、キャッシュ・フロー計算書については記載を省略することができる。

〔84～89〕 同左

第二号の二様式

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 財務（支）局長

【提出日】 年 月 日

【会社名】 \_\_\_\_\_

【英訳名】 \_\_\_\_\_

【代表者の役職氏名】 \_\_\_\_\_

【本店の所在の場所】 \_\_\_\_\_

【電話番号】 \_\_\_\_\_

【事務連絡者氏名】 \_\_\_\_\_

【最寄りの連絡場所】 \_\_\_\_\_

【電話番号】 \_\_\_\_\_

【事務連絡者氏名】 \_\_\_\_\_

【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】 \_\_\_\_\_

【届出の対象とした募集（売出）金額】 \_\_\_\_\_

【安定操作に関する事項】 \_\_\_\_\_

【縦覧に供する場所】

名称  
所在地

第一部【同左】

〔第1・第2 同左〕

第3【同左】

〔1～4 同左〕

5【同左】

氏名又は 名称	住所	所有株式数（ 株）	総議決権数に 対する所有議決数の割 合	割当後の所有 株式数（株）	割当後の総議決権 数に対する所有議 決権数の割合
〔同左〕					

〔6～8 同左〕

第4【同左】

〔第二部～第六部 同左〕

（記載上の注意）

〔同左〕

(1) 〔同左〕

(2) 〔同左〕

〔a・b 同左〕

c 最近事業年度に係る有価証券報告書又は最近事業年度の翌事業年度に係る半期報告書（以下cにおいて「有価証券報告書等」という。）の提出日以後届出書提出日までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について変更その他の事由が生じた場合には、その旨及びその内容を具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。

なお、当該有価証券報告書等に将来に関する事項が記載されている場合又は新たに将来に関する事項を記載する場合には、当該事項は届出書提出日現在において判断したものである旨を記載すること。

d (3)aの有価証券報告書に連結財務諸表を記載している会社においては、次の(a)又は(b)に掲げる場合の区分に応じ、当該(a)又は(b)に定める事項を前年同期と比較して記載すること。

[削る。]

(a) 次のiからiiiまでに掲げる事項を記載した半期報告書を提出する会社において、最近連結会計年度の次の連結会計年度開始後おおむね6月を経過した日から当該iからiiiまでに定める期間（e(a)において「提出期間」という。）を経過する日までの間に届出書を提出する場合（当該次の連結会計年度における中間連結貸借対照表（連結財務諸表規則第312条の規定により指定国際会計基準により中間連結財務諸表を作成した場合又は連結財務諸表規則第314条の規定により修正国際基準により中間連結財務諸表を作成した場合には、中間連結貸借対照表に相当するものをいう。）を掲げた場合を除く。）当該次の連結会計年度開始後6月の経営成績の概要（中間連結財務諸表の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。）

i 法第24条の5第1項の表の第1号の中欄に掲げる事項 令第4条の2の10第2項に規定する期間

ii 法第24条の5第1項の表の第2号の中欄に掲げる事項 令第4条の2の10第3項に規定する期間

iii 法第24条の5第1項の表の第3号の中欄に掲げる事項 3月

[削る。]

[削る。]

c 最近事業年度に係る有価証券報告書又は最近事業年度の翌事業年度に係る四半期報告書若しくは半期報告書（以下cにおいて「有価証券報告書等」という。）の提出日以後届出書提出日までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について変更その他の事由が生じた場合には、その旨及びその内容を具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。

なお、当該有価証券報告書等に将来に関する事項が記載されている場合又は新たに将来に関する事項を記載する場合には、当該事項は届出書提出日現在において判断した事項である旨を記載すること。

d (3)aの有価証券報告書に連結財務諸表を記載している会社においては、次の(a)から(e)までに掲げる場合に応じ、当該(a)から(e)までに掲げる事項を前年同期と比較して記載すること。

(a) 四半期報告書を提出する会社において、最近連結会計年度の次の連結会計年度開始後おおむね3月を経過した日から令第4条の2の10第3項に規定する期間（提出会社が特定事業会社（第17条の15第2項に規定する事業を行う会社をいう。以下この様式において同じ。）である場合には令第4条の2の10第4項に規定する期間。以下この様式において「提出期間」という。）を経過する日までの間に届出書を提出する場合（当該次の連結会計年度の最初の四半期連結会計期間に係る四半期連結貸借対照表（四半期連結財務諸表規則第93条の規定により指定国際会計基準（同条に規定する指定国際会計基準をいう。以下この様式において同じ。）により四半期連結財務諸表を作成した場合又は四半期連結財務諸表規則第94条の規定により修正国際基準（同条に規定する修正国際基準をいう。以下この様式において同じ。）により四半期連結財務諸表を作成した場合には、四半期連結貸借対照表に相当するものをいう。（b)及び(c)において同じ。）を掲げた場合を除く。）当該次の連結会計年度開始後3月の経営成績の概要（四半期連結財務諸表の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。）

(b) 四半期報告書を提出する会社において、最近連結会計年度の次の連結会計年度開始後おおむね6月を経過した日から提出期間を経過する日までの間に届出書を提出する場合（当該次の連結会計年度における最初の四半期連結会計期間の翌四半期連結会計期間に係る四半期連結貸借対照表を掲げた場合（特定事業会社が中間連結貸借対照表を掲げた場合を含む。）を除く。）当該次の連結会計年度開始後6月の経営成績の概要（四半期連結財務諸表（特定事業会社の場合には、中間連結財務諸表）の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。）

[加える。]

[加える。]

[加える。]

(c) 四半期報告書を提出する会社において、最近連結会計年度の次の連結会計年度開始後おおむね9月を経過した日から提出期間を経過する日までの間に届出書を提出する場合（当該次の連結会計年度における最初の四半期連結会計期間の翌々四半期連結会計期間に係る四半期連結貸借対照表を掲げた場合を除く。）当該次の連結会計年度開始後9月の経営成績の概要（四半期連結財務諸表の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。）

(d) 半期報告書を提出する会社において、最近連結会計年度の次の連結会計年度開始後おおむね7月から9月までの期間を経過するまでの間に届出書を提出する場合（当該次の連結会計年度に係る中間連結貸借対照表（中間連結財務諸表規則第87条の規定により指定国際会計基準により中間連結財務諸表を作成した場合又は中間連結財務諸表規則第88条の規定により修正国際基準により中間連結

(b) [略]

e (3)aの有価証券報告書に連結財務諸表を記載していない1年を1事業年度とする会社及び特定事業会社においては、次の(a)又は(b)に掲げる場合の区分に応じ、当該(a)又は(b)に定める事項を前年同期と比較して記載すること。

[削る。]

(a) 半期報告書を提出する会社において、最近事業年度の次の事業年度開始後おおむね6月を経過した日から提出期間を経過するまでの間に届出書を提出する場合（当該次の事業年度における中間貸借対照表（提出会社が中間連結財務諸表を作成しておらず、かつ、財務諸表等規則第326条第2項の規定により指定国際会計基準により中間財務諸表を作成した場合には、中間貸借対照表に相当するものをいう。）を掲げた場合を除く。）当該次の事業年度開始後6月の経営成績の概要（中間財務諸表の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。）

[削る。]

[削る。]

(b) [略]

[f・g 略]

(3) 組込情報

次に掲げる書類を届出書に添付し、その旨を記載すること。

a [略]

b aの有価証券報告書の提出日以後届出書提出日までの間に半期報告書を提出している場合にあっては、当該半期報告書

c aの有価証券報告書又はbの半期報告書に係る訂正報告書を提出している場合にあっては、当該訂正報告書

(4) [略]

財務諸表を作成した場合には、中間連結貸借対照表に相当するものをいう。）を掲げた場合を除く。）当該次の連結会計年度開始後6月の経営成績の概要（中間連結財務諸表の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。）

(e) [同左]

e (3)aの有価証券報告書に連結財務諸表を記載していない1年を1事業年度とする会社及び特定事業会社においては、次の(a)から(e)までに掲げる場合に応じ、当該(a)から(e)までに掲げる事項を前年同期と比較して記載すること。

(a) 四半期報告書を提出する会社（四半期連結財務諸表を作成している特定事業会社を除く。）において、最近事業年度の次の事業年度開始後おおむね3月を経過した日から提出期間を経過するまでの間に届出書を提出する場合（当該次の事業年度の最初の四半期会計期間に係る四半期貸借対照表（提出会社が連結財務諸表を作成しておらず、かつ、四半期財務諸表等規則第83条第2項の規定により指定国際会計基準により四半期財務諸表を作成した場合には、四半期貸借対照表に相当するものをいう。(b)及び(c)において同じ。)を掲げた場合を除く。）当該次の事業年度開始後3月の経営成績の概要（四半期財務諸表の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。）

(b) 四半期報告書を提出する会社において、最近事業年度の次の事業年度開始後おおむね6月を経過した日から提出期間を経過するまでの間に届出書を提出する場合（当該次の事業年度における最初の四半期会計期間の翌四半期会計期間に係る四半期貸借対照表を掲げた場合（特定事業会社が中間貸借対照表を掲げた場合を含む。）を除く。）当該次の事業年度開始後6月の経営成績の概要（四半期財務諸表（特定事業会社の場合には、中間財務諸表）の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。）

(c) 四半期報告書を提出する会社（四半期連結財務諸表を作成している特定事業会社を除く。）において、最近事業年度の次の事業年度開始後おおむね9月から提出期間を経過するまでの間に届出書を提出する場合（当該次の事業年度における最初の四半期会計期間の翌々四半期会計期間に係る四半期貸借対照表を掲げた場合を除く。）当該次の事業年度開始後9月の経営成績の概要（四半期財務諸表の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。）

(d) 半期報告書を提出する会社において、最近事業年度の次の事業年度開始後おおむね7月から9月までの期間を経過するまでの間に届出書を提出する場合（当該次の事業年度に係る中間貸借対照表（提出会社が中間連結財務諸表を作成しておらず、かつ、中間財務諸表等規則第74条第2項の規定により指定国際会計基準により中間財務諸表を作成した場合には、中間貸借対照表に相当するものをいう。）を掲げた場合を除く。）当該次の事業年度開始後6月の経営成績の概要（中間財務諸表の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。）

(e) [同左]

[f・g 同左]

(3) [同左]

[同左]

a [同左]

b aの有価証券報告書の提出日以後届出書提出日までの間に四半期報告書又は半期報告書を提出している場合にあっては、当該四半期報告書（当該四半期報告書が複数あるときは、その直近のものをいう。）又は半期報告書

c aの有価証券報告書又はbの四半期報告書若しくは半期報告書に係る訂正報告書を提出している場合にあっては、当該訂正報告書

(4) [同左]

第二号の三様式

【表紙】

【提出書類】

有価証券届出書

【提出先】

\_\_\_\_財務(支)局長

【提出日】

\_\_\_\_年 月 日

【会社名】

\_\_\_\_\_

【英訳名】

\_\_\_\_\_

【代表者の役職氏名】

\_\_\_\_\_

【本店の所在の場所】

\_\_\_\_\_

【電話番号】

\_\_\_\_\_

【事務連絡者氏名】

\_\_\_\_\_

【最寄りの連絡場所】

\_\_\_\_\_

【電話番号】

\_\_\_\_\_

【事務連絡者氏名】

\_\_\_\_\_

【届出の対象とした募集(売出)有価証券の種類】

\_\_\_\_\_

【届出の対象とした募集(売出)金額】

\_\_\_\_\_

【安定操作に関する事項】

\_\_\_\_\_

【縦覧に供する場所】

名称  
\_\_\_\_\_(所在地)

第一部【証券情報】

[第1・第2 略]

第3【第三者割当の場合の特記事項】

[1~4 略]

5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は 名称	住所	所有株式数(株)	総議決権数に対する 所有議決権数の 割合	割当後の所有 株式数(株)	割当後の総議決権 数に対する所有議 決権数の割合
[略]					

[6~8 略]

第4 [略]

第二部 [略]

第三部【参照情報】(2)

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1 [略]

2【半期報告書】

事業年度 第 期中(自 \_\_\_\_\_年 月 日至 \_\_\_\_\_年 月 日) \_\_\_\_\_年 月 日\_\_\_\_財務(支)局長に提出

[3・4 略]

第二号の三様式

【表紙】

【提出書類】

有価証券届出書

【提出先】

\_\_\_\_財務(支)局長

【提出日】

\_\_\_\_年 月 日

【会社名】

\_\_\_\_\_

【英訳名】

\_\_\_\_\_

【代表者の役職氏名】

\_\_\_\_\_

【本店の所在の場所】

\_\_\_\_\_

【電話番号】

\_\_\_\_\_

【事務連絡者氏名】

\_\_\_\_\_

【最寄りの連絡場所】

\_\_\_\_\_

【電話番号】

\_\_\_\_\_

【事務連絡者氏名】

\_\_\_\_\_

【届出の対象とした募集(売出)有価証券の種類】

\_\_\_\_\_

【届出の対象とした募集(売出)金額】

\_\_\_\_\_

【安定操作に関する事項】

\_\_\_\_\_

【縦覧に供する場所】

名称  
\_\_\_\_\_(所在地)

第一部 [同左]

[第1・第2 同左]

第3 [同左]

[1~4 同左]

5 [同左]

氏名又は 名称	住所	所有株式数(株)	総議決権数に対する 所有議決権数の割 合	割当後の所有 株式数(株)	割当後の総議決権 数に対する所有議 決権数の割合
[同左]					

[6~8 同左]

第4 [同左]

第二部 [同左]

第三部 [同左]

第1 [同左]

[同左]

1 [同左]

2【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第 期第 四半期(第 期中) (自 \_\_\_\_\_年 月 日至 \_\_\_\_\_年 月 日) \_\_\_\_\_年 月 日\_\_\_\_財務(支)局長に提出

[3・4 同左]

[第2・第3 略]

[第四部・第五部 略]

(記載上の注意)

次に掲げるものを除き、第二号様式に準じて記載すること。

(1) [略]

(2) 参照情報

[a・b 略]

c 参照書類としての有価証券報告書又は半期報告書（以下c及びdにおいて「有価証券報告書等」という。）の提出日以後有価証券届出書提出日までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について変更その他の事由が生じた場合には、その旨及びその内容を具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。

d [略]

第二号の四様式

【表紙】

【提出書類】

有価証券届出書

【提出先】

\_\_\_ 財務（支）局長

【提出日】

年 月 日

【会社名】

\_\_\_\_\_

【英訳名】

\_\_\_\_\_

【代表者の役職氏名】

\_\_\_\_\_

【本店の所在の場所】

\_\_\_\_\_

【電話番号】

\_\_\_\_\_

【事務連絡者氏名】

\_\_\_\_\_

【最寄りの連絡場所】

\_\_\_\_\_

【電話番号】

\_\_\_\_\_

【事務連絡者氏名】

\_\_\_\_\_

【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】

\_\_\_\_\_

【届出の対象とした募集（売出）金額】

\_\_\_\_\_

【縦覧に供する場所】

名称  
\_\_\_\_\_ (所在地)

[第一部～第四部 略]

(記載上の注意)

次に掲げるものを除き、第二号様式に準じて記載すること。

なお、第9条第9号に掲げる場合には、本邦の金融商品取引所が株券をその売買のため上場することを承認する前における当該株券の募集又は売出しの相手方を有価証券届出書（以下この様式において「届出書」という。）の表紙に付記すること。

[(1)～(10) 略]

(11) 主要な経営指標等の推移

a 最近2連結会計年度（会社設立後2連結会計年度を経過していない場合には、最近連結会計年度に係る次に掲げる主要な経営指標等（以下aにおいて「連結財務諸表規則による指標等」という。）の推移について記載すること。

[第2・第3 同左]

[第四部・第五部 同左]

(記載上の注意)

[同左]

(1) [同左]

(2) [同左]

[a・b 同左]

c 参照書類としての有価証券報告書又は四半期報告書若しくは半期報告書（以下c及びdにおいて「有価証券報告書等」という。）の提出日以後有価証券届出書提出日までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について変更その他の事由が生じた場合には、その旨及びその内容を具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。

d [同左]

第二号の四様式

【表紙】

【提出書類】

有価証券届出書

【提出先】

\_\_\_ 財務（支）局長

【提出日】

年 月 日

【会社名】

\_\_\_\_\_

【英訳名】

\_\_\_\_\_

【代表者の役職氏名】

\_\_\_\_\_

【本店の所在の場所】

\_\_\_\_\_

【電話番号】

\_\_\_\_\_

【事務連絡者氏名】

\_\_\_\_\_

【最寄りの連絡場所】

\_\_\_\_\_

【電話番号】

\_\_\_\_\_

【事務連絡者氏名】

\_\_\_\_\_

【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】

\_\_\_\_\_

【届出の対象とした募集（売出）金額】

\_\_\_\_\_

【縦覧に供する場所】

名称  
\_\_\_\_\_ (所在地)

[第一部～第四部 同左]

(記載上の注意)

[同左]

[(1)～(10) 同左]

(11) [同左]

a 最近2連結会計年度（会社設立後2連結会計年度を経過していない場合には、最近連結会計年度に係る次に掲げる主要な経営指標等（以下aにおいて「連結財務諸表規則による指標等」という。）の推移について記載すること。



なお、連結財務諸表規則第312条の規定により指定国際会計基準（同条に規定する指定国際会計基準をいう。以下この様式において同じ。）により連結財務諸表を作成した場合又は連結財務諸表規則第314条の規定により修正国際基準（同条に規定する修正国際基準をいう。以下この様式において同じ。）により連結財務諸表を作成した場合には、当該連結財務諸表に係る連結会計年度（第四号の三様式記載上の注意⑩h又はiの規定により指定国際会計基準又は修正国際基準による連結会計年度に係る連結財務諸表を記載した場合における当該連結会計年度を含む。）については、連結財務諸表規則による指標等に相当する指標等の推移について記載すること。この場合において、当該連結会計年度について第二号様式記載上の注意⑩d又はeの規定により要約連結財務諸表を作成した場合には、当該要約連結財務諸表に基づく主要な経営指標等又はこれらに相当する指標等の推移について併せて記載すること。

[a]～[q] 略

[b]～[e] 略

#### 12) 連結貸借対照表

最近連結会計年度末現在における連結貸借対照表を掲げる。ただし、最近連結会計年度の前連結会計年度に係る連結貸借対照表が法第5条第1項又は第24条第1項から第3項までの規定により提出された届出書又は有価証券報告書に記載されていない場合（この届出書に添付された監査報告書に監査証明府令第4条第2項の規定による記載がある場合を除く。）には、最近2連結会計年度に係る連結貸借対照表（連結財務諸表規則第8条の3に規定する比較情報を除く。）について、最近連結会計年度の前連結会計年度分を左側に、最近連結会計年度分を右側に配列して記載すること。

ただし、1年を1連結会計年度とする会社が最近連結会計年度の次の連結会計年度（以下⑫及び⑬bにおいて「次の連結会計年度」という。）における中間連結会計期間終了後令第4条の2の10第2項に規定する期間（提出会社が特定事業会社（第18条第2項に規定する事業を行う会社をいう。以下この様式において同じ。）である場合にあっては、令第4条の2の10第3項に規定する期間。以下この様式において「提出期間」という。）を経過する日から次の連結会計年度に係る連結貸借対照表の記載が可能となる日までの間に届出書を提出する場合には、当該次の連結会計年度に係る中間連結貸借対照表（連結財務諸表規則第96条又は第192条に規定する比較情報を除く。以下⑫において同じ。）を併せて掲げること。なお、提出期間前において、中間連結貸借対照表を掲げることができることとなった場合には、当該中間連結貸借対照表を併せて掲げること。

[削る。]

[削る。]

[削る。]

なお、連結財務諸表規則第93条の規定により指定国際会計基準（同条に規定する指定国際会計基準をいう。以下この様式において同じ。）により連結財務諸表を作成した場合又は連結財務諸表規則第94条の規定により修正国際基準（同条に規定する修正国際基準をいう。以下この様式において同じ。）により連結財務諸表を作成した場合には、当該連結財務諸表に係る連結会計年度（第四号の三様式記載上の注意⑩hの規定により指定国際会計基準による連結会計年度に係る連結財務諸表を記載した場合又は同様式記載上の注意⑩iの規定により修正国際基準による連結会計年度に係る連結財務諸表を記載した場合における当該連結会計年度を含む。）については、連結財務諸表規則による指標等に相当する指標等の推移について記載すること。この場合において、当該連結会計年度について第二号様式記載上の注意⑩d又はeの規定により要約連結財務諸表を作成した場合には、当該要約連結財務諸表に基づく主要な経営指標等又はこれらに相当する指標等の推移について併せて記載すること。

[a]～[q] 同左

[b]～[e] 同左

#### 12) [同左]

最近連結会計年度末現在における連結貸借対照表を掲げる。ただし、最近連結会計年度の前連結会計年度に係る連結貸借対照表が法第5条第1項又は第24条第1項から第3項までの規定により提出された届出書又は有価証券報告書に記載されていない場合（この届出書に添付された監査報告書に監査証明府令第4条第2項の規定による記載がある場合を除く。）には、最近2連結会計年度に係る連結貸借対照表（連結財務諸表規則第8条の3に規定する比較情報を除く。）について、最近連結会計年度の前連結会計年度分を左側に、最近連結会計年度分を右側に配列して記載すること。

ただし、1年を1連結会計年度とする会社が次のaからcまでに掲げる期間に届出書を提出する場合には、それぞれaからcまでに定める期間に係る四半期連結貸借対照表（四半期連結財務諸表規則第5条の3に規定する比較情報を除き、特定事業会社（第17条の15第2項に規定する事業を行う会社をいう。以下この様式において同じ。）がbに掲げる期間に届出書を提出する場合には中間連結貸借対照表（中間連結財務諸表規則第4条の2に規定する比較情報を除く。）。以下⑫において同じ。）を併せて掲げること。なお、aからcまでに掲げる期間前において、それぞれaからcまでに定める期間に係る四半期連結貸借対照表を掲げることができることとなった場合には、当該四半期連結貸借対照表を併せて掲げること。

a 最近連結会計年度の次の連結会計年度（以下⑫及び⑬bにおいて「次の連結会計年度」という。）における最初の四半期連結会計期間（以下⑫において「第1四半期連結会計期間」という。）終了後令第4条の2の10第3項に規定する期間（提出会社が特定事業会社である場合には、同条第4項に規定する期間。以下この様式において「提出期間」という。）を経過する日から次の連結会計年度における第1四半期連結会計期間の次の四半期連結会計期間（以下⑫において「第2四半期連結会計期間」という。）終了後提出期間を経過する日の前日までの期間 当該次の連結会計年度における第1四半期連結会計期間

b 次の連結会計年度における第2四半期連結会計期間終了後提出期間を経過する日から次の連結会計年度における第2四半期連結会計期間の次の四半期連結会計期間（以下⑫において「第3四半期連結会計期間」という。）終了後提出期間を経過する日の前日までの期間 当該次の連結会計年度における第2四半期連結会計期間

c 次の連結会計年度における第3四半期連結会計期間終了後提出期間を経過する日から次の連結会計年度に係る連結貸借対照表の記載が可能となる日までの期間 当該次の連結会計年度における第3四半期連結会計期間

(13) 連結損益計算書及び連結包括利益計算書又は連結損益及び包括利益計算書

最近連結会計年度の連結損益計算書及び連結包括利益計算書又は連結損益及び包括利益計算書（(12)の規定により最近2連結会計年度に係る連結貸借対照表を記載する場合は、最近2連結会計年度の連結損益計算書及び連結包括利益計算書又は連結損益及び包括利益計算書）を掲げること。なお、連結損益計算書及び連結包括利益計算書を掲げる場合にあっては項目名として「連結損益計算書及び連結包括利益計算書」と、連結損益及び包括利益計算書を掲げる場合にあっては項目名として「連結損益及び包括利益計算書」と記載すること。

ただし、(12)ただし書に規定する中間連結貸借対照表を掲げた場合には、当該中間連結貸借対照表に係る連結会計年度の中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書又は中間連結損益及び包括利益計算書（連結財務諸表規則第96条又は第192条に規定する比較情報を除く。）を併せて掲げること。

(14) 連結株主資本等変動計算書

最近連結会計年度の連結株主資本等変動計算書（(12)の規定により最近2連結会計年度に係る連結貸借対照表を記載する場合は、最近2連結会計年度の連結株主資本等変動計算書）を掲げること。

ただし、(12)ただし書に規定する中間連結貸借対照表（法第24条の5第1項の表の第1号の中欄に掲げる事項を記載した半期報告書に含まれるものを除く。）を掲げた場合には、当該中間連結貸借対照表に係る連結会計年度の中間連結株主資本等変動計算書（連結財務諸表規則第192条に規定する比較情報を除く。）を併せて掲げること。

(15) 連結キャッシュ・フロー計算書

最近連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書（(12)の規定により最近2連結会計年度に係る連結貸借対照表を記載する場合は、最近2連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書）を掲げること。

ただし、(12)ただし書に規定する中間連結貸借対照表を掲げた場合には、当該中間連結貸借対照表に係る連結会計年度の中間連結キャッシュ・フロー計算書（連結財務諸表規則第96条又は第192条に規定する比較情報を除く。）を併せて掲げること。

(16) その他

(13) [同左]

最近連結会計年度の連結損益計算書及び連結包括利益計算書又は連結損益及び包括利益計算書（(12)の規定により最近2連結会計年度に係る連結貸借対照表を記載する場合は、最近2連結会計年度の連結損益計算書及び連結包括利益計算書又は連結損益及び包括利益計算書）を掲げること。なお、連結損益計算書及び連結包括利益計算書を掲げる場合にあっては項目名として「連結損益計算書及び連結包括利益計算書」と、連結損益及び包括利益計算書を掲げる場合にあっては項目名として「連結損益及び包括利益計算書」と記載すること。

ただし、(12)ただし書に規定する四半期連結貸借対照表を掲げた場合には、当該四半期連結貸借対照表に係る四半期連結結果計期間の四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書又は四半期連結損益及び包括利益計算書（四半期連結財務諸表規則第5条の3に規定する比較情報を除く。以下(13)において同じ。）を併せて掲げること。この場合において、四半期連結財務諸表規則に定めるところにより、当四半期連結会計期間に係る四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書又は四半期連結損益及び包括利益計算書を作成した場合には、当該四半期連結貸借対照表に係る四半期連結会計期間の四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書又は四半期連結損益及び包括利益計算書も併せて掲げること。なお、指定国際会計基準により四半期連結財務諸表を作成した場合又は修正国際基準により四半期連結財務諸表を作成した場合には、当該四半期連結貸借対照表に係る四半期連結結果計期間及び四半期連結会計期間の四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書又は四半期連結損益及び包括利益計算書を掲げること。

また、(12)ただし書に規定する中間連結貸借対照表を掲げた場合（特定事業会社が中間貸借対照表を掲げた場合を含む。）には、当該中間連結貸借対照表に係る連結会計年度の中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書又は中間連結損益及び包括利益計算書（中間連結財務諸表規則第4条の2に規定する比較情報を除く。）を併せて掲げること。

(14) [同左]

最近連結会計年度の連結株主資本等変動計算書（(12)の規定により最近2連結会計年度に係る連結貸借対照表を記載する場合は、最近2連結会計年度の連結株主資本等変動計算書）を掲げること。

ただし、(12)ただし書に規定する中間連結貸借対照表を掲げた場合（特定事業会社が中間貸借対照表を掲げた場合を含む。）には、当該中間連結貸借対照表に係る連結会計年度の中間連結株主資本等変動計算書（中間連結財務諸表規則第4条の2に規定する比較情報を除く。）を併せて掲げること。

(15) [同左]

最近連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書（(12)の規定により最近2連結会計年度に係る連結貸借対照表を記載する場合は、最近2連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書）を掲げること。

ただし、(12)ただし書に規定する四半期連結貸借対照表を掲げた場合には、当該四半期連結貸借対照表に係る四半期連結結果計期間（指定国際会計基準により四半期連結財務諸表を作成した場合又は修正国際基準により四半期連結財務諸表を作成した場合のいずれにも該当しないときは、当四半期連結会計期間が第2四半期連結会計期間である場合又は当四半期連結会計期間が第2四半期連結会計期間以外の四半期連結会計期間である場合であって、四半期連結結果計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書を作成したときに限る。）の四半期連結キャッシュ・フロー計算書（四半期連結財務諸表規則第5条の3に規定する比較情報を除く。）を、また、(12)ただし書に規定する中間連結貸借対照表を掲げた場合（特定事業会社が中間貸借対照表を掲げた場合を含む。）には、当該中間連結貸借対照表に係る連結会計年度の中間連結キャッシュ・フロー計算書（中間連結財務諸表規則第4条の2に規定する比較情報を除く。）を併せて掲げること。

(16) [同左]

a [略]

b 次の(a)又は(b)に掲げる場合の区分に応じ、当該(a)又は(b)に定める事項を前年同期と比較して記載すること。

[削る。]

(a) 次の連結会計年度開始後おおむね6箇月を経過した日から提出期間を経過する日までの間に届出書を提出する場合（12ただし書の規定により中間連結貸借対照表を掲げた場合を除く。）当該次の連結会計年度開始後6箇月の経営成績の概要（中間連結財務諸表の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。）

[削る。]

(b) [略]

c 提出会社が、最近連結会計年度において法第24条の5第1項の規定により半期報告書（同項の表の第1号又は第2号の中欄に掲げる事項を記載したものに限る。）を提出した場合には、最近連結会計年度における中間連結会計期間に係る(a)から(d)までに掲げる項目の金額及び最近連結会計年度に係る(a)及び(e)から(g)までに掲げる項目の金額について、中間連結会計期間、最近連結会計年度の順に記載すること。

(a) [略]

(b) 税金等調整前中間純利益金額又は税金等調整前中間純損失金額（連結財務諸表規則第169条の規定により記載しなければならない税金等調整前中間純利益金額又は税金等調整前中間純損失金額をいう。）

(c) 親会社株主に帰属する中間純利益金額又は親会社株主に帰属する中間純損失金額（連結財務諸表規則第170条第5項の規定により記載しなければならない親会社株主に帰属する中間純利益金額又は親会社株主に帰属する中間純損失金額をいう。）

(d) 1株当たり中間純利益金額又は中間純損失金額（連結財務諸表規則第171条第1項の規定により注記しなければならない1株当たり中間純利益金額又は中間純損失金額をいう。）

[(e)～(g) 略]

[削る。]

d [略]

(17) 貸借対照表

最近事業年度末現在における貸借対照表を掲げること。ただし、最近事業年度の前事業年度に係る貸借対照表が法第5条第1項又は第24条第1項から第3項までの規定により提出された届出書又は有価証券報告書に記載されていない場合には、最近2事業年度に係る貸借対照表（財務諸表等規則第8条の2の2に規定する比較情報を除く。（18から20までにおいて同じ。））について、最近事業年度の前事業年

a [同左]

b 次の(a)から(d)までに掲げる場合に応じ、当該(a)から(d)までに定める事項を前年同期と比較して記載すること。

(a) 次の連結会計年度開始後おおむね3箇月を経過した日から提出期間を経過する日までの間に届出書を提出する場合（12ただし書の規定により四半期連結貸借対照表を掲げた場合を除く。）当該次の連結会計年度開始後3箇月の経営成績の概要（四半期連結財務諸表の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。）

(b) 次の連結会計年度開始後おおむね6箇月を経過した日から提出期間を経過する日までの間に届出書を提出する場合（12ただし書の規定により四半期連結貸借対照表を掲げた場合（特定事業会社が中間連結貸借対照表を掲げた場合を含む。）を除く。）当該次の連結会計年度開始後6箇月の経営成績の概要（四半期連結財務諸表（特定事業会社の場合には、中間連結財務諸表）の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。）

(c) 次の連結会計年度開始後おおむね9箇月を経過した日から提出期間を経過する日までの間に届出書を提出する場合（12ただし書の規定により四半期連結貸借対照表を掲げた場合を除く。）当該次の連結会計年度開始後9箇月の経営成績の概要（四半期連結財務諸表の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。）

(d) [同左]

c 提出会社が、最近連結会計年度において法第24条の4の7第1項又は第2項の規定により四半期報告書を提出した場合には、最近連結会計年度における各四半期連結累計期間（当該提出した四半期報告書に係る四半期連結累計期間に限る。）に係る(a)から(d)までに掲げる項目の金額及び最近連結会計年度に係る(a)及び(e)から(g)までに掲げる項目の金額について、各四半期連結累計期間、最近連結会計年度の順に記載すること。

(a) [同左]

(b) 税金等調整前四半期純利益金額又は税金等調整前四半期純損失金額（四半期連結財務諸表規則第76条の規定により記載しなければならない税金等調整前四半期純利益金額又は税金等調整前四半期純損失金額をいう。）

(c) 親会社株主に帰属する四半期純利益金額又は親会社株主に帰属する四半期純損失金額（四半期連結財務諸表規則第77条第5項の規定により記載しなければならない親会社株主に帰属する四半期純利益金額又は親会社株主に帰属する四半期純損失金額をいう。）

(d) 1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額（四半期連結財務諸表規則第78条第1項の規定により注記しなければならない1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額をいう。）

[(e)～(g) 同左]

d cに規定する事項を記載する場合には、最近連結会計年度における各四半期連結会計期間（当該連結会計期間の最後の四半期連結会計期間を含む。以下dにおいて同じ。）に係るc(d)に掲げる項目の金額（各四半期連結累計期間に係るc(d)に掲げる項目の金額に準じて算出したもの）について、各四半期連結会計期間の順に記載すること。

e [同左]

(17) [同左]

最近事業年度末現在における貸借対照表を掲げること。ただし、最近事業年度の前事業年度に係る貸借対照表が法第5条第1項又は第24条第1項から第3項までの規定により提出された届出書又は有価証券報告書に記載されていない場合には、最近2事業年度に係る貸借対照表（財務諸表等規則第6条に規定する比較情報を除く。（18から20までにおいて同じ。））について、最近事業年度の前事業年度分を左側

度分を左側に、最近事業年度分を右側に配列して記載すること。

ただし、1年を1事業年度とする会社（特定事業会社及び連結財務諸表を作成していない会社に限る。②において同じ。）が最近事業年度の次の事業年度（以下①7並びに②b及びcにおいて「次の事業年度」という。）における中間会計期間終了後提出期間を経過する日から次の事業年度に係る貸借対照表の記載が可能となる日までの期間に届出書を提出する場合には、当該次の事業年度における中間会計期間に係る中間貸借対照表（財務諸表等規則第130条又は第211条に規定する比較情報を除く。以下①7において同じ。）を併せて掲げること。なお、当該期間前において、中間貸借対照表を掲げることができることとなった場合には、当該中間貸借対照表を併せて掲げること。

18) 損益計算書

a 最近事業年度の損益計算書（17の規定により最近2事業年度に係る貸借対照表を記載する場合は、最近2事業年度の損益計算書）を掲げること。

ただし、①7ただし書に規定する中間貸借対照表を掲げた場合には、当該中間貸借対照表に係る事業年度の中間損益計算書（財務諸表等規則第130条又は第211条に規定する比較情報を除く。）を併せて掲げること。

b [略]

19) 株主資本等変動計算書

最近事業年度の株主資本等変動計算書（17の規定により最近2事業年度に係る貸借対照表を記載する場合は、最近2事業年度の株主資本等変動計算書）を掲げること。

ただし、①7ただし書に規定する中間貸借対照表（法第24条の5第1項の表の第1号の中欄に掲げる事項を記載した半期報告書に含まれるものを除く。）を掲げた場合には、当該中間貸借対照表に係る事業年度の中間株主資本等変動計算書（財務諸表等規則第211条に規定する比較情報を除く。）を併せて掲げること。

20) キャッシュ・フロー計算書

連結財務諸表を作成していない場合には、最近事業年度のキャッシュ・フロー計算書（17の規定により最近2事業年度に係る貸借対照表を記載する場合は、最近2事業年度のキャッシュ・フロー計算書）を掲げること。

ただし、①7ただし書に規定する中間貸借対照表を掲げた場合には、当該中間貸借対照表に係る事業年

に、最近事業年度分を右側に配列して記載すること。

ただし、1年を1事業年度とする会社（特定事業会社及び連結財務諸表を作成していない会社に限る。②において同じ。）が次のaからcまでに掲げる期間に届出書を提出する場合（四半期連結財務諸表を作成している特定事業会社がa及びcに掲げる期間に届出書を提出する場合を除く。）には、それぞれaからcまでに定める期間に係る四半期貸借対照表（四半期財務諸表等規則第4条の3に規定する比較情報を除き、特定事業会社がbに掲げる期間に届出書を提出する場合には、中間貸借対照表（中間財務諸表等規則第3条の2に規定する比較情報を除く。）。以下①7において同じ。）を併せて掲げること。なお、aからcまでに掲げる期間前において、それぞれaからcまでに定める期間に係る四半期貸借対照表を掲げることができることとなった場合には、当該四半期貸借対照表を併せて掲げること。

a 最近事業年度の次の事業年度（以下①7並びに②b及びcにおいて「次の事業年度」という。）における最初の四半期会計期間（以下①7において「第1四半期会計期間」という。）終了後提出期間を経過する日から次の事業年度における第1四半期会計期間の次の四半期会計期間（以下①7において「第2四半期会計期間」という。）終了後提出期間を経過する日の前日までの期間 当該次の事業年度における第1四半期会計期間

b 次の事業年度における第2四半期会計期間終了後提出期間を経過する日から次の事業年度における第2四半期会計期間の次の四半期会計期間（以下①7において「第3四半期会計期間」という。）終了後提出期間を経過する日の前日までの期間 当該次の事業年度における第2四半期会計期間

c 次の事業年度における第3四半期会計期間終了後提出期間を経過する日から次の事業年度に係る貸借対照表の記載が可能となる日までの期間 当該次の事業年度における第3四半期会計期間

18) [同左]

a 最近事業年度の損益計算書（17の規定により最近2事業年度に係る貸借対照表を記載する場合は、最近2事業年度の損益計算書）を掲げること。

ただし、①7ただし書に規定する四半期貸借対照表を掲げた場合には、当該四半期貸借対照表に係る四半期累計期間の四半期損益計算書（四半期財務諸表等規則第4条の3に規定する比較情報を除く。以下①8において同じ。）を併せて掲げること。この場合において、四半期財務諸表等規則に定めるところにより当四半期会計期間に係る四半期損益計算書を作成した場合には、当該四半期貸借対照表に係る四半期会計期間の四半期損益計算書も併せて掲げること。

また、①7ただし書に規定する中間貸借対照表を掲げた場合（特定事業会社が中間貸借対照表を掲げた場合を含む。）には、当該中間貸借対照表に係る事業年度の中間損益計算書（中間財務諸表等規則第3条の2に規定する比較情報を除く。）を併せて掲げること。

b [同左]

19) [同左]

最近事業年度の株主資本等変動計算書（17の規定により最近2事業年度に係る貸借対照表を記載する場合は、最近2事業年度の株主資本等変動計算書）を掲げること。

ただし、①7ただし書に規定する中間貸借対照表を掲げた場合（特定事業会社が中間貸借対照表を掲げた場合を含む。）には、当該中間貸借対照表に係る事業年度の中間株主資本等変動計算書（中間財務諸表等規則第3条の2に規定する比較情報を除く。）を併せて掲げること。

20) [同左]

連結財務諸表を作成していない場合には、最近事業年度のキャッシュ・フロー計算書（17の規定により最近2事業年度に係る貸借対照表を記載する場合は、最近2事業年度のキャッシュ・フロー計算書）を掲げること。

ただし、①7ただし書に規定する四半期貸借対照表を掲げた場合には、当該四半期貸借対照表に係る四

度の中間キャッシュ・フロー計算書（財務諸表等規則第 130 条又は第 211 条に規定する比較情報を除く。）を併せて掲げること。

(2) その他

a [略]

b 1 年を 1 事業年度とする会社においては、次の(a)又は(b)に掲げる場合の区分に応じ、当該(a)又は(b)に定める事項を前年同期と比較して記載すること。ただし、(16) b(a)又は(b)に定める事項を記載している場合には、記載を省略することができる。

[削る。]

(a) 次の事業年度開始後おおむね 6 箇月を経過した日から提出期間を経過する日までの間に届出書を提出する場合（(17)ただし書の規定により中間貸借対照表を掲げた場合を除く。）当該次の事業年度開始後 6 箇月の経営成績の概要（中間財務諸表の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。）

[削る。]

(b) [略]

c [略]

d 提出会社が、法第 24 条の 5 第 1 項の規定により半期報告書（同項の表の第 1 号又は第 2 号の中欄に掲げる事項を記載したものに限る。）を提出した場合であって、中間連結財務諸表を作成していないときには、最近事業年度における中間会計期間に係る(a)から(d)までに掲げる項目の金額及び最近事業年度に係る(a)及び(e)から(g)までに掲げる項目の金額について、中間会計期間、最近事業年度の順に記載すること。

(a) [略]

(b) 税引前中間純利益金額又は税引前中間純損失金額（財務諸表等規則第 197 条の規定により記載しなければならない税引前中間純利益金額又は税引前中間純損失金額をいう。）

(c) 中間純利益金額又は中間純損失金額（財務諸表等規則第 198 条第 3 項の規定により記載しなければならない中間純利益金額又は中間純損失金額をいう。）

(d) 1 株当たり中間純利益金額又は中間純損失金額（財務諸表等規則第 199 条第 1 項の規定により注記しなければならない 1 株当たり中間純利益金額又は中間純損失金額をいう。）

[(e)～(g) 略]

[削る。]

半期累計期間（当四半期会計期間が第 2 四半期会計期間である場合又は当四半期会計期間が第 2 四半期会計期間以外の四半期会計期間である場合であって、四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書を作成したときに限る。）の四半期キャッシュ・フロー計算書（四半期財務諸表等規則第 4 条の 3 に規定する比較情報を除く。）を、また、(17)ただし書に規定する中間貸借対照表を掲げた場合（特定事業会社が中間貸借対照表を掲げた場合を含む。）には、当該中間貸借対照表に係る事業年度の中間キャッシュ・フロー計算書（中間財務諸表等規則第 3 条の 2 に規定する比較情報を除く。）を併せて掲げること。

(2) [同左]

a [同左]

b 1 年を 1 事業年度とする会社においては、次の(a)から(d)までに掲げる場合に応じ、当該(a)から(d)までに定める事項を前年同期と比較して記載すること。ただし、(16) b に規定する事項を記載している場合には、記載を省略することができる。

(a) 次の事業年度開始後おおむね 3 箇月を経過した日から提出期間を経過する日までの間に届出書を提出する場合（(17)ただし書の規定により四半期貸借対照表を掲げた場合を除く。）当該次の事業年度開始後 3 箇月の経営成績の概要（四半期財務諸表の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。）

(b) 次の事業年度開始後おおむね 6 箇月を経過した日から提出期間を経過する日までの間に届出書を提出する場合（(17)ただし書の規定により四半期貸借対照表を掲げた場合（特定事業会社が中間貸借対照表を掲げた場合を含む。）を除く。）当該次の事業年度開始後 6 箇月の経営成績の概要（四半期財務諸表（特定事業会社の場合には、中間財務諸表）の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。）

(c) 次の事業年度開始後おおむね 9 箇月を経過した日から提出期間を経過する日までの間に届出書を提出する場合（(17)ただし書の規定により四半期貸借対照表を掲げた場合を除く。）当該次の事業年度開始後 9 箇月の経営成績の概要（四半期財務諸表の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。）

(d) [同左]

c [同左]

d 提出会社が、法第 24 条の 4 の 7 第 1 項又は第 2 項の規定により四半期報告書を提出した場合であって、四半期連結財務諸表を作成していないときには、最近事業年度における各四半期累計期間に係る(a)から(d)までに掲げる項目の金額及び最近事業年度に係る(a)及び(e)から(g)までに掲げる項目の金額について、各四半期累計期間、最近事業年度の順に記載すること。

(a) [同左]

(b) 税引前四半期純利益金額又は税引前四半期純損失金額（四半期財務諸表等規則第 68 条の規定により記載しなければならない税引前四半期純利益金額又は税引前四半期純損失金額をいう。）

(c) 四半期純利益金額又は四半期純損失金額（四半期財務諸表等規則第 69 条第 3 項の規定により記載しなければならない四半期純利益金額又は四半期純損失金額をいう。）

(d) 1 株当たり四半期純利益金額又は 1 株当たり四半期純損失金額（四半期財務諸表等規則第 70 条第 1 項の規定により注記しなければならない 1 株当たり四半期純利益金額又は 1 株当たり四半期純損失金額をいう。）

[(e)～(g) 同左]

e d に規定する事項を記載する場合には、最近事業年度における各四半期会計期間に係る d(d)に掲げる項目の金額（各四半期会計期間に係る d(d)に掲げる項目の金額に準じて算出したもの）について、

e [略]  
〔22〕～〔26〕 略]

第二号の五様式

【表紙】  
 【提出書類】 有価証券届出書  
 【提出先】 \_\_\_\_\_ 財務（支）局長  
 【提出日】 \_\_\_\_\_ 年 月 日  
 【会社名】(2) \_\_\_\_\_  
 【英訳名】 \_\_\_\_\_  
 【代表者の役職氏名】(3) \_\_\_\_\_  
 【本店の所在の場所】 \_\_\_\_\_  
 【電話番号】 \_\_\_\_\_  
 【事務連絡者氏名】 \_\_\_\_\_  
 【最寄りの連絡場所】 \_\_\_\_\_  
 【電話番号】 \_\_\_\_\_  
 【事務連絡者氏名】 \_\_\_\_\_  
 【届出の対象とした募集（売出）有価証券の  
 種類】(4) \_\_\_\_\_  
 【届出の対象とした募集（売出）金額】(5) \_\_\_\_\_  
 【安定操作に関する事項】(6) \_\_\_\_\_  
 【縦覧に供する場所】(7) \_\_\_\_\_ 名称  
 \_\_\_\_\_ (所在地)

第一部【証券情報】

〔第1・第2 略〕

第3【第三者割当の場合の特記事項】(23-2)

〔1～4 略〕

5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は 名称	住所	所有株式数（ 株）	総議決権数に対す る所有議決権数の 割合	割当後の所有 株式数（株）	割当後の総議決権 数に対する所有議 決権数の割合
[略]					

〔6～8 略〕

第4 [略]

〔第二部～第四部 略〕

第五部【提出会社の保証会社等の情報】(3)

第1【保証会社情報】

1 [略]

2【継続開示会社たる保証会社に関する事項】

(1)【保証会社が提出した書類】

① [略]

各四半期会計期間の順に記載すること。

f [同左]  
〔22〕～〔26〕 同左]

第二号の五様式

【表紙】  
 【提出書類】 有価証券届出書  
 【提出先】 \_\_\_\_\_ 財務（支）局長  
 【提出日】 \_\_\_\_\_ 年 月 日  
 【会社名】(2) \_\_\_\_\_  
 【英訳名】 \_\_\_\_\_  
 【代表者の役職氏名】(3) \_\_\_\_\_  
 【本店の所在の場所】 \_\_\_\_\_  
 【電話番号】 \_\_\_\_\_  
 【事務連絡者氏名】 \_\_\_\_\_  
 【最寄りの連絡場所】 \_\_\_\_\_  
 【電話番号】 \_\_\_\_\_  
 【事務連絡者氏名】 \_\_\_\_\_  
 【届出の対象とした募集（売出）有価証券の  
 種類】(4) \_\_\_\_\_  
 【届出の対象とした募集（売出）金額】(5) \_\_\_\_\_  
 【安定操作に関する事項】(6) \_\_\_\_\_  
 【縦覧に供する場所】(7) \_\_\_\_\_ 名称  
 \_\_\_\_\_ (所在地)

第一部 [同左]

〔第1・第2 同左〕

第3 [同左]

〔1～4 同左〕

5 [同左]

氏名又は 名称	住所	所有株式数（ 株）	総議決権数に対す る所有議決権数の割 合	割当後の所有 株式数（株）	割当後の総議決権 数に対する所有議 決権数の割合
[同左]					

〔6～8 同左〕

第4 [同左]

〔第二部～第四部 同左〕

第五部 [同左]

第1 [同左]

1 [同左]

2 [同左]

(1) [同左]

① [同左]

②【半期報告書】

事業年度 第 期中 (自 年 月 日 至 年 月 日) 年 月 日

財務(支)局長に提出

〔③・④ 略〕

(2) 〔略〕

3 〔略〕

〔第2・第3 略〕

第六部 〔略〕

第七部【組織再編成対象会社情報又は株式交付子会社情報】

第1【継続開示会社たる組織再編成対象会社又は株式交付子会社に関する事項】

(1)【組織再編成対象会社又は株式交付子会社が提出した書類】

① 〔略〕

②【半期報告書】

事業年度 第 期中 (自 年 月 日 至 年 月 日) 年 月 日

財務(支)局長に提出

〔③・④ 略〕

(2) 〔略〕

(記載上の注意)

〔(1)~(4) 略〕

(45) 経理の状況

a 財務諸表及び中間財務諸表(以下a及びbにおいて「財務諸表等」という。)を財務諸表等規則に定めるところにより作成している場合には、その旨(中間財務諸表を財務諸表等規則に定めるところにより作成している場合にあっては、その旨及び第2種中間財務諸表である旨)を記載すること。また、財務諸表等規則別記に掲げる事業を営む会社が、特別の法令若しくは準則の定めるところにより又はこれらに準じて財務諸表等を作成している場合も、同様とする。

〔b・c 略〕

〔(46)~(58) 略〕

第二号の六様式

【表紙】

【提出書類】

有価証券届出書

【提出先】

財務(支)局長

【提出日】

年 月 日

【会社名】

\_\_\_\_\_

【英訳名】

\_\_\_\_\_

【代表者の役職氏名】

\_\_\_\_\_

【本店の所在の場所】

\_\_\_\_\_

【電話番号】

\_\_\_\_\_

【事務連絡者氏名】

\_\_\_\_\_

【最寄りの連絡場所】

\_\_\_\_\_

【電話番号】

\_\_\_\_\_

【事務連絡者氏名】

\_\_\_\_\_

【届出の対象とした募集(売出)有価証券の

②【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第 期第 四半期(第 期中) (自 年 月 日 至 年 月 日)

年 月 日 財務(支)局長に提出

〔③・④ 同左〕

(2) 〔同左〕

3 〔同左〕

〔第2・第3 同左〕

第六部 〔同左〕

第七部 〔同左〕

第1 〔同左〕

(1) 〔同左〕

① 〔同左〕

②【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第 期第 四半期(第 期中) (自 年 月 日 至 年 月 日)

年 月 日 財務(支)局長に提出

〔③・④ 同左〕

(2) 〔同左〕

(記載上の注意)

〔(1)~(4) 同左〕

(45) 〔同左〕

a 財務諸表等規則別記に掲げる事業を営む会社が、特別の法令若しくは準則の定めるところにより又はこれらに準じて財務諸表及び中間財務諸表(bにおいて「財務諸表等」という。)を作成している場合には、その旨記載すること。

〔b・c 同左〕

〔(46)~(58) 同左〕

第二号の六様式

【表紙】

【提出書類】

有価証券届出書

【提出先】

財務(支)局長

【提出日】

年 月 日

【会社名】

\_\_\_\_\_

【英訳名】

\_\_\_\_\_

【代表者の役職氏名】

\_\_\_\_\_

【本店の所在の場所】

\_\_\_\_\_

【電話番号】

\_\_\_\_\_

【事務連絡者氏名】

\_\_\_\_\_

【最寄りの連絡場所】

\_\_\_\_\_

【電話番号】

\_\_\_\_\_

【事務連絡者氏名】

\_\_\_\_\_

【届出の対象とした募集(売出)有価証券の





(t)までに掲げる主要な経営指標等)をいい、連結財務諸表規則第312条の規定により指定国際会計基準(同条に規定する指定国際会計基準をいう。以下この様式において同じ。)により連結財務諸表を作成した場合、連結財務諸表規則第314条の規定により修正国際基準(同条に規定する修正国際基準をいう。)により連結財務諸表を作成した場合、又は提出会社が連結財務諸表を作成しておらず、かつ、財務諸表等規則第326条第2項の規定により指定国際会計基準により財務諸表を作成した場合は、これらの経営指標等に相当する指標等。以下(8)において同じ。)を記載すること。また、これらの主要な経営指標等に基づき、当該特定組織再編成発行手続若しくは特定組織再編成交付手続又は株式交付の後の提出会社に係るものとして算出した主要な経営指標等を記載すること。

なお、組織再編成又は株式交付の後の提出会社に係る主要な経営指標等の算出において必要な調整を行った場合にはその旨を明示すること。

組織再編成又は株式交付の後の提出会社に係る主要な経営指標等は、公認会計士又は監査法人の監査証明を受けていない財務情報に基づく記載である旨を明示すること。

b [略]

(9) [略]

(10) 組織再編成対象会社情報又は株式交付子会社情報

a [略]

b 当該届出書の提出日において既に提出されている手続対象会社の直近の有価証券報告書及びその添付書類並びにその提出以後に提出される半期報告書及び臨時報告書並びにこれらの訂正報告書について記載すること。

[c・d 略]

## 第二号の七様式

【表紙】	
【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	____ 財務(支)局長
【提出日】	____ 年 月 日
【会社名】	_____
【英訳名】	_____
【代表者の役職氏名】	_____
【本店の所在の場所】	_____
【電話番号】	_____
【事務連絡者氏名】	_____
【最寄りの連絡場所】	_____
【電話番号】	_____
【事務連絡者氏名】	_____
【届出の対象とした募集(売出)有価証券の種類】	_____
【届出の対象とした募集(売出)金額】	_____
【縦覧に供する場所】	名称 _____ (所在地)

[第一部～第四部 略]

第五部 【組織再編成対象会社情報又は株式交付子会社情報】

第1 【継続開示会社たる組織再編成対象会社又は株式交付子会社に関する事項】

る主要な経営指標等)をいい、連結財務諸表規則第93条の規定により指定国際会計基準(同条に規定する指定国際会計基準をいう。以下この様式において同じ。)により連結財務諸表を作成した場合、連結財務諸表規則第94条の規定により修正国際基準(同条に規定する修正国際基準をいう。)により連結財務諸表を作成した場合、又は提出会社が連結財務諸表を作成しておらず、かつ、財務諸表等規則第129条第2項の規定により指定国際会計基準により財務諸表を作成した場合は、これらの経営指標等に相当する指標等。以下(8)において同じ。)を記載すること。また、これらの主要な経営指標等に基づき、当該特定組織再編成発行手続若しくは特定組織再編成交付手続又は株式交付の後の提出会社に係るものとして算出した主要な経営指標等を記載すること。

なお、組織再編成又は株式交付の後の提出会社に係る主要な経営指標等の算出において必要な調整を行った場合にはその旨を明示すること。

組織再編成又は株式交付の後の提出会社に係る主要な経営指標等は、公認会計士又は監査法人の監査証明を受けていない財務情報に基づく記載である旨を明示すること。

b [同左]

(9) [同左]

(10) [同左]

a [同左]

b 当該届出書の提出日において既に提出されている手続対象会社の直近の有価証券報告書及びその添付書類並びにその提出以後に提出される四半期報告書若しくは半期報告書及び臨時報告書並びにこれらの訂正報告書について記載すること。

[c・d 同左]

## 第二号の七様式

【表紙】	
【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	____ 財務(支)局長
【提出日】	____ 年 月 日
【会社名】	_____
【英訳名】	_____
【代表者の役職氏名】	_____
【本店の所在の場所】	_____
【電話番号】	_____
【事務連絡者氏名】	_____
【最寄りの連絡場所】	_____
【電話番号】	_____
【事務連絡者氏名】	_____
【届出の対象とした募集(売出)有価証券の種類】	_____
【届出の対象とした募集(売出)金額】	_____
【縦覧に供する場所】	名称 _____ (所在地)

[第一部～第四部 同左]

第五部 [同左]

第1 [同左]

(1) 【組織再編成対象会社又は株式交付子会社が提出した書類】

① [略]

② 【半期報告書】

事業年度 第 期中 (自 年 月 日 至 年 月 日) 年 月 日  
財務(支)局長に提出

【③・④ 略】

(2) [略]

第六部 [略]

(記載上の注意)

[略]

第三号様式

【表紙】

【提出書類】

有価証券報告書

【根拠条文】

金融商品取引法第24条第1項

【提出先】

\_\_財務(支)局長

【提出日】

年 月 日

【事業年度】

第 期 (自 年 月 日 至 年 月 日)

【会社名】(2)

\_\_\_\_\_

【英訳名】

\_\_\_\_\_

【代表者の役職氏名】(3)

\_\_\_\_\_

【本店の所在の場所】

\_\_\_\_\_

【電話番号】

\_\_\_\_\_

【事務連絡者氏名】

\_\_\_\_\_

【最寄りの連絡場所】

\_\_\_\_\_

【電話番号】

\_\_\_\_\_

【事務連絡者氏名】

\_\_\_\_\_

【縦覧に供する場所】(4)

名称  
所在地

第一部 【企業情報】

[第1～第3 略]

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

[(1)・(2) 略]

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】(2)

	中間会計期間 ( 年 月 日から 年 月 日まで)	第 期 ( 年 月 日から 年 月 日まで)
[略]		

[(4)～(8) 略]

[2～4 略]

[第5～第7 略]

(1) [同左]

① [同左]

② 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第 期第 四半期(第 期中) (自 年 月 日 至 年 月 日)  
年 月 日 財務(支)局長に提出

【③・④ 同左】

(2) [同左]

第六部 [同左]

(記載上の注意)

[同左]

第三号様式

【表紙】

【提出書類】

有価証券報告書

【根拠条文】

金融商品取引法第24条第1項

【提出先】

\_\_財務(支)局長

【提出日】

年 月 日

【事業年度】

第 期 (自 年 月 日 至 年 月 日)

【会社名】(2)

\_\_\_\_\_

【英訳名】

\_\_\_\_\_

【代表者の役職氏名】(3)

\_\_\_\_\_

【本店の所在の場所】

\_\_\_\_\_

【電話番号】

\_\_\_\_\_

【事務連絡者氏名】

\_\_\_\_\_

【最寄りの連絡場所】

\_\_\_\_\_

【電話番号】

\_\_\_\_\_

【事務連絡者氏名】

\_\_\_\_\_

【縦覧に供する場所】(4)

名称  
所在地

第一部 [同左]

[第1～第3 同左]

第4 [同左]

1 [同左]

[(1)・(2) 同左]

(3) [同左]

	第4四半期会計期間 ( 年 月 日から 年 月 日まで)	第 期 ( 年 月 日から 年 月 日まで)
[同左]		

[(4)～(8) 同左]

[2～4 同左]

[第5～第7 同左]

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

第1【保証会社情報】

1 〔略〕

2【継続開示会社たる保証会社に関する事項】(8)

(1)【保証会社が提出した書類】

①【有価証券報告書及びその添付書類又は半期報告書】

〔略〕

〔②・③ 略〕

(2) 〔略〕

3 〔略〕

〔第2・第3 略〕

(記載上の注意)

以下の規定により第二号様式の記載上の注意に準じて当該規定に係る記載をする場合には、「第一部 企業情報」の「第4 提出会社の状況」の「2 自己株式の取得等の状況」及び「4 コーポレート・ガバナンスの状況等」に係る(36)及び(38)を除き、同様式記載上の注意中「届出書提出日」、「届出書提出日の最近日」及び「最近日」とあるのは「当連結会計年度末」（連結財務諸表を作成していない場合にあつては、「当事業年度末」と、「最近5連結会計年度」とあるのは「当連結会計年度の前4連結会計年度及び当連結会計年度」と、「最近2連結会計年度」及び「最近2連結会計年度等」とあるのは「当連結会計年度の前連結会計年度及び当連結会計年度」と、「最近連結会計年度」及び「最近連結会計年度等」とあるのは「当連結会計年度」と、「最近連結会計年度末」及び「最近連結会計年度末等」とあるのは「当連結会計年度末」と、「最近5事業年度」とあるのは「当事業年度の前4事業年度及び当事業年度」と、「最近2事業年度」及び「最近2事業年度等」とあるのは「当事業年度の前事業年度及び当事業年度」と、「最近事業年度」及び「最近事業年度等」とあるのは「当事業年度」と、「最近事業年度末」とあるのは「当事業年度末」と、「届出書の他の箇所」とあるのは「有価証券報告書の他の箇所」と、「届出書に記載した」とあるのは「有価証券報告書に記載した」と読み替えるものとする。

(1) 一般的事項

a 〔略〕

b 指定国際会計基準（連結財務諸表規則第312条に規定する指定国際会計基準をいう。以下この様式において同じ。）により連結財務諸表を作成した場合において、記載事項のうち金額に関する事項について、本邦通貨以外の通貨建ての金額により表示しているときは、主要な事項について本邦通貨に換算した金額を併記すること。

〔c～i 略〕

〔(2)～(21) 略〕

(2) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等

〔a・b 略〕

c 「中間会計期間」の欄には、直近に提出し、又は提出すべきだった半期報告書に係る中間会計期間の末日の翌日から当事業年度の末日までの期間に係るものを記載すること。

〔(23)～(40) 略〕

(41) 連結財務諸表

a 連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結包括利益計算書又は連結損益及び包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書並びに連結キャッシュ・フロー計算書（指定国際会計基準により連結財務諸表

第二部 〔同左〕

第1 〔同左〕

1 〔同左〕

2 〔同左〕

(1) 〔同左〕

①【有価証券報告書及びその添付書類又は四半期報告書若しくは半期報告書】

〔同左〕

〔②・③ 同左〕

(2) 〔同左〕

3 〔同左〕

〔第2・第3 同左〕

(記載上の注意)

〔同左〕

(1) 〔同左〕

a 〔同左〕

b 指定国際会計基準（連結財務諸表規則第93条に規定する指定国際会計基準をいう。以下この様式において同じ。）により連結財務諸表を作成した場合（同条の規定により指定国際会計基準による連結財務諸表を作成した場合に限る。以下この様式において同じ。）において、記載事項のうち金額に関する事項について、本邦通貨以外の通貨建ての金額により表示している場合には、主要な事項について本邦通貨に換算した金額を併記すること。

〔c～i 同左〕

〔(2)～(21) 同左〕

(2) 〔同左〕

〔a・b 同左〕

c 「第4四半期会計期間」の欄には、直近に提出し、又は提出すべきだった四半期報告書に係る四半期会計期間又は半期報告書に係る中間会計期間の末日の翌日から当事業年度の末日までの期間に係るものを記載すること。

〔(23)～(40) 同左〕

(41) 〔同左〕

a 連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結包括利益計算書又は連結損益及び包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書並びに連結キャッシュ・フロー計算書（指定国際会計基準により連結財務諸表

を作成した場合又は修正国際基準（連結財務諸表規則第314条に規定する修正国際基準をいう。以下この様式において同じ。）により連結財務諸表を作成した場合にあっては、それぞれ連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結包括利益計算書又は連結損益及び包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書並びに連結キャッシュ・フロー計算書に相当するものをいう。以下この様式において同じ。）については、連結財務諸表規則に定めるところにより作成した当連結会計年度に係るものを記載すること。ただし、当連結会計年度の前連結会計年度に係る連結財務諸表が法第5条第1項又は第24条第1項から第3項までの規定により提出された有価証券届出書又は報告書に記載されていない場合には、当連結会計年度の前連結会計年度及び当連結会計年度に係る連結財務諸表（連結財務諸表規則第8条の3に規定する比較情報を除く。）について、当連結会計年度の前連結会計年度分を左側に、当連結会計年度分を右側に配列して記載すること。

[b・c 略]

[(42)～(46) 略]

(47) その他

a [略]

b 第二号様式記載上の注意 (66) cに準じて記載すること。

c [略]

(48) 財務諸表

a 貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書（連結財務諸表を作成している場合にはキャッシュ・フロー計算書を除く。）については、財務諸表等規則に定めるところにより作成した当事業年度に係るものを記載すること。ただし、当事業年度の前事業年度に係る財務諸表が法第5条第1項又は第24条第1項から第3項までの規定により提出された有価証券届出書又は報告書に記載されていない場合には、当事業年度の前事業年度及び当事業年度に係る財務諸表（財務諸表等規則第8条の2の2に規定する比較情報を除く。）について、当事業年度の前事業年度分を左側に、当事業年度分を右側に配列して記載すること。

b 提出会社が連結財務諸表を作成していない場合であって、財務諸表等規則第326条第2項の規定により指定国際会計基準により財務諸表を作成したときは、(48) (bを除く。) から(53)までの規定により記載した財務諸表の下に「国際会計基準による財務諸表」の項を設け、当該指定国際会計基準により作成した財務諸表を記載することができる。なお、当該指定国際会計基準により作成した財務諸表は、(48) (bを除く。) から(53)までに準じて記載すること。

[c・d 略]

e 株式交換又は株式移転による株式交換完全親会社又は株式移転設立完全親会社（以下eにおいて「株式交換完全親会社等」という。）として最近2事業年度を経過していない場合には、当該株式交換又は株式移転による株式交換完全子会社又は株式移転完全子会社（以下eにおいて「株式交換完全子会社等」という。）となった会社（当該株式交換完全親会社等の連結子会社であった会社を除く。）の最近2事業年度に係る財務諸表（連結財務諸表を作成している場合にあっては、最近2連結会計年度に係る連結財務諸表。財務諸表等規則第8条の2の2又は連結財務諸表規則第8条の3に規定する比較情報を除く。）を「2 財務諸表等」の「(3) その他」に記載すること。

ただし、株式交換完全子会社等となった会社が報告書提出会社以外の会社で資本金5億円未満であるときは、記載を要しない。

f 会社の分割により事業を承継し、最近2事業年度を経過していない場合には、当該会社の分割を行った会社の最近2事業年度に係る財務諸表（財務諸表等規則第8条の2の2に規定する比較情報を除く。）を「2 財務諸表等」の「(3) その他」に記載すること（当該会社の分割を行った会社の当該

を作成した場合又は修正国際基準（連結財務諸表規則第94条に規定する修正国際基準をいう。以下この様式において同じ。）により連結財務諸表を作成した場合（同条の規定により修正国際基準による連結財務諸表を作成した場合に限る。(64-2)において同じ。）にあっては、それぞれ連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結包括利益計算書又は連結損益及び包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書並びに連結キャッシュ・フロー計算書に相当するものをいう。以下この様式において同じ。）については、連結財務諸表規則に定めるところにより作成した当連結会計年度に係るものを記載すること。ただし、当連結会計年度の前連結会計年度に係る連結財務諸表が法第5条第1項又は第24条第1項から第3項までの規定により提出された有価証券届出書又は報告書に記載されていない場合には、当連結会計年度の前連結会計年度及び当連結会計年度に係る連結財務諸表（連結財務諸表規則第8条の3に規定する比較情報を除く。）について、当連結会計年度の前連結会計年度分を左側に、当連結会計年度分を右側に配列して記載すること。

[b・c 同左]

[(42)～(46) 同左]

(47) [同左]

a [同左]

b 第二号様式記載上の注意 (66) c及びdに準じて記載すること。

c [同左]

(48) [同左]

a 貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書（連結財務諸表を作成している場合にはキャッシュ・フロー計算書を除く。）については、財務諸表等規則に定めるところにより作成した当事業年度に係るものを記載すること。ただし、当事業年度の前事業年度に係る財務諸表が法第5条第1項又は第24条第1項から第3項までの規定により提出された有価証券届出書又は報告書に記載されていない場合には、当事業年度の前事業年度及び当事業年度に係る財務諸表（財務諸表等規則第6条に規定する比較情報を除く。）について、当事業年度の前事業年度分を左側に、当事業年度分を右側に配列して記載すること。

b 提出会社が連結財務諸表を作成していない場合であって、財務諸表等規則第129条第2項の規定により指定国際会計基準により財務諸表を作成したときは、(48) (bを除く。) から(53)までの規定により記載した財務諸表の下に「国際会計基準による財務諸表」の項を設け、当該指定国際会計基準により作成した財務諸表を記載することができる。なお、当該指定国際会計基準により作成した財務諸表は、(48) (bを除く。) から(53)までに準じて記載すること。

[c・d 同左]

e 株式交換又は株式移転による株式交換完全親会社又は株式移転設立完全親会社（以下eにおいて「株式交換完全親会社等」という。）として最近2事業年度を経過していない場合には、当該株式交換又は株式移転による株式交換完全子会社又は株式移転完全子会社（以下eにおいて「株式交換完全子会社等」という。）となった会社（当該株式交換完全親会社等の連結子会社であった会社を除く。）の最近2事業年度に係る財務諸表（連結財務諸表を作成している場合には最近2連結会計年度に係る連結財務諸表。財務諸表等規則第6条又は連結財務諸表規則第8条の3に規定する比較情報を除く。）を「2 財務諸表等」の「(3) その他」に記載すること。

ただし、株式交換完全子会社等となった会社が報告書提出会社以外の会社で資本金5億円未満であるときは、記載を要しない。

f 会社の分割により事業を承継し、最近2事業年度を経過していない場合には、当該会社の分割を行った会社の最近2事業年度に係る財務諸表（財務諸表等規則第6条に規定する比較情報を除く。）を「2 財務諸表等」の「(3) その他」に記載すること（当該会社の分割を行った会社の当該事業が当

事業が当該会社の事業に比して重要性の乏しい場合を除く。)

ただし、当該会社の分割を行った会社が報告書提出会社以外の会社で資本金5億円未満であるときは、記載を要しない。

〔(49)～(54) 略〕

(55) その他

a 〔略〕

b 第二号様式記載上の注意 (74) d に準じて記載すること。

c 〔略〕

〔(56)～(59) 略〕

(60) 継続開示会社たる保証会社に関する事項

a 〔略〕

b 本報告書の提出日において既に提出されている保証会社の直近の事業年度に係る報告書及びその添付書類（これらの書類の提出以後に当該保証会社の半期報告書が提出されている場合には、当該半期報告書）並びにその提出以後に提出される臨時報告書並びにこれらの訂正報告書について記載すること。

なお、本報告書の提出日における保証会社の直近の事業年度に係る報告書及びその添付書類又は本報告書の提出日の属する保証会社の事業年度に係る半期報告書が本報告書提出後に遅滞なく提出されることが見込まれる場合にはその旨を付記すること。

〔c・d 略〕

〔(61)～(67) 略〕

### 第三号の二様式

【表紙】

【提出書類】

有価証券報告書

【根拠条文】

金融商品取引法第24条第1項及び第2項

【提出先】

\_\_\_財務(支)局長

【提出日】

\_\_\_年 月 日

【事業年度】

第 期(自 \_\_\_年 月 日 至 \_\_\_年 月 日)

【会社名】(2)

\_\_\_\_\_

【英訳名】

\_\_\_\_\_

【代表者の役職氏名】(3)

\_\_\_\_\_

【本店の所在の場所】

\_\_\_\_\_

【電話番号】

\_\_\_\_\_

【事務連絡者氏名】

\_\_\_\_\_

【最寄りの連絡場所】

\_\_\_\_\_

【電話番号】

\_\_\_\_\_

【事務連絡者氏名】

\_\_\_\_\_

【縦覧に供する場所】(4)

名称

\_\_\_(所在地)\_\_\_

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

該会社の事業に比して重要性の乏しい場合を除く。)

ただし、当該会社の分割を行った会社が報告書提出会社以外の会社で資本金5億円未満であるときは、記載を要しない。

〔(49)～(54) 同左〕

(55) 〔同左〕

a 〔同左〕

b 第二号様式記載上の注意 (74) d及びeに準じて記載すること。

c 〔同左〕

〔(56)～(59) 同左〕

(60) 〔同左〕

a 〔同左〕

b 本報告書の提出日において既に提出されている保証会社の直近の事業年度に係る報告書及びその添付書類（これらの書類の提出以後に当該保証会社の四半期報告書又は半期報告書が提出されている場合には、当該四半期報告書（当該四半期報告書が複数あるときは、その直近のものをいう。）又は半期報告書）並びにその提出以後に提出される臨時報告書並びにこれらの訂正報告書について記載すること。

なお、本報告書の提出日における保証会社の直近の事業年度に係る報告書及びその添付書類又は本報告書の提出日の属する保証会社の事業年度に係る四半期報告書又は半期報告書が本報告書提出後に遅滞なく提出されることが見込まれる場合にはその旨を付記すること。

〔c・d 同左〕

〔(61)～(67) 同左〕

### 第三号の二様式

【表紙】

【提出書類】

有価証券報告書

【根拠条文】

金融商品取引法第24条第1項及び第2項

【提出先】

\_\_\_財務(支)局長

【提出日】

\_\_\_年 月 日

【事業年度】

第 期(自 \_\_\_年 月 日 至 \_\_\_年 月 日)

【会社名】(2)

\_\_\_\_\_

【英訳名】

\_\_\_\_\_

【代表者の役職氏名】(3)

\_\_\_\_\_

【本店の所在の場所】

\_\_\_\_\_

【電話番号】

\_\_\_\_\_

【事務連絡者氏名】

\_\_\_\_\_

【最寄りの連絡場所】

\_\_\_\_\_

【電話番号】

\_\_\_\_\_

【事務連絡者氏名】

\_\_\_\_\_

【縦覧に供する場所】(4)

名称

\_\_\_(所在地)\_\_\_

第一部 〔同左〕

第1 〔同左〕

[1～3 略]

4 【株式等の状況】(8)

[(1)・(2) 略]

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

	中間会計期間 (年月日から年月日まで)	第 期 (年月日から年月日まで)
[略]		

[(4)～(7) 略]

[5～7 略]

[第2～第6 略]

第二部 [略]

第三部 【提出会社の保証会社等の情報】

第1 【保証会社情報】

1 [略]

2 【継続開示会社たる保証会社に関する事項】(8)

(1) 【保証会社が提出した書類】

① 【有価証券報告書及びその添付書類又は半期報告書】

[略]

②・③ 略]

(2) [略]

3 [略]

[第2・第3 略]

(記載上の注意)

以下の規定により第二号様式及び第二号の五様式の記載上の注意に準じて当該規定に係る記載をする場合には、「第一部 企業情報」の「第1 企業の概況」の「7 コーポレート・ガバナンスの状況等」に係る(13)及び(15)を除き、第二号様式及び第二号の五様式記載上の注意中「届出書提出日」、「届出書提出日の最近日」及び「最近日」とあるのは「当事業年度末」と、「最近5事業年度」とあるのは「当事業年度の前4事業年度及び当事業年度」と、「最近2事業年度」及び「最近2事業年度等」とあるのは「当事業年度の前事業年度及び当事業年度」と、「最近事業年度」及び「最近事業年度等」とあるのは「当事業年度」と、「最近事業年度末」とあるのは「当事業年度末」と、「届出書の他の箇所」とあるのは「有価証券報告書の他の箇所」と、「届出書に記載した」とあるのは「有価証券報告書に記載した」と読み替えるものとする。

[(1)～(5) 略]

(26) 財務諸表

a 貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書については、財務諸表等規則に定めるところにより作成した当事業年度に係るものを記載すること。ただし、当事業年度の前事業年度に係る財務諸表が法第5条第1項又は第24条第1項から第3項までの規定により提出された有価証券届出書又は報告書に記載されていない場合には、当事業年度の前事業年度及び当事業年度に係る財務諸表（財務諸表等規則第8条の2の2に規定する比較情報を除く。）について、当事業年度の前事業年度分を左側に、当事業年度分を右側に配列して記載すること。

[b・c 略]

d 会社の分割により事業を承継し、最近2事業年度を経過していない場合には、当該会社の分割を行

[1～3 同左]

4 [同左]

[(1)・(2) 同左]

(3) [同左]

	第4四半期会計期間 (年月日から年月日まで)	第 期 (年月日から年月日まで)
[同左]		

[(4)～(7) 同左]

[5～7 同左]

[第2～第6 同左]

第二部 [同左]

第三部 [同左]

第1 [同左]

1 [同左]

2 [同左]

(1) [同左]

① 【有価証券報告書及びその添付書類又は四半期報告書若しくは半期報告書】

[同左]

②・③ 同左]

(2) [同左]

3 [同左]

[第2・第3 同左]

(記載上の注意)

[同左]

[(1)～(5) 同左]

(26) [同左]

a 貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書については、財務諸表等規則に定めるところにより作成した当事業年度に係るものを記載すること。ただし、当事業年度の前事業年度に係る財務諸表が法第5条第1項又は第24条第1項から第3項までの規定により提出された有価証券届出書又は報告書に記載されていない場合には、当事業年度の前事業年度及び当事業年度に係る財務諸表（財務諸表等規則第6条に規定する比較情報を除く。）について、当事業年度の前事業年度分を左側に、当事業年度分を右側に配列して記載すること。

[b・c 同左]

d 会社の分割により事業を承継し、最近2事業年度を経過していない場合には、当該会社の分割を行

った会社の最近2事業年度に係る財務諸表（財務諸表等規則第8条の2の2に規定する比較情報を除く。）を「3 その他」に記載すること（当該会社の分割を行った会社の当該事業が当該会社の事業に比して重要性の乏しい場合を除く。）。

ただし、当該会社の分割を行った会社が報告書提出会社以外の会社で資本金5億円未満であるときは、記載を要しない。

〔27〕～〔45〕 略

第四号様式

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書  
 【根拠条文】 金融商品取引法第24条第3項  
 【提出先】 〃 財務（支）局長  
 【提出日】 〃 年 月 日  
 【事業年度】 第 期（自 年 月 日 至 年 月 日）

【会社名】 \_\_\_\_\_  
 【英訳名】 \_\_\_\_\_  
 【代表者の役職氏名】 \_\_\_\_\_  
 【本店の所在の場所】 \_\_\_\_\_  
 【電話番号】 \_\_\_\_\_  
 【事務連絡者氏名】 \_\_\_\_\_  
 【最寄りの連絡場所】 \_\_\_\_\_  
 【電話番号】 \_\_\_\_\_  
 【事務連絡者氏名】 \_\_\_\_\_  
 【縦覧に供する場所】 名称 \_\_\_\_\_  
 (所在地) \_\_\_\_\_

第一部 【企業情報】

〔第1～第3 略〕

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

〔1〕・〔2〕 略

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

	中間会計期間 (年 月 日から 年 月 日まで)	第 期 (年 月 日から 年 月 日まで)
【略】		

〔4〕～〔6〕 略

〔2・3 略〕

〔第5～第8 略〕

第二部 【略】

(記載上の注意)

次に掲げるものを除き、第三号様式に準じて記載すること。

〔1〕～〔10〕 略

った会社の最近2事業年度に係る財務諸表（財務諸表等規則第6条に規定する比較情報を除く。）を「3 その他」に記載すること（当該会社の分割を行った会社の当該事業が当該会社の事業に比して重要性の乏しい場合を除く。）。

ただし、当該会社の分割を行った会社が報告書提出会社以外の会社で資本金5億円未満であるときは、記載を要しない。

〔27〕～〔45〕 同左

第四号様式

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書  
 【根拠条文】 金融商品取引法第24条第3項  
 【提出先】 〃 財務（支）局長  
 【提出日】 〃 年 月 日  
 【事業年度】 第 期（自 年 月 日 至 年 月 日）

【会社名】 \_\_\_\_\_  
 【英訳名】 \_\_\_\_\_  
 【代表者の役職氏名】 \_\_\_\_\_  
 【本店の所在の場所】 \_\_\_\_\_  
 【電話番号】 \_\_\_\_\_  
 【事務連絡者氏名】 \_\_\_\_\_  
 【最寄りの連絡場所】 \_\_\_\_\_  
 【電話番号】 \_\_\_\_\_  
 【事務連絡者氏名】 \_\_\_\_\_  
 【縦覧に供する場所】 名称 \_\_\_\_\_  
 (所在地) \_\_\_\_\_

第一部 【同左】

〔第1～第3 同左〕

第4 【同左】

1 【同左】

〔1〕・〔2〕 同左

(3) 【同左】

	第4四半期会計期間 (年 月 日から 年 月 日まで)	第 期 (年 月 日から 年 月 日まで)
【同左】		

〔4〕～〔6〕 同左

〔2・3 同左〕

〔第5～第8 同左〕

第二部 【同左】

(記載上の注意)

【同左】

〔1〕～〔10〕 同左

(11) 最近5事業年度（6箇月を1事業年度とする会社にあつては10事業年度）の貸借対照表、損益計算書（製造原価明細書及び売上原価明細書を除く。）、株主資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書のうち、「第5 経理の状況」の「2 財務諸表等」に記載したもの（財務諸表等規則第8条の2の2に規定する比較情報を含む。）以外のもの（同条に規定する比較情報を除く。）を、第二号様式記載上の注意(8)に準じて掲げること。

(12) [略]

#### 第四号の二様式

【表紙】  
【提出書類】 確認書  
【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の2第 項  
【提出先】 財務(支)局長  
【提出日】 年 月 日  
【会社名】(2) \_\_\_\_\_  
【英訳名】 \_\_\_\_\_  
【代表者の役職氏名】(3) \_\_\_\_\_  
【最高財務責任者の役職氏名】(4) \_\_\_\_\_  
【本店の所在の場所】 \_\_\_\_\_  
【縦覧に供する場所】(5) 名称 \_\_\_\_\_  
(所在地)

[1・2 略]

(記載上の注意)

[(1)~(7) 略]

(8) 読替え

提出者が、半期報告書についての確認書を提出する場合には、本様式中「有価証券報告書」とあるのは「半期報告書」と、「事業年度」とあるのは「中間会計期間」と読み替えて記載すること。

#### 第四号の三様式

【表紙】  
【提出書類】 半期報告書  
【根拠条文】 金融商品取引法第24条の5第1項の表の第 号  
【提出先】 財務(支)局長  
【提出日】 年 月 日  
【中間会計期間】 第 期中(自 年 月 日至 年 月 日)  
【会社名】(2) \_\_\_\_\_  
【英訳名】 \_\_\_\_\_  
【代表者の役職氏名】(3) \_\_\_\_\_  
【本店の所在の場所】 \_\_\_\_\_  
【電話番号】 \_\_\_\_\_

(11) 最近5事業年度（6箇月を1事業年度とする会社にあつては10事業年度）の貸借対照表、損益計算書（製造原価明細書及び売上原価明細書を除く。）、株主資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書のうち、「第5 経理の状況」の「2 財務諸表等」に記載したもの（財務諸表等規則第6条に規定する比較情報を含む。）以外のもの（財務諸表等規則第6条に規定する比較情報を除く。）を、第二号様式記載上の注意(8)に準じて掲げること。

(12) [同左]

#### 第四号の二様式

【表紙】  
【提出書類】 確認書  
【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の2第 項  
【提出先】 財務(支)局長  
【提出日】 年 月 日  
【会社名】(2) \_\_\_\_\_  
【英訳名】 \_\_\_\_\_  
【代表者の役職氏名】(3) \_\_\_\_\_  
【最高財務責任者の役職氏名】(4) \_\_\_\_\_  
【本店の所在の場所】 \_\_\_\_\_  
【縦覧に供する場所】(5) 名称 \_\_\_\_\_  
(所在地)

[1・2 同左]

(記載上の注意)

[(1)~(7) 同左]

(8) [同左]

a 提出者が、四半期報告書についての確認書を提出する場合には、本様式中「有価証券報告書」とあるのは「四半期報告書」と、「事業年度」とあるのは「四半期会計期間」と読み替えて記載すること。  
b 提出者が、半期報告書についての確認書を提出する場合には、本様式中「有価証券報告書」とあるのは「半期報告書」と、「事業年度」とあるのは「中間会計期間」と読み替えて記載すること。

#### 第四号の三様式

【表紙】  
【提出書類】 四半期報告書  
【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第 項  
【提出先】 財務(支)局長  
【提出日】 年 月 日  
【四半期会計期間】 第 期第 四半期(自 年 月 日至 年 月 日)  
【会社名】(2) \_\_\_\_\_  
【英訳名】 \_\_\_\_\_  
【代表者の役職氏名】(3) \_\_\_\_\_  
【本店の所在の場所】 \_\_\_\_\_  
【電話番号】 \_\_\_\_\_





正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額

[4]～(6) 略

2 [略]

第4【経理の状況】(18)

1【中間連結財務諸表】(19)

(1)【中間連結貸借対照表】(20)

(2)【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】又は【中間連結損益及び包括利益計算書】<sup>(2)</sup>

(3)【中間連結キャッシュ・フロー計算書】<sup>(2)</sup>

2 [略]

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

第1【保証会社情報】

1 [略]

2【継続開示会社たる保証会社に関する事項】<sup>(2)</sup>

(1)【保証会社が提出した書類】

①【有価証券報告書及びその添付書類又は半期報告書】

[略]

②【臨時報告書】

①の書類の提出後、本半期報告書提出日( 年 月 日)までに、臨時報告書を 年 月 日に\_\_財務(支)局長に提出

③ [略]

(2) [略]

3 [略]

[第2・第3 略]

(記載上の注意)

(1) 一般的事項

a 以下の規定により記載が必要とされている事項に加えて、半期報告書の各記載項目に関連した事項を追加して記載することができる。

b 指定国際会計基準(連結財務諸表規則第312条に規定する指定国際会計基準をいう。以下この様式において同じ。)により中間連結財務諸表を作成した場合において、記載事項のうち金額に関する事項について、本邦通貨以外の通貨建ての金額により表示しているときは、主要な事項について本邦通貨に換算した金額を併記すること。

[c・d 略]

e 半期報告書に掲げる事項は図表による表示をすることができる。この場合、記載すべき事項が図表により明瞭に示されるよう表示することとし、図表による表示により投資者に誤解を生じさせることとならないよう注意しなければならない。

f [略]

[削る。]

g [略]

修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額

[4]～(6) 同左

2 [同左]

第4 [同左]

1【四半期連結財務諸表】(19)

(1)【四半期連結貸借対照表】(20)

(2)【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】又は【四半期連結損益及び包括利益計算書】<sup>(2)</sup>

(3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】<sup>(2)</sup>

2 [同左]

第二部 [同左]

第1 [同左]

1 [同左]

2 [同左]

(1) [同左]

①【有価証券報告書及びその添付書類又は四半期報告書若しくは半期報告書】

[同左]

② [同左]

①の書類の提出後、本四半期報告書提出日( 年 月 日)までに、臨時報告書を 年 月 日に\_\_財務(支)局長に提出

③ [同左]

(2) [同左]

3 [同左]

[第2・第3 同左]

(記載上の注意)

(1) [同左]

a 以下の規定により記載が必要とされている事項に加えて、四半期報告書の各記載項目に関連した事項を追加して記載することができる。

b 指定国際会計基準(連結財務諸表規則第93条に規定する指定国際会計基準をいう。以下この様式において同じ。)により四半期連結財務諸表を作成した場合(四半期連結財務諸表規則第93条の規定により指定国際会計基準による四半期連結財務諸表を作成した場合に限る。以下この様式において同じ。 )において、記載事項のうち金額に関する事項について、本邦通貨以外の通貨建ての金額により表示している場合には、主要な事項について本邦通貨に換算した金額を併記すること。

[c・d 同左]

e 四半期報告書に掲げる事項は図表による表示をすることができる。この場合、記載すべき事項が図表により明瞭に示されるよう表示することとし、図表による表示により投資者に誤解を生じさせることとならないよう注意しなければならない。

f [同左]

g この様式において、「四半期連結累計期間」とは、四半期財務諸表等規則第3条第7号に規定する四半期連結累計期間をいい、「四半期累計期間」とは、同条第6号に規定する四半期累計期間をいう。

h [同左]

h 「第一部 企業情報」の「第2 事業の状況」の「1 事業等のリスク」及び「2 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」に将来に関する事項を記載する場合には、当該事項は当中間連結会計期間（中間連結財務諸表を作成していない場合には当中間会計期間。(7)、(8)、(9)並びに(18) f 及び g において同じ。）の末日現在において判断したものである旨を記載すること。

[(2)～(4) 略]

(5) 主要な経営指標等の推移

a 提出会社が中間連結財務諸表を作成している場合（当該提出会社が特定事業会社（第18条第2項に定める事業を行う会社をいう。以下この様式において同じ。）である場合を除く。）には、当中間連結会計期間及び前年の中間連結会計期間（以下この様式において「前年同中間連結会計期間」という。）並びに最近連結会計年度に係る次に掲げる主要な経営指標等（指定国際会計基準により中間連結財務諸表を作成した場合又は修正国際基準（連結財務諸表規則第314条に規定する修正国際基準をいう。以下この様式において同じ。）により中間連結財務諸表を作成した場合にあっては、これらの経営指標等に相当する指標等（(18)h又はiの規定により指定国際会計基準又は修正国際基準により作成した最近連結会計年度に係る連結財務諸表を記載する場合にあっては、これらに相当する指標等））の推移について記載すること。ただし、(g)、(h)及び(m)については当中間連結会計期間及び前年同中間連結会計期間の末日並びに最近連結会計年度の末日に係るものを記載すること。

[(a)・(b) 略]

(c) 親会社株主に帰属する中間純利益金額又は親会社株主に帰属する中間純損失金額

(d) [略]

(e) 中間包括利益金額

[(f)～(h) 略]

(i) 1株当たり中間純利益金額又は中間純損失金額（連結財務諸表規則第171条第1項の規定により注記しなければならない1株当たり中間純利益金額又は中間純損失金額をいう。）

(j) [略]

(k) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額（連結財務諸表規則第172条の規定により注記しなければならない潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額をいう。）

(l) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額（連結財務諸表規則第65条の3の規定により注記しなければならない潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額をいう。）

(m) 自己資本比率（中間連結会計期間に係るものにあっては中間連結会計期間に係る純資産額から連結財務諸表規則第150条において準用する連結財務諸表規則第43条の2の2の規定により掲記され

[加える。]

[(2)～(4) 同左]

(5) [同左]

a 提出会社が四半期連結財務諸表を作成している場合（当該提出会社が特定事業会社（第17条の15第2項に規定する事業を行う会社をいう。以下この様式において同じ。）であって、当四半期連結会計期間が第2四半期連結会計期間（当連結会計年度の最初の四半期連結会計期間（以下この様式において「第1四半期連結会計期間」という。）の翌四半期連結会計期間をいう。以下この様式において同じ。）である場合を除く。）には、当四半期連結累計期間及び当四半期連結累計期間に対応する前年の四半期連結累計期間（以下この様式において「前年同四半期連結累計期間」という。）並びに最近連結会計年度に係る次に掲げる主要な経営指標等（指定国際会計基準により四半期連結財務諸表を作成した場合又は修正国際基準（連結財務諸表規則第94条に規定する修正国際基準をいう。以下この様式において同じ。）により四半期連結財務諸表を作成した場合（四半期連結財務諸表規則第94条の規定により修正国際基準による四半期連結財務諸表を作成した場合に限る。以下この様式において同じ。）は、これらの経営指標等に相当する指標等（(18)hの規定により指定国際会計基準により作成した最近連結会計年度に係る連結財務諸表又は(18)iの規定により修正国際基準により作成した最近連結会計年度に係る連結財務諸表を記載する場合は、これらに相当する指標等））の推移について記載すること。ただし、(a)、(c)及び(i)については、「第4 経理の状況」において当四半期連結会計期間に係る四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書又は四半期連結損益及び包括利益計算書を記載する場合に、当四半期連結会計期間及び当四半期連結会計期間に対応する前年の四半期連結会計期間（以下この様式において「前年同四半期連結会計期間」という。）に係るものの括弧書きを併せて記載し、(g)、(h)及び(m)については当四半期連結累計期間及び前年同四半期連結累計期間の末日並びに最近連結会計年度の末日に係るものを記載し、(n)、(o)、(p)及び(q)については当四半期連結会計期間が第2四半期連結会計期間である場合又は第2四半期連結会計期間以外の四半期連結会計期間であって「第4 経理の状況」に四半期連結キャッシュ・フロー計算書を記載した場合において、当四半期連結累計期間及び前年同四半期連結累計期間並びに最近連結会計年度に係るものを記載すること。

[(a)・(b) 同左]

(c) 親会社株主に帰属する四半期純利益金額又は親会社株主に帰属する四半期純損失金額

(d) [同左]

(e) 四半期包括利益金額

[(f)～(h) 同左]

(i) 1株当たり四半期純利益金額又は四半期純損失金額（四半期連結財務諸表規則第78条第1項の規定により注記しなければならない1株当たり四半期純利益金額又は四半期純損失金額をいう。）

(j) [同左]

(k) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額（四半期連結財務諸表規則第78条の2に規定する潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額をいう。）

(l) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額（連結財務諸表規則第65条の3に規定する潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額をいう。）

(m) 自己資本比率（四半期連結会計期間に係るものにあっては、四半期連結会計期間に係る純資産額から四半期連結財務諸表規則第56条の2において準用する連結財務諸表規則第43条の2の2の規定

る株式引受権の金額、連結財務諸表規則第151条において準用する連結財務諸表規則第43条の3第1項の規定により掲記される新株予約権の金額及び連結財務諸表規則第2条第12号に規定する非支配株主持分の金額を控除した額を当該中間連結会計期間に係る総資産額で除した割合を、連結会計年度に係るものにあつては連結会計年度に係る純資産額から連結財務諸表規則第43条の2の2の規定により掲記される株式引受権の金額、連結財務諸表規則第43条の3第1項の規定により掲記される新株予約権の金額及び連結財務諸表規則第2条第12号に規定する非支配株主持分の金額を控除した額を当該連結会計年度に係る総資産額で除した割合をいう。)

〔n)～(p) 略〕

(q) 現金及び現金同等物の中間期末残高又は期末残高

〔削る。〕

b 提出会社が中間連結財務諸表を作成していない場合（当該提出会社が特定事業会社である場合を除く。）には、当中間会計期間及び前年の中間会計期間（以下bにおいて「前年同中間会計期間」という。）並びに最近事業年度に係る次に掲げる主要な経営指標等の推移について記載すること。ただし、(f)、(g)、(h)、(i)及び(o)については、当中間会計期間及び前年同中間会計期間の末日並びに最近事業年度の末日に係るものを記載すること。

〔a)・(b) 略〕

(c) 中間純利益金額又は中間純損失金額

(d) 〔略〕

(e) 持分法を適用した場合の投資利益又は投資損失の金額（財務諸表等規則第142条の規定により注記しなければならない投資利益又は投資損失の金額をいう。）

〔f)～(i) 略〕

(j) 1株当たり中間純利益金額又は中間純損失金額（財務諸表等規則第199条第1項の規定により注記しなければならない1株当たり中間純利益金額又は中間純損失金額をいう。）

(k) 〔略〕

(l) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額（財務諸表等規則第200条第1項の規定により注記しなければならない潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額をいう。）

〔m)・(n) 略〕

(o) 自己資本比率（中間会計期間に係るものにあつては中間会計期間に係る純資産額から財務諸表等規則第180条において準用する財務諸表等規則第67条の2の規定により掲記される株式引受権の金

により掲記される株式引受権の金額、四半期連結財務諸表規則第57条において準用する連結財務諸表規則第43条の3第1項の規定により掲記される新株予約権の金額及び四半期連結財務諸表規則第58条に規定する非支配株主持分の金額を控除した額を当該四半期連結会計期間に係る総資産額で除した割合を、連結会計年度に係るものにあつては、連結会計年度に係る純資産額から連結財務諸表規則第43条の2の2の規定により掲記される株式引受権の金額、連結財務諸表規則第43条の3第1項の規定により掲記される新株予約権の金額及び連結財務諸表規則第2条第12号に規定する非支配株主持分の金額を控除した額を当該連結会計年度に係る総資産額で除した割合をいう。)

〔n)～(p) 同左〕

(q) 現金及び現金同等物の四半期末残高又は期末残高

b 提出会社が四半期連結財務諸表を作成している場合（当該提出会社が特定事業会社であつて、当四半期連結会計期間が第2四半期連結会計期間である場合を除く。）には、当四半期連結会計期間及び前年同四半期連結会計期間に係る1株当たり四半期純利益金額又は四半期純損失金額（四半期連結財務諸表規則第78条第1項の規定により注記しなければならない1株当たり四半期純利益金額又は四半期純損失金額又はこれらの金額に準じて算出したもの）を記載すること。ただし、aにおいて記載した場合はこの限りでない。

c 提出会社が四半期連結財務諸表を作成していない場合（当該提出会社が特定事業会社であつて、当四半期会計期間が第2四半期会計期間（当事業年度の最初の四半期会計期間（以下c及び(2) bにおいて「第1四半期会計期間」という。）の翌四半期会計期間をいう。以下この様式において同じ。）である場合を除く。）には、提出会社の当四半期累計期間及び当四半期累計期間に対応する前年の四半期累計期間（以下cにおいて「前年同四半期累計期間」という。）並びに最近事業年度に係る次に掲げる主要な経営指標等の推移について記載すること。ただし、(a)、(c)及び(j)については、「第4 経理の状況」において当四半期会計期間に係る四半期損益計算書を記載する場合には、当四半期会計期間及び当四半期会計期間に対応する前年の四半期会計期間（以下c及びdにおいて「前年同四半期会計期間」という。）に係るものの括弧書きを併せて記載し、(f)、(g)、(h)、(i)及び(o)については、当四半期会計期間及び前年同四半期会計期間の末日並びに最近事業年度の末日に係るものを記載し、(p)、(q)、(r)及び(s)については、当四半期会計期間が第2四半期会計期間である場合又は第2四半期会計期間以外の四半期会計期間であつて「第4 経理の状況」に四半期キャッシュ・フロー計算書を記載した場合において、当四半期累計期間及び前年同四半期累計期間並びに最近事業年度に係るものを記載すること。

〔a)・(b) 同左〕

(c) 四半期純利益金額又は四半期純損失金額

(d) 〔同左〕

(e) 持分法を適用した場合の投資利益又は投資損失の金額（四半期財務諸表等規則第12条の規定により注記しなければならない投資利益又は投資損失の金額をいう。）

〔f)～(i) 同左〕

(j) 1株当たり四半期純利益金額又は四半期純損失金額（四半期財務諸表等規則第70条第1項の規定により注記しなければならない1株当たり四半期純利益金額又は四半期純損失金額をいう。）

(k) 〔同左〕

(l) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額（四半期財務諸表等規則第70条の2第1項に規定する潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額をいう。）

〔m)・(n) 同左〕

(o) 自己資本比率（四半期会計期間に係るものにあつては、四半期会計期間に係る純資産額から四半期財務諸表等規則第50条の2において準用する財務諸表等規則第67条の2の規定により掲記される

額及び財務諸表等規則第181条において準用する財務諸表等規則第68条第1項の規定により掲記される新株予約権の金額を控除した額を当該中間会計期間に係る総資産額で除した割合を、事業年度に係るものにあつては事業年度に係る純資産額から財務諸表等規則第67条の2の規定により掲記される株式引受権の金額及び財務諸表等規則第68条第1項の規定により掲記される新株予約権の金額を控除した額を当該事業年度に係る総資産額で除した割合をいう。)

〔(p)～(r) 略〕

(s) 現金及び現金同等物の中間期末残高又は期末残高  
[割る。]

c 提出会社が特定事業会社である場合には、第五号様式記載上の注意(5)に準じて記載すること。

(6) 事業の内容

a 当中間連結会計期間において、提出会社及び関係会社において営まれている事業の内容について、重要な変更があつた場合には、その内容を記載すること。

なお、セグメント情報（指定国際会計基準又は修正国際基準により中間連結財務諸表を作成した場合は、これに相当する情報。以下この様式において同じ。）の区分ごとに、当該事業に携わっている主要な関係会社に異動があつた場合には、その内容を記載すること。

b (18h)の規定により半期報告書に指定国際会計基準により作成を開始した最近連結会計年度に係る連結財務諸表を記載する場合には、当該連結財務諸表における主要な項目と連結財務諸表規則（第三編から第六編までを除く。）により作成した場合の最近連結会計年度及びその直前連結会計年度に係る連結財務諸表におけるこれらに相当する項目との差異に関する事項（当該差異の概算額等。dにおいて同じ。）を記載すること。ただし、指定国際会計基準により連結財務諸表の作成を開始した連結会計年度（当該連結会計年度が複数あるときは、その直近のものをいう。）の直前連結会計年度において連結財務諸表規則第316条又は連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部を改正する内閣府令（平成14年内閣府令第11号）附則第3項の規定に基づき、米国預託証券の発行等に関して要請されている用語、様式及び作成方法（以下この様式において「米国基準」という。）により連結財務諸表を作成した提出会社が、指定国際会計基準により中間連結財務諸表の作成を開始した場合は、記載を要しない。

c 提出会社が中間連結会計期間において指定国際会計基準により中間連結財務諸表の作成を開始した場合（bの場合に限る。）には、最近連結会計年度及びその直前連結会計年度に係る要約連結財務諸表（最近連結会計年度の直前連結会計年度において連結財務諸表規則（第三編から第六編までを除く。）により連結財務諸表を作成した場合には連結財務諸表規則（第三編から第六編までを除く。）により作成すべき連結財務諸表について、また修正国際基準により連結財務諸表を作成した場合には修正国際基準により作成すべき連結財務諸表について、その表示科目を要約して作成した連結財務諸表をいう。）を第二号様式記載上の注意(6) a に準じて記載するとともに、連結財務諸表規則に従い、当該要約連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更に関する事項を記載すること。ただし、指定国際会計基準により連結財務諸表の作成を開始した連結会計年度（当該連結会計年度が複数あるときは、その直近のものをいう。）の直前連結会計年度において米国基準により連結財務諸表を作

株式引受権の金額及び四半期財務諸表等規則第51条において準用する財務諸表等規則第68条第1項の規定により掲記される新株予約権の金額を控除した額を当該四半期会計期間に係る総資産額で除した割合を、事業年度に係るものにあつては、事業年度に係る純資産額から財務諸表等規則第67条の2の規定により掲記される株式引受権の金額及び財務諸表等規則第68条第1項の規定により掲記される新株予約権の金額を控除した額を当該事業年度に係る総資産額で除した割合をいう。)

〔(p)～(r) 同左〕

(s) 現金及び現金同等物の四半期末残高又は期末残高

d 提出会社が四半期連結財務諸表を作成していない場合（当該提出会社が特定事業会社であつて、当四半期会計期間が第2四半期会計期間である場合を除く。）には、当四半期会計期間及び前年同四半期会計期間に係る1株当たり四半期純利益金額又は四半期純損失金額（四半期財務諸表等規則第70条第1項の規定により注記しなければならない1株当たり四半期純利益金額又は四半期純損失金額又はこれらの金額に準じて算出したもの）を記載すること。ただし、cにおいて記載した場合はこの限りでない。

e 提出会社が特定事業会社であつて、当四半期連結会計期間が第2四半期連結会計期間（中間連結財務諸表を作成していない場合は、第2四半期会計期間）である場合には、第五号様式記載上の注意(5)に準じて記載すること。

(6) [同左]

a 当四半期連結結果計期間において、提出会社及び関係会社において営まれている事業の内容について、重要な変更があつた場合には、その内容を記載すること。

なお、セグメント情報（指定国際会計基準又は修正国際基準により四半期連結財務諸表を作成した場合は、これに相当する情報。以下この様式において同じ。）の区分ごとに、当該事業に携わっている主要な関係会社に異動があつた場合には、その内容を記載すること。

b (18h)の規定により第1四半期連結会計期間に係る四半期報告書に指定国際会計基準により作成を開始した最近連結会計年度に係る連結財務諸表を記載する場合には、当該連結財務諸表における主要な項目と連結財務諸表規則（第七章及び第八章を除く。）により作成した場合の最近連結会計年度及びその直前連結会計年度に係る連結財務諸表におけるこれらに相当する項目との差異に関する事項（当該差異の概算額等。dにおいて同じ。）を記載すること。ただし、指定国際会計基準により連結財務諸表の作成を開始した連結会計年度（当該連結会計年度が複数あるときは、その直近のものをいう。）の直前連結会計年度において連結財務諸表規則第95条又は連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部を改正する内閣府令（平成14年内閣府令第11号）附則第3項の規定に基づき、米国預託証券の発行等に関して要請されている用語、様式及び作成方法（以下この様式において「米国基準」という。）により連結財務諸表を作成した提出会社が、指定国際会計基準により四半期連結財務諸表の作成を開始した場合は、記載を要しない。

c 提出会社が第1四半期連結会計期間において指定国際会計基準により四半期連結財務諸表の作成を開始した場合（bの場合に限る。）には、最近連結会計年度及びその直前連結会計年度に係る要約連結財務諸表（最近連結会計年度の直前連結会計年度において連結財務諸表規則（第七章及び第八章を除く。）により連結財務諸表を作成した場合には連結財務諸表規則（第七章及び第八章を除く。）により作成すべき連結財務諸表について、また修正国際基準により連結財務諸表を作成した場合には修正国際基準により作成すべき連結財務諸表について、その表示科目を要約して作成した連結財務諸表をいう。）を第二号様式記載上の注意(6) a に準じて記載するとともに、連結財務諸表規則に従い、当該要約連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更に関する事項を記載すること。ただし、指定国際会計基準により連結財務諸表の作成を開始した連結会計年度（当該連結会計年度が複数あるときは、その直近のものをいう。）の直前連結会計年度において米国基準により連結財務諸表を作

成した提出会社が、指定国際会計基準により中間連結財務諸表を作成した場合は、記載を要しない。

d (18) i の規定により半期報告書に修正国際基準により作成を開始した最近連結会計年度に係る連結財務諸表を記載する場合には、当該連結財務諸表における主要な項目と最近事業年度に係る有価証券報告書に記載した最近連結会計年度及びその直前連結会計年度に係る連結財務諸表におけるこれらに相当する項目との差異に関する事項を記載すること。ただし、修正国際基準により連結財務諸表の作成を開始した連結会計年度（当該連結会計年度が複数あるときは、その直近のものをいう。）の直前連結会計年度において米国基準により連結財務諸表を作成した提出会社が、修正国際基準により中間連結財務諸表の作成を開始した場合は、記載を要しない。

e 提出会社が中間連結会計期間において修正国際基準により中間連結財務諸表の作成を開始した場合（d の場合に限る。）には、最近連結会計年度及びその直前連結会計年度に係る要約連結財務諸表（最近連結会計年度の直前連結会計年度において連結財務諸表規則（第三編から第六編までを除く。）により連結財務諸表を作成した場合には連結財務諸表規則（第三編から第六編までを除く。）により作成すべき連結財務諸表について、指定国際会計基準により連結財務諸表を作成した場合には指定国際会計基準により作成すべき連結財務諸表について、また米国基準により連結財務諸表を作成した場合には米国基準により作成すべき連結財務諸表について、その表示科目を要約して作成した連結財務諸表をいう。以下 e において同じ。）を第二号様式記載上の注意③ a に準じて記載するとともに、連結財務諸表規則に従い、当該要約連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更に関する事項を記載すること。

#### (7) 事業等のリスク

a 当中間連結会計期間において、半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が連結会社（中間連結財務諸表を作成していない場合にあつては、提出会社。以下 a 及び(8)において同じ。）の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（指定国際会計基準又は修正国際基準により中間連結財務諸表を作成した場合は、これに相当するもの。以下この様式において同じ。以下(7)及び(8)において「経営成績等」という。）の状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスク（連結会社の経営成績等の異常な変動、特定の取引先・製品・技術等への依存、特有の法的規制・取引慣行・経営方針、重要な訴訟事件等の発生、役員・大株主・関係会社等に関する重要事項等、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項をいう。）が発生した場合又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」について重要な変更があった場合には、その旨及びその具体的な内容を分かりやすく、かつ、簡潔に記載すること。

b [略]

[削る。]

#### (8) 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析

半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関して投資者が適正な判断を行うことができるよう、経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容（次に掲げる事項のほか、例えば、経営成績に重要な影響を与える要因についての分析、資本の財源及び資金の流動性に係る情報）を具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。

a 当中間連結会計期間における事業全体及びセグメント情報に記載された区分ごとの経営成績の状況並びにキャッシュ・フローの状況についての前年同中間連結会計期間との比較・分析。なお、連結会社が経営方針・経営戦略等を定めている場合で、経営者において、当該経営方針・経営戦略等との比

成した提出会社が、指定国際会計基準により四半期連結財務諸表を作成した場合は、記載を要しない。

d (18) i の規定により第 1 四半期連結会計期間に係る四半期報告書に修正国際基準により作成を開始した最近連結会計年度に係る連結財務諸表を記載する場合には、当該連結財務諸表における主要な項目と最近事業年度に係る有価証券報告書に記載した最近連結会計年度及びその直前連結会計年度に係る連結財務諸表におけるこれらに相当する項目との差異に関する事項を記載すること。ただし、修正国際基準により連結財務諸表の作成を開始した連結会計年度（当該連結会計年度が複数あるときは、その直近のものをいう。）の直前連結会計年度において米国基準により連結財務諸表を作成した提出会社が、修正国際基準により四半期連結財務諸表の作成を開始した場合は、記載を要しない。

e 提出会社が第 1 四半期連結会計期間において修正国際基準により四半期連結財務諸表の作成を開始した場合（d の場合に限る。）には、最近連結会計年度及びその直前連結会計年度に係る要約連結財務諸表（最近連結会計年度の直前連結会計年度において連結財務諸表規則（第七章及び第八章を除く。）により連結財務諸表を作成した場合には連結財務諸表規則（第七章及び第八章を除く。）により作成すべき連結財務諸表について、指定国際会計基準により連結財務諸表を作成した場合には指定国際会計基準により作成すべき連結財務諸表について、また米国基準により連結財務諸表を作成した場合には米国基準により作成すべき連結財務諸表について、その表示科目を要約して作成した連結財務諸表をいう。以下 e において同じ。）を第二号様式記載上の注意③ a に準じて記載するとともに、連結財務諸表規則に従い、当該要約連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更に関する事項を記載すること。

#### (7) [同左]

a 当四半期連結結果計期間（四半期連結財務諸表を作成していない場合には当四半期累計期間。(8) a 及び(18) f において同じ。）において、四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が連結会社（四半期連結財務諸表を作成していない場合には提出会社。以下 a 及び(8) a において同じ。）の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（指定国際会計基準又は修正国際基準により四半期連結財務諸表を作成した場合は、これに相当するもの。以下この様式において同じ。以下(7)及び(8)において「経営成績等」という。）の状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスク（連結会社の経営成績等の異常な変動、特定の取引先・製品・技術等への依存、特有の法的規制・取引慣行・経営方針、重要な訴訟事件等の発生、役員・大株主・関係会社等に関する重要事項等、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項をいう。）が発生した場合又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」について重要な変更があった場合には、その旨及びその具体的な内容を分かりやすく、かつ、簡潔に記載すること。

b [同左]

c 将来に関する事項を記載する場合には、当該事項は当四半期連結会計期間（四半期連結財務諸表を作成していない場合には当四半期会計期間。(8) b、(9)及び(18) g において同じ。）の末日現在において判断したものである旨を記載すること。

#### (8) [同左]

a 四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関して投資者が適正な判断を行うことができるよう、経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容（次に掲げる事項のほか、例えば、経営成績に重要な影響を与える要因についての分析、資本の財源及び資金の流動性に係る情報）を具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。ただし、当四半期連結会計期間が、(28)の規定により「第 4 経理の状況」において四半期連結キャッシュ・フロー計算書を掲げた四半期連結会計期間以外の四半期連結会計期間（四半期連結財務諸表を作成していない場合は、(28)の規定により「第 4 経理の状況」において四半期キャッシュ・フロー計算書を掲げた四半期会計期間以外の四半期会計期

較が、前年同中間連結会計期間との比較よりも投資者の理解を深めると判断したときは、前年同中間連結会計期間との比較・分析に代えて、当該経営方針・経営戦略等と比較・分析して記載することができる。

- b 当中間連結会計期間において、前事業年度の有価証券報告書に記載した「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」中の会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定の記載（第二号様式記載上の注意(3) a (g)に掲げる事項の記載をいう。）について重要な変更があった場合には、その旨及びその内容
- c 当中間連結会計期間において、連結会社が経営方針・経営戦略等又は経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等を定めている場合における当該経営方針・経営戦略等又は当該指標等について、既に提出した有価証券報告書に記載された内容に比して重要な変更があった場合又は新たに経営方針・経営戦略等若しくは経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等を定めた場合には、その内容及び理由
- d 当中間連結会計期間において、連結会社が優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題について重要な変更があった場合又は新たに事業上及び財務上の対処すべき課題が生じた場合におけるその内容及び対処方針等
- e 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（以下e及び(12)aにおいて「基本方針」という。）を定めている場合であって、当中間連結会計期間に当該基本方針に重要な変更があったときはその内容。また、当中間連結会計期間において、新たに基本方針を定めた場合には、会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第118条第3号に掲げる事項
- f 当中間連結会計期間における研究開発活動の金額及び研究開発活動の状況（例えば、研究の目的、主要課題、研究成果、研究体制等）に重要な変更があった場合には、セグメント情報に関連付けた内容
- g 当中間連結会計期間において、連結会社又は提出会社の従業員数（就業人員数をいう。以下この様式において同じ。）に著しい増加又は減少があった場合には、セグメント情報に関連付けた事情及びその内容
- h 当中間連結会計期間において、生産、受注及び販売の実績について著しい変動があった場合には、その内容
- i 当中間連結会計期間において、主要な設備（連結会社以外の者から賃借しているものを含む。）に関し、新設、休止、大規模改修、除却若しくは売却等による著しい変動があった場合又は最近連結会計年度末において計画中であった新設、休止、大規模改修、除却若しくは売却等について著しい変更があった場合には、その内容

(9) 経営上の重要な契約等

- a 当中間連結会計期間において、事業の全部若しくは主要な部分の賃貸借又は経営の委任、他人と事業上の損益全部を共通にする契約、技術援助契約その他の経営上の重要な契約を締結した場合又はこれらの契約に重要な変更若しくは解約があった場合には、その内容を記載すること。
- b 当中間連結会計期間において、吸収合併又は新設合併が行われることが、業務執行を決定する機関

間)である場合には、キャッシュ・フローの状況に関する分析・検討内容の記載を要しない。

- (a) 当四半期連結累計期間における事業全体及びセグメント情報に記載された区分ごとの経営成績の状況並びにキャッシュ・フローの状況についての前年同四半期連結累計期間との比較・分析。なお、連結会社が経営方針・経営戦略等を定めている場合で、経営者において、当該経営方針・経営戦略等との比較が、前年同四半期連結累計期間との比較よりも投資者の理解を深めると判断したときは、前年同四半期連結累計期間との比較・分析に代えて、当該経営方針・経営戦略等と比較・分析して記載することができる。

また、当四半期連結累計期間において、前事業年度の有価証券報告書に記載した「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」中の会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定の記載（第二号様式記載上の注意(3) a (g)における記載をいう。）について重要な変更があった場合には、その旨及びその具体的な内容を分かりやすく、かつ、簡潔に記載すること。

- (b) 当四半期連結累計期間において、連結会社が経営方針・経営戦略等又は経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等を定めている場合における当該経営方針・経営戦略等又は当該指標等について、既に提出した有価証券報告書に記載された内容に比して重要な変更があったとき又は新たに経営方針・経営戦略等又は経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等を定めた場合には、その内容及び理由。
- (c) 当四半期連結累計期間において、連結会社が優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題について重要な変更があった場合又は新たに事業上及び財務上の対処すべき課題が生じた場合におけるその内容、対処方針等。

財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（以下(c)及び(12)aにおいて「基本方針」という。）を定めている会社において、当四半期連結累計期間に当該基本方針に重要な変更があった場合にはその内容。また、当四半期連結累計期間において、新たに基本方針を定めた場合には、会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第118条第3号に掲げる事項。

- (d) 当四半期連結累計期間における研究開発活動の金額。加えて、研究開発活動の状況（例えば、研究の目的、主要課題、研究成果、研究体制等）に重要な変更があった場合には、セグメント情報に関連付けた内容。
- (e) 当四半期連結累計期間において、連結会社又は提出会社の従業員数（就業人員数をいう。以下この様式において同じ。）に著しい増加又は減少があった場合には、セグメント情報に関連付けて、その事情及び内容。
- (f) 当四半期連結累計期間において、生産、受注及び販売の実績について著しい変動があった場合には、その内容。
- (g) 当四半期連結累計期間において、主要な設備（連結会社以外の者から賃借しているものを含む。）に関し、次に掲げる場合に該当するときは、それぞれ次に定める内容。
  - i 新設、休止、大規模改修、除却、売却等により著しい変動があった場合 その内容
  - ii 最近連結会計年度末において計画中であった新設、休止、大規模改修、除却、売却等について著しい変更があった場合 その内容
- b 将来に関する事項を記載する場合には、当該事項は当四半期連結会計期間の末日現在において判断したものである旨を記載すること。

(9) [同左]

- a 当四半期連結会計期間において、事業の全部若しくは主要な部分の賃貸借又は経営の委任、他人と事業上の損益全部を共通にする契約、技術援助契約その他の経営上の重要な契約を締結した場合又はこれらの契約に重要な変更若しくは解約があった場合には、その内容を記載すること。
- b 当四半期連結会計期間において、吸収合併又は新設合併が行われることが、業務執行を決定する機

により決定された場合には、重要性の乏しいものを除き、吸収合併又は新設合併の目的、条件、引継資産・負債の状況、吸収合併消滅会社となる会社又は新設合併消滅会社となる会社の株式1株又は持分に割り当てられる吸収合併存続会社となる会社又は新設合併設立会社となる会社の株式の数その他の財産（吸収合併存続会社となる会社以外の会社の株式等が割り当てられる場合を含む。）及びその算定根拠並びに当該吸収合併又は新設合併の後の吸収合併存続会社となる会社（吸収合併消滅会社となる会社の株式1株又は持分に割り当てられる財産が吸収合併存続会社となる会社が発行する有価証券以外の有価証券である場合には、当該有価証券の発行者を含む。）又は新設合併設立会社となる会社の資本金・事業の内容等について記載すること。

- c 当中間連結会計期間において、重要な事業の全部若しくは一部の譲渡又は重要な事業の全部若しくは一部の譲受けが行われることが、業務執行を決定する機関により決定された場合には、その概要について記載すること。
- d 当中間連結会計期間において、株式交換、株式移転又は株式交付が行われることが、業務執行を決定する機関により決定された場合には、重要性の乏しいものを除き、株式交換、株式移転又は株式交付の目的、条件、株式交換完全子会社となる会社、株式移転完全子会社となる会社又は株式交付子会社となる会社（以下dにおいて「株式交換完全子会社等」という。）の株式1株に割り当てられる株式交換完全親会社となる会社、株式移転設立完全親会社となる会社又は株式交付親会社となる会社（以下dにおいて「株式交換完全親会社等」という。）の株式の数その他の財産（株式交換完全親会社等となる会社以外の会社の株式等が割り当てられる場合を含む。）及びその算定根拠並びに当該株式交換、株式移転及び株式交付の後の株式交換完全親会社等となる会社（株式交換完全子会社等となる会社の株式1株又は持分に割り当てられる財産が株式交換完全親会社等となる会社が発行する有価証券以外の有価証券である場合には、当該有価証券の発行者を含む。）の資本金・事業の内容等について記載すること。
- e 当中間連結会計期間において、吸収分割又は新設分割が行われることが、業務執行を決定する機関により決定された場合には、重要性の乏しいものを除き、吸収分割又は新設分割の目的、条件、承継する資産・負債又は承継させる資産・負債の状況、吸収分割会社となる会社又は新設分割会社となる会社に割り当てられる吸収分割承継会社となる会社又は新設分割設立会社となる会社の株式の数その他の財産（吸収分割承継会社となる会社以外の会社の株式等が割り当てられる場合を含む。）及びその算定根拠並びに当該吸収分割又は新設分割の後の吸収分割承継会社となる会社（吸収分割会社に割り当てられる財産が吸収分割承継会社となる会社が発行する有価証券以外の有価証券である場合には、当該有価証券の発行者を含む。）又は新設分割設立会社となる会社の資本金・事業の内容等について記載すること。

(10) 株式の総数等

- a 「発行可能株式総数」の欄には、当中間会計期間の末日現在の定款に定められた発行可能株式総数又は発行可能種類株式総数を記載すること。  
会社が種類株式発行会社であるときは、株式の種類ごとの発行可能種類株式総数を記載し、「計」の欄には、発行可能株式総数を記載すること。  
なお、当中間会計期間の末日後半期報告書の提出日までの間に定款に定められた会社が発行する株式の総数に増減があった場合には、その旨、その決議があった日、株式数が増減した日、増減株式数及び増減後の株式の総数を欄外に記載すること。
- b 「発行済株式」には、発行済株式の種類ごとに「種類」、「中間会計期間末現在発行数」、「提出日現在発行数」、「上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名」及び「内容」を記載すること。

[c～f 略]

により決定された場合には、重要性の乏しいものを除き、吸収合併又は新設合併の目的、条件、引継資産・負債の状況、吸収合併消滅会社となる会社又は新設合併消滅会社となる会社の株式1株又は持分に割り当てられる吸収合併存続会社となる会社又は新設合併設立会社となる会社の株式の数その他の財産（吸収合併存続会社となる会社以外の会社の株式等が割り当てられる場合を含む。）及びその算定根拠並びに当該吸収合併又は新設合併の後の吸収合併存続会社となる会社（吸収合併消滅会社となる会社の株式1株又は持分に割り当てられる財産が吸収合併存続会社となる会社が発行する有価証券以外の有価証券である場合には、当該有価証券の発行者を含む。）又は新設合併設立会社となる会社の資本金・事業の内容等について記載すること。

- c 当四半期連結会計期間において、重要な事業の全部若しくは一部の譲渡又は重要な事業の全部若しくは一部の譲受けが行われることが、業務執行を決定する機関により決定された場合には、その概要について記載すること。
- d 当四半期連結会計期間において、株式交換、株式移転又は株式交付が行われることが、業務執行を決定する機関により決定された場合には、重要性の乏しいものを除き、株式交換、株式移転又は株式交付の目的、条件、株式交換完全子会社となる会社、株式移転完全子会社となる会社又は株式交付子会社となる会社（以下dにおいて「株式交換完全子会社等」という。）の株式1株に割り当てられる株式交換完全親会社となる会社、株式移転設立完全親会社となる会社又は株式交付親会社となる会社（以下dにおいて「株式交換完全親会社等」という。）の株式の数その他の財産（株式交換完全親会社等となる会社以外の会社の株式等が割り当てられる場合を含む。）及びその算定根拠並びに当該株式交換、株式移転及び株式交付の後の株式交換完全親会社等となる会社（株式交換完全子会社等となる会社の株式1株又は持分に割り当てられる財産が株式交換完全親会社等となる会社が発行する有価証券以外の有価証券である場合には、当該有価証券の発行者を含む。）の資本金・事業の内容等について記載すること。
- e 当四半期連結会計期間において、吸収分割又は新設分割が行われることが、業務執行を決定する機関により決定された場合には、重要性の乏しいものを除き、吸収分割又は新設分割の目的、条件、承継する資産・負債又は承継させる資産・負債の状況、吸収分割会社となる会社又は新設分割会社となる会社に割り当てられる吸収分割承継会社となる会社又は新設分割設立会社となる会社の株式の数その他の財産（吸収分割承継会社となる会社以外の会社の株式等が割り当てられる場合を含む。）及びその算定根拠並びに当該吸収分割又は新設分割の後の吸収分割承継会社となる会社（吸収分割会社に割り当てられる財産が吸収分割承継会社となる会社が発行する有価証券以外の有価証券である場合には、当該有価証券の発行者を含む。）又は新設分割設立会社となる会社の資本金・事業の内容等について記載すること。

(10) [同左]

- a 「発行可能株式総数」の欄には、当四半期会計期間の末日現在の定款に定められた発行可能株式総数又は発行可能種類株式総数を記載すること。  
会社が種類株式発行会社であるときは、株式の種類ごとの発行可能種類株式総数を記載し、「計」の欄には、発行可能株式総数を記載すること。  
なお、当四半期会計期間の末日後四半期報告書の提出日までの間に定款に定められた会社が発行する株式の総数に増減があった場合には、その旨、その決議があった日、株式数が増減した日、増減株式数及び増減後の株式の総数を欄外に記載すること。
- b 「発行済株式」には、発行済株式の種類ごとに「種類」、「第 四半期会計期間末現在発行数」、「提出日現在発行数」、「上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名」及び「内容」を記載すること。

[c～f 同左]



g 「発行数」の欄には、当中間会計期間の末日現在及び提出日現在の発行数を記載すること。

なお、新株予約権又は新株予約権付社債を発行している場合（商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成13年法律第129号）第19条第2項の規定により新株予約権付社債とみなされる転換社債若しくは新株引受権付社債又は同条第3項の規定により新株予約権証券とみなされる新株引受権証券（以下g及びhにおいて「旧転換社債等」という。）を発行している場合を含む。）の「提出日現在」の欄に記載すべき発行数については、当該新株予約権の行使（旧転換社債等の権利行使を含む。）によるものに限り、半期報告書の提出日の属する月の前月末のものについて記載することができる。ただし、その旨を欄外に記載すること。

[h～j 略]

(11) ストックオプション制度の内容

当中間会計期間において、取締役、使用人等に対して新株予約権証券を発行した場合には、第二号様式記載上の注意(39) a、b本文前段及びdに準じて記載すること。この場合において、第二号様式記載上の注意(39) b本文前段中「最近事業年度の末日」とあるのは「当該発行時」と読み替えるものとする。

(12) その他の新株予約権等の状況

a 当中間会計期間において、「第一部 企業情報」の「第2 事業の状況」の「2 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」において記載を要する基本方針に照らして不適切な者によって当該会社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（いわゆる買収防衛策）の一環として、新株予約権を発行した場合には、第二号様式記載上の注意(40)（aただし書を除く。）に準じて記載すること。この場合において、第二号様式記載上の注意(40) a本文中「最近事業年度の末日及び届出書提出日の属する月の前月末現在」とあるのは「当該発行時」と、(40) b中「(39) c及びd」とあるのは「(39) d」と読み替えるものとする。

b 当中間会計期間において、(11)及びaの規定により記載を要する新株予約権以外の新株予約権又は新株予約権付社債を発行した場合には、第二号様式記載上の注意(40)（aただし書及びcを除く。）に準じて記載すること。この場合において、第二号様式記載上の注意(40) a本文中「最近事業年度の末日及び届出書提出日の属する月の前月末現在」とあるのは「当該発行時」と読み替えるものとする。

(13) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等

a 当中間会計期間において、行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る新株予約権が行使された場合に記載すること。なお、複数の行使価額修正条項付新株予約権付社債券等について行使が行われた場合には、種類ごとに区分して記載すること。

b [略]

(14) 発行済株式総数、資本金等の推移

a 当中間会計期間における発行済株式総数、資本金及び資本準備金の増減について記載すること。

b 新株の発行による発行済株式総数、資本金及び資本準備金の増加については、新株の発行形態（有償・無償の別、株主割当・第三者割当等の別、株主割当の場合には割当比率等）、発行価格及び資本組入額を欄外に記載すること。

合併については、合併の相手先名及び合併比率を欄外に記載すること。

新株予約権の行使（旧転換社債等の権利行使を含む。）による発行済株式総数、資本金及び資本準備金の増加については、当中間会計期間中の合計額を記載し、その旨を欄外に記載すること。

準備金若しくは再評価積立金その他の法律で定める準備金を資本金に組入れた場合又は剰余金の処分による資本組入れを行った場合における資本金の増加については、その内容を欄外に記載すること。

発行済株式総数、資本金及び資本準備金の減少については、その理由及び減資割合等を欄外に記載すること。

g 「発行数」の欄には、当四半期会計期間の末日現在及び提出日現在の発行数を記載すること。

なお、新株予約権又は新株予約権付社債を発行している場合（商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成13年法律第129号）第19条第2項の規定により新株予約権付社債とみなされる転換社債若しくは新株引受権付社債又は同条第3項の規定により新株予約権証券とみなされる新株引受権証券（以下g及びhにおいて「旧転換社債等」という。）を発行している場合を含む。）の「提出日現在」の欄に記載すべき発行数については、当該新株予約権の行使（旧転換社債等の権利行使を含む。）によるものに限り、四半期報告書の提出日の属する月の前月末のものについて記載することができる。ただし、その旨を欄外に記載すること。

[h～j 同左]

(11) [同左]

当四半期会計期間において、取締役、使用人等に対して新株予約権証券を発行した場合には、第二号様式記載上の注意(39) a、b本文前段及びdに準じて記載すること。この場合において、第二号様式記載上の注意(39) b本文前段中「最近事業年度の末日」とあるのは「当該発行時」と読み替えるものとする。

(12) [同左]

a 当四半期会計期間において、「第一部 企業情報」の「第2 事業の状況」の「2 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」において記載を要する基本方針に照らして不適切な者によって当該会社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（いわゆる買収防衛策）の一環として、新株予約権を発行した場合には、第二号様式記載上の注意(40)（aただし書を除く。）に準じて記載すること。この場合において、第二号様式記載上の注意(40) a本文中「最近事業年度の末日及び届出書提出日の属する月の前月末現在」とあるのは「当該発行時」と、(40) b中「(39) c及びd」とあるのは「(39) d」と読み替えるものとする。

b 当四半期会計期間において、(11)及びaの規定により記載を要する新株予約権以外の新株予約権又は新株予約権付社債を発行した場合には、第二号様式記載上の注意(40)（aただし書及びcを除く。）に準じて記載すること。この場合において、第二号様式記載上の注意(40) a本文中「最近事業年度の末日及び届出書提出日の属する月の前月末現在」とあるのは「当該発行時」と読み替えるものとする。

(13) [同左]

a 当四半期会計期間において、行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る新株予約権が行使された場合に記載すること。なお、複数の行使価額修正条項付新株予約権付社債券等について行使が行われた場合には、種類ごとに区分して記載すること。

b [同左]

(14) [同左]

a 当四半期会計期間における発行済株式総数、資本金及び資本準備金の増減について記載すること。

b 新株の発行による発行済株式総数、資本金及び資本準備金の増加については、新株の発行形態（有償・無償の別、株主割当・第三者割当等の別、株主割当の場合には割当比率等）、発行価格及び資本組入額を欄外に記載すること。

合併については、合併の相手先名及び合併比率を欄外に記載すること。

新株予約権の行使（旧転換社債等の権利行使を含む。）による発行済株式総数、資本金及び資本準備金の増加については、当四半期会計期間中の合計額を記載し、その旨を欄外に記載すること。

準備金若しくは再評価積立金その他の法律で定める準備金を資本金に組入れた場合又は剰余金の処分による資本組入れを行った場合における資本金の増加については、その内容を欄外に記載すること。

発行済株式総数、資本金及び資本準備金の減少については、その理由及び減資割合等を欄外に記載すること。

c 当中間会計期間において、有価証券届出書、発行登録追補書類又は臨時報告書（第19条第2項第1号又は第2号の規定により提出する場合に限る。）に記載すべき手取金の総額並びにその用途の区分ごとの内容、金額及び支出予定時期に重要な変更が生じた場合には、その内容を欄外に記載すること。

d [略]

(15) 大株主の状況

a 当中間会計期間の末日現在の「大株主の状況」について記載すること。

[b～d 略]

(16) 議決権の状況

a 当中間会計期間の末日現在の「議決権の状況」について記載すること。

なお、各欄に記載すべき株式について、二以上の種類の株式を発行している場合は、株式の種類ごとの数が分かるように記載すること。

[b～h 略]

(17) 役員 の状況

a 前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当中間会計期間において役員に異動があった場合に記載すること。

[b～f 略]

(18) 経理の状況

a 中間連結財務諸表又は中間財務諸表を連結財務諸表規則又は財務諸表等規則に定めるところにより作成している場合には、その旨及び第1種中間連結財務諸表若しくは第2種中間連結財務諸表の別又は第1種中間財務諸表若しくは第2種中間財務諸表の別を記載すること。また、財務諸表等規則別記に掲げる事業を営む会社が、特別の法令若しくは準則の定めるところにより又はこれらに準じて中間連結財務諸表又は中間財務諸表を作成している場合も、同様とする。

b 指定国際会計基準又は修正国際基準により中間連結財務諸表を作成した場合には、その旨を記載すること。

c 中間連結財務諸表を作成していない場合には、その旨及びその理由を記載すること。

d 提出会社が中間連結財務諸表を作成していない場合であって、財務諸表等規則第326条第2項の規定により指定国際会計基準により中間財務諸表を作成したときは、その旨を記載すること。

e 提出会社が特定事業会社であって、(30)の規定により中間連結財務諸表及び中間財務諸表（以下18において「中間連結財務諸表等」という。）を作成している場合には、その旨を記載すること。

また、連結財務諸表規則第312条若しくは財務諸表等規則第326条第2項の規定により中間連結財務諸表等を指定国際会計基準により作成した場合又は連結財務諸表規則第314条の規定により中間連結財務諸表を修正国際基準により作成した場合には、その旨を併せて記載すること。

f 提出会社が法の規定により提出する中間連結財務諸表又は中間財務諸表（eの規定により中間連結財務諸表等を作成している場合にあっては、中間連結財務諸表等）の適正性を確保するための特段の取組みを行っている場合には、その旨及びその取組みの具体的な内容を記載すること。ただし、前事業年度の有価証券報告書又は当中間連結会計期間に提出した有価証券届出書に記載された連結財務諸表及び財務諸表の適正性を確保するための特段の取組みに重要な変更がない場合には、記載を要しない。

g 中間連結財務諸表若しくは中間財務諸表又は中間連結財務諸表等について公認会計士又は監査法人

c 当四半期会計期間において、有価証券届出書、発行登録追補書類又は臨時報告書（第19条第2項第1号又は第2号の規定により提出する場合に限る。）に記載すべき手取金の総額並びにその用途の区分ごとの内容、金額及び支出予定時期に重要な変更が生じた場合には、その内容を欄外に記載すること。

d [同左]

(15) [同左]

a 当四半期会計期間が第2四半期会計期間である場合について、当四半期会計期間の末日現在の「大株主の状況」について記載すること。

[b～d 同左]

(16) [同左]

a 当四半期会計期間の末日現在の「議決権の状況」について記載すること。

なお、各欄に記載すべき株式について、二以上の種類の株式を発行している場合は、株式の種類ごとの数が分かるように記載すること。

[b～h 同左]

(17) [同左]

a 前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期累計期間において役員に異動があった場合に記載すること。

[b～f 同左]

(18) [同左]

a 財務諸表等規則別記に掲げる事業を営む会社が、特別の法令若しくは準則の定めるところにより又はこれに準じて四半期連結財務諸表又は四半期財務諸表（fにおいて「四半期連結財務諸表等」という。）を作成している場合には、その旨を記載すること。

b 指定国際会計基準により四半期連結財務諸表を作成した場合には、その旨を記載すること。

また、修正国際基準により四半期連結財務諸表を作成した場合には、その旨を記載すること。

c 四半期連結財務諸表を作成していない場合には、その旨及び作成していない理由を記載すること。

d 提出会社が四半期連結財務諸表を作成していない場合であって、四半期財務諸表等規則第83条第2項の規定により指定国際会計基準により四半期財務諸表を作成したときには、その旨を記載すること。

e 提出会社が特定事業会社であって、(30)の規定により中間連結財務諸表及び中間財務諸表（以下18において「中間連結財務諸表等」という。）を作成している場合には、その旨を記載すること。

また、中間連結財務諸表規則第87条及び中間財務諸表等規則第74条第2項の規定により中間連結財務諸表等を指定国際会計基準により作成した場合には、併せて、その旨を記載すること。

また、中間連結財務諸表規則第88条の規定により中間連結財務諸表を修正国際基準により作成した場合には、併せて、その旨を記載すること。

f 提出会社が法の規定により提出する四半期連結財務諸表等（eの規定により中間連結財務諸表等を作成している場合には、中間連結財務諸表等）の適正性を確保するための特段の取組みを行っている場合には、その旨及びその取組みの具体的な内容を記載すること。ただし、前事業年度の有価証券報告書又は当四半期連結累計期間に提出した有価証券届出書に記載された連結財務諸表及び財務諸表の適正性を確保するための特段の取組みに重要な変更がない場合には、記載を要しない。

g 四半期連結財務諸表等又は中間連結財務諸表等について公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合には、その旨及び公認会計士の氏名又は監査法人の名称を記載すること。

の監査証明を受けている場合には、その旨及び公認会計士の氏名又は監査法人の名称を記載すること

。なお、当中間連結会計期間において、公認会計士又は監査法人が交代した場合には、その旨を記載すること。

h 連結財務諸表規則第1条の2に規定する指定国際会計基準特定会社が連結財務諸表規則（第三編から第六編までを除く。）、修正国際基準又は米国基準により作成した最近連結会計年度及びその直前連結会計年度に係る連結財務諸表を記載した最近事業年度に係る有価証券報告書を法第24条第1項の規定により提出しており、当該有価証券報告書の提出後半期報告書を提出するまでの間において、最近連結会計年度に係る連結財務諸表を指定国際会計基準により作成した場合には、当該半期報告書において(19)から(24)までの規定により記載した中間連結財務諸表の下に「国際会計基準による前連結会計年度に係る連結財務諸表」の項を設け、当該連結財務諸表を記載することができる。

i 連結財務諸表規則第1条の3に規定する修正国際基準特定会社が連結財務諸表規則（第三編から第六編までを除く。）、指定国際会計基準又は米国基準により作成した最近連結会計年度及びその直前連結会計年度に係る連結財務諸表を記載した最近事業年度に係る有価証券報告書を法第24条第1項の規定により提出しており、当該有価証券報告書の提出後半期報告書を提出するまでの間において、最近連結会計年度に係る連結財務諸表を修正国際基準により作成した場合には、当該半期報告書において(19)から(24)までの規定により記載した中間連結財務諸表の下に「修正国際基準による前連結会計年度に係る連結財務諸表」の項を設け、当該連結財務諸表を記載することができる。

#### (19) 中間連結財務諸表

a 中間連結貸借対照表（指定国際会計基準又は修正国際基準により中間連結財務諸表を作成した場合は、中間連結貸借対照表に相当するもの。以下この様式において同じ。）については、当中間連結会計期間に係るものを記載すること。

b 中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書又は中間連結損益及び包括利益計算書（指定国際会計基準又は修正国際基準により中間連結財務諸表を作成した場合は、中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書又は中間連結損益及び包括利益計算書に相当するもの。以下この様式において同じ。）については、連結財務諸表規則に定めるところにより作成した中間連結会計期間に係るものを記載すること。

[削る。]

c 指定国際会計基準又は修正国際基準により中間連結財務諸表を作成した場合における持分変動計算書については、当中間連結会計期間に係る持分変動計算書と前年同中間連結会計期間に係る持分変動計算書を記載すること。

d 中間連結キャッシュ・フロー計算書（指定国際会計基準又は修正国際基準により中間連結財務諸表を作成した場合は、中間連結キャッシュ・フロー計算書に相当するもの。以下この様式において同じ。）については、連結財務諸表規則に定めるところにより作成した中間連結会計期間に係るものを記載すること。

。なお、当四半期連結会計期間において、公認会計士又は監査法人が交代した場合には、その旨を記載すること。

h 連結財務諸表規則第1条の2に規定する指定国際会計基準特定会社が連結財務諸表規則（第七章及び第八章を除く。）、修正国際基準又は米国基準により作成した最近連結会計年度及びその直前連結会計年度に係る連結財務諸表を記載した最近事業年度に係る有価証券報告書を法第24条第1項の規定により提出しており、当該有価証券報告書の提出後第1四半期連結会計期間に係る四半期報告書を提出するまでの間において、最近連結会計年度に係る連結財務諸表を指定国際会計基準により作成した場合には、当該四半期報告書において(19)から(24)までの規定により記載した四半期連結財務諸表の下に「国際会計基準による前連結会計年度に係る連結財務諸表」の項を設け、当該連結財務諸表を記載することができる。

i 連結財務諸表規則第1条の3に規定する修正国際基準特定会社が連結財務諸表規則（第七章及び第八章を除く。）、指定国際会計基準又は米国基準により作成した最近連結会計年度及びその直前連結会計年度に係る連結財務諸表を記載した最近事業年度に係る有価証券報告書を法第24条第1項の規定により提出しており、当該有価証券報告書の提出後第1四半期連結会計期間に係る四半期報告書を提出するまでの間において、最近連結会計年度に係る連結財務諸表を修正国際基準により作成した場合には、当該四半期報告書において(19)から(24)までの規定により記載した四半期連結財務諸表の下に「修正国際基準による前連結会計年度に係る連結財務諸表」の項を設け、当該連結財務諸表を記載することができる。

#### (19) 四半期連結財務諸表

a 四半期連結貸借対照表（指定国際会計基準又は修正国際基準により四半期連結財務諸表を作成した場合は、四半期連結貸借対照表に相当するもの。以下この様式において同じ。）については、当四半期連結会計期間に係るものを記載すること。

b 四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書又は四半期連結損益及び包括利益計算書（指定国際会計基準又は修正国際基準により四半期連結財務諸表を作成した場合は、四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書又は四半期連結損益及び包括利益計算書に相当するもの。以下この様式において同じ。）については、四半期連結財務諸表規則に定めるところにより作成した四半期連結結果計期間に係るものを記載すること。

ただし、四半期連結財務諸表規則に定めるところにより作成した当四半期連結会計期間に係る四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書又は四半期連結損益及び包括利益計算書を記載することを妨げるものではない。

c 指定国際会計基準又は修正国際基準により四半期連結財務諸表を作成した場合における四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書又は四半期連結損益及び包括利益計算書については、四半期連結財務諸表規則に定めるところにより作成した四半期連結結果計期間に係るもの及び四半期連結会計期間に係るものを記載すること。

d 指定国際会計基準又は修正国際基準により四半期連結財務諸表を作成した場合における持分変動計算書については、当四半期連結結果計期間に係る持分変動計算書と前年同四半期連結結果計期間に係る持分変動計算書を記載すること。

e 四半期連結キャッシュ・フロー計算書（指定国際会計基準又は修正国際基準により四半期連結財務諸表を作成した場合は、四半期連結キャッシュ・フロー計算書に相当するもの。以下この様式において同じ。）については、当四半期連結会計期間が第2四半期連結会計期間である場合において、四半期連結財務諸表規則に定めるところにより作成した四半期連結結果計期間に係るものを記載すること。

[削る。]

e. 中間連結財務諸表の作成に当たっては、連結財務諸表規則に従い、適切な科目による適正な金額の計上を行うとともに、中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、記載すべき注記等を会社の実態に即して適正に記載すること。

f. 中間連結財務諸表に対する期中レビュー報告書は、中間連結財務諸表に添付すること。なお、中間連結財務諸表のうち、従前において法第5条第1項の規定により提出された有価証券届出書に含まれた中間連結財務諸表と同一の内容のものであって新たに監査証明を受けていないものについては、すでに提出された当該中間連結財務諸表に対する期中レビュー報告書によるものとする。

(20) 中間連結貸借対照表

当中間連結会計期間に係る中間連結貸借対照表を掲げること。

(21) 中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書又は中間連結損益及び包括利益計算書

当中間連結会計期間に係る中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書又は中間連結損益及び包括利益計算書を掲げること。この場合において、項目名については、「中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書」又は「中間連結損益及び包括利益計算書」と記載すること。

(22) 持分変動計算書

当中間連結会計期間に係る持分変動計算書と前年同中間連結会計期間に係る持分変動計算書を記載すること。

(23) 中間連結キャッシュ・フロー計算書

当中間連結会計期間に係る中間連結キャッシュ・フロー計算書を掲げること。

(24) その他

a 当中間連結会計期間終了後半期報告書提出日までに、資産・負債に著しい変動及び損益に重要な影響を与えた事実又は与えることが確実に予想される事実が生じた場合には、その概要を記載すること。  
ただし、この半期報告書の他の箇所を含めて記載したものについては、記載を要しない。

ただし、当四半期連結会計期間が第2四半期連結会計期間以外の四半期連結会計期間である場合においても、四半期連結財務諸表規則に定めるところにより作成した四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書を記載することを妨げるものではない。

f. 指定国際会計基準又は修正国際基準により四半期連結財務諸表を作成した場合における四半期連結キャッシュ・フロー計算書については、各四半期連結会計期間について、四半期連結財務諸表規則に定めるところにより作成した四半期連結累計期間に係るものを記載すること。

g. 四半期連結財務諸表の作成に当たっては、四半期連結財務諸表規則に従い、適切な科目による適正な金額の計上を行うとともに、四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、記載すべき注記等を会社の実態に即して適正に記載すること。

h. 四半期連結財務諸表に対する四半期レビュー報告書は、四半期連結財務諸表に添付すること。なお、四半期連結財務諸表のうち、従前において法第5条第1項の規定により提出された有価証券届出書に含まれた四半期連結財務諸表と同一の内容のものであって新たに監査証明を受けていないものについては、すでに提出された当該四半期連結財務諸表に対する四半期レビュー報告書によるものとする。

(20) 四半期連結貸借対照表

当四半期連結会計期間に係る四半期連結貸借対照表を掲げること。

(21) 四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書又は四半期連結損益及び包括利益計算書

a 当四半期連結累計期間に係る四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書又は四半期連結損益及び包括利益計算書を掲げること。なお、四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書を掲げる場合にあっては項目名として「四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書」と、四半期連結損益及び包括利益計算書を掲げる場合にあっては項目名として「四半期連結損益及び包括利益計算書」と記載すること。

b 当四半期連結会計期間（当四半期連結会計期間が第1四半期連結会計期間である場合又は提出会社が特定事業会社であって当四半期連結会計期間が第3四半期連結会計期間である場合を除く。）に係る四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書又は四半期連結損益及び包括利益計算書を記載する場合には、当四半期連結会計期間に係る四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書又は四半期連結損益及び包括利益計算書を掲げること。なお、四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書を掲げる場合にあっては項目名として「四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書」と、四半期連結損益及び包括利益計算書を掲げる場合にあっては項目名として「四半期連結損益及び包括利益計算書」と記載すること。

(22) [同左]

当四半期連結累計期間に係る持分変動計算書と前年同四半期連結累計期間に係る持分変動計算書を記載すること。

(23) 四半期連結キャッシュ・フロー計算書

当四半期連結会計期間が第2四半期連結会計期間である場合又は当四半期連結会計期間が第2四半期連結会計期間以外の四半期連結会計期間である場合であって、四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書を作成したときは、当四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書を掲げること。

(24) [同左]

a 当四半期連結会計期間終了後四半期報告書提出日までに、資産・負債に著しい変動及び損益に重要な影響を与えた事実又は与えることが確実に予想される事実が生じた場合には、その概要を記載すること。  
ただし、この四半期報告書の他の箇所を含めて記載したものについては、記載を要しない。

- b 当中間連結会計期間において、企業集団の営業その他に関し重要な訴訟事件等があったときは、その概要を記載すること。
- c 当中間連結会計期間及び当中間連結会計期間終了後半期報告書提出日までの間に、配当についての提出会社の取締役会の決議があったときは、その旨、決議年月日並びに当該配当による配当金の総額及び1株当たりの金額を注記すること。  
[削る。]

(25) 中間財務諸表

- a 半期報告書提出会社が、中間連結財務諸表を作成していない場合には、中間財務諸表を記載すること。
- b 中間貸借対照表については、財務諸表等規則に定めるところにより作成した当中間会計期間に係るものを記載すること。
- c 中間損益計算書については、財務諸表等規則に定めるところにより作成した当中間会計期間に係るものを記載すること。
- d 中間キャッシュ・フロー計算書については、財務諸表等規則に定めるところにより作成した当中間会計期間に係るものを記載すること。

- e 中間財務諸表の作成に当たっては、財務諸表等規則に従い、適切な科目による適正な金額の計上を行うとともに、中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項、記載すべき注記等を会社の実態に即して適正に記載すること。
- f 中間財務諸表に対する期中レビュー報告書は、中間財務諸表に添付すること。なお、中間財務諸表のうち、従前において法第5条第1項の規定により提出された有価証券届出書に含まれた中間財務諸表と同一の内容のものであって新たに監査証明を受けていないものについては、すでに提出された当該中間財務諸表に対する期中レビュー報告書によるものとする。
- g 指定国際会計基準により中間財務諸表を作成した場合（18dに該当する場合に限る。）には、aからfまで及び(26)から(28)までの規定により記載した中間財務諸表の下に「国際会計基準による中間財務諸表」の項を設け、当該指定国際会計基準により作成した中間財務諸表を記載することができる。なお、当該指定国際会計基準により作成した中間財務諸表は、aからfまで及び(26)から(28)までの規定により記載すること。

(26) 中間貸借対照表

当中間会計期間に係る中間貸借対照表を掲げること。

(27) 中間損益計算書

当中間会計期間に係る中間損益計算書を掲げること。

(28) 中間キャッシュ・フロー計算書

- b 当四半期連結会計期間において、企業集団の営業その他に関し重要な訴訟事件等があったときは、その概要を記載すること。
- c 当四半期連結会計期間及び当四半期連結会計期間終了後四半期報告書提出日までの間に配当について、提出会社の取締役会の決議があったときは、その旨、決議年月日並びに当該配当による配当金の総額及び1株当たりの金額を注記すること。
- d 提出会社が特定事業会社であって、当四半期連結会計期間が第3四半期連結会計期間である場合には、当四半期連結会計期間に係る損益の状況を四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書又は四半期連結損益及び包括利益計算書の形式により記載することができる。

(25) 四半期財務諸表

- a 四半期報告書提出会社が、四半期連結財務諸表を作成していない場合には、四半期財務諸表を記載すること。
- b 四半期貸借対照表については、四半期財務諸表等規則に定めるところにより作成した当四半期会計期間に係るものを記載すること。
- c 四半期損益計算書については、四半期財務諸表等規則に定めるところにより作成した四半期累計期間に係るものを記載すること。  
ただし、四半期財務諸表等規則に定めるところにより作成した当四半期会計期間に係る四半期損益計算書を記載することを妨げるものではない。
- d 四半期キャッシュ・フロー計算書については、当四半期会計期間が第2四半期会計期間である場合において、四半期財務諸表等規則に定めるところにより作成した当四半期累計期間に係るものを記載すること。  
ただし、当四半期会計期間が第2四半期会計期間以外の四半期会計期間である場合においても、四半期財務諸表等規則に定めるところにより作成した四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書を記載することを妨げるものではない。

- e 四半期財務諸表の作成に当たっては、四半期財務諸表等規則に従い、適切な科目による適正な金額の計上を行うとともに、四半期財務諸表作成のための基本となる重要な事項、記載すべき注記等を会社の実態に即して適正に記載すること。
- f 四半期財務諸表に対する四半期レビュー報告書は、四半期財務諸表に添付すること。なお、四半期財務諸表のうち、従前において法第5条第1項の規定により提出された有価証券届出書に含まれた四半期財務諸表と同一の内容のものであって新たに監査証明を受けていないものについては、すでに提出された当該四半期財務諸表に対する四半期レビュー報告書によるものとする。
- g 指定国際会計基準により四半期財務諸表を作成した場合（18dに該当する場合に限る。）には、aからfまで及び(26)から(28)までの規定により記載した四半期財務諸表の下に「国際会計基準による四半期財務諸表」の項を設け、当該指定国際会計基準により作成した四半期財務諸表を記載することができる。なお、当該指定国際会計基準により作成した四半期財務諸表は、aからfまで及び(26)から(28)までの規定により記載すること。

(26) 四半期貸借対照表

当四半期会計期間に係る四半期貸借対照表を掲げること。

(27) 四半期損益計算書

- a 当四半期累計期間に係る四半期損益計算書を掲げること。
- b 当四半期会計期間（当四半期会計期間が第1四半期会計期間である場合又は提出会社が特定事業会社であって当四半期会計期間が第3四半期会計期間である場合を除く。）に係る四半期損益計算書を記載する場合には、当四半期会計期間に係る四半期損益計算書を掲げること。

(28) 四半期キャッシュ・フロー計算書

当中間会計期間に係る中間キャッシュ・フロー計算書を掲げること。

(29) その他

a 当中間会計期間終了後半期報告書提出日までの間に、資産・負債に著しい変動及び損益に重要な影響を与えた事実又は与えることが確実に予想される事実が生じた場合には、その概要を記載すること。

ただし、この半期報告書の他の箇所に含めて記載したものについては、記載を要しない。

b 当中間会計期間において、企業集団の営業その他に関し重要な訴訟事件等があったときは、その概要を記載すること。

c 当中間会計期間及び当中間会計期間終了後半期報告書提出日までの間に、配当についての提出会社の取締役会の決議があったときは、その旨、決議年月日並びに当該配当による配当金の総額及び1株当たりの金額を注記すること。

[削る。]

(30) 中間連結財務諸表及び中間財務諸表

提出会社が特定事業会社である場合には、「1 中間連結財務諸表」及び「2 その他」を「1 中間連結財務諸表」、「2 その他」、「3 中間財務諸表」及び「4 その他」とし、第五号様式記載上の注意(4)から(8)までに準じて、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書又は中間連結損益及び包括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書並びに中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書及び中間キャッシュ・フロー計算書(中間連結財務諸表を作成していない場合に限る。)を記載すること。

(31) 保証の対象となっている社債(短期社債を除く。)

提出会社の発行している公募社債等のうち、保証の対象となっているものについて、社債の名称、発行年月、券面総額又は振替社債等の総額、償還額、提出会社の当中間会計期間の末日現在の未償還額及び上場金融商品取引所又は登録認可金融商品取引業協会名を記載すること。

(32) 継続開示会社たる保証会社に関する事項

a [略]

b 本半期報告書の提出日において既に提出されている保証会社の直近の事業年度に係る有価証券報告書及びその添付書類(これらの書類の提出以後に当該保証会社の半期報告書が提出されている場合には、当該半期報告書)並びにその提出以後に提出される臨時報告書並びにこれらの訂正報告書について記載すること。

なお、本半期報告書の提出日における保証会社の直近の事業年度に係る有価証券報告書及びその添付書類又は本半期報告書の提出日の属する保証会社の事業年度に係る半期報告書が本半期報告書提出後に遅滞なく提出されることが見込まれる場合にはその旨を併せて記載すること。

[c・d 略]

(33) 継続開示会社に該当しない保証会社に関する事項

当四半期会計期間が第2四半期会計期間である場合又は当四半期会計期間が第2四半期会計期間以外の四半期会計期間である場合であつて、四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書を作成したときは、当四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書を掲げること。

(29) [同左]

a 当四半期会計期間終了後四半期報告書提出日までに、資産・負債に著しい変動及び損益に重要な影響を与えた事実又は与えることが確実に予想される事実が生じた場合には、その概要を記載すること。

ただし、この四半期報告書の他の箇所に含めて記載したものについては、記載を要しない。

b 当四半期会計期間において、企業集団の営業その他に関し重要な訴訟事件等があったときは、その概要を記載すること。

c 当四半期会計期間及び当四半期会計期間終了後四半期報告書提出日までの間に配当について、提出会社の取締役会の決議があったときは、その旨、決議年月日並びに当該配当による配当金の総額及び1株当たりの金額を注記すること。

d 提出会社が特定事業会社であつて、当四半期会計期間が第3四半期会計期間である場合には、当四半期会計期間に係る損益の状況を四半期損益計算書の形式により記載することができる。

(30) [同左]

提出会社が特定事業会社であつて、当四半期連結会計期間が第2四半期連結会計期間である場合には、「1 四半期連結財務諸表」及び「2 その他」を「1 中間連結財務諸表」、「2 その他」、「3 中間財務諸表」及び「4 その他」とし、第五号様式記載上の注意(4)から(8)までに準じて、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書又は中間連結損益及び包括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書並びに中間連結キャッシュ・フロー計算書並びに中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書及び中間キャッシュ・フロー計算書(中間連結財務諸表を作成していない場合に限る。)を記載すること。

なお、これらに加えて、第2四半期連結会計期間に係る損益の状況を四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書又は四半期連結損益及び包括利益計算書の形式により「2 その他」(四半期連結財務諸表を作成していない場合には、第2四半期会計期間に係る損益の状況を四半期損益計算書の形式により「4 その他」)に記載することができる。

(31) [同左]

提出会社の発行している公募社債等のうち、保証の対象となっているものについて、社債の名称、発行年月、券面総額又は振替社債等の総額、償還額、提出会社の当四半期会計期間の末日現在の未償還額及び上場金融商品取引所又は登録認可金融商品取引業協会名を記載すること。

(32) [同左]

a [同左]

b 本四半期報告書の提出日において既に提出されている保証会社の直近の事業年度に係る有価証券報告書及びその添付書類(これらの書類の提出以後に当該保証会社の四半期報告書又は半期報告書が提出されている場合には、当該四半期報告書又は当該半期報告書)並びにその提出以後に提出される臨時報告書並びにこれらの訂正報告書について記載すること。

なお、本四半期報告書の提出日における保証会社の直近の事業年度に係る有価証券報告書及びその添付書類又は本四半期報告書の提出日の属する保証会社の事業年度に係る四半期報告書又は半期報告書が本四半期報告書提出後に遅滞なく提出されることが見込まれる場合にはその旨を併せて記載すること。

[c・d 同左]

(33) [同左]

- a [略]
- b 当該保証会社の会社名、代表者の役職名及び本店の所在の場所を記載し、本半期報告書の提出日における保証会社の直近の事業年度（cにおいて「直近事業年度」という。）に関する当該保証会社の経営成績の概要について、第三号様式「第一部 企業情報」の「第1 企業の概況」から「第5 経理の状況」までに準じて記載すること。  
なお、連結キャッシュ・フロー計算書及びキャッシュ・フロー計算書については記載を省略することができる。
- c 当該保証会社の直近事業年度の次の事業年度が6月を超える場合であって、当該事業年度が開始した日からおおむね9箇月経過後に本半期報告書が提出される場合には、bの規定により記載すべき当該保証会社の経営成績の概要に加えて、当該事業年度が開始した日以後6箇月の当該保証会社の経営成績の概要について、第五号様式「第一部 企業情報」の「第1 企業の概況」から「第5 経理の状況」までに準じて記載すること。  
なお、中間連結キャッシュ・フロー計算書及び中間キャッシュ・フロー計算書については記載を省略することができる。
- d b又はcの規定により記載すべき当該保証会社の経営成績の概要が、本半期報告書の提出日前に提出した提出会社の前事業年度に係る有価証券報告書における「提出会社の保証会社等の情報」（第三号様式「第二部 提出会社の保証会社等の情報」の「第1 保証会社情報」、第三号の二様式「第三部 提出会社の保証会社等の情報」の「第1 保証会社情報」又は第四号様式「第二部 提出会社の保証会社等の情報」をいう。）に記載されている場合には、当該保証会社の経営成績の概要の記載に代えて、当該有価証券報告書に記載された当該保証会社に関する情報を参照する旨を記載することができる。
- (34) 保証会社以外の会社の情報  
提出会社の発行している有価証券に関し、連動子会社（第19条第3項に規定する連動子会社をいう。）その他投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される保証会社以外の会社の企業情報について記載すること。  
[a・b 略]
- c 連動子会社については、当中間連結会計期間に係る中間連結キャッシュ・フロー計算書又は当中間会計期間に係る中間キャッシュ・フロー計算書を掲げること。ただし、中間連結キャッシュ・フロー計算書及び中間キャッシュ・フロー計算書を作成していない場合には、これらに準じて、中間連結キャッシュ・フロー又は中間キャッシュ・フローの状況を記載すること。
- (35) 指数等の情報  
提出会社の発行している有価証券に関し、投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される指数等に関する情報について記載すること。
- a [略]
- b 「2 当該指数等の推移」については、当該指数等の最近5事業年度（6箇月を1事業年度とする会社にあつては10事業年度）の年度別最高・最低値及び当中間会計期間の月別最高・最低値を記載すること。
- (36) 指定国際会計基準による中間連結財務諸表の修正に伴う記載

- a [同左]
- b 当該保証会社の会社名、代表者の役職名及び本店の所在の場所を記載し、本四半期報告書の提出日における保証会社の直近の事業年度（cにおいて「直近事業年度」という。）に関する当該保証会社の経営成績の概要について、第三号様式「第一部 企業情報」の「第1 企業の概況」から「第5 経理の状況」までに準じて記載すること。  
なお、連結キャッシュ・フロー計算書及びキャッシュ・フロー計算書については記載を省略することができる。
- c 当該保証会社の直近事業年度の次の事業年度が6月を超える場合であって、当該事業年度が開始した日からおおむね9箇月経過後に本四半期報告書が提出される場合には、bの規定により記載すべき当該保証会社の経営成績の概要に加えて、当該事業年度が開始した日以後6箇月の当該保証会社の経営成績の概要について、第五号様式「第一部 企業情報」の「第1 企業の概況」から「第5 経理の状況」までに準じて記載すること。  
なお、中間連結キャッシュ・フロー計算書及び中間キャッシュ・フロー計算書については記載を省略することができる。
- d b又はcの規定により記載すべき当該保証会社の経営成績の概要が、本四半期報告書の提出日前に提出した提出会社の前事業年度に係る有価証券報告書における「提出会社の保証会社等の情報」（第三号様式「第二部 提出会社の保証会社等の情報」の「第1 保証会社情報」、第三号の二様式「第三部 提出会社の保証会社等の情報」の「第1 保証会社情報」又は第四号様式「第二部 提出会社の保証会社等の情報」をいう。）に記載されている場合には、当該保証会社の経営成績の概要の記載に代えて、当該有価証券報告書に記載された当該保証会社に関する情報を参照する旨を記載することができる。
- (34) [同左]  
[同左]
- [a・b 同左]
- c 連動子会社については、当四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書（当四半期連結会計期間が第2四半期連結会計期間である場合又は当四半期連結会計期間が第2四半期連結会計期間以外の四半期連結会計期間である場合であって、四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書を作成したときに限る。）又は当四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書（当四半期会計期間が第2四半期会計期間である場合又は当四半期会計期間が第2四半期会計期間以外の四半期会計期間である場合であって、四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書を作成したときに限る。）を掲げること。ただし、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書を作成していない場合には、これらに準じて、四半期連結キャッシュ・フロー又は四半期キャッシュ・フローの状況を記載すること。
- (35) [同左]  
[同左]
- a [同左]
- b 「2 当該指数等の推移」については、当該指数等の最近5事業年度（6箇月を1事業年度とする会社にあつては10事業年度）の年度別最高・最低値及び当四半期累計期間の月別最高・最低値を記載すること。
- (36) 指定国際会計基準による四半期連結財務諸表の修正に伴う記載

指定国際会計基準により中間連結財務諸表を作成した場合であつて、指定国際会計基準に従い当中間連結会計期間の前年同中間連結会計期間に係る中間連結財務諸表を修正したときは、この半期報告書に記載すべき事項（当該修正後の中間連結財務諸表を除く。）のうち、当該修正に関連する事項については当該修正後の内容及びその旨を記載すること。

(37) 修正国際基準による中間連結財務諸表の修正に伴う記載

修正国際基準により中間連結財務諸表を作成した場合であつて、修正国際基準に従い当中間連結会計期間の前年同中間連結会計期間に係る中間連結財務諸表を修正したときは、この半期報告書に記載すべき事項（当該修正後の中間連結財務諸表を除く。）のうち、当該修正に関連する事項については当該修正後の内容及びその旨を記載すること。

第五号様式

【表紙】

【提出書類】 半期報告書  
【根拠条文】 金融商品取引法第24条の5第1項の表の第3号

【提出先】 財務(支)局長  
【提出日】 年月日  
【中間会計期間】 第期中(自 年月日 至 年月日)

【会社名】(2) \_\_\_\_\_  
【英訳名】 \_\_\_\_\_  
【代表者の役職氏名】(3) \_\_\_\_\_  
【本店の所在の場所】 \_\_\_\_\_  
【電話番号】 \_\_\_\_\_  
【事務連絡者氏名】 \_\_\_\_\_  
【最寄りの連絡場所】 \_\_\_\_\_  
【電話番号】 \_\_\_\_\_  
【事務連絡者氏名】 \_\_\_\_\_  
【縦覧に供する場所】(4) 名称 \_\_\_\_\_  
(所在地)

第一部 [略]

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

第1 【保証会社情報】

1 [略]

2 【継続開示会社たる保証会社に関する事項】(39)

(1) 【保証会社が提出した書類】

① 【有価証券報告書及びその添付書類又は半期報告書】

事業年度 第 期 (自 年月日 至 年月日) 年月日 財務(支)局長に提出

【②・③ 略】

(2) [略]

3 [略]

[第2・第3 略]

(記載上の注意)

指定国際会計基準により四半期連結財務諸表を作成した場合であつて、指定国際会計基準に従い当四半期連結会計期間の前年同四半期連結会計期間に係る四半期連結財務諸表を修正したときは、この四半期報告書に記載すべき事項（当該修正後の四半期連結財務諸表を除く。）のうち、当該修正に関連する事項については当該修正後の内容及びその旨を記載すること。

(37) 修正国際基準による四半期連結財務諸表の修正に伴う記載

修正国際基準により四半期連結財務諸表を作成した場合であつて、修正国際基準に従い当四半期連結会計期間の前年同四半期連結会計期間に係る四半期連結財務諸表を修正したときは、この四半期報告書に記載すべき事項（当該修正後の四半期連結財務諸表を除く。）のうち、当該修正に関連する事項については当該修正後の内容及びその旨を記載すること。

第五号様式

【表紙】

【提出書類】 半期報告書

【提出先】 財務(支)局長  
【提出日】 年月日  
【中間会計期間】 第期中(自 年月日 至 年月日)

【会社名】(2) \_\_\_\_\_  
【英訳名】 \_\_\_\_\_  
【代表者の役職氏名】(3) \_\_\_\_\_  
【本店の所在の場所】 \_\_\_\_\_  
【電話番号】 \_\_\_\_\_  
【事務連絡者氏名】 \_\_\_\_\_  
【最寄りの連絡場所】 \_\_\_\_\_  
【電話番号】 \_\_\_\_\_  
【事務連絡者氏名】 \_\_\_\_\_  
【縦覧に供する場所】(4) 名称 \_\_\_\_\_  
(所在地)

第一部 [同左]

第二部 [同左]

第1 [同左]

1 [同左]

2 [同左]

(1) [同左]

① 【有価証券報告書及びその添付書類又は四半期報告書若しくは半期報告書】

事業年度 第 期 (自 年月日 至 年月日) 年月日 財務(支)局長に提出

【②・③ 同左】

(2) [同左]

3 [同左]

[第2・第3 同左]

(記載上の注意)



(1) 一般的事項

a [略]

b 指定国際会計基準（連結財務諸表規則第312条に規定する指定国際会計基準をいう。以下この様式において同じ。）により中間連結財務諸表を作成した場合において、記載事項のうち金額に関する事項について、本邦通貨以外の通貨建ての金額により表示しているときは、主要な事項について本邦通貨に換算した金額を併記すること。

[c～g 略]

h 「第一部 企業情報」の「第2 事業の状況」の「1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」から「3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」までに将来に関する事項を記載する場合には、当該事項は当中間連結会計期間の末日現在において判断したものである旨を記載すること。

[(2)～(4) 略]

(5) 主要な経営指標等の推移

a 最近3中間連結会計期間及び最近2連結会計年度に係る次に掲げる主要な経営指標等（指定国際会計基準により中間連結財務諸表を作成した場合又は修正国際基準（連結財務諸表規則第314条に規定する修正国際基準をいう。以下この様式において同じ。）により中間連結財務諸表を作成した場合）あっては、これらの経営指標等に相当する指標等）の推移について記載すること。

[(a)～(h) 略]

(i) 1株当たり純資産額（連結財務諸表規則第44条の2第1項又は第262条第1項の規定により注記しなければならぬ1株当たり純資産額をいう。）

(j) 1株当たり中間純利益金額又は中間純損失金額（連結財務諸表規則第283条第1項の規定により注記しなければならぬ1株当たり中間純利益金額又は中間純損失金額をいう。）

(k) [略]

(l) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額（連結財務諸表規則第284条の規定により注記しなければならぬ潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額をいう。）

(m) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額（連結財務諸表規則第65条の3の規定により注記しなければならぬ潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額をいう。）

(n) 自己資本比率（中間連結会計期間に係るものにあつては中間連結会計期間に係る純資産額から連結財務諸表規則第259条において準用する連結財務諸表規則第43条の2の2の規定により掲記される株式引受権の金額、連結財務諸表規則第260条において準用する連結財務諸表規則第43条の3の規定により掲記される新株予約権の金額及び連結財務諸表規則第2条第12号に規定する非支配株主持分の金額を控除した額を当該中間連結会計期間に係る総資産額で除した割合を、連結会計年度に係るものにあつては連結会計年度に係る純資産額から連結財務諸表規則第43条の2の2の規定により掲記される株式引受権の金額、連結財務諸表規則第43条の3第1項の規定により掲記される新株予約権の金額及び連結財務諸表規則第2条第12号に規定する非支配株主持分の金額を控除した額を当該連結会計年度に係る総資産額で除した割合をいう。）

[(o)～(s) 略]

b 提出会社の最近3中間会計期間及び最近2事業年度に係る次に掲げる主要な経営指標等の推移について記載すること。ただし、中間連結財務諸表を作成している場合において中間財務諸表に1株当たり純資産額、1株当たり中間純利益金額又は中間純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり中間純利

(1) [同左]

a [同左]

b 指定国際会計基準（連結財務諸表規則第93条に規定する指定国際会計基準をいう。以下この様式において同じ。）により中間連結財務諸表を作成した場合（中間連結財務諸表規則第87条の規定により指定国際会計基準による中間連結財務諸表を作成した場合に限る。以下この様式において同じ。）において、記載事項のうち金額に関する事項について、本邦通貨以外の通貨建ての金額により表示している場合には、主要な事項について本邦通貨に換算した金額を併記すること。

[c～g 同左]

[加える。]

[(2)～(4) 同左]

(5) [同左]

a 最近3中間連結会計期間及び最近2連結会計年度に係る次に掲げる主要な経営指標等（指定国際会計基準により中間連結財務諸表を作成した場合又は修正国際基準（連結財務諸表規則第94条に規定する修正国際基準をいう。以下この様式において同じ。）により中間連結財務諸表を作成した場合（中間連結財務諸表規則第88条の規定により修正国際基準による中間連結財務諸表を作成した場合に限る。以下この様式において同じ。）は、これらの経営指標等に相当する指標等）の推移について記載すること。

[(a)～(h) 同左]

(i) 1株当たり純資産額（中間連結財務諸表規則第46条第1項及び連結財務諸表規則第44条の2第1項の規定により注記しなければならぬ1株当たり純資産額をいう。）

(j) 1株当たり中間純利益金額又は中間純損失金額（中間連結財務諸表規則第65条第1項の規定により注記しなければならぬ1株当たり中間純利益金額又は中間純損失金額をいう。）

(k) [同左]

(l) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額（中間連結財務諸表規則第65条の2に規定する潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額をいう。）

(m) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額（連結財務諸表規則第65条の3に規定する潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額をいう。）

(n) 自己資本比率（中間連結会計期間に係るものにあつては、中間連結会計期間に係る純資産額から中間連結財務諸表規則第45条の2の2において準用する連結財務諸表規則第43条の2の2の規定により掲記される株式引受権の金額、中間連結財務諸表規則第45条の3において準用する連結財務諸表規則第43条の3の規定により掲記される新株予約権の金額及び中間連結財務諸表規則第2条第9号に規定する非支配株主持分の金額を控除した額を当該中間連結会計期間に係る総資産額で除した割合を、連結会計年度に係るものにあつては、連結会計年度に係る純資産額から連結財務諸表規則第43条の2の2の規定により掲記される株式引受権の金額、連結財務諸表規則第43条の3第1項の規定により掲記される新株予約権の金額及び連結財務諸表規則第2条第12号に規定する非支配株主持分の金額を控除した額を当該連結会計年度に係る総資産額で除した割合をいう。）

[(o)～(s) 同左]

b [同左]

益金額を注記していないときは、(j)から(n)までに掲げる事項の記載を省略することができる。

[(a)~(d)] 略

(e) 持分法を適用した場合の投資利益又は投資損失の金額（財務諸表等規則第225条の規定により注記しなければならない投資利益又は投資損失の金額をいう。）（中間連結財務諸表を作成している場合を除く。）

[(f)~(i)] 略

(j) 1株当たり純資産額（財務諸表等規則第68条の4第1項又は第280条第1項の規定により注記しなければならない1株当たり純資産額をいう。）

(k) 1株当たり中間純利益金額又は中間純損失金額（財務諸表等規則第301条第1項の規定により注記しなければならない1株当たり中間純利益金額又は中間純損失金額をいう。）

(l) [略]

(m) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額（財務諸表等規則第302条第1項に規定する潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額をいう。）

[(n)・(o)] 略

(p) 自己資本比率（中間会計期間に係るものにあつては、中間会計期間に係る純資産額から財務諸表等規則第278条において準用する財務諸表等規則第67条の2の規定により掲記される株式引受権の金額及び財務諸表等規則第279条において準用する財務諸表等規則第68条第1項の規定により掲記される新株予約権の金額を控除した額を当該中間会計期間に係る総資産額で除した割合を、事業年度に係るものにあつては、事業年度に係る純資産額から財務諸表等規則第67条の2の規定により掲記される株式引受権の金額及び財務諸表等規則第68条第1項の規定により掲記される新株予約権の金額を控除した額を当該事業年度に係る総資産額で除した割合をいう。）

[(q)~(u)] 略

c [略]

[(6)~(8)] 略

(9) 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等

[a・b] 略

[削る。]

(10) 事業等のリスク

[a・b] 略

[削る。]

(11) 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析

a [略]

[削る。]

b 中間連結財務諸表を作成していない場合には、当中間会計期間における経営成績等の状況の概要及び経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容について、aに準じて記載すること。

[(12)~(23)] 略

(24) 経理の状況

a 中間連結財務諸表及び中間財務諸表（以下(24)において「中間連結財務諸表等」という。）を連結財務諸表規則又は財務諸表等規則に定めるところにより作成している場合には、その旨及び第2種中間

[(a)~(d)] 同左

(e) 持分法を適用した場合の投資利益又は投資損失の金額（中間財務諸表等規則第5条の7の規定により注記しなければならない投資利益又は投資損失の金額をいう。）（中間連結財務諸表を作成している場合を除く。）

[(f)~(i)] 同左

(j) 1株当たり純資産額（中間財務諸表等規則第36条の3第1項及び財務諸表等規則第68条の4第1項の規定により注記しなければならない1株当たり純資産額をいう。）

(k) 1株当たり中間純利益金額又は中間純損失金額（中間財務諸表等規則第52条の2第1項の規定により注記しなければならない1株当たり中間純利益金額又は中間純損失金額をいう。）

(l) [同左]

(m) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額（中間財務諸表等規則第53条第1項に規定する潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額をいう。）

[(n)・(o)] 同左

(p) 自己資本比率（中間会計期間に係るものにあつては、中間会計期間に係る純資産額から中間財務諸表等規則第36条の2の4において準用する財務諸表等規則第67条の2の規定により掲記される株式引受権の金額及び中間財務諸表等規則第36条の2の5において準用する財務諸表等規則第68条第1項の規定により掲記される新株予約権の金額を控除した額を当該中間会計期間に係る総資産額で除した割合を、事業年度に係るものにあつては、事業年度に係る純資産額から財務諸表等規則第67条の2の規定により掲記される株式引受権の金額及び財務諸表等規則第68条第1項の規定により掲記される新株予約権の金額を控除した額を当該事業年度に係る総資産額で除した割合をいう。）

[(q)~(u)] 同左

c [同左]

[(6)~(8)] 同左

(9) [同左]

[a・b] 同左

c 将来に関する事項を記載する場合には、当該事項は当中間連結会計期間の末日現在において判断したものである旨を記載すること。

(10) [同左]

[a・b] 同左

c 将来に関する事項を記載する場合には、当該事項は当中間連結会計期間の末日現在において判断したものである旨を記載すること。

(11) [同左]

a [同左]

b 将来に関する事項を記載する場合には、当該事項は当中間連結会計期間の末日現在において判断したものである旨を記載すること。

c 中間連結財務諸表を作成していない場合には、当中間会計期間における経営成績等の状況の概要及び経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容について、a及びbに準じて記載すること。

[(12)~(23)] 同左

(24) [同左]

a 財務諸表等規則別記に掲げる事業を営む会社が、特別の法令若しくは準則の定めるところにより又はこれに準じて中間連結財務諸表及び中間財務諸表（以下(24)において「中間連結財務諸表等」とい

連結財務諸表及び第2種中間財務諸表である旨を記載すること。また、財務諸表等規則別記に掲げる事業を営む会社が、特別の法令若しくは準則の定めるところにより又はこれらに準じて中間連結財務諸表等を作成している場合も、同様とする。

b [略]

c 指定国際会計基準又は修正国際基準により中間連結財務諸表を作成した場合には、その旨を記載すること。

d 提出会社が中間連結財務諸表を作成していない場合であって、財務諸表等規則第326条第2項の規定により指定国際会計基準により中間財務諸表を作成したときは、その旨を記載すること。

[e・f 略]

(25) 中間連結財務諸表

a 中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書又は中間連結損益及び包括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書（指定国際会計基準又は修正国際基準により中間連結財務諸表を作成した場合にあっては、それぞれ中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書又は中間連結損益及び包括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書に相当するものをいう。以下この様式において同じ。）については、連結財務諸表規則に定めるところにより作成した当中間連結会計期間に係るものを記載すること。

b 中間連結財務諸表の作成に当たっては、連結財務諸表規則、指定国際会計基準又は修正国際基準に従い、適切な科目による適正な金額の計上を行うとともに、中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、記載すべき注記等を会社の実態に即して適正に記載すること。

c [略]

[(26)～(30) 略]

(31) 中間財務諸表

a 中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書及び中間キャッシュ・フロー計算書（中間連結財務諸表を作成している場合には中間キャッシュ・フロー計算書を除く。）について、財務諸表等規則に定めるところにより作成した当中間会計期間に係るものを記載すること。

b [略]

c 中間財務諸表の作成に当たっては、財務諸表等規則に従い、適切な科目による適正な金額の計上を行うとともに、中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項、記載すべき注記等を会社の実態に即して適正に記載すること。

d [略]

[(32)～(38) 略]

(39) 継続開示会社たる保証会社に関する事項

a [略]

b 本半期報告書の提出日において既に提出されている保証会社の直近の事業年度に係る有価証券報告書及びその添付書類（これらの書類の提出以後に当該保証会社の半期報告書が提出されている場合には、当該半期報告書及びその提出以後に提出される臨時報告書並びにこれらの訂正報告書について記載すること。

なお、本半期報告書の提出日における保証会社の直近の事業年度に係る有価証券報告書及びその添付書類又は本半期報告書の提出日の属する保証会社の事業年度に係る半期報告書が本半期報告書提出後に遅滞なく提出されることが見込まれる場合にはその旨を併せて記載すること。

[c・d 略]

う。)を作成している場合には、その旨を記載すること。

b [同左]

c 指定国際会計基準により中間連結財務諸表を作成した場合には、その旨を記載すること。また、修正国際基準により中間連結財務諸表を作成した場合には、その旨を記載すること。

d 提出会社が中間連結財務諸表を作成していない場合であって、中間財務諸表等規則第74条第2項の規定により指定国際会計基準により中間財務諸表を作成したときは、その旨を記載すること。

[e・f 同左]

(25) [同左]

a 中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書又は中間連結損益及び包括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書並びに中間連結キャッシュ・フロー計算書（指定国際会計基準又は修正国際基準により中間連結財務諸表を作成した場合にあっては、それぞれ中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書又は中間連結損益及び包括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書並びに中間連結キャッシュ・フロー計算書に相当するものをいう。以下この様式において同じ。）については、中間連結財務諸表規則に定めるところにより作成した当中間連結会計期間に係るものを記載すること。

b 中間連結財務諸表の作成に当たっては、中間連結財務諸表規則、指定国際会計基準又は修正国際基準に従い、適切な科目による適正な金額の計上を行うとともに、中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、記載すべき注記等を会社の実態に即して適正に記載すること。

c [同左]

[(26)～(30) 同左]

(31) [同左]

a 中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書及び中間キャッシュ・フロー計算書（中間連結財務諸表を作成している場合には中間キャッシュ・フロー計算書を除く。）について、中間財務諸表等規則に定めるところにより作成した当中間会計期間に係るものを記載すること。

b [同左]

c 中間財務諸表の作成に当たっては、中間財務諸表等規則に従い、適切な科目による適正な金額の計上を行うとともに、中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項、記載すべき注記等を会社の実態に即して適正に記載すること。

d [同左]

[(32)～(38) 同左]

(39) [同左]

a [同左]

b 本半期報告書の提出日において既に提出されている保証会社の直近の事業年度に係る有価証券報告書及びその添付書類（これらの書類の提出以後に当該保証会社の四半期報告書又は半期報告書が提出されている場合には、当該四半期報告書（当該四半期報告書が複数あるときは、その直近のものをいう。）又は半期報告書）並びにその提出以後に提出される臨時報告書並びにこれらの訂正報告書について記載すること。

なお、本半期報告書の提出日における保証会社の直近の事業年度に係る有価証券報告書及びその添付書類又は本半期報告書の提出日の属する保証会社の事業年度に係る四半期報告書又は半期報告書が本半期報告書提出後に遅滞なく提出されることが見込まれる場合にはその旨を併せて記載すること。

[c・d 同左]

[(40)～(47) 略]

第五号の二様式

【表紙】

【提出書類】 半期報告書  
【根拠条文】 金融商品取引法第24条の5第1項及び第2項

【提出先】 \_\_\_\_ 財務(支)局長  
【提出日】 \_\_\_\_ 年 月 日  
【中間会計期間】 第 期中(自 \_\_\_\_ 年 月 日 至 \_\_\_\_ 年 月 日)

【会社名】(2) \_\_\_\_\_  
【英訳名】 \_\_\_\_\_  
【代表者の役職氏名】(3) \_\_\_\_\_  
【本店の所在の場所】 \_\_\_\_\_  
【電話番号】 \_\_\_\_\_  
【事務連絡者氏名】 \_\_\_\_\_  
【最寄りの連絡場所】 \_\_\_\_\_  
【電話番号】 \_\_\_\_\_  
【事務連絡者氏名】 \_\_\_\_\_  
【縦覧に供する場所】(4) 名称 \_\_\_\_\_  
(所在地) \_\_\_\_\_

[第一部・第二部 略]

第三部【提出会社の保証会社等の情報】

第1【保証会社情報】

1 [略]

2【継続開示会社たる保証会社に関する事項】<sup>㉒</sup>

(1)【保証会社が提出した書類】

①【有価証券報告書及びその添付書類又は半期報告書】

[略]

②・③ 略]

(2) [略]

3 [略]

【第2・第3 略】

(記載上の注意)

(1) 一般的事項

[a～d 略]

e 「第一部 企業情報」の「第2 事業の状況」の「1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」に将来に関する事項を記載する場合には、当該事項は当中間会計期間の末日現在において判断したものである旨を記載すること。

[(2)～(4) 略]

(5) 主要な経営指標等の推移

a 提出会社の最近3中間会計期間及び最近2事業年度に係る次に掲げる主要な経営指標等の推移について記載すること。

[(40)～(47) 同左]

第五号の二様式

【表紙】

【提出書類】 半期報告書

【提出先】 \_\_\_\_ 財務(支)局長  
【提出日】 \_\_\_\_ 年 月 日  
【中間会計期間】 第 期中(自 \_\_\_\_ 年 月 日 至 \_\_\_\_ 年 月 日)

【会社名】(2) \_\_\_\_\_  
【英訳名】 \_\_\_\_\_  
【代表者の役職氏名】(3) \_\_\_\_\_  
【本店の所在の場所】 \_\_\_\_\_  
【電話番号】 \_\_\_\_\_  
【事務連絡者氏名】 \_\_\_\_\_  
【最寄りの連絡場所】 \_\_\_\_\_  
【電話番号】 \_\_\_\_\_  
【事務連絡者氏名】 \_\_\_\_\_  
【縦覧に供する場所】(4) 名称 \_\_\_\_\_  
(所在地) \_\_\_\_\_

[第一部・第二部 同左]

第三部 [同左]

第1 [同左]

1 [同左]

2 [同左]

(1) [同左]

①【有価証券報告書及びその添付書類又は四半期報告書若しくは半期報告書】

[同左]

②・③ 同左]

(2) [同左]

3 [同左]

【第2・第3 同左】

(記載上の注意)

(1) [同左]

[a～d 同左]

[加える。]

[(2)～(4) 同左]

(5) [同左]

a [同左]

〔a〕～〔h〕 略

(i) 1株当たり純資産額（財務諸表等規則第68条の4第1項又は第280条第1項の規定により注記しなければならない1株当たり純資産額をいう。）

(j) 1株当たり中間純利益金額又は中間純損失金額（財務諸表等規則第301条第1項の規定により注記しなければならない1株当たり中間純利益金額又は中間純損失金額をいう。）

(k) 〔略〕

(l) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額（財務諸表等規則第302条第1項に規定する潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額をいう。）

〔m〕・〔n〕 略

(o) 自己資本比率（中間会計期間に係るものにあつては中間会計期間に係る純資産額から財務諸表等規則第278条において準用する財務諸表等規則第67条の2の規定により掲記される株式引受権の金額及び財務諸表等規則第279条において準用する財務諸表等規則第68条第1項の規定により掲記される新株予約権の金額を控除した額を当該中間会計期間に係る総資産額で除した割合を、事業年度に係るものにあつては事業年度に係る純資産額から財務諸表等規則第67条の2の規定により掲記される株式引受権の金額及び財務諸表等規則第68条第1項の規定により掲記される新株予約権の金額を控除した額を当該事業年度に係る総資産額で除した割合をいう。）

〔p〕～〔t〕 略

b 〔略〕

〔6〕～〔9〕 略

10 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等

〔a〕・〔b〕 略

〔削る。〕

〔11〕～〔15〕 略

16 経理の状況

a 中間財務諸表を財務諸表等規則に定めるところにより作成している場合には、その旨及び第2種中間財務諸表である旨を記載すること。また、財務諸表等規則別記に掲げる事業を営む会社が、特別の法令若しくは準則の定めるところにより又はこれらに準じて中間財務諸表を作成している場合も、同様とする。

b 〔略〕

〔17〕～〔28〕 略

第七号様式

【表紙】

【提出書類】

有価証券届出書

【提出先】

関東財務局長

【提出日】

年 月 日

【会社名】(2)

【代表者の役職氏名】(3)

【本店の所在の場所】

【代理人の氏名又は名称】(4)

【代理人の住所又は所在地】

【電話番号】

〔a〕～〔h〕 同左

(i) 1株当たり純資産額（中間財務諸表等規則第36条の3第1項及び財務諸表等規則第68条の4第1項の規定により注記しなければならない1株当たり純資産額をいう。）

(j) 1株当たり中間純利益金額又は中間純損失金額（中間財務諸表等規則第52条の2第1項の規定により注記しなければならない1株当たり中間純利益金額又は中間純損失金額をいう。）

(k) 〔同左〕

(l) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額（中間財務諸表等規則第53条第1項に規定する潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額をいう。）

〔m〕・〔n〕 同左

(o) 自己資本比率（中間会計期間に係るものにあつては、中間会計期間に係る純資産額から中間財務諸表等規則第36条の2の4において準用する財務諸表等規則第67条の2の規定により掲記される株式引受権の金額及び中間財務諸表等規則第36条の2の5において準用する財務諸表等規則第68条第1項の規定により掲記される新株予約権の金額を控除した額を当該中間会計期間に係る総資産額で除した割合を、事業年度に係るものにあつては、事業年度に係る純資産額から財務諸表等規則第67条の2の規定により掲記される株式引受権の金額及び財務諸表等規則第68条第1項の規定により掲記される新株予約権の金額を控除した額を当該事業年度に係る総資産額で除した割合をいう。）

〔p〕～〔t〕 同左

b 〔同左〕

〔6〕～〔9〕 同左

10 〔同左〕

〔a〕・〔b〕 略

c 将来に関する事項を記載する場合には、当該事項は当中間会計期間の末日現在において判断したものである旨を記載すること。

〔11〕～〔15〕 同左

16 経理の状況

a 財務諸表等規則別記に掲げる事業を営む会社が、特別の法令若しくは準則の定めるところにより又はこれに準じて中間財務諸表を作成している場合には、その旨を記載すること。

b 〔同左〕

〔17〕～〔28〕 同左

第七号様式

【表紙】

【提出書類】

有価証券届出書

【提出先】

関東財務局長

【提出日】

年 月 日

【会社名】(2)

【代表者の役職氏名】(3)

【本店の所在の場所】

【代理人の氏名又は名称】(4)

【代理人の住所又は所在地】

【電話番号】



地域の用語、様式及び作成方法によることとされている場合において、当該本国又は本国以外の本邦外地域において主たる財務書類が連結財務諸表とされているときにあっては(a)に準じて記載し、主たる財務書類が個別財務諸表とされているときにあっては(b)に準じて記載するとともに、企業集団の状況に関する重要な事項及び経営成績の概要を記載すること。

② 財務諸表等規則第328条第3項又は第4項の規定により提出会社が金融庁長官の指示する用語、様式及び作成方法によることとされている場合においては、(a)に準じて記載すること。

[h～k 略]

[2]～(50) 略]

(51) 経理の状況

a [略]

b 財務書類は、財務諸表等規則第328条第1項から第4項までの規定のうちいずれによるものであるかを記載すること。

c [略]

(52) 財務書類

a 次の財務書類を掲げること。

(a) 提出会社の本邦以外の地域において開示している財務計算に関する書類が、財務諸表等規則第328条第1項又は第2項の規定により、公益又は投資者保護に欠けることがないものとして認められた場合には、次の①から③までに掲げる場合の区分に応じ、当該①から③までに定める財務書類を掲げること。

この場合において、財務書類の種類（貸借対照表、損益計算書等をいう。以下同じ。）は、当該地域で開示すべきこととされているものによる。

[①～③ 略]

(b) (a)②の規定により個別財務諸表のみを掲げることとされた提出会社は、財務諸表等規則第328条第3項の規定により連結財務諸表を作成し、当該個別財務諸表と併せて掲げること。

(c) 財務諸表等規則第328条第3項又は第4項の規定により、財務書類の用語、様式及び作成方法が指示された場合には、その指示されたところにより作成された財務書類を掲げること。

b 財務書類は、最近2事業年度（連結財務諸表規則第8条の3又は財務諸表等規則第8条の2の2に規定する比較情報に準ずる情報が含まれる場合については最近1事業年度（最近事業年度の前事業年度に係る財務書類が法第5条第1項又は第24条第1項から第3項までの規定により提出された届出書又は有価証券報告書に記載されていない場合には、最近2事業年度））のもの（附属明細表については最近1事業年度のもの）を掲げること。ただし、提出会社が継続開示会社でない場合には、当該提出会社の選択により最近3事業年度の財務書類（附属明細表については最近1事業年度のもの）であって、公認会計士若しくは監査法人の監査証明を受けているもの又は外国監査法人等から監査証明に相当すると認められる証明を受けているものを掲げることができる。

また、次の(a)又は(b)に掲げる事項を記載した半期報告書を提出する会社が、1年を1事業年度とするものであって、最近事業年度の次の事業年度（以下bにおいて「次の事業年度」という。）における中間会計期間終了後当該a)又はb)に定める期間（以下bにおいて「提出期間」という。）を経過する日から次の事業年度に係る財務書類の記載が可能となる日までの間に届出書を提出するものである場合には、次の事業年度における中間財務書類（連結財務諸表規則第96条若しくは第192条又は財務諸表等規則第130条若しくは第211条に規定する比較情報に準ずる情報を除く。以下bにおいて同じ。）を併せて掲げること。なお、提出期間前において、中間財務書類を掲げることができることとなった場合には、当該中間財務書類を併せて掲げること。

(a) 法第24条の5第1項の表の第1号の中欄に掲げる事項 令第4条の2の10第2項に規定する期間

地域の用語、様式及び作成方法によることとされている場合において、当該本国又は本国以外の本邦外地域において主たる財務書類が連結財務諸表とされているときにあっては(a)に準じて記載し、主たる財務書類が個別財務諸表とされているときにあっては(b)に準じて記載するとともに、企業集団の状況に関する重要な事項及び経営成績の概要を記載すること。

② 財務諸表等規則第131条第3項又は第4項の規定により提出会社が金融庁長官の指示する用語、様式及び作成方法によることとされている場合においては、(a)に準じて記載すること。

[h～k 同左]

[2]～(50) 同左]

(51) [同左]

a [同左]

b 財務書類は、財務諸表等規則第131条第1項から第4項までの規定のうちいずれによるものであるかを記載すること。

c [同左]

(52) [同左]

a [同左]

(a) 提出会社の本邦以外の地域において開示している財務計算に関する書類が、財務諸表等規則第131条第1項又は第2項の規定により、公益又は投資者保護に欠けることがないものとして認められた場合には、次の区分により財務書類を掲げること。

この場合において、財務書類の種類（貸借対照表、損益計算書等をいう。以下同じ。）は、当該地域で開示すべきこととされているものによる。

[①～③ 同左]

(b) (a)②の規定により個別財務諸表のみを掲げることとされた提出会社は、財務諸表等規則第131条第3項の規定により連結財務諸表を作成し、当該個別財務諸表と併せて掲げること。

(c) 財務諸表等規則第131条第3項又は第4項の規定により、財務書類の用語、様式及び作成方法が指示された場合には、その指示されたところにより作成された財務書類を掲げること。

b 財務書類は、最近2事業年度（連結財務諸表規則第8条の3又は財務諸表等規則第6条に規定する比較情報に準ずる情報が含まれる場合については最近1事業年度（最近事業年度の前事業年度に係る財務書類が法第5条第1項又は第24条第1項から第3項までの規定により提出された届出書又は有価証券報告書に記載されていない場合には、最近2事業年度））のもの（附属明細表については最近1事業年度のもの）を掲げること。ただし、提出会社が継続開示会社でない場合には、当該提出会社の選択により最近3事業年度の財務書類（附属明細表については最近1事業年度のもの）であって、公認会計士若しくは監査法人の監査証明を受けているもの又は外国監査法人等から監査証明に相当すると認められる証明を受けているものを掲げることができる。

また、四半期報告書を提出する会社において、1年を1事業年度とする会社が次の(a)から(c)までに掲げる期間に届出書を提出する場合には、それぞれ(a)から(c)までに定める期間に係る四半期財務書類（四半期連結財務諸表規則第5条の3又は四半期財務諸表等規則第4条の3に規定する比較情報に準ずる情報を除く。）を併せて掲げること。なお、(a)から(c)までに掲げる期間前において、それぞれ(a)から(c)までに定める期間に係る四半期財務書類を掲げることができることとなった場合には、当該四半期財務書類を併せて掲げること。

(a) 最近事業年度の次の事業年度（以下bにおいて「次の事業年度」という。）における最初の四半期会計期間（以下bにおいて「第1四半期会計期間」という。）終了後令第4条の2の10第3項に規定する期間（以下bにおいて「提出期間」という。）を経過する日から次の事業年度における第

(b) 法第24条の5第1項の表の第2号の中欄に掲げる事項 令第4条の2の10第3項に規定する期間  
また、法第24条の5第1項の表の第3号の中欄に掲げる事項を記載した半期報告書を提出する会社が、1年を1事業年度とするものであって、次の事業年度開始の日から起算して8箇月を経過した日以後に届出書を提出するものである場合には、次の事業年度に係る中間財務書類を併せて掲げること。

[削る。]

[(53)～(59) 略]

(60) 継続開示会社たる保証会社に関する事項

a [略]

b 当該届出書の提出日において既に提出されている保証会社の直近の有価証券報告書及びその添付書類並びにその提出以後に提出される半期報告書及び臨時報告書並びにこれらの訂正報告書について記載すること。

[c・d 略]

[(61)～(63) 略]

(64) 最近の財務書類

最近5事業年度（6箇月を1事業年度とする会社にあつては10事業年度）の財務書類（附属明細表を除く。）のうち、第二部に掲げたもの（財務諸表等規則第8条の2の2に規定する比較情報に準ずる情報を含む。）以外のもの（同条に規定する比較情報に準ずる情報を除く。）を第二部の記載に準じて掲げること。

ただし、第二部において最近3事業年度の財務書類を掲げた場合には、掲げることがを要しない。

1 四半期会計期間の次の四半期会計期間（以下において「第2四半期会計期間」という。）終了後提出期間を経過する日の前日までの期間 当該次の事業年度における第1四半期会計期間

(b) 次の事業年度における第2四半期会計期間終了後提出期間を経過する日から次の事業年度における第2四半期会計期間の次の四半期会計期間（以下において「第3四半期会計期間」という。）終了後提出期間を経過する日の前日までの期間 当該次の事業年度における第2四半期会計期間

(c) 次の事業年度における第3四半期会計期間終了後提出期間を経過する日から次の事業年度に係る財務書類の記載が可能となる日までの期間 当該次の事業年度における第3四半期会計期間

また、半期報告書を提出する会社において、1年を1事業年度とする会社が次の事業年度開始の日から起算して8箇月を経過した日以後に届出書を提出する場合（cの規定により四半期財務書類を掲げた場合を除く。）には、当該次の事業年度に係る中間財務書類（中間連結財務諸表規則第4条の2又は中間財務諸表等規則第3条の2に規定する比較情報に準ずる情報を除く。）も掲げること。

c 1年を1事業年度とする会社（四半期報告書を提出する会社を除く。）が本邦の金融商品取引所に発行株式を上場し、又は認可金融商品取引業協会に発行株式を店頭売買有価証券として登録しようとする場合であつて、当該金融商品取引所又は当該認可金融商品取引業協会の規則により発行株式の募集又は売出しを行うために次の(a)から(c)までに掲げる期間に届出書を提出するときには、bの規定による中間財務書類に代えて、それぞれ(a)から(c)までに定める期間に係る四半期財務書類を併せて掲げることができる。なお、(a)から(c)までに掲げる期間前において、それぞれ(a)から(c)までに定める期間に係る四半期財務書類を掲げることができることとなった場合には、当該四半期財務書類を併せて掲げること。

(a) 次の事業年度における第1四半期会計期間終了後提出期間を経過する日から次の事業年度における第2四半期会計期間終了後提出期間を経過する日の前日までの期間 当該次の事業年度における第1四半期会計期間

(b) 次の事業年度における第2四半期会計期間終了後提出期間を経過する日から次の事業年度における第3四半期会計期間終了後提出期間を経過する日の前日までの期間 当該次の事業年度における第2四半期会計期間

(c) 次の事業年度における第3四半期会計期間終了後提出期間を経過する日から次の事業年度に係る財務書類の記載が可能となる日までの期間 当該次の事業年度における第3四半期会計期間

[(53)～(59) 同左]

(60) [同左]

a [同左]

b 当該届出書の提出日において既に提出されている保証会社の直近の有価証券報告書及びその添付書類並びにその提出以後に提出される四半期報告書（当該四半期報告書が複数あるときは、その直近のものをいう。）、半期報告書及び臨時報告書並びにこれらの訂正報告書について記載すること。

[c・d 同左]

[(61)～(63) 同左]

(64) [同左]

最近5事業年度（6箇月を1事業年度とする会社にあつては10事業年度）の財務書類（附属明細表を除く。）のうち、第二部に掲げたもの（財務諸表等規則第6条に規定する比較情報に準ずる情報を含む。）以外のもの（財務諸表等規則第6条に規定する比較情報に準ずる情報を除く。）を第二部の記載に準じて掲げること。

ただし、第二部において最近3事業年度の財務書類を掲げた場合には、掲げることがを要しない。



[(65)～(68) 略]

第七号の二様式

【表紙】  
 【提出書類】 有価証券届出書  
 【提出先】 関東財務局長  
 【提出日】 年 月 日  
 【会社名】 \_\_\_\_\_  
 【代表者の役職氏名】 \_\_\_\_\_  
 【本店の所在の場所】 \_\_\_\_\_  
 【代理人の氏名又は名称】 \_\_\_\_\_  
 【代理人の住所又は所在地】 \_\_\_\_\_  
 【電話番号】 \_\_\_\_\_  
 【事務連絡者氏名】 \_\_\_\_\_  
 【連絡場所】 \_\_\_\_\_  
 【電話番号】 \_\_\_\_\_  
 【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】 \_\_\_\_\_  
 【届出の対象とした募集（売出）金額】 \_\_\_\_\_  
 【安定操作に関する事項】 \_\_\_\_\_  
 【縦覧に供する場所】 名称 \_\_\_\_\_  
 (所在地) \_\_\_\_\_

第一部【証券情報】

[第1・第2 略]

第3【第三者割当の場合の特記事項】

[1～4 略]

5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は 名称	住 所	所有株式数 (株)	総議決権数に対する 所有議決権数の 割合	割当後の所有 株式数 (株)	割当後の総議決権 数に対する所有議 決権数の割合
[略]					

[6～8 略]

第4 [略]

[第二部～第六部 略]

(記載上の注意)

次に掲げるものを除き、第七号様式に準じて記載すること。

[(1)～(3) 略]

(4) 組込情報

次に掲げる書類を届出書に添付し、その旨を記載すること。

a [略]

b aの有価証券報告書の提出日以後届出書提出日までの間に半期報告書を提出している場合にあっては、当該半期報告書

[(65)～(68) 同左]

第七号の二様式

【表紙】  
 【提出書類】 有価証券届出書  
 【提出先】 関東財務局長  
 【提出日】 年 月 日  
 【会社名】 \_\_\_\_\_  
 【代表者の役職氏名】 \_\_\_\_\_  
 【本店の所在の場所】 \_\_\_\_\_  
 【代理人の氏名又は名称】 \_\_\_\_\_  
 【代理人の住所又は所在地】 \_\_\_\_\_  
 【電話番号】 \_\_\_\_\_  
 【事務連絡者氏名】 \_\_\_\_\_  
 【連絡場所】 \_\_\_\_\_  
 【電話番号】 \_\_\_\_\_  
 【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】 \_\_\_\_\_  
 【届出の対象とした募集（売出）金額】 \_\_\_\_\_  
 【安定操作に関する事項】 \_\_\_\_\_  
 【縦覧に供する場所】 名称 \_\_\_\_\_  
 (所在地) \_\_\_\_\_

第一部 [同左]

[第1・第2 同左]

第3 [同左]

[1～4 同左]

5 [同左]

氏名又は 名称	住 所	所有株式数 (株)	総議決権数に対する 所有議決数の割 合	割当後の所有 株式数 (株)	割当後の総議決権 数に対する所有議 決権数の割合
[同左]					

[6～8 同左]

第4 [同左]

[第二部～第六部 同左]

(記載上の注意)

[同左]

[(1)～(3) 同左]

(4) [同左]

[同左]

a [同左]

b aの有価証券報告書の提出日以後届出書提出日までの間に四半期報告書又は半期報告書を提出している場合にあっては、当該四半期報告書又は半期報告書

- c aの有価証券報告書又はbの半期報告書に係る訂正報告書を提出している場合にあっては、当該訂正報告書
- d [略]
- e aからcまでの書類が外国会社報告書及びその補足書類、外国会社半期報告書及びその補足書類並びにこれらの報告書に係る訂正報告書である場合にあっては、当該報告書及びその補足書類並びに訂正報告書
- [f～h 略]
- (5) [略]

第七号の三様式

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 年 月 日

【会社名】 \_\_\_\_\_

【代表者の役職氏名】 \_\_\_\_\_

【本店の所在の場所】 \_\_\_\_\_

【代理人の氏名又は名称】 \_\_\_\_\_

【代理人の住所又は所在地】 \_\_\_\_\_

【電話番号】 \_\_\_\_\_

【事務連絡者氏名】 \_\_\_\_\_

【連絡場所】 \_\_\_\_\_

【電話番号】 \_\_\_\_\_

【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】 \_\_\_\_\_

【届出の対象とした募集（売出）金額】 \_\_\_\_\_

【安定操作に関する事項】 \_\_\_\_\_

【縦覧に供する場所】 名称 \_\_\_\_\_  
(所在地)

第一部【証券情報】

[第1・第2 略]

第3【第三者割当の場合の特記事項】

[1～4 略]

5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住 所	所有株式数 (株)	総議決権数に対する所有議決権数の割合	割当後の所有株式数 (株)	割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合
[略]					

[6～8 略]

第4 [略]

第二部 [略]

- c aの有価証券報告書又はbの四半期報告書若しくは半期報告書に係る訂正報告書を提出している場合にあっては、当該訂正報告書
- d [同左]
- e aからcまでの書類が外国会社報告書及びその補足書類、外国会社四半期報告書及びその補足書類並びに外国会社半期報告書及びその補足書類並びにこれらの報告書に係る訂正報告書である場合にあっては、当該報告書及びその補足書類並びに訂正報告書
- [f～h 同左]
- (5) [同左]

第七号の三様式

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 年 月 日

【会社名】 \_\_\_\_\_

【代表者の役職氏名】 \_\_\_\_\_

【本店の所在の場所】 \_\_\_\_\_

【代理人の氏名又は名称】 \_\_\_\_\_

【代理人の住所又は所在地】 \_\_\_\_\_

【電話番号】 \_\_\_\_\_

【事務連絡者氏名】 \_\_\_\_\_

【連絡場所】 \_\_\_\_\_

【電話番号】 \_\_\_\_\_

【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】 \_\_\_\_\_

【届出の対象とした募集（売出）金額】 \_\_\_\_\_

【安定操作に関する事項】 \_\_\_\_\_

【縦覧に供する場所】 名称 \_\_\_\_\_  
(所在地)

第一部 [同左]

[第1・第2 同左]

第3 [同左]

[1～4 同左]

5 [同左]

氏名又は名称	住 所	所有株式数 (株)	総議決権数に対する所有議決権数の割合	割当後の所有株式数 (株)	割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合
[同左]					

[6～8 同左]

第4 [同左]

第二部 [同左]

第三部【参照情報】(2)

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1 [略]

2【半期報告書】

事業年度 第 期中 (自 年 月 日 至 年 月 日) 年 月 日 関東財務局長に提出

[3・4 略]

5【外国会社半期報告書及びその補足書類】

事業年度 第 期中 (自 年 月 日 至 年 月 日) 年 月 日 関東財務局長に提出

[6・7 略]

[第2・第3 略]

[第四部・第五部 略]

(記載上の注意)

次に掲げるものを除き、第七号様式に準じて記載すること。

[(1)・(2) 略]

(3) 参照書類の補完情報

a [略]

b 参照書類に外国会社報告書及びその補足書類の訂正報告書並びに外国会社半期報告書及びその補足書類並びにこれらの書類の訂正報告書が含まれる場合にあつては、aに準じて記載すること。

第七号の四様式

【表紙】  
【提出書類】 有価証券届出書  
【提出先】 関東財務局長  
【提出日】 年 月 日  
【会社名】 \_\_\_\_\_  
【代表者の役職氏名】 \_\_\_\_\_  
【本店の所在の場所】 \_\_\_\_\_  
【代理人の氏名又は名称】 \_\_\_\_\_  
【代理人の住所又は所在地】 \_\_\_\_\_  
【電話番号】 \_\_\_\_\_  
【事務連絡者氏名】 \_\_\_\_\_  
【連絡場所】 \_\_\_\_\_  
【電話番号】 \_\_\_\_\_  
【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】 \_\_\_\_\_  
【届出の対象とした募集（売出）金額】 \_\_\_\_\_  
【安定操作に関する事項】 \_\_\_\_\_  
【縦覧に供する場所】 名称 \_\_\_\_\_

第三部 [同左]

第1 [同左]

[同左]

1 [同左]

2【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第 期第 四半期 (第 期中) (自 年 月 日 至 年 月 日) 年 月 日 関東財務局長に提出

[3・4 同左]

5【外国会社四半期報告書及びその補足書類並びに外国会社半期報告書及びその補足書類】

事業年度 第 期第 四半期 (第 期中) (自 年 月 日 至 年 月 日) 年 月 日 関東財務局長に提出

[6・7 同左]

[第2・第3 同左]

[第四部・第五部 同左]

(記載上の注意)

[同左]

[(1)・(2) 同左]

(3) [同左]

a [同左]

b 参照書類に外国会社報告書及びその補足書類の訂正報告書並びに外国会社四半期報告書及びその補足書類並びに外国会社半期報告書及びその補足書類並びにこれらの書類の訂正報告書が含まれる場合にあつては、aに準じて記載すること。

第七号の四様式

【表紙】  
【提出書類】 有価証券届出書  
【提出先】 関東財務局長  
【提出日】 年 月 日  
【会社名】 \_\_\_\_\_  
【代表者の役職氏名】 \_\_\_\_\_  
【本店の所在の場所】 \_\_\_\_\_  
【代理人の氏名又は名称】 \_\_\_\_\_  
【代理人の住所又は所在地】 \_\_\_\_\_  
【電話番号】 \_\_\_\_\_  
【事務連絡者氏名】 \_\_\_\_\_  
【連絡場所】 \_\_\_\_\_  
【電話番号】 \_\_\_\_\_  
【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】 \_\_\_\_\_  
【届出の対象とした募集（売出）金額】 \_\_\_\_\_  
【安定操作に関する事項】 \_\_\_\_\_  
【縦覧に供する場所】 名称 \_\_\_\_\_

(所在地)

[第一部～第三部 略]

第四部 【提出会社の保証会社等の情報】

第1 【保証会社情報】

1 [略]

2 【継続開示会社たる保証会社に関する事項】

(1) 【保証会社が提出した書類】

① [略]

② 【半期報告書】

事業年度 第 期中 (自 年 月 日 至 年 月 日) 年 月 日

財務(支)局長に提出

【③・④ 略】

(2) [略]

3 [略]

[第2・第3 略]

[第五部・第六部 略]

(記載上の注意)

[略]

第八号様式

【表紙】

【提出書類】

【根拠条文】

【提出先】

【提出日】

【事業年度】

有価証券報告書

金融商品取引法第24条第1項

関東財務局長

年 月 日

第 期 (自 年 月 日 至 年 月 日)

【会社名】(2)

【代表者の役職氏名】(3)

【本店の所在の場所】

【代理人の氏名又は名称】(4)

【代理人の住所又は所在地】

【電話番号】

【事務連絡者氏名】(5)

【連絡場所】

【電話番号】

【縦覧に供する場所】(6)

名称

(所在地)

第一部 【企業情報】

[第1～第4 略]

第5 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) [略]

(所在地)

[第一部～第三部 同左]

第四部 [同左]

第1 [同左]

1 [同左]

2 [同左]

(1) [同左]

① [同左]

② 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第 期第 四半期 (第 期中) (自 年 月 日 至 年 月 日)

年 月 日 財務(支)局長に提出

【③・④ 同左】

(2) [同左]

3 [同左]

[第2・第3 同左]

[第五部・第六部 同左]

(記載上の注意)

[同左]

第八号様式

【表紙】

【提出書類】

【根拠条文】

【提出先】

【提出日】

【事業年度】

有価証券報告書

金融商品取引法第24条第1項

関東財務局長

年 月 日

第 期 (自 年 月 日 至 年 月 日)

【会社名】(2)

【代表者の役職氏名】(3)

【本店の所在の場所】

【代理人の氏名又は名称】(4)

【代理人の住所又は所在地】

【電話番号】

【事務連絡者氏名】(5)

【連絡場所】

【電話番号】

【縦覧に供する場所】(6)

名称

(所在地)

第一部 [同左]

[第1～第4 同左]

第5 [同左]

1 [同左]

(1) [同左]

(2) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】(24)

	中間会計期間 (年月日から年月日まで)	第 期 (年月日から年月日まで)
[略]		

[(3)~(5) 略]

[2・3 略]

[第6～第9 略]

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

第1 【保証会社情報】

1 [略]

2 【継続開示会社たる保証会社に関する事項】(43)

(1) 【保証会社が提出した書類】

① 【有価証券報告書及びその添付書類又は半期報告書】

[略]

②・③ 略

(2) [略]

3 [略]

[第2・第3 略]

(記載上の注意)

以下の規定により第二号様式及び第七号様式の記載上の注意に準じて当該規定に係る記載をする場合には、第二号様式及び第七号様式記載上の注意中「届出書提出日」、「届出書提出日の最近日」及び「最近日」とあるのは「当連結会計年度末」（連結財務諸表を作成していない場合にあっては「当事業年度末」と）、「最近5連結会計年度」とあるのは「当連結会計年度の前4連結会計年度及び当連結会計年度」と、「最近2連結会計年度等」とあるのは「当連結会計年度の前連結会計年度及び当連結会計年度」と、「最近連結会計年度」及び「最近連結会計年度等」とあるのは「当連結会計年度」と、「最近連結会計年度末」とあるのは「当連結会計年度末」と、「最近5事業年度」とあるのは「当事業年度の前4事業年度及び当事業年度」と、「最近2事業年度」及び「最近2事業年度等」とあるのは「当事業年度の前事業年度及び当事業年度」と、「最近事業年度」及び「最近事業年度等」とあるのは「当事業年度」と、「最近事業年度末」とあるのは「当事業年度末」と、「届出書に記載した」とあるのは「有価証券報告書に記載した」と読み替えるものとする。

(1) 一般的事項

[a～f 略]

g 第一節中「第2 企業の概況」から「第4 設備の状況」までの記載については、次によること。

[(a)・(b) 略]

(c) 財務書類として連結財務諸表と個別財務諸表の両者を掲げている場合には、次によること。

① 財務諸表等規則第328条第1項又は第2項の規定により提出会社が本国又は本国以外の本邦外地域の用語、様式及び作成方法によることとされている場合において、当該本国又は本国以外の本邦外地域において主たる財務書類が連結財務諸表とされているときにあっては(a)に準じて記載し、主たる財務書類が個別財務諸表とされているときにあっては(b)に準じて記載するとともに、企業集団の状況に関する重要な事項及び経営成績の概要を記載すること。

② 財務諸表等規則第328条第3項又は第4項の規定により提出会社が金融庁長官の指示する用語、様式及び作成方法によることとされている場合においては、(a)に準じて記載すること。

(2) [同左]

	第4四半期会計期間 (年月日から年月日まで)	第 期 (年月日から年月日まで)
[同左]		

[(3)~(5) 同左]

[2・3 同左]

[第6～第9 同左]

第二部 [同左]

第1 [同左]

1 [同左]

2 [同左]

(1) [同左]

① 【有価証券報告書及びその添付書類又は四半期報告書若しくは半期報告書】

[同左]

②・③ 同左

(2) [同左]

3 [同左]

[第2・第3 同左]

(記載上の注意)

[同左]

(1) [同左]

[a～f 同左]

g [同左]

[(a)・(b) 同左]

(c) [同左]

① 財務諸表等規則第131条第1項又は第2項の規定により提出会社が本国又は本国以外の本邦外地域の用語、様式及び作成方法によることとされている場合において、当該本国又は本国以外の本邦外地域において主たる財務書類が連結財務諸表とされているときにあっては(a)に準じて記載し、主たる財務書類が個別財務諸表とされているときにあっては(b)に準じて記載するとともに、企業集団の状況に関する重要な事項及び経営成績の概要を記載すること。

② 財務諸表等規則第131条第3項又は第4項の規定により提出会社が金融庁長官の指示する用語、様式及び作成方法によることとされている場合においては、(a)に準じて記載すること。

[h・i 略]

[(2)~(23) 略]

(24) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等

[a・b 略]

c 「中間会計期間」の欄には、直近に提出し、又は提出すべきだった半期報告書に係る中間会計期間の末日の翌日から当事業年度の末日までの期間に係るものを記載すること。

[(25)~(33) 略]

(34) 経理の状況

a [略]

b 財務書類は、財務諸表等規則第328条第1項から第4項までの規定のうちいずれによるものであるかを記載すること。

c [略]

[(35)~(42) 略]

(43) 継続開示会社たる保証会社に関する事項

a [略]

b 本報告書の提出日において既に提出されている保証会社の直近の事業年度に係る報告書及びその添付書類（これらの書類の提出以後に当該保証会社の半期報告書が提出されている場合には、当該半期報告書）並びにその提出以後に提出される臨時報告書並びにこれらの訂正報告書について記載すること。

なお、本報告書の提出日における保証会社の直近の事業年度に係る報告書及びその添付書類又は本報告書の提出日の属する保証会社の事業年度に係る半期報告書が本報告書提出後に遅滞なく提出されることが見込まれる場合にはその旨を付記すること。

[c・d 略]

[(44)~(48) 略]

第八号の二様式

【表紙】

【提出書類】(2)

外国会社報告書

【提出先】

関東財務局長

【提出日】

年 月 日

【事業年度】(3)

第 期(自 年月 日至  
年月 日)

【会社名】

\_\_\_\_\_

【代表者の役職氏名】

\_\_\_\_\_

【本店の所在の場所】

\_\_\_\_\_

【代理人の氏名又は名称】

\_\_\_\_\_

【代理人の住所又は所在地】

\_\_\_\_\_

【事務連絡者氏名】

\_\_\_\_\_

【連絡場所】

\_\_\_\_\_

【電話番号】

\_\_\_\_\_

【縦覧に供する場所】

名称

[h・i 同左]

[(2)~(23) 同左]

(24) [同左]

[a・b 同左]

c 「第4四半期会計期間」の欄には、直近に提出し、又は提出すべきだった四半期報告書に係る四半期会計期間又は半期報告書に係る中間会計期間の末日の翌日から当事業年度の末日までの期間に係るものを記載すること。

[(25)~(33) 同左]

(34) [同左]

a [同左]

b 財務書類は、財務諸表等規則第131条第1項から第4項までの規定のうちいずれによるものであるかを記載すること。

c [同左]

[(35)~(42) 同左]

(43) [同左]

a [同左]

b 本報告書の提出日において既に提出されている保証会社の直近の事業年度に係る報告書及びその添付書類（これらの書類の提出以後に当該保証会社の四半期報告書又は半期報告書が提出されている場合には、当該四半期報告書（当該四半期報告書が複数あるときは、その直近のものをいう。）又は半期報告書）並びにその提出以後に提出される臨時報告書並びにこれらの訂正報告書について記載すること。

なお、本報告書の提出日における保証会社の直近の事業年度に係る報告書及びその添付書類又は本報告書の提出日の属する保証会社の事業年度に係る四半期報告書又は半期報告書が本報告書提出後に遅滞なく提出されることが見込まれる場合にはその旨を付記すること。

[c・d 同左]

[(44)~(48) 同左]

第八号の二様式

【表紙】

【提出書類】(2)

外国会社報告書

【提出先】

関東財務局長

【提出日】

年 月 日

【事業年度】(3)

第 期(自 年月 日至  
年月 日)

【会社名】

\_\_\_\_\_

【代表者の役職氏名】

\_\_\_\_\_

【本店の所在の場所】

\_\_\_\_\_

【代理人の氏名又は名称】

\_\_\_\_\_

【代理人の住所又は所在地】

\_\_\_\_\_

【事務連絡者氏名】

\_\_\_\_\_

【連絡場所】

\_\_\_\_\_

【電話番号】

\_\_\_\_\_

【縦覧に供する場所】

名称

(所在地)

(記載上の注意)

[(1)・(2) 略]

(3) 事業年度

提出しようとする書類が、外国会社半期報告書である場合は「【事業年度】第 期(自 年 月 日至 年 月 日)」を「【中間会計期間】第 期中(自 年 月 日至 年 月 日)」と読み替えて記載し、外国会社確認書である場合は、記載を要しない。

(4) [略]

第九号様式

【表紙】

【提出書類】

有価証券報告書

【根拠条文】

金融商品取引法第24条第3項

【提出先】

関東財務局長

【提出日】

年 月 日

【事業年度】

第 期(自 年 月 日至 年 月 日)

【会社名】

\_\_\_\_\_

【代表者の役職氏名】

\_\_\_\_\_

【本店の所在の場所】

\_\_\_\_\_

【代理人の氏名又は名称】

\_\_\_\_\_

【代理人の住所又は所在地】

\_\_\_\_\_

【電話番号】

\_\_\_\_\_

【事務連絡者氏名】

\_\_\_\_\_

【連絡場所】

\_\_\_\_\_

【電話番号】

\_\_\_\_\_

【縦覧に供する場所】

名称  
(所在地)

第一部【企業情報】

[第1～第4 略]

第5【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1) [略]

(2)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

	中間会計期間 ( 年 月 日から 年 月 日まで)	第 期 ( 年 月 日から 年 月 日まで)
[略]		

[(3)～(5) 略]

[2・3 略]

(所在地)

(記載上の注意)

[(1)・(2) 同左]

(3) [同左]

提出しようとする書類が、外国会社四半期報告書である場合は「【事業年度】第 期(自 年 月 日至 年 月 日)」を「【四半期会計期間】第 期第 四半期(自 年 月 日至 年 月 日)」と読み替えて記載し、外国会社半期報告書である場合は「【事業年度】第 期(自 年 月 日至 年 月 日)」を「【中間会計期間】第 期中(自 年 月 日至 年 月 日)」と読み替えて記載し、外国会社確認書である場合は、記載を要しない。

(4) [同左]

第九号様式

【表紙】

【提出書類】

有価証券報告書

【根拠条文】

金融商品取引法第24条第3項

【提出先】

関東財務局長

【提出日】

年 月 日

【事業年度】

第 期(自 年 月 日至 年 月 日)

【会社名】

\_\_\_\_\_

【代表者の役職氏名】

\_\_\_\_\_

【本店の所在の場所】

\_\_\_\_\_

【代理人の氏名又は名称】

\_\_\_\_\_

【代理人の住所又は所在地】

\_\_\_\_\_

【電話番号】

\_\_\_\_\_

【事務連絡者氏名】

\_\_\_\_\_

【連絡場所】

\_\_\_\_\_

【電話番号】

\_\_\_\_\_

【縦覧に供する場所】

名称  
(所在地)

第一部 [同左]

[第1～第4 同左]

第5 [同左]

1 [同左]

(1) [同左]

(2) [同左]

	第4四半期会計期間 ( 年 月 日から 年 月 日まで)	第 期 ( 年 月 日から 年 月 日まで)
[同左]		

[(3)～(5) 同左]

[2・3 同左]

[第6～第9 略]

第二部 [略]

(記載上の注意)

[略]

第九号の二様式

【表紙】

【提出書類】

確認書

【根拠条文】

金融商品取引法第24条の4の2第 項

【提出先】

関東財務局長

【提出日】

年 月 日

【会社名】(2)

\_\_\_\_\_

【代表者の役職氏名】(3)

\_\_\_\_\_

【最高財務責任者の役職氏名】(4)

\_\_\_\_\_

【本店の所在の場所】

\_\_\_\_\_

【代理人の氏名又は名称】(5)

\_\_\_\_\_

【代理人の住所又は所在地】

\_\_\_\_\_

【縦覧に供する場所】(6)

名称

\_\_\_\_\_ (所在地)

[1・2 略]

(記載上の注意)

[(1)~(8) 略]

(9) 読替え

提出者が、半期報告書についての確認書を提出する場合には、本様式中「有価証券報告書」とあるのは「半期報告書」と、「事業年度」とあるのは「中間会計期間」と読み替えて記載すること。

第九号の三様式

【表紙】

【提出書類】

半期報告書

【根拠条文】

金融商品取引法第24条の5第1項の表の第 号

【提出先】

関東財務局長

【提出日】

年 月 日

【中間会計期間】

第 期中 (自 年 月 日 至 年 月 日)

【会社名】(2)

\_\_\_\_\_

【代表者の役職氏名】(3)

\_\_\_\_\_

【本店の所在の場所】

\_\_\_\_\_

【代理人の氏名又は名称】(4)

\_\_\_\_\_

【代理人の住所又は所在地】

\_\_\_\_\_

【電話番号】

\_\_\_\_\_

[第6～第9 同左]

第二部 [同左]

(記載上の注意)

[同左]

第九号の二様式

【表紙】

【提出書類】

確認書

【根拠条文】

金融商品取引法第24条の4の2第 項

【提出先】

関東財務局長

【提出日】

年 月 日

【会社名】(2)

\_\_\_\_\_

【代表者の役職氏名】(3)

\_\_\_\_\_

【最高財務責任者の役職氏名】(4)

\_\_\_\_\_

【本店の所在の場所】

\_\_\_\_\_

【代理人の氏名又は名称】(5)

\_\_\_\_\_

【代理人の住所又は所在地】

\_\_\_\_\_

【縦覧に供する場所】(6)

名称

\_\_\_\_\_ (所在地)

[1・2 同左]

(記載上の注意)

[(1)~(8) 同左]

(9) [同左]

a 提出者が、四半期報告書についての確認書を提出する場合には、本様式中「有価証券報告書」とあるのは「四半期報告書」と、「事業年度」とあるのは「四半期会計期間」と読み替えて記載すること。

b 提出者が、半期報告書についての確認書を提出する場合には、本様式中「有価証券報告書」とあるのは「半期報告書」と、「事業年度」とあるのは「中間会計期間」と読み替えて記載すること。

第九号の三様式

【表紙】

【提出書類】

四半期報告書

【根拠条文】

金融商品取引法第24条の4の7第 項

【提出先】

関東財務局長

【提出日】

年 月 日

【四半期会計期間】

第 期第 四半期 (自 年 月 日 至 年 月 日)

【会社名】(2)

\_\_\_\_\_

【代表者の役職氏名】(3)

\_\_\_\_\_

【本店の所在の場所】

\_\_\_\_\_

【代理人の氏名又は名称】(4)

\_\_\_\_\_

【代理人の住所又は所在地】

\_\_\_\_\_

【電話番号】

\_\_\_\_\_



【事務連絡者氏名】(5) \_\_\_\_\_  
 【最寄りの連絡場所】 \_\_\_\_\_  
 【電話番号】 \_\_\_\_\_  
 【事務連絡者氏名】 \_\_\_\_\_  
 【縦覧に供する場所】(6) 名称 \_\_\_\_\_  
 (所在地) \_\_\_\_\_

第一部【企業情報】

[第1～第3 略]

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1) [略]

(2)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】(14)

	中間会計期間（年月日から年月日まで）
当該中間会計期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数	
当該中間会計期間の権利行使に係る交付株式数	
当該中間会計期間の権利行使に係る平均行使価額等	
当該中間会計期間の権利行使に係る資金調達額	
当該中間会計期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計	
当該中間会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数	
当該中間会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等	
当該中間会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額	
当該中間会計期間の末日において残存する当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数	

[(3)・(4) 略]

【事務連絡者氏名】(5) \_\_\_\_\_  
 【最寄りの連絡場所】 \_\_\_\_\_  
 【電話番号】 \_\_\_\_\_  
 【事務連絡者氏名】 \_\_\_\_\_  
 【縦覧に供する場所】(6) 名称 \_\_\_\_\_  
 (所在地) \_\_\_\_\_

第一部 [同左]

[第1～第3 同左]

第4 [同左]

1 [同左]

(1) [同左]

(2) [同左]

	第 四半期会計期間（年月日から年月日まで）
当該四半期会計期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数	
当該四半期会計期間の権利行使に係る交付株式数	
当該四半期会計期間の権利行使に係る平均行使価額等	
当該四半期会計期間の権利行使に係る資金調達額	
当該四半期会計期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計	
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数	
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等	
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額	
当該四半期会計期間の末日において残存する当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数	

[(3)・(4) 同左]

- 2 [略]
- 第5【経理の状況】(18)
- 1【中間財務書類】(19)
- 2 [略]
- 第6【外国為替相場の推移】(21)
- 1【当該半期中における月別為替相場の推移】  
[表略]
- 2 [略]
- 第二部【提出会社の保証会社等の情報】
- 第1【保証会社情報】
- 1 [略]
- 2【継続開示会社たる保証会社に関する事項】(23)
- (1)【保証会社が提出した書類】
- ①【有価証券報告書及びその添付書類又は半期報告書】  
[略]
- ②【臨時報告書】
- ①の書類の提出後、本半期報告書提出日（ 年 月 日）までに、臨時報告書を 年 月 日に関東財務局長に提出
- ③ [略]
- (2) [略]
- 3 [略]
- [第2・第3 略]
- (記載上の注意)
- (1) 一般的事項
- a [略]
- b 以下の規定により記載が必要とされている事項に加えて、半期報告書の各記載項目に関連した事項を追加して記載することができる。  
[c～e 略]
- f 半期報告書に掲げる事項は図表による表示をすることができる。この場合、記載すべき事項が図表により明瞭に示されるよう表示することとし、図表による表示により投資者に誤解を生じさせることとならないよう注意しなければならない。
- g 第一部中「第2 企業の概況」から「第4 設備の状況」までの記載については、次によること。  
[a]・[b] 略
- (c) 有価証券報告書に財務書類として連結財務諸表と個別財務諸表の両者を掲げている場合には、次によること。
- ① 財務諸表等規則第328条第1項又は第2項の規定により提出会社が本国又は本国以外の本邦外地域の用語、様式及び作成方法によることとされている場合において、当該本国又は本国以外の本邦外地域において主たる財務書類が連結財務諸表とされているときにあっては(a)に準じて記載し、主たる財務書類が個別財務諸表とされているときにあっては(b)に準じて記載すること。
- ② 財務諸表等規則第328条第3項又は第4項の規定により提出会社が金融庁長官の指示する用語、様式及び作成方法によることとされている場合においては、(a)に準じて記載すること。  
[削る。]

- 2 [同左]
- 第5 [同左]
- 1【四半期財務書類】(19)
- 2 [同左]
- 第6 [同左]
- 1【当該四半期中における月別為替相場の推移】  
[同左]
- 2 [同左]
- 第二部 [同左]
- 第1 [同左]
- 1 [同左]
- 2 [同左]
- (1) [同左]
- ①【有価証券報告書及びその添付書類又は四半期報告書若しくは半期報告書】  
[同左]
- ② [同左]
- ①の書類の提出後、本四半期報告書提出日（ 年 月 日）までに、臨時報告書を 年 月 日に関東財務局長に提出
- ③ [同左]
- (2) [同左]
- 3 [同左]
- [第2・第3 同左]
- (記載上の注意)
- (1) [同左]
- a [同左]
- b 以下の規定により記載が必要とされている事項に加えて、四半期報告書の各記載項目に関連した事項を追加して記載することができる。  
[c～e 同左]
- f 四半期報告書に掲げる事項は図表による表示をすることができる。この場合、記載すべき事項が図表により明瞭に示されるよう表示することとし、図表による表示により投資者に誤解を生じさせることとならないよう注意しなければならない。
- g [同左]
- [a]・[b] 同左
- (c) [同左]
- ① 財務諸表等規則第131条第1項又は第2項の規定により提出会社が本国又は本国以外の本邦外地域の用語、様式及び作成方法によることとされている場合において、当該本国又は本国以外の本邦外地域において主たる財務書類が連結財務諸表とされているときにあっては(a)に準じて記載し、主たる財務書類が個別財務諸表とされているときにあっては(b)に準じて記載すること。
- ② 財務諸表等規則第131条第3項又は第4項の規定により提出会社が金融庁長官の指示する用語、様式及び作成方法によることとされている場合においては、(a)に準じて記載すること。
- h この様式において、「四半期累計期間」とは、四半期財務諸表等規則第3条第6号に規定する四半期累計期間をいう。

h [略]

i 「第一部 企業情報」の「第3 事業の状況」の「1 事業等のリスク」及び「2 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」に将来に関する事項を記載する場合には、当該事項は当中間会計期間の末日現在において判断したものである旨を記載すること。

(2) [略]

(3) 代表者の役職氏名

半期報告書の提出について正当な権限を有する者の役職氏名を記載すること。

(4) 代理人の氏名又は名称

本邦内に住所を有する者であって、半期報告書の提出に関する一切の行為につき提出会社を代理する権限を有するもの（以下4)において「代理人」という。）の氏名（代理人が法人である場合には、その名称及び代表者の氏名）を記載すること。

[(5)・(6) 略]

(7) 本国における法制等の概要

当中間会計期間に、提出会社の属する国・州等における会社制度、提出会社の定款等に規定する制度、外国為替管理制度及び課税上の取扱いについて異動があった場合には、その概要を記載すること。

[(8)~(13) 略]

(14) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等

a 当中間会計期間において、行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る新株予約権が行使された場合に記載すること。なお、複数の行使価額修正条項付新株予約権付社債券等について行使が行われた場合には、種類ごとに区分して記載すること。

b [略]

(15) 発行済株式総数及び資本金の推移

a 当中間会計期間における発行済株式総数及び資本金の増減について株式の種類別に区分して記載すること。

なお、資本金の増減については、その増減の金額が当中間会計期間末日の資本金の100分の10以上のものについては、その増減ごとに記載することとするが、100分の10未満のものについては、中間会計期間の増加額及び減少額をそれぞれ一括して記載することができる。

b 新株の発行による発行済株式総数及び資本金の増加については、新株の発行形態（有償・無償の別、株主割当・第三者割当等の別、株主割当の場合には割当比率等）を欄外に記載すること。

合併については、合併の相手先名及び合併比率を欄外に記載すること。

新株予約権の行使による発行済株式総数及び資本金の増加については、当半期会計期間の合計額を記載し、その旨を欄外に記載すること。

発行済株式総数及び資本金の減少については、その理由及び減資割合等を欄外に記載すること。

c 新株予約権を発行している場合には、当中間会計期間末日現在における新株予約権の残高、新株予約権の行使により発行する株式の発行価格及び資本組入額を付記すること。

d 当中間会計期間において、有価証券届出書、発行登録追補書類又は臨時報告書（第19条第2項第1号又は第2号の規定により提出する場合に限る。）に記載すべき手取金の総額並びにその用途の区分ごとの内容、金額及び支出予定時期に重要な変更が生じた場合には、その内容を欄外に記載すること。

(16) 大株主の状況

a 当中間会計期間の末日現在の「大株主の状況」について記載すること。

i [同左]

[加える。]

(2) [同左]

(3) [同左]

四半期報告書の提出について正当な権限を有する者の役職氏名を記載すること。

(4) [同左]

本邦内に住所を有する者であって、四半期報告書の提出に関する一切の行為につき提出会社を代理する権限を有するもの（以下4)において「代理人」という。）の氏名（代理人が法人である場合には、その名称及び代表者の氏名）を記載すること。

[(5)・(6) 同左]

(7) [同左]

当四半期会計期間に、提出会社の属する国・州等における会社制度、提出会社の定款等に規定する制度、外国為替管理制度及び課税上の取扱いについて異動があった場合には、その概要を記載すること。

[(8)~(13) 同左]

(14) [同左]

a 当四半期会計期間において、行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る新株予約権が行使された場合に記載すること。なお、複数の行使価額修正条項付新株予約権付社債券等について行使が行われた場合には、種類ごとに区分して記載すること。

b [同左]

(15) [同左]

a 当四半期会計期間における発行済株式総数及び資本金の増減について株式の種類別に区分して記載すること。

なお、資本金の増減については、その増減の金額が当四半期会計期間末日の資本金の100分の10以上のものについては、その増減ごとに記載することとするが、100分の10未満のものについては、四半期会計期間の増加額及び減少額をそれぞれ一括して記載することができる。

b 新株の発行による発行済株式総数及び資本金の増加については、新株の発行形態（有償・無償の別、株主割当・第三者割当等の別、株主割当の場合には割当比率等）を欄外に記載すること。

合併については、合併の相手先名及び合併比率を欄外に記載すること。

新株予約権の行使による発行済株式総数及び資本金の増加については、当四半期会計期間の合計額を記載し、その旨を欄外に記載すること。

発行済株式総数及び資本金の減少については、その理由及び減資割合等を欄外に記載すること。

c 新株予約権を発行している場合には、当四半期会計期間末日現在における新株予約権の残高、新株予約権の行使により発行する株式の発行価格及び資本組入額を付記すること。

d 当四半期会計期間において、有価証券届出書、発行登録追補書類又は臨時報告書（第19条第2項第1号又は第2号の規定により提出する場合に限る。）に記載すべき手取金の総額並びにその用途の区分ごとの内容、金額及び支出予定時期に重要な変更が生じた場合には、その内容を欄外に記載すること。

(16) [同左]

a 当四半期会計期間が第2四半期会計期間（第1四半期会計期間（当事業年度の最初の四半期会計期間をいう。）の翌四半期会計期間をいう。bにおいて同じ。）である場合について、当四半期会計期間の末日現在の「大株主の状況」について記載すること。

b 中間会計期間の末日現在の議決権のある記名株式（他人（仮設人を含む。）名義のものを含む。）及び会社が把握している議決権のある無記名株式の所有数の多い順に10名程度について記載すること。ただし、その所有数が発行済株式総数の100分の1未満の株主については記載を要しない。

また、会社が議決権の数が異なる二以上の種類の株式を発行している場合には、所有株式に係る議決権の個数の多い順に10名程度についても併せて記載すること。

なお、大株主が個人である場合の個人株主の住所の記載に当たっては、市町村（第21条第2項に規定する市町村をいい、外国におけるこれらに相当するものを含む。）までを記載しても差し支えない。

(17) 役員の状況

a 前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当中間会計期間において役員（取締役、監査役及び政策決定又は業務執行に関しこれらの者と同等の権限を有する職員をいう。以下(17)において同じ。）に異動があった場合に記載すること。

[b～e 略]

(18) 経理の状況

中間財務書類は、財務諸表等規則第328条第1項、第2項又は第4項の規定のうちいずれによるものであるかを記載すること。

(19) 中間財務書類

a 次の中間財務書類を掲げること。

(a) 提出会社の本邦以外の地域において開示している中間財務書類が、財務諸表等規則第328条第1項又は第2項の規定により、公益又は投資者保護に欠けることがないものとして認められた場合には、次の①から③までに掲げる場合の区分に応じ、当該①から③までに定める中間財務書類を掲げること。

この場合において、中間財務書類の種類（中間会計期間に係る中間貸借対照表、中間損益計算書及びキャッシュ・フロー計算書をいう。）は、当該地域で開示すべきこととされているものによる（(b)において同じ。）。

- ① 当該地域において中間連結財務諸表のみを開示している場合 中間連結財務諸表
- ② 当該地域において中間財務諸表のみを開示している場合 中間財務諸表
- ③ 当該地域において中間連結財務諸表と中間財務諸表の両者を開示している場合 中間連結財務諸表

(b) 財務諸表等規則第328条第4項の規定により、財務書類の用語、様式及び作成方法が指示された場合には、その指示されたところにより作成された中間財務書類を掲げること。

b 当中間会計期間に係る中間財務書類と前年同中間会計期間に係る中間財務書類（連結財務諸表規則第96条又は財務諸表等規則第130条に規定する比較情報が含まれる場合には当中間会計期間に係る中間財務書類）を掲げて比較すること。

(20) その他

a 当該中間会計期間終了後半期報告書提出日までに、資産・負債に著しい変動及び損益に重要な影響を与えた事実又は与えることが確実に予想される事実が生じた場合には、その概要を記載すること。ただし、この半期報告書の他の箇所に含めて記載したものについては、記載を要しない。

b 当中間会計期間に営業その他に重要な訴訟事件等があったときは、その概要について記載すること。

(21) 外国為替相場の推移

中間財務書類の表示に用いられた通貨と本邦通貨との間の為替相場の推移を記載すること。

b 第2四半期会計期間の末日現在の議決権のある記名株式（他人（仮設人を含む。）名義のものを含む。）及び会社が把握している議決権のある無記名株式の所有数の多い順に10名程度について記載すること。ただし、その所有数が発行済株式総数の100分の1未満の株主については記載を要しない。

また、会社が議決権の数が異なる二以上の種類の株式を発行している場合には、所有株式に係る議決権の個数の多い順に10名程度についても併せて記載すること。

なお、大株主が個人である場合の個人株主の住所の記載に当たっては、市町村（第21条第2項に規定する市町村をいい、外国におけるこれらに相当するものを含む。）までを記載しても差し支えない。

(17) [同左]

a 前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期累計期間において役員（取締役、監査役及び政策決定又は業務執行に関しこれらの者と同等の権限を有する職員をいう。以下(17)において同じ。）に異動があった場合に記載すること。

[b～e 同左]

(18) [同左]

四半期財務書類は、四半期財務諸表等規則第85条第1項から第3項までの規定のうちいずれによるものであるかを記載すること。

(19) 四半期財務書類

a 次の四半期財務書類を掲げること。

(a) 提出会社の本邦以外の地域において開示している四半期財務書類が、四半期財務諸表等規則第83条第1項又は第2項の規定により、公益又は投資者保護に欠けることがないものとして認められた場合には、次の区分により、四半期財務書類を掲げること。

この場合において、四半期財務書類の種類（四半期会計期間に係る四半期貸借対照表、四半期会計期間及び四半期累計期間に係る四半期損益計算書並びに四半期累計期間に係るキャッシュ・フロー計算書をいう。）は、当該地域で開示すべきこととされているものによる（(b)において同じ。）。

- ① 当該地域において四半期連結財務諸表のみを開示している場合 四半期連結財務諸表
- ② 当該地域において四半期財務諸表のみを開示している場合 四半期財務諸表
- ③ 当該地域において四半期連結財務諸表と四半期財務諸表の両者を開示している場合 四半期連結財務諸表

(b) 四半期財務諸表等規則第85条第3項の規定により、財務書類の用語、様式及び作成方法が指示された場合には、その指示されたところにより作成された四半期財務書類を掲げること。

b 当四半期会計期間に係る四半期財務書類と前年同四半期会計期間に係る四半期財務書類（四半期連結財務諸表規則第5条の3又は四半期財務諸表等規則第4条の3に規定する比較情報が含まれる場合については当四半期会計期間に係る四半期財務書類）を掲げて比較すること。

(20) [同左]

a 当該四半期会計期間終了後四半期報告書提出日までに、資産・負債に著しい変動及び損益に重要な影響を与えた事実又は与えることが確実に予想される事実が生じた場合には、その概要を記載すること。ただし、この四半期報告書の他の箇所に含めて記載したものについては、記載を要しない。

b 当四半期会計期間に営業その他に重要な訴訟事件等があったときは、その概要について記載すること。

(21) [同左]

四半期財務書類の表示に用いられた通貨と本邦通貨との間の為替相場の推移を記載すること。

なお、中間財務書類の表示に用いられた通貨と本邦通貨との間の為替相場が、国内において時事に関する事項を掲載する2以上の日刊新聞紙に当該半期中において掲載されている場合には、記載を省略することができる。

- (2) 保証の対象となっている社債（短期社債を除く。）  
提出会社の発行している公募社債等のうち、保証の対象となっているものについて、社債の名称、発行年月、券面総額又は振替社債等の総額、償還額、提出会社の当中間会計期間の末日現在の未償還額及び上場金融商品取引所又は登録認可金融商品取引業協会名を記載すること。

- (23) 継続開示会社たる保証会社に関する事項

a [略]

- b 本半期報告書の提出日において既に提出されている保証会社の直近の事業年度に係る有価証券報告書及びその添付書類（これらの書類の提出以後に当該保証会社の半期報告書が提出されている場合には、当該半期報告書）並びにその提出以後に提出される臨時報告書並びにこれらの訂正報告書について記載すること。

なお、本半期報告書の提出日における保証会社の直近の事業年度に係る有価証券報告書及びその添付書類又は本半期報告書の提出日の属する保証会社の事業年度に係る半期報告書が本半期報告書提出後に遅滞なく提出されることが見込まれる場合にはその旨を併せて記載すること。

[c・d 略]

- (24) 継続開示会社に該当しない保証会社に関する事項

a [略]

- b 当該保証会社の会社名、代表者の役職名及び本店の所在の場所を記載し、本半期報告書の提出日における保証会社の直近の事業年度（cにおいて「直近事業年度」という。）に関する当該保証会社の経営成績の概要について、第八号様式「第一部 企業情報」の「第1 本国における法制等の概要」から「第6 経理の状況」までに準じて記載すること。

- c 当該保証会社の直近事業年度の次の事業年度が6月を超える場合であって、当該事業年度が開始した日からおおむね9箇月経過後に本半期報告書が提出される場合には、bにより記載すべき当該保証会社の経営成績の概要に加えて、当該事業年度が開始した日以後6箇月の当該保証会社の経営成績の概要について、第五号様式「第一部 企業情報」の「第1 企業の概況」から「第5 経理の状況」までに準じて記載すること。

なお、中間連結キャッシュ・フロー計算書及び中間キャッシュ・フロー計算書については記載を省略することができる。

- d b又はcにより記載すべき当該保証会社の経営成績の概要が、本半期報告書の提出日前に提出した提出会社の前事業年度に係る有価証券報告書における「提出会社の保証会社等の情報」（第三号様式「第二部 提出会社の保証会社等の情報」の「第1 保証会社情報」、第三号の二様式「第三部 提出会社の保証会社等の情報」の「第1 保証会社情報」又は第四号様式「第二部 提出会社の保証会社等の情報」をいう。）に記載されている場合には、当該保証会社の経営成績の概要の記載に代えて、当該有価証券報告書に記載された当該保証会社に関する情報を参照する旨を記載することができる。

- (25) [略]

- (26) 指数等の情報

提出会社の発行している有価証券に関し、投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される指数等に関する情報について記載すること。

a [略]

なお、四半期財務書類の表示に用いられた通貨と本邦通貨との間の為替相場が、国内において時事に関する事項を掲載する2以上の日刊新聞紙に当該四半期中において掲載されている場合には、記載を省略することができる。

- (22) [同左]

提出会社の発行している公募社債等のうち、保証の対象となっているものについて、社債の名称、発行年月、券面総額又は振替社債等の総額、償還額、提出会社の当四半期会計期間の末日現在の未償還額及び上場金融商品取引所又は登録認可金融商品取引業協会名を記載すること。

- (23) [同左]

a [同左]

- b 本四半期報告書の提出日において既に提出されている保証会社の直近の事業年度に係る有価証券報告書及びその添付書類（これらの書類の提出以後に当該保証会社の四半期報告書又は半期報告書が提出されている場合には、当該四半期報告書又は当該半期報告書）並びにその提出以後に提出される臨時報告書並びにこれらの訂正報告書について記載すること。

なお、本四半期報告書の提出日における保証会社の直近の事業年度に係る有価証券報告書及びその添付書類又は本四半期報告書の提出日の属する保証会社の事業年度に係る四半期報告書又は半期報告書が本四半期報告書提出後に遅滞なく提出されることが見込まれる場合にはその旨を併せて記載すること。

[c・d 同左]

- (24) [同左]

a [同左]

- b 当該保証会社の会社名、代表者の役職名及び本店の所在の場所を記載し、本四半期報告書の提出日における保証会社の直近の事業年度（cにおいて「直近事業年度」という。）に関する当該保証会社の経営成績の概要について、第八号様式「第一部 企業情報」の「第1 本国における法制等の概要」から「第6 経理の状況」までに準じて記載すること。

- c 当該保証会社の直近事業年度の次の事業年度が6月を超える場合であって、当該事業年度が開始した日からおおむね9箇月経過後に本四半期報告書が提出される場合には、bにより記載すべき当該保証会社の経営成績の概要に加えて、当該事業年度が開始した日以後6箇月の当該保証会社の経営成績の概要について、第五号様式「第一部 企業情報」の「第1 企業の概況」から「第5 経理の状況」までに準じて記載すること。

なお、中間連結キャッシュ・フロー計算書及び中間キャッシュ・フロー計算書については記載を省略することができる。

- d b又はcにより記載すべき当該保証会社の経営成績の概要が、本四半期報告書の提出日前に提出した提出会社の前事業年度に係る有価証券報告書における「提出会社の保証会社等の情報」（第三号様式「第二部 提出会社の保証会社等の情報」の「第1 保証会社情報」、第三号の二様式「第三部 提出会社の保証会社等の情報」の「第1 保証会社情報」又は第四号様式「第二部 提出会社の保証会社等の情報」をいう。）に記載されている場合には、当該保証会社の経営成績の概要の記載に代えて、当該有価証券報告書に記載された当該保証会社に関する情報を参照する旨を記載することができる。

- (25) [同左]

- (26) [同左]

[同左]

a [同左]

b 「2 当該指数等の推移」については、当該指数等の最近5事業年度（6月を1事業年度とする会社にあつては10事業年度）の年度別最高・最低値及び当中間会計期間の月別最高・最低値を記載すること。

第十号様式

【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の5第1項の表の第3号
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	年 月 日
【中間会計期間】	第 期中 (自 年 月 日 至 年 月 日)
【会社名】(2)	_____
【代表者の役職氏名】(3)	_____
【本店の所在の場所】	_____
【代理人の氏名又は名称】(4)	_____
【代理人の住所又は所在地】	_____
【電話番号】	_____
【事務連絡者氏名】(5)	_____
【連絡場所】	_____
【電話番号】	_____
【縦覧に供する場所】(6)	名称 _____ (所在地)

第一部 [略]

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

第1 【保証会社情報】

1 [略]

2 【継続開示会社たる保証会社に関する事項】(※)

(1) 【保証会社が提出した書類】

① 【有価証券報告書及びその添付書類又は半期報告書】

[略]

②・③ 略

(2) [略]

3 [略]

[第2・第3 略]

(記載上の注意)

(1) 一般的事項

[a～f 略]

g 第一中部「第2 企業の概況」から「第4 設備の状況」までの記載については、次によること。

【(a)・(b) 略】

(c) 有価証券報告書に財務書類として連結財務諸表と個別財務諸表の両者を掲げている場合には、次によること。

① 財務諸表等規則第328条第1項又は第2項の規定により提出会社が本国又は本国以外の本邦外地域の用語、様式及び作成方法によることとされている場合において、当該本国又は本国以外の

b 「2 当該指数等の推移」については、当該指数等の最近5事業年度（6月を1事業年度とする会社にあつては10事業年度）の年度別最高・最低値及び当四半期累計期間の月別最高・最低値を記載すること。

第十号様式

【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	年 月 日
【中間会計期間】	第 期中 (自 年 月 日 至 年 月 日)
【会社名】(2)	_____
【代表者の役職氏名】(3)	_____
【本店の所在の場所】	_____
【代理人の氏名又は名称】(4)	_____
【代理人の住所又は所在地】	_____
【電話番号】	_____
【事務連絡者氏名】(5)	_____
【連絡場所】	_____
【電話番号】	_____
【縦覧に供する場所】(6)	名称 _____ (所在地)

第一部 [同左]

第二部 [同左]

第1 [同左]

1 [同左]

2 [同左]

(1) [同左]

① 【有価証券報告書及びその添付書類又は四半期報告書若しくは半期報告書】

[同左]

②・③ 同左

(2) [同左]

3 [同左]

[第2・第3 同左]

(記載上の注意)

(1) [同左]

[a～f 同左]

g [同左]

【(a)・(b) 同左】

(c) [同左]

① 財務諸表等規則第131条第1項又は第2項の規定により提出会社が本国又は本国以外の本邦外地域の用語、様式及び作成方法によることとされている場合において、当該本国又は本国以外の

本邦外地域において主たる財務書類が連結財務諸表とされているときにあっては(a)に準じて記載し、主たる財務書類が個別財務諸表とされているときにあっては(b)に準じて記載すること。

② 財務諸表等規則第328条第3項又は第4項の規定により提出会社が金融庁長官の指示する用語、様式及び作成方法によることとされている場合においては、(a)に準じて記載すること。

h [略]

i 「第一部 企業情報」の「第3 事業の状況」の「1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」から「3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」までに将来に関する事項を記載する場合には、当該事項は当中間会計期間の末日現在において判断したものである旨を記載すること。

[(2)～(21) 略]

(22) 経理の状況

中間財務書類は、財務諸表等規則第328条第1項、第2項又は第4項の規定のうちいずれによるものであるかを記載すること。

(23) 中間財務書類

a 次の中間財務書類を掲げること。

(a) 提出会社の本邦以外の地域において開示している中間財務書類が、財務諸表等規則第328条第1項又は第2項の規定により、公益又は投資者保護に欠けることがないものとして認められた場合には、次の①から③までに掲げる場合の区分に応じ、当該①から③までに定める中間財務書類を掲げること。

この場合において、中間財務書類の種類（中間貸借対照表、中間損益計算書等をいう。）は、当該地域で開示すべきこととされているものによる。（(b)において同じ。）

①～③ 略

(b) 財務諸表等規則第328条第4項の規定により、財務書類の用語、様式及び作成方法が指示された場合には、その指示されたところにより作成された中間財務書類を掲げること。

b 当該事業年度に係る中間財務書類と前事業年度に係る中間財務書類（連結財務諸表規則第192条又は財務諸表等規則第211条に規定する比較情報が含まれる場合については当該事業年度に係る中間財務書類）を掲げて比較すること。

[(24)～(27) 略]

(28) 継続開示会社たる保証会社に関する事項

a [略]

b 本半期報告書の提出日において既に提出されている保証会社の直近の事業年度に係る有価証券報告書及びその添付書類（これらの書類の提出以後に当該保証会社の半期報告書が提出されている場合には、当該半期報告書）並びにその提出以後に提出される臨時報告書並びにこれらの訂正報告書について記載すること。

なお、本半期報告書の提出日における保証会社の直近の事業年度に係る有価証券報告書及びその添付書類又は本半期報告書の提出日の属する保証会社の事業年度に係る半期報告書が本半期報告書提出後に遅滞なく提出されることが見込まれる場合にはその旨を付記すること。

[c・d 略]

[(29)～(33) 略]

第十一号様式

【表紙】

本邦外地域において主たる財務書類が連結財務諸表とされているときにあっては(a)に準じて記載し、主たる財務書類が個別財務諸表とされているときにあっては(b)に準じて記載すること。

② 財務諸表等規則第131条第3項又は第4項の規定により提出会社が金融庁長官の指示する用語、様式及び作成方法によることとされている場合においては、(a)に準じて記載すること。

h [同左]

[加える。]

[(2)～(21) 同左]

(22) [同左]

中間財務書類は、中間財務諸表等規則第76条第1項、第2項又は第3項の規定のうちいずれによるものであるかを記載すること。

(23) [同左]

a [同左]

(a) 提出会社の本邦以外の地域において開示している中間財務書類が、中間財務諸表等規則第76条第1項又は第2項の規定により、公益又は投資者保護に欠けることがないものとして認められた場合には、次の区分により、中間財務書類を掲げること。

この場合において、中間財務書類の種類（中間貸借対照表、中間損益計算書等をいう。）は、当該地域で開示すべきこととされているものによる。（(b)において同じ。）

①～③ 同左

(b) 中間財務諸表等規則第76条第3項の規定により、財務書類の用語、様式及び作成方法が指示された場合には、その指示されたところにより作成された中間財務書類を掲げること。

b 当該事業年度に係る中間財務書類と前事業年度に係る中間財務書類（中間連結財務諸表規則第4条の2又は中間財務諸表等規則第3条の2に規定する比較情報が含まれる場合については当該事業年度に係る中間財務書類）を掲げて比較すること。

[(24)～(27) 同左]

(28) [同左]

a [同左]

b 本半期報告書の提出日において既に提出されている保証会社の直近の事業年度に係る有価証券報告書及びその添付書類（これらの書類の提出以後に当該保証会社の四半期報告書又は半期報告書が提出されている場合には、当該四半期報告書（当該四半期報告書が複数あるときは、その直近のものをいう。）又は半期報告書）並びにその提出以後に提出される臨時報告書並びにこれらの訂正報告書について記載すること。

なお、本半期報告書の提出日における保証会社の直近の事業年度に係る有価証券報告書及びその添付書類又は本半期報告書の提出日の属する保証会社の事業年度に係る四半期報告書又は半期報告書が本半期報告書提出後に遅滞なく提出されることが見込まれる場合にはその旨を付記すること。

[c・d 同左]

[(29)～(33) 同左]

第十一号様式

【表紙】

【発行登録番号】 \_\_\_\_\_

【提出書類】 発行登録書

【提出先】 \_\_\_\_\_ 財務(支)局長

【提出日】 \_\_\_\_\_ 年 月 日

【会社名】(1) \_\_\_\_\_

【英訳名】 \_\_\_\_\_

【代表者の役職氏名】(2) \_\_\_\_\_

【本店の所在の場所】 \_\_\_\_\_

【電話番号】 \_\_\_\_\_

【事務連絡者氏名】 \_\_\_\_\_

【最寄りの連絡場所】 \_\_\_\_\_

【電話番号】 \_\_\_\_\_

【事務連絡者氏名】 \_\_\_\_\_

【発行登録の対象とした募集(売出)有価証券の種類】(3) \_\_\_\_\_

【発行予定期間】(4) \_\_\_\_\_ この発行登録書による発行登録の効力発生  
 予定日( 年 月 日)から 年を経  
 過する日( 年 月 日)まで

【発行予定額又は発行残高の上限】(5) \_\_\_\_\_

【安定操作に関する事項】(6) \_\_\_\_\_

【縦覧に供する場所】(7) \_\_\_\_\_ 名称  
 (所在地)

第一部 [略]

第二部 【参照情報】(9)

第1 【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1 [略]

2 【半期報告書】

事業年度 第 期中(自 年 月 日至 年 月 日) 年 月 日\_\_財務  
 (支)局長に提出

事業年度 第 期中(自 年 月 日至 年 月 日) 年 月 日までに\_\_  
 \_\_財務(支)局長に提出予定

[3・4 略]

[第2・第3 略]

第三部 [略]

(記載上の注意)

[(1)~(8) 略]

(9) 参照情報

[a・b 略]

c 参照書類としての有価証券報告書又は半期報告書(以下cからeまでにおいて「有価証券報告書等」という。)の提出日以後発行登録書提出日までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について変更その他の事由が生じた場合には、その旨及びその内容を具体的に

【発行登録番号】 \_\_\_\_\_

【提出書類】 発行登録書

【提出先】 \_\_\_\_\_ 財務(支)局長

【提出日】 \_\_\_\_\_ 年 月 日

【会社名】(1) \_\_\_\_\_

【英訳名】 \_\_\_\_\_

【代表者の役職氏名】(2) \_\_\_\_\_

【本店の所在の場所】 \_\_\_\_\_

【電話番号】 \_\_\_\_\_

【事務連絡者氏名】 \_\_\_\_\_

【最寄りの連絡場所】 \_\_\_\_\_

【電話番号】 \_\_\_\_\_

【事務連絡者氏名】 \_\_\_\_\_

【発行登録の対象とした募集(売出)有価証券の種類】(3) \_\_\_\_\_

【発行予定期間】(4) \_\_\_\_\_ この発行登録書による発行登録の効力発生  
 予定日( 年 月 日)から 年を経  
 過する日( 年 月 日)まで

【発行予定額又は発行残高の上限】(5) \_\_\_\_\_

【安定操作に関する事項】(6) \_\_\_\_\_

【縦覧に供する場所】(7) \_\_\_\_\_ 名称  
 (所在地)

第一部 [同左]

第二部 [同左]

第1 [同左]  
 [同左]

1 [同左]

2 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第 期第 四半期(第 期中)(自 年 月 日至 年 月 日)  
 年 月 日\_\_財務(支)局長に提出

事業年度 第 期第 四半期(第 期中)(自 年 月 日至 年 月 日)  
 年 月 日までに\_\_財務(支)局長に提出予定

[3・4 同左]

[第2・第3 同左]

第三部 [同左]

(記載上の注意)

[(1)~(8) 同左]

(9) [同左]  
 [a・b 同左]

c 参照書類としての有価証券報告書又は四半期報告書若しくは半期報告書(以下cからeまでにおいて「有価証券報告書等」という。)の提出日以後発行登録書提出日までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について変更その他の事由が生じた場合には、その旨及び



に、かつ、分かりやすく記載すること。

d [略]

e 法第23条の4第1項の規定により有価証券報告書等と同種の書類の提出期限を記載する場合には、「1 有価証券報告書及びその添付書類」及び「2 半期報告書」において発行予定期間中に提出する予定の有価証券報告書等の提出期限を記載すること。

(10) [略]

第十一号の二様式

【表紙】

【発行登録番号】

【提出書類】

【提出先】

【提出日】

【会社名】

【英訳名】

【代表者の役職氏名】

【本店の所在の場所】

【電話番号】

【事務連絡者氏名】

【最寄りの連絡場所】

【電話番号】

【事務連絡者氏名】

【発行登録の対象とした募集（売出）有価証券の種類】(1)

【発行予定期間】

この発行登録書による発行登録の効力発生  
予定日（ 年 月 日）から 年を経  
過する日（ 年 月 日）まで

【発行予定額又は発行残高の上限】

【縦覧に供する場所】

名称  
所在地

第一部 [略]

第二部【参照情報】

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1 [略]

2【半期報告書】

事業年度 第 期中（自 年 月 日 至 年 月 日） 年 月 日\_\_財務  
（支）局長に提出

事業年度 第 期中（自 年 月 日 至 年 月 日） 年 月 日までに\_\_  
\_\_財務（支）局長に提出予定

[3・4 略]

[第2・第3 略]

その内容を具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。

d [同左]

e 法第23条の4第1項の規定により有価証券報告書等と同種の書類の提出期限を記載する場合には、「1 有価証券報告書及びその添付書類」及び「2 四半期報告書又は半期報告書」において発行予定期間中に提出する予定の有価証券報告書等の提出期限を記載すること。

(10) [同左]

第十一号の二様式

【表紙】

【発行登録番号】

【提出書類】

【提出先】

【提出日】

【会社名】

【英訳名】

【代表者の役職氏名】

【本店の所在の場所】

【電話番号】

【事務連絡者氏名】

【最寄りの連絡場所】

【電話番号】

【事務連絡者氏名】

【発行登録の対象とした募集（売出）有価証券の種類】(1)

【発行予定期間】

この発行登録書による発行登録の効力発生  
予定日（ 年 月 日）から 年を経  
過する日（ 年 月 日）まで

【発行予定額又は発行残高の上限】

【縦覧に供する場所】

名称  
所在地

第一部 [同左]

第二部 [同左]

第1 [同左]

[同左]

1 [同左]

2【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第 期第 四半期（第 期中）（自 年 月 日 至 年 月 日）  
年 月 日\_\_財務（支）局長に提出

事業年度 第 期第 四半期（第 期中）（自 年 月 日 至 年 月 日）  
年 月 日までに\_\_財務（支）局長に提出予定

[3・4 同左]

[第2・第3 同左]

(記載上の注意)

[略]

第十一号の二の様式

【表紙】

【発行登録番号】

【提出書類】

【提出先】

【提出日】

【会社名】

【英訳名】

【代表者の役職氏名】

【本店の所在の場所】

【電話番号】

【事務連絡者氏名】

【最寄りの連絡場所】

【電話番号】

【事務連絡者氏名】

【発行登録の対象とした募集(売出)有価証

券の種類】(1)

【発行予定期間】

【発行予定額又は発行残高の上限】(2)

【縦覧に供する場所】

第一部 [略]

第二部【参照情報】

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1 [略]

2【半期報告書】

事業年度 第 期中(自 年月日 至 年月日) 年月日\_\_財務(支)局長に提出

事業年度 第 期中(自 年月日 至 年月日) 年月日までに\_\_財務(支)局長に提出予定

[3・4 略]

[第2・第3 略]

(記載上の注意)

[略]

第十二号様式

(記載上の注意)

[同左]

第十一号の二の様式

【表紙】

【発行登録番号】

【提出書類】

【提出先】

【提出日】

【会社名】

【英訳名】

【代表者の役職氏名】

【本店の所在の場所】

【電話番号】

【事務連絡者氏名】

【最寄りの連絡場所】

【電話番号】

【事務連絡者氏名】

【発行登録の対象とした募集(売出)有価証

券の種類】(1)

【発行予定期間】

【発行予定額又は発行残高の上限】(2)

【縦覧に供する場所】

第一部 [同左]

第二部 [同左]

第1 [同左]

[同左]

1 [同左]

2【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第 期第 四半期(第 期中)(自 年月日 至 年月日) 年月日\_\_財務(支)局長に提出

事業年度 第 期第 四半期(第 期中)(自 年月日 至 年月日) 年月日までに\_\_財務(支)局長に提出予定

[3・4 同左]

[第2・第3 同左]

(記載上の注意)

[同左]

第十二号様式

【表紙】

【発行登録追補書類番号】 \_\_\_\_\_

【提出書類】

発行登録追補書類

【提出先】

\_\_\_\_ 財務（支）局長

【提出日】

\_\_\_\_ 年 月 日

【会社名】 \_\_\_\_\_

【英訳名】 \_\_\_\_\_

【代表者の役職氏名】 \_\_\_\_\_

【本店の所在の場所】 \_\_\_\_\_

【電話番号】 \_\_\_\_\_

【事務連絡者氏名】 \_\_\_\_\_

【最寄りの連絡場所】 \_\_\_\_\_

【電話番号】 \_\_\_\_\_

【事務連絡者氏名】 \_\_\_\_\_

【発行登録の対象とした募集（売出）有価証

券の種類】(1) \_\_\_\_\_

【今回の募集（売出）金額】(2) \_\_\_\_\_

【発行登録書の内容】(3) \_\_\_\_\_

提出日	年 月 日
効力発生日	年 月 日
有効期限	年 月 日
発行登録番号	
発行予定額又は発行残高の上限（円）	

【これまでの募集（売出）実績】(4)

（発行予定額を記載した場合）

番号	提出年月日	募集（売出）金額（円）	減額による訂正年月日	減額金額（円）
実績合計額（円）			減額総額（円）	

【残額】（発行予定額－実績合計額－減額総額） \_\_\_\_\_ 円

（発行残高の上限を記載した場合）

番号	提出年月日	募集（売出）金額（円）	償還年月日	償還金額（円）	減額による訂正年月日	減額金額（円）

【表紙】

【発行登録追補書類番号】 \_\_\_\_\_

【提出書類】

発行登録追補書類

【提出先】

\_\_\_\_ 財務（支）局長

【提出日】

\_\_\_\_ 年 月 日

【会社名】 \_\_\_\_\_

【英訳名】 \_\_\_\_\_

【代表者の役職氏名】 \_\_\_\_\_

【本店の所在の場所】 \_\_\_\_\_

【電話番号】 \_\_\_\_\_

【事務連絡者氏名】 \_\_\_\_\_

【最寄りの連絡場所】 \_\_\_\_\_

【電話番号】 \_\_\_\_\_

【事務連絡者氏名】 \_\_\_\_\_

【発行登録の対象とした募集（売出）有価証

券の種類】(1) \_\_\_\_\_

【今回の募集（売出）金額】(2) \_\_\_\_\_

【発行登録書の内容】(3) \_\_\_\_\_

提出日	年 月 日
効力発生日	年 月 日
有効期限	年 月 日
発行登録番号	
発行予定額又は発行残高の上限（円）	

【これまでの募集（売出）実績】(4)

（発行予定額を記載した場合）

番号	提出年月日	募集（売出）金額（円）	減額による訂正年月日	減額金額（円）
実績合計額（円）			減額総額（円）	

【残額】（発行予定額－実績合計額－減額総額） \_\_\_\_\_ 円

（発行残高の上限を記載した場合）

番号	提出年月日	募集（売出）金額（円）	償還年月日	償還金額（円）	減額による訂正年月日	減額金額（円）

実績合計額 (円)		償還総額 (円)		減額総額 (円)	

【残高】 (発行残高の上限－実績合計額＋償還総額－減額総額) \_\_\_\_\_ 円

【安定操作に関する事項】

【縦覧に供する場所】 (5) \_\_\_\_\_ 名称  
 (所在地) \_\_\_\_\_

第一部 【証券情報】

[第1・第2 略]

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

[1～4 略]

5 【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は 名称	住 所	所有株式数 (株)	総議決権数に 対する所有議 決権数の割合	割当後の所有 株式数 (株)	割当後の総議決権数 に対する所有議決権 数の割合
[略]					

[6～8 略]

第4 [略]

第二部 [略]

第三部 【参照情報】 (7)

第1 【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1 [略]

2 【半期報告書】

事業年度 第 期中 (自 \_\_\_\_\_ 年 月 日 至 \_\_\_\_\_ 年 月 日) \_\_\_\_\_ 年 月 日 財務 (支) 局長に提出

[3・4 略]

[第2・第3 略]

第四部 [略]

(記載上の注意)

次に掲げるものを除き、第二号様式に準じて記載すること。ただし、今回の募集又は売出しに係る発行登録書 (当該発行登録書の訂正発行登録書を含む。) において記載されている事項と同一内容のものについては、当該事項の記載を省略することができる。

[(1)～(6) 略]

(7) 参照情報

[a・b 略]

c 参照書類としての有価証券報告書又は半期報告書 (以下c及びdにおいて「有価証券報告書等」という。) の提出日以後発行登録追補書類提出日までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について変更その他の事由が生じた場合には、その旨及びその内容を具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。

実績合計額 (円)		償還総額 (円)		減額総額 (円)	

【残高】 (発行残高の上限－実績合計額＋償還総額－減額総額) \_\_\_\_\_ 円

【安定操作に関する事項】

【縦覧に供する場所】 (5) \_\_\_\_\_ 名称  
 (所在地) \_\_\_\_\_

第一部 [同左]

[第1・第2 同左]

第3 [同左]

[1～4 同左]

5 [同左]

氏名又は 名称	住 所	所有株式数 (株)	総議決権数に 対する所有議 決権数の割合	割当後の所有 株式数 (株)	割当後の総議決権数 に対する所有議決権 数の割合
[同左]					

[6～8 同左]

第4 [同左]

第二部 [同左]

第三部 [同左]

第1 [同左]

[同左]

1 [同左]

2 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第 期第 四半期 (第 期中) (自 \_\_\_\_\_ 年 月 日 至 \_\_\_\_\_ 年 月 日) \_\_\_\_\_ 年 月 日 財務 (支) 局長に提出

[3・4 同左]

[第2・第3 同左]

第四部 [同左]

(記載上の注意)

[同左]

[(1)～(6) 同左]

(7) [同左]

[a・b 同左]

c 参照書類としての有価証券報告書又は四半期報告書若しくは半期報告書 (以下c及びdにおいて「有価証券報告書等」という。) の提出日以後発行登録追補書類提出日までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について変更その他の事由が生じた場合には、その旨及びその内容を具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。

d [略]  
(8) [略]

第十二号の二様式

【表紙】

【発行登録追補書類番号】

【提出書類】 発行登録追補書類

【提出先】 財務(支)局長

【提出日】 年 月 日

【会社名】

【英訳名】

【代表者の役職氏名】

【本店の所在の場所】

【電話番号】

【事務連絡者氏名】

【最寄りの連絡場所】

【電話番号】

【事務連絡者氏名】

【発行登録の対象とした募集(売出)有価証

券の種類】(1)

【今回の募集(売出)金額】(2)

【発行登録書の内容】(3)

提出日	年 月 日
効力発生日	年 月 日
有効期限	年 月 日
発行登録番号	
発行予定額又は発行残高の上限(円)	
残額又は残高(円)	

【縦覧に供する場所】(4)

名称  
(所在地)

[第一部・第二部 略]

第三部【参照情報】(6)

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1 [略]

2【半期報告書】

事業年度 第 期中(自 年 月 日 至 年 月 日) 年 月 日 財務(支)局長に提出

[3・4 略]

d [同左]  
(8) [同左]

第十二号の二様式

【表紙】

【発行登録追補書類番号】

【提出書類】 発行登録追補書類

【提出先】 財務(支)局長

【提出日】 年 月 日

【会社名】

【英訳名】

【代表者の役職氏名】

【本店の所在の場所】

【電話番号】

【事務連絡者氏名】

【最寄りの連絡場所】

【電話番号】

【事務連絡者氏名】

【発行登録の対象とした募集(売出)有価証

券の種類】(1)

【今回の募集(売出)金額】(2)

【発行登録書の内容】(3)

提出日	年 月 日
効力発生日	年 月 日
有効期限	年 月 日
発行登録番号	
発行予定額又は発行残高の上限(円)	
残額又は残高(円)	

【縦覧に供する場所】(4)

名称  
(所在地)

[第一部・第二部 同左]

第三部 [同左]

第1 [同左]

[同左]

1 [同左]

2【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第 期第 四半期(第 期中)(自 年 月 日 至 年 月 日) 年 月 日 財務(支)局長に提出

[3・4 同左]

[第2・第3 略]  
(記載上の注意)  
[略]

第十四号様式

【表紙】

【発行登録番号】 \_\_\_\_\_  
【提出書類】 発行登録書  
【提出先】 関東財務局長  
【提出日】 \_\_\_\_\_ 年 月 日  
【会社名】 \_\_\_\_\_  
【代表者の役職氏名】 \_\_\_\_\_  
【本店の所在の場所】 \_\_\_\_\_  
【代理人の氏名又は名称】 (2) \_\_\_\_\_  
【代理人の住所又は所在地】 \_\_\_\_\_  
【電話番号】 \_\_\_\_\_  
【事務連絡者氏名】 \_\_\_\_\_  
【連絡場所】 \_\_\_\_\_  
【電話番号】 \_\_\_\_\_  
【発行登録の対象とした募集(売出)有価証券の種類】 (3) \_\_\_\_\_

【発行予定期間】 (4) \_\_\_\_\_  
この発行登録書による発行登録の効力発生  
予定日( \_\_\_\_\_ 年 月 日) から \_\_\_\_\_ 年を経  
過する日( \_\_\_\_\_ 年 月 日) まで

【発行予定額又は発行残高の上限】 (5) \_\_\_\_\_

【安定操作に関する事項】 (6) \_\_\_\_\_

【縦覧に供する場所】 (7) \_\_\_\_\_  
名称 \_\_\_\_\_  
(所在地) \_\_\_\_\_

第一部 [略]

第二部 【参照情報】 (9)

第1 【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1 [略]

2 【半期報告書】

事業年度 第 期中 (自 \_\_\_\_\_ 年 月 日 至 \_\_\_\_\_ 年 月 日) \_\_\_\_\_ 年 月 日 関東財務局長に提出

事業年度 第 期中 (自 \_\_\_\_\_ 年 月 日 至 \_\_\_\_\_ 年 月 日) \_\_\_\_\_ 年 月 日 までに関東財務局長に提出予定

[3・4 略]

5 【外国会社半期報告書及びその補足書類】

事業年度 第 期中 (自 \_\_\_\_\_ 年 月 日 至 \_\_\_\_\_ 年 月 日) \_\_\_\_\_ 年 月 日 関東財務局長に提出

[第2・第3 同左]  
(記載上の注意)  
[同左]

第十四号様式

【表紙】

【発行登録番号】 \_\_\_\_\_  
【提出書類】 発行登録書  
【提出先】 関東財務局長  
【提出日】 \_\_\_\_\_ 年 月 日  
【会社名】 \_\_\_\_\_  
【代表者の役職氏名】 \_\_\_\_\_  
【本店の所在の場所】 \_\_\_\_\_  
【代理人の氏名又は名称】 (2) \_\_\_\_\_  
【代理人の住所又は所在地】 \_\_\_\_\_  
【電話番号】 \_\_\_\_\_  
【事務連絡者氏名】 \_\_\_\_\_  
【連絡場所】 \_\_\_\_\_  
【電話番号】 \_\_\_\_\_  
【発行登録の対象とした募集(売出)有価証券の種類】 (3) \_\_\_\_\_

【発行予定期間】 (4) \_\_\_\_\_  
この発行登録書による発行登録の効力発生  
予定日( \_\_\_\_\_ 年 月 日) から \_\_\_\_\_ 年を経  
過する日( \_\_\_\_\_ 年 月 日) まで

【発行予定額又は発行残高の上限】 (5) \_\_\_\_\_

【安定操作に関する事項】 (6) \_\_\_\_\_

【縦覧に供する場所】 (7) \_\_\_\_\_  
名称 \_\_\_\_\_  
(所在地) \_\_\_\_\_

第一部 [同左]

第二部 [同左]

第1 [同左]

[同左]

1 [同左]

2 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第 期第 四半期 (第 期中) (自 \_\_\_\_\_ 年 月 日 至 \_\_\_\_\_ 年 月 日) \_\_\_\_\_ 年 月 日 関東財務局長に提出

事業年度 第 期第 四半期 (第 期中) (自 \_\_\_\_\_ 年 月 日 至 \_\_\_\_\_ 年 月 日) \_\_\_\_\_ 年 月 日 までに関東財務局長に提出予定

[3・4 同左]

5 【外国会社四半期報告書及びその補足書類並びに外国会社半期報告書及びその補足書類】

事業年度 第 期第 四半期 (第 期中) (自 \_\_\_\_\_ 年 月 日 至 \_\_\_\_\_ 年 月 日) \_\_\_\_\_ 年 月 日 関東財務局長に提出

事業年度 第 期中 (自 年 月 日 至 年 月 日) 年 月 日までに  
東財務局長に提出予定

[6・7 略]  
[第2・第3 略]  
第三部 [略]  
(記載上の注意)

[(1)~(8) 略]  
(9) 参照情報  
[a・b 略]

c 参照書類としての有価証券報告書若しくは半期報告書又は外国会社報告書若しくは外国会社半期報告書(以下cからeまでにおいて「有価証券報告書等」という。)の提出日以後発行登録書提出日までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について変更その他の事由が生じた場合には、その旨及びその内容を具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。

d [略]

e 法第23条の4第1項の規定により有価証券報告書等と同種の書類の提出期限を記載する場合には、「1 有価証券報告書及びその添付書類」、「2 半期報告書」、「4 外国会社報告書及びその補足書類」及び「5 外国会社半期報告書及びその補足書類」において発行予定期間中に提出する予定の有価証券報告書等の提出期限を記載すること。

(10) 参照書類の補完情報

a [略]

b 参照書類に外国会社報告書及びその補足書類の訂正報告書並びに外国会社半期報告書及びその補足書類並びにこれらの書類の訂正報告書が含まれる場合にあつては、aに準じて記載すること。

(11) [略]

第十四号の四様式

【表紙】

【発行登録番号】

【提出書類】

【提出先】

【提出日】

【会社名】

【代表者の役職氏名】

【本店の所在の場所】

【代理人の氏名又は名称】

【代理人の住所又は所在地】

【電話番号】

【事務連絡者氏名】

【連絡場所】

【電話番号】

【発行登録の対象とした募集(売出)有価証

\_\_\_\_\_  
発行登録書  
関東財務局長  
年 月 日  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

事業年度 第 期第 四半期(第 期中) (自 年 月 日 至 年 月 日)  
年 月 日までに関東財務局長に提出予定

[6・7 同左]  
[第2・第3 同左]  
第三部 [同左]  
(記載上の注意)

[(1)~(8) 同左]  
(9) [同左]  
[a・b 同左]

c 参照書類としての有価証券報告書若しくは四半期報告書若しくは半期報告書又は外国会社報告書若しくは外国会社四半期報告書若しくは外国会社半期報告書(以下cからeまでにおいて「有価証券報告書等」という。)の提出日以後発行登録書提出日までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について変更その他の事由が生じた場合には、その旨及びその内容を具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。

d [同左]

e 法第23条の4第1項の規定により有価証券報告書等と同種の書類の提出期限を記載する場合には、「1 有価証券報告書及びその添付書類」、「2 四半期報告書又は半期報告書」、「4 外国会社報告書及びその補足書類」及び「5 外国会社四半期報告書及びその補足書類並びに外国会社半期報告書及びその補足書類」において発行予定期間中に提出する予定の有価証券報告書等の提出期限を記載すること。

(10) [同左]

a [同左]

b 参照書類に外国会社報告書及びその補足書類の訂正報告書並びに外国会社四半期報告書及びその補足書類並びに外国会社半期報告書及びその補足書類並びにこれらの書類の訂正報告書が含まれる場合にあつては、aに準じて記載すること。

(11) [同左]

第十四号の四様式

【表紙】

【発行登録番号】

【提出書類】

【提出先】

【提出日】

【会社名】

【代表者の役職氏名】

【本店の所在の場所】

【代理人の氏名又は名称】

【代理人の住所又は所在地】

【電話番号】

【事務連絡者氏名】

【連絡場所】

【電話番号】

【発行登録の対象とした募集(売出)有価証

\_\_\_\_\_  
発行登録書  
関東財務局長  
年 月 日  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

券の種類】(1)

【発行予定期間】 この発行登録書による発行登録の効力発生予定日（ 年 月 日）から 年を経過する日（ 年 月 日）まで

【発行予定額又は発行残高の上限】(2)

【縦覧に供する場所】 名称 \_\_\_\_\_ (所在地) \_\_\_\_\_

第一部 [略]

第二部【参照情報】

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1 [略]

2【半期報告書】

事業年度 第 期中 (自 年 月 日 至 年 月 日) 年 月 日関東財務局長に提出

事業年度 第 期中 (自 年 月 日 至 年 月 日) 年 月 日までに関東財務局長に提出予定

[3・4 略]

5【外国会社半期報告書及びその補足書類】

事業年度 第 期中 (自 年 月 日 至 年 月 日) 年 月 日関東財務局長に提出

事業年度 第 期中 (自 年 月 日 至 年 月 日) 年 月 日までに関東財務局長に提出予定

[6・7 略]

[第2・第3 略]

(記載上の注意)

[略]

第十五号様式

【表紙】

【発行登録追補書類番号】 \_\_\_\_\_

【提出書類】 発行登録追補書類

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 年 月 日

【会社名】 \_\_\_\_\_

【代表者の役職氏名】 \_\_\_\_\_

【本店の所在の場所】 \_\_\_\_\_

【代理人の氏名又は名称】 \_\_\_\_\_

【代理人の住所又は所在地】 \_\_\_\_\_

【電話番号】 \_\_\_\_\_

【事務連絡者氏名】 \_\_\_\_\_

【連絡場所】 \_\_\_\_\_

【電話番号】 \_\_\_\_\_

券の種類】(1)

【発行予定期間】 この発行登録書による発行登録の効力発生予定日（ 年 月 日）から 年を経過する日（ 年 月 日）まで

【発行予定額又は発行残高の上限】(2)

【縦覧に供する場所】 名称 \_\_\_\_\_ (所在地) \_\_\_\_\_

第一部 [同左]

第二部 [同左]

第1 [同左]

[同左]

1 [同左]

2【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第 期第 四半期 (第 期中) (自 年 月 日 至 年 月 日) 年 月 日関東財務局長に提出

事業年度 第 期第 四半期 (第 期中) (自 年 月 日 至 年 月 日) 年 月 日までに関東財務局長に提出予定

[3・4 同左]

5【外国会社四半期報告書及びその補足書類並びに外国会社半期報告書及びその補足書類】

事業年度 第 期第 四半期 (第 期中) (自 年 月 日 至 年 月 日) 年 月 日関東財務局長に提出

事業年度 第 期第 四半期 (第 期中) (自 年 月 日 至 年 月 日) 年 月 日までに関東財務局長に提出予定

[6・7 同左]

[第2・第3 同左]

(記載上の注意)

[同左]

第十五号様式

【表紙】

【発行登録追補書類番号】 \_\_\_\_\_

【提出書類】 発行登録追補書類

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 年 月 日

【会社名】 \_\_\_\_\_

【代表者の役職氏名】 \_\_\_\_\_

【本店の所在の場所】 \_\_\_\_\_

【代理人の氏名又は名称】 \_\_\_\_\_

【代理人の住所又は所在地】 \_\_\_\_\_

【電話番号】 \_\_\_\_\_

【事務連絡者氏名】 \_\_\_\_\_

【連絡場所】 \_\_\_\_\_

【電話番号】 \_\_\_\_\_



【発行登録の対象とした募集（売出）有価証

券の種類】(1) \_\_\_\_\_

【今回の募集（売出）金額】(2) \_\_\_\_\_

【発行登録書の内容】(3)

提出日	年 月 日
効力発生日	年 月 日
有効期限	年 月 日
発行登録番号	
発行予定額又は発行残高の上限	

【これまでの募集（売出）実績】(4)

(発行予定額を記載した場合)

番号	提出年月日	募集（売出）金額	減額による訂正年月日	減額金額
実績合計額			減額総額	

【残額】（発行予定額－実績合計額－減額総額） \_\_\_\_\_

(発行残高の上限を記載した場合)

番号	提出年月日	募集（売出）金額	償還年月日	償還金額	減額による訂正年月日	減額金額
実績合計額			償還総額		減額総額	

【残高】（発行残高の上限－実績合計額＋償還総額－減額総額） \_\_\_\_\_

【安定操作に関する事項】

【縦覧に供する場所】(5)

名称

(所在地)

第一部【証券情報】

[第1・第2 略]

第3【第三者割当の場合の特記事項】

[1～4 略]

5【第三者割当後の大株主の状況】

【発行登録の対象とした募集（売出）有価証

券の種類】(1) \_\_\_\_\_

【今回の募集（売出）金額】(2) \_\_\_\_\_

【発行登録書の内容】(3)

提出日	年 月 日
効力発生日	年 月 日
有効期限	年 月 日
発行登録番号	
発行予定額又は発行残高の上限	

【これまでの募集（売出）実績】(4)

(発行予定額を記載した場合)

番号	提出年月日	募集（売出）金額	減額による訂正年月日	減額金額
実績合計額			減額総額	

【残額】（発行予定額－実績合計額－減額総額） \_\_\_\_\_

(発行残高の上限を記載した場合)

番号	提出年月日	募集（売出）金額	償還年月日	償還金額	減額による訂正年月日	減額金額
実績合計額			償還総額		減額総額	

【残高】（発行残高の上限－実績合計額＋償還総額－減額総額） \_\_\_\_\_

【安定操作に関する事項】

【縦覧に供する場所】(5)

名称

(所在地)

第一部 [同左]

[第1・第2 同左]

第3 [同左]

[1～4 同左]

5 [同左]

氏名又は 名称	住 所	所有株式数 (株)	総議決権数に 対する所有議 決権数の割合	割当後の所有 株式数 (株)	割当後の総議決権数 に対する所有議決権 数の割合
[略]					

[6～8 略]

第4 [略]

第二部 [略]

第三部【参照情報】(7)

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1 [略]

2【半期報告書】

事業年度 第 期中 (自 年 月 日 至 年 月 日) 年 月 日関東財務  
局長に提出

[3・4 略]

5【外国会社半期報告書及びその補足書類】

事業年度 第 期中 (自 年 月 日 至 年 月 日) 年 月 日関東財務  
局長に提出

[6・7 略]

[第2・第3 略]

第四部 [略]

(記載上の注意)

次に掲げるものを除き、第七号様式に準じて記載すること。ただし、今回の募集又は売出しに係る発行登録書（当該発行登録書の訂正発行登録書を含む。）において記載されている事項と同一内容のものについては、当該事項の記載を省略することができる。

[(1)～(6) 略]

(7) 参照情報

[a・b 略]

c 参照書類としての有価証券報告書若しくは半期報告書又は外国会社報告書若しくは外国会社半期報告書（以下c及びdにおいて「有価証券報告書等」という。）の提出日以後発行登録追補書類提出日までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について変更その他の事由が生じた場合には、その旨及びその内容を具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。

d [略]

(8) 参照書類の補完情報

a [略]

b 参照書類に外国会社報告書及びその補足書類の訂正報告書並びに外国会社半期報告書及びその補足書類並びにこれらの書類の訂正報告書が含まれる場合にあっては、aに準じて記載すること。

(9) [略]

氏名又は 名称	住 所	所有株式数 (株)	総議決権数に 対する所有議 決権数の割合	割当後の所有 株式数 (株)	割当後の総議決権数 に対する所有議決権 数の割合
[同左]					

[6～8 同左]

第4 [同左]

第二部 [同左]

第三部 [同左]

第1 [同左]

[同左]

1 [同左]

2【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第 期第 四半期 (第 期中) (自 年 月 日 至 年 月 日)  
年 月 日関東財務局長に提出

[3・4 同左]

5【外国会社四半期報告書及びその補足書類並びに外国会社半期報告書及びその補足書類】

事業年度 第 期第 四半期 (第 期中) (自 年 月 日 至 年 月 日)  
年 月 日関東財務局長に提出

[6・7 同左]

[第2・第3 同左]

第四部 [同左]

(記載上の注意)

[同左]

[(1)～(6) 同左]

(7) [同左]

[a・b 同左]

c 参照書類としての有価証券報告書若しくは四半期報告書若しくは半期報告書又は外国会社報告書若しくは外国会社四半期報告書若しくは外国会社半期報告書（以下c及びdにおいて「有価証券報告書等」という。）の提出日以後発行登録追補書類提出日までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について変更その他の事由が生じた場合には、その旨及びその内容を具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。

d [同左]

(8) [同左]

a [同左]

b 参照書類に外国会社報告書及びその補足書類の訂正報告書並びに外国会社四半期報告書及びその補足書類並びに外国会社半期報告書及びその補足書類並びにこれらの書類の訂正報告書が含まれる場合にあっては、aに準じて記載すること。

(9) [同左]

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

(11) 最近5事業年度（6箇月を1事業年度とする会社にあつては10事業年度）の貸借対照表、損益計算書（製造原価明細書及び売上原価明細書を除く。）、株主資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書のうち、「第5 経理の状況」の「2 財務諸表等」に記載したもの（財務諸表等規則第8条の2の2に規定する比較情報を含む。）以外のもの（同条に規定する比較情報を除く。）を、第二号様式記載上の注意(8)に準じて掲げること。

(12) [略]

#### 第四号の二様式

【表紙】  
【提出書類】 確認書  
【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の2第 項  
【提出先】 財務(支)局長  
【提出日】 年 月 日  
【会社名】(2) \_\_\_\_\_  
【英訳名】 \_\_\_\_\_  
【代表者の役職氏名】(3) \_\_\_\_\_  
【最高財務責任者の役職氏名】(4) \_\_\_\_\_  
【本店の所在の場所】 \_\_\_\_\_  
【縦覧に供する場所】(5) 名称 \_\_\_\_\_  
(所在地)

[1・2 略]

(記載上の注意)

[(1)~(7) 略]

(8) 読替え

提出者が、半期報告書についての確認書を提出する場合には、本様式中「有価証券報告書」とあるのは「半期報告書」と、「事業年度」とあるのは「中間会計期間」と読み替えて記載すること。

#### 第四号の三様式

【表紙】  
【提出書類】 半期報告書  
【根拠条文】 金融商品取引法第24条の5第1項の表の第 号  
【提出先】 財務(支)局長  
【提出日】 年 月 日  
【中間会計期間】 第 期中(自 年 月 日至 年 月 日)  
【会社名】(2) \_\_\_\_\_  
【英訳名】 \_\_\_\_\_  
【代表者の役職氏名】(3) \_\_\_\_\_  
【本店の所在の場所】 \_\_\_\_\_  
【電話番号】 \_\_\_\_\_

(11) 最近5事業年度（6箇月を1事業年度とする会社にあつては10事業年度）の貸借対照表、損益計算書（製造原価明細書及び売上原価明細書を除く。）、株主資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書のうち、「第5 経理の状況」の「2 財務諸表等」に記載したもの（財務諸表等規則第6条に規定する比較情報を含む。）以外のもの（財務諸表等規則第6条に規定する比較情報を除く。）を、第二号様式記載上の注意(8)に準じて掲げること。

(12) [同左]

#### 第四号の二様式

【表紙】  
【提出書類】 確認書  
【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の2第 項  
【提出先】 財務(支)局長  
【提出日】 年 月 日  
【会社名】(2) \_\_\_\_\_  
【英訳名】 \_\_\_\_\_  
【代表者の役職氏名】(3) \_\_\_\_\_  
【最高財務責任者の役職氏名】(4) \_\_\_\_\_  
【本店の所在の場所】 \_\_\_\_\_  
【縦覧に供する場所】(5) 名称 \_\_\_\_\_  
(所在地)

[1・2 同左]

(記載上の注意)

[(1)~(7) 同左]

(8) [同左]

a 提出者が、四半期報告書についての確認書を提出する場合には、本様式中「有価証券報告書」とあるのは「四半期報告書」と、「事業年度」とあるのは「四半期会計期間」と読み替えて記載すること。  
b 提出者が、半期報告書についての確認書を提出する場合には、本様式中「有価証券報告書」とあるのは「半期報告書」と、「事業年度」とあるのは「中間会計期間」と読み替えて記載すること。

#### 第四号の三様式

【表紙】  
【提出書類】 四半期報告書  
【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第 項  
【提出先】 財務(支)局長  
【提出日】 年 月 日  
【四半期会計期間】 第 期第 四半期(自 年 月 日至 年 月 日)  
【会社名】(2) \_\_\_\_\_  
【英訳名】 \_\_\_\_\_  
【代表者の役職氏名】(3) \_\_\_\_\_  
【本店の所在の場所】 \_\_\_\_\_  
【電話番号】 \_\_\_\_\_

【事務連絡者氏名】 \_\_\_\_\_  
 【最寄りの連絡場所】 \_\_\_\_\_  
 【電話番号】 \_\_\_\_\_  
 【事務連絡者氏名】 \_\_\_\_\_  
 【縦覧に供する場所】 (4) 名称 \_\_\_\_\_  
 (所在地) \_\_\_\_\_

第一部【企業情報】

[第1・第2 略]

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】(10)

① [略]

②【発行済株式】

種類	中間会計期間末現在発行数(株) (年月日)	提出日現在発行数(株) (年月日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
[略]				

(2) [略]

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】(13)

	中間会計期間 (年月日から年月日まで)
当該中間会計期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数	
当該中間会計期間の権利行使に係る交付株式数	
当該中間会計期間の権利行使に係る平均行使価額等	
当該中間会計期間の権利行使に係る資金調達額	
当該中間会計期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計	
当該中間会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数	
当該中間会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等	
当該中間会計期間の末日における当該行使価額修	

【事務連絡者氏名】 \_\_\_\_\_  
 【最寄りの連絡場所】 \_\_\_\_\_  
 【電話番号】 \_\_\_\_\_  
 【事務連絡者氏名】 \_\_\_\_\_  
 【縦覧に供する場所】 (4) 名称 \_\_\_\_\_  
 (所在地) \_\_\_\_\_

第一部 [同左]

[第1・第2 同左]

第3 [同左]

1 [同左]

(1) [同左]

① [同左]

② [同左]

種類	第 四半期会計期間末 現在発行数(株) (年月日)	提出日現在発行数(株) (年月日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
[同左]				

(2) [同左]

(3) [同左]

	第 四半期会計期間 (年月日から年月日まで)
当該四半期会計期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数	
当該四半期会計期間の権利行使に係る交付株式数	
当該四半期会計期間の権利行使に係る平均行使価額等	
当該四半期会計期間の権利行使に係る資金調達額	
当該四半期会計期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計	
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数	
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等	
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額	

正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額

[4～(6) 略]

2 [略]

第4【経理の状況】(18)

1【中間連結財務諸表】(19)

(1)【中間連結貸借対照表】(20)

(2)【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】又は【中間連結損益及び包括利益計算書】<sup>(2)</sup>

(3)【中間連結キャッシュ・フロー計算書】<sup>(2)</sup>

2 [略]

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

第1【保証会社情報】

1 [略]

2【継続開示会社たる保証会社に関する事項】<sup>(2)</sup>

(1)【保証会社が提出した書類】

①【有価証券報告書及びその添付書類又は半期報告書】

[略]

②【臨時報告書】

①の書類の提出後、本半期報告書提出日（ 年 月 日）までに、臨時報告書を 年 月 日に\_\_財務（支）局長に提出

③ [略]

(2) [略]

3 [略]

[第2・第3 略]

(記載上の注意)

(1) 一般的事項

a 以下の規定により記載が必要とされている事項に加えて、半期報告書の各記載項目に関連した事項を追加して記載することができる。

b 指定国際会計基準（連結財務諸表規則第312条に規定する指定国際会計基準をいう。以下この様式において同じ。）により中間連結財務諸表を作成した場合において、記載事項のうち金額に関する事項について、本邦通貨以外の通貨建ての金額により表示しているときは、主要な事項について本邦通貨に換算した金額を併記すること。

[c・d 略]

e 半期報告書に掲げる事項は図表による表示をすることができる。この場合、記載すべき事項が図表により明瞭に示されるよう表示することとし、図表による表示により投資者に誤解を生じさせることとならないよう注意しなければならない。

f [略]

[削る。]

g [略]

修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額

[4～(6) 同左]

2 [同左]

第4 [同左]

1【四半期連結財務諸表】(19)

(1)【四半期連結貸借対照表】(20)

(2)【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】又は【四半期連結損益及び包括利益計算書】<sup>(2)</sup>

(3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】<sup>(2)</sup>

2 [同左]

第二部 [同左]

第1 [同左]

1 [同左]

2 [同左]

(1) [同左]

①【有価証券報告書及びその添付書類又は四半期報告書若しくは半期報告書】

[同左]

② [同左]

①の書類の提出後、本四半期報告書提出日（ 年 月 日）までに、臨時報告書を 年 月 日に\_\_財務（支）局長に提出

③ [同左]

(2) [同左]

3 [同左]

[第2・第3 同左]

(記載上の注意)

(1) [同左]

a 以下の規定により記載が必要とされている事項に加えて、四半期報告書の各記載項目に関連した事項を追加して記載することができる。

b 指定国際会計基準（連結財務諸表規則第93条に規定する指定国際会計基準をいう。以下この様式において同じ。）により四半期連結財務諸表を作成した場合（四半期連結財務諸表規則第93条の規定により指定国際会計基準による四半期連結財務諸表を作成した場合に限る。以下この様式において同じ。）において、記載事項のうち金額に関する事項について、本邦通貨以外の通貨建ての金額により表示している場合には、主要な事項について本邦通貨に換算した金額を併記すること。

[c・d 同左]

e 四半期報告書に掲げる事項は図表による表示をすることができる。この場合、記載すべき事項が図表により明瞭に示されるよう表示することとし、図表による表示により投資者に誤解を生じさせることとならないよう注意しなければならない。

f [同左]

g この様式において、「四半期連結累計期間」とは、四半期財務諸表等規則第3条第7号に規定する四半期連結累計期間をいい、「四半期累計期間」とは、同条第6号に規定する四半期累計期間をいう。

h [同左]

h 「第一部 企業情報」の「第2 事業の状況」の「1 事業等のリスク」及び「2 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」に将来に関する事項を記載する場合には、当該事項は当中間連結会計期間（中間連結財務諸表を作成していない場合には当中間会計期間。(7)、(8)、(9)並びに(18) f 及び g において同じ。）の末日現在において判断したものである旨を記載すること。

[(2)～(4) 略]

(5) 主要な経営指標等の推移

a 提出会社が中間連結財務諸表を作成している場合（当該提出会社が特定事業会社（第18条第2項に定める事業を行う会社をいう。以下この様式において同じ。）である場合を除く。）には、当中間連結会計期間及び前年の中間連結会計期間（以下この様式において「前年同中間連結会計期間」という。）並びに最近連結会計年度に係る次に掲げる主要な経営指標等（指定国際会計基準により中間連結財務諸表を作成した場合又は修正国際基準（連結財務諸表規則第314条に規定する修正国際基準をいう。以下この様式において同じ。）により中間連結財務諸表を作成した場合にあっては、これらの経営指標等に相当する指標等（(18)h又はiの規定により指定国際会計基準又は修正国際基準により作成した最近連結会計年度に係る連結財務諸表を記載する場合にあっては、これらに相当する指標等））の推移について記載すること。ただし、(g)、(h)及び(m)については当中間連結会計期間及び前年同中間連結会計期間の末日並びに最近連結会計年度の末日に係るものを記載すること。

[(a)・(b) 略]

(c) 親会社株主に帰属する中間純利益金額又は親会社株主に帰属する中間純損失金額

(d) 略

(e) 中間包括利益金額

[(f)～(h) 略]

(i) 1株当たり中間純利益金額又は中間純損失金額（連結財務諸表規則第171条第1項の規定により注記しなければならない1株当たり中間純利益金額又は中間純損失金額をいう。）

(j) 略

(k) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額（連結財務諸表規則第172条の規定により注記しなければならない潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額をいう。）

(l) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額（連結財務諸表規則第65条の3の規定により注記しなければならない潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額をいう。）

(m) 自己資本比率（中間連結会計期間に係るものにあっては中間連結会計期間に係る純資産額から連結財務諸表規則第150条において準用する連結財務諸表規則第43条の2の2の規定により掲記され

[加える。]

[(2)～(4) 同左]

(5) [同左]

a 提出会社が四半期連結財務諸表を作成している場合（当該提出会社が特定事業会社（第17条の15第2項に規定する事業を行う会社をいう。以下この様式において同じ。）であって、当四半期連結会計期間が第2四半期連結会計期間（当連結会計年度の最初の四半期連結会計期間（以下この様式において「第1四半期連結会計期間」という。）の翌四半期連結会計期間をいう。以下この様式において同じ。）である場合を除く。）には、当四半期連結累計期間及び当四半期連結累計期間に対応する前年の四半期連結累計期間（以下この様式において「前年同四半期連結累計期間」という。）並びに最近連結会計年度に係る次に掲げる主要な経営指標等（指定国際会計基準により四半期連結財務諸表を作成した場合又は修正国際基準（連結財務諸表規則第94条に規定する修正国際基準をいう。以下この様式において同じ。）により四半期連結財務諸表を作成した場合（四半期連結財務諸表規則第94条の規定により修正国際基準による四半期連結財務諸表を作成した場合に限る。以下この様式において同じ。）は、これらの経営指標等に相当する指標等（(18)hの規定により指定国際会計基準により作成した最近連結会計年度に係る連結財務諸表又は(18)iの規定により修正国際基準により作成した最近連結会計年度に係る連結財務諸表を記載する場合は、これらに相当する指標等））の推移について記載すること。ただし、(a)、(c)及び(i)については、「第4 経理の状況」において当四半期連結会計期間に係る四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書又は四半期連結損益及び包括利益計算書を記載する場合に、当四半期連結会計期間及び当四半期連結会計期間に対応する前年の四半期連結会計期間（以下この様式において「前年同四半期連結会計期間」という。）に係るものの括弧書きを併せて記載し、(g)、(h)及び(m)については当四半期連結累計期間及び前年同四半期連結累計期間の末日並びに最近連結会計年度の末日に係るものを記載し、(n)、(o)、(p)及び(q)については当四半期連結会計期間が第2四半期連結会計期間である場合又は第2四半期連結会計期間以外の四半期連結会計期間であって「第4 経理の状況」に四半期連結キャッシュ・フロー計算書を記載した場合において、当四半期連結累計期間及び前年同四半期連結累計期間並びに最近連結会計年度に係るものを記載すること。

[(a)・(b) 同左]

(c) 親会社株主に帰属する四半期純利益金額又は親会社株主に帰属する四半期純損失金額

(d) [同左]

(e) 四半期包括利益金額

[(f)～(h) 同左]

(i) 1株当たり四半期純利益金額又は四半期純損失金額（四半期連結財務諸表規則第78条第1項の規定により注記しなければならない1株当たり四半期純利益金額又は四半期純損失金額をいう。）

(j) [同左]

(k) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額（四半期連結財務諸表規則第78条の2に規定する潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額をいう。）

(l) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額（連結財務諸表規則第65条の3に規定する潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額をいう。）

(m) 自己資本比率（四半期連結会計期間に係るものにあっては、四半期連結会計期間に係る純資産額から四半期連結財務諸表規則第56条の2において準用する連結財務諸表規則第43条の2の2の規定

る株式引受権の金額、連結財務諸表規則第151条において準用する連結財務諸表規則第43条の3第1項の規定により掲記される新株予約権の金額及び連結財務諸表規則第2条第12号に規定する非支配株主持分の金額を控除した額を当該中間連結会計期間に係る総資産額で除した割合を、連結会計年度に係るものにあつては連結会計年度に係る純資産額から連結財務諸表規則第43条の2の2の規定により掲記される株式引受権の金額、連結財務諸表規則第43条の3第1項の規定により掲記される新株予約権の金額及び連結財務諸表規則第2条第12号に規定する非支配株主持分の金額を控除した額を当該連結会計年度に係る総資産額で除した割合をいう。)

〔n)～(p) 略〕

(q) 現金及び現金同等物の中間期末残高又は期末残高

〔削る。〕

b 提出会社が中間連結財務諸表を作成していない場合（当該提出会社が特定事業会社である場合を除く。）には、当中間会計期間及び前年の中間会計期間（以下bにおいて「前年同中間会計期間」という。）並びに最近事業年度に係る次に掲げる主要な経営指標等の推移について記載すること。ただし、(f)、(g)、(h)、(i)及び(0)については、当中間会計期間及び前年同中間会計期間の末日並びに最近事業年度の末日に係るものを記載すること。

〔a)・(b) 略〕

(c) 中間純利益金額又は中間純損失金額

(d) 〔略〕

(e) 持分法を適用した場合の投資利益又は投資損失の金額（財務諸表等規則第142条の規定により注記しなければならない投資利益又は投資損失の金額をいう。）

〔f)～(i) 略〕

(j) 1株当たり中間純利益金額又は中間純損失金額（財務諸表等規則第199条第1項の規定により注記しなければならない1株当たり中間純利益金額又は中間純損失金額をいう。）

(k) 〔略〕

(l) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額（財務諸表等規則第200条第1項の規定により注記しなければならない潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額をいう。）

〔m)・(n) 略〕

(o) 自己資本比率（中間会計期間に係るものにあつては中間会計期間に係る純資産額から財務諸表等規則第180条において準用する財務諸表等規則第67条の2の規定により掲記される株式引受権の金

により掲記される株式引受権の金額、四半期連結財務諸表規則第57条において準用する連結財務諸表規則第43条の3第1項の規定により掲記される新株予約権の金額及び四半期連結財務諸表規則第58条に規定する非支配株主持分の金額を控除した額を当該四半期連結会計期間に係る総資産額で除した割合を、連結会計年度に係るものにあつては、連結会計年度に係る純資産額から連結財務諸表規則第43条の2の2の規定により掲記される株式引受権の金額、連結財務諸表規則第43条の3第1項の規定により掲記される新株予約権の金額及び連結財務諸表規則第2条第12号に規定する非支配株主持分の金額を控除した額を当該連結会計年度に係る総資産額で除した割合をいう。)

〔n)～(p) 同左〕

(q) 現金及び現金同等物の四半期末残高又は期末残高

b 提出会社が四半期連結財務諸表を作成している場合（当該提出会社が特定事業会社であつて、当四半期連結会計期間が第2四半期連結会計期間である場合を除く。）には、当四半期連結会計期間及び前年同四半期連結会計期間に係る1株当たり四半期純利益金額又は四半期純損失金額（四半期連結財務諸表規則第78条第1項の規定により注記しなければならない1株当たり四半期純利益金額又は四半期純損失金額又はこれらの金額に準じて算出したもの）を記載すること。ただし、aにおいて記載した場合はこの限りでない。

c 提出会社が四半期連結財務諸表を作成していない場合（当該提出会社が特定事業会社であつて、当四半期会計期間が第2四半期会計期間（当事業年度の最初の四半期会計期間（以下c及び(2) bにおいて「第1四半期会計期間」という。）の翌四半期会計期間をいう。以下この様式において同じ。）である場合を除く。）には、提出会社の当四半期累計期間及び当四半期累計期間に対応する前年の四半期累計期間（以下cにおいて「前年同四半期累計期間」という。）並びに最近事業年度に係る次に掲げる主要な経営指標等の推移について記載すること。ただし、(a)、(c)及び(j)については、「第4 経理の状況」において当四半期会計期間に係る四半期損益計算書を記載する場合には、当四半期会計期間及び当四半期会計期間に対応する前年の四半期会計期間（以下c及びdにおいて「前年同四半期会計期間」という。）に係るものの括弧書きを併せて記載し、(f)、(g)、(h)、(i)及び(0)については、当四半期会計期間及び前年同四半期会計期間の末日並びに最近事業年度の末日に係るものを記載し、(p)、(q)、(r)及び(s)については、当四半期会計期間が第2四半期会計期間である場合又は第2四半期会計期間以外の四半期会計期間であつて「第4 経理の状況」に四半期キャッシュ・フロー計算書を記載した場合において、当四半期累計期間及び前年同四半期累計期間並びに最近事業年度に係るものを記載すること。

〔a)・(b) 同左〕

(c) 四半期純利益金額又は四半期純損失金額

(d) 〔同左〕

(e) 持分法を適用した場合の投資利益又は投資損失の金額（四半期財務諸表等規則第12条の規定により注記しなければならない投資利益又は投資損失の金額をいう。）

〔f)～(i) 同左〕

(j) 1株当たり四半期純利益金額又は四半期純損失金額（四半期財務諸表等規則第70条第1項の規定により注記しなければならない1株当たり四半期純利益金額又は四半期純損失金額をいう。）

(k) 〔同左〕

(l) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額（四半期財務諸表等規則第70条の2第1項に規定する潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額をいう。）

〔m)・(n) 同左〕

(o) 自己資本比率（四半期会計期間に係るものにあつては、四半期会計期間に係る純資産額から四半期財務諸表等規則第50条の2において準用する財務諸表等規則第67条の2の規定により掲記される



額及び財務諸表等規則第181条において準用する財務諸表等規則第68条第1項の規定により掲記される新株予約権の金額を控除した額を当該中間会計期間に係る総資産額で除した割合を、事業年度に係るものにあつては事業年度に係る純資産額から財務諸表等規則第67条の2の規定により掲記される株式引受権の金額及び財務諸表等規則第68条第1項の規定により掲記される新株予約権の金額を控除した額を当該事業年度に係る総資産額で除した割合をいう。)

〔(p)～(r) 略〕

(s) 現金及び現金同等物の中間期末残高又は期末残高  
[割る。]

c 提出会社が特定事業会社である場合には、第五号様式記載上の注意(5)に準じて記載すること。

(6) 事業の内容

a 当中間連結会計期間において、提出会社及び関係会社において営まれている事業の内容について、重要な変更があつた場合には、その内容を記載すること。

なお、セグメント情報（指定国際会計基準又は修正国際基準により中間連結財務諸表を作成した場合は、これに相当する情報。以下この様式において同じ。）の区分ごとに、当該事業に携わっている主要な関係会社に異動があつた場合には、その内容を記載すること。

b (18h)の規定により半期報告書に指定国際会計基準により作成を開始した最近連結会計年度に係る連結財務諸表を記載する場合には、当該連結財務諸表における主要な項目と連結財務諸表規則（第三編から第六編までを除く。）により作成した場合の最近連結会計年度及びその直前連結会計年度に係る連結財務諸表におけるこれらに相当する項目との差異に関する事項（当該差異の概算額等。dにおいて同じ。）を記載すること。ただし、指定国際会計基準により連結財務諸表の作成を開始した連結会計年度（当該連結会計年度が複数あるときは、その直近のものをいう。）の直前連結会計年度において連結財務諸表規則第316条又は連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部を改正する内閣府令（平成14年内閣府令第11号）附則第3項の規定に基づき、米国預託証券の発行等に関して要請されている用語、様式及び作成方法（以下この様式において「米国基準」という。）により連結財務諸表を作成した提出会社が、指定国際会計基準により中間連結財務諸表の作成を開始した場合は、記載を要しない。

c 提出会社が中間連結会計期間において指定国際会計基準により中間連結財務諸表の作成を開始した場合（bの場合に限る。）には、最近連結会計年度及びその直前連結会計年度に係る要約連結財務諸表（最近連結会計年度の直前連結会計年度において連結財務諸表規則（第三編から第六編までを除く。）により連結財務諸表を作成した場合には連結財務諸表規則（第三編から第六編までを除く。）により作成すべき連結財務諸表について、また修正国際基準により連結財務諸表を作成した場合には修正国際基準により作成すべき連結財務諸表について、その表示科目を要約して作成した連結財務諸表をいう。）を第二号様式記載上の注意(6) a に準じて記載するとともに、連結財務諸表規則に従い、当該要約連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更に関する事項を記載すること。ただし、指定国際会計基準により連結財務諸表の作成を開始した連結会計年度（当該連結会計年度が複数あるときは、その直近のものをいう。）の直前連結会計年度において米国基準により連結財務諸表を作

株式引受権の金額及び四半期財務諸表等規則第51条において準用する財務諸表等規則第68条第1項の規定により掲記される新株予約権の金額を控除した額を当該四半期会計期間に係る総資産額で除した割合を、事業年度に係るものにあつては、事業年度に係る純資産額から財務諸表等規則第67条の2の規定により掲記される株式引受権の金額及び財務諸表等規則第68条第1項の規定により掲記される新株予約権の金額を控除した額を当該事業年度に係る総資産額で除した割合をいう。)

〔(p)～(r) 同左〕

(s) 現金及び現金同等物の四半期末残高又は期末残高

d 提出会社が四半期連結財務諸表を作成していない場合（当該提出会社が特定事業会社であつて、当四半期会計期間が第2四半期会計期間である場合を除く。）には、当四半期会計期間及び前年同四半期会計期間に係る1株当たり四半期純利益金額又は四半期純損失金額（四半期財務諸表等規則第70条第1項の規定により注記しなければならない1株当たり四半期純利益金額又は四半期純損失金額又はこれらの金額に準じて算出したもの）を記載すること。ただし、cにおいて記載した場合はこの限りでない。

e 提出会社が特定事業会社であつて、当四半期連結会計期間が第2四半期連結会計期間（中間連結財務諸表を作成していない場合は、第2四半期会計期間）である場合には、第五号様式記載上の注意(5)に準じて記載すること。

(6) [同左]

a 当四半期連結結果計期間において、提出会社及び関係会社において営まれている事業の内容について、重要な変更があつた場合には、その内容を記載すること。

なお、セグメント情報（指定国際会計基準又は修正国際基準により四半期連結財務諸表を作成した場合は、これに相当する情報。以下この様式において同じ。）の区分ごとに、当該事業に携わっている主要な関係会社に異動があつた場合には、その内容を記載すること。

b (18h)の規定により第1四半期連結会計期間に係る四半期報告書に指定国際会計基準により作成を開始した最近連結会計年度に係る連結財務諸表を記載する場合には、当該連結財務諸表における主要な項目と連結財務諸表規則（第七章及び第八章を除く。）により作成した場合の最近連結会計年度及びその直前連結会計年度に係る連結財務諸表におけるこれらに相当する項目との差異に関する事項（当該差異の概算額等。dにおいて同じ。）を記載すること。ただし、指定国際会計基準により連結財務諸表の作成を開始した連結会計年度（当該連結会計年度が複数あるときは、その直近のものをいう。）の直前連結会計年度において連結財務諸表規則第95条又は連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部を改正する内閣府令（平成14年内閣府令第11号）附則第3項の規定に基づき、米国預託証券の発行等に関して要請されている用語、様式及び作成方法（以下この様式において「米国基準」という。）により連結財務諸表を作成した提出会社が、指定国際会計基準により四半期連結財務諸表の作成を開始した場合は、記載を要しない。

c 提出会社が第1四半期連結会計期間において指定国際会計基準により四半期連結財務諸表の作成を開始した場合（bの場合に限る。）には、最近連結会計年度及びその直前連結会計年度に係る要約連結財務諸表（最近連結会計年度の直前連結会計年度において連結財務諸表規則（第七章及び第八章を除く。）により連結財務諸表を作成した場合には連結財務諸表規則（第七章及び第八章を除く。）により作成すべき連結財務諸表について、また修正国際基準により連結財務諸表を作成した場合には修正国際基準により作成すべき連結財務諸表について、その表示科目を要約して作成した連結財務諸表をいう。）を第二号様式記載上の注意(6) a に準じて記載するとともに、連結財務諸表規則に従い、当該要約連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更に関する事項を記載すること。ただし、指定国際会計基準により連結財務諸表の作成を開始した連結会計年度（当該連結会計年度が複数あるときは、その直近のものをいう。）の直前連結会計年度において米国基準により連結財務諸表を作

成した提出会社が、指定国際会計基準により中間連結財務諸表を作成した場合は、記載を要しない。

d (18) i の規定により半期報告書に修正国際基準により作成を開始した最近連結会計年度に係る連結財務諸表を記載する場合には、当該連結財務諸表における主要な項目と最近事業年度に係る有価証券報告書に記載した最近連結会計年度及びその直前連結会計年度に係る連結財務諸表におけるこれらに相当する項目との差異に関する事項を記載すること。ただし、修正国際基準により連結財務諸表の作成を開始した連結会計年度（当該連結会計年度が複数あるときは、その直近のものをいう。）の直前連結会計年度において米国基準により連結財務諸表を作成した提出会社が、修正国際基準により中間連結財務諸表の作成を開始した場合は、記載を要しない。

e 提出会社が中間連結会計期間において修正国際基準により中間連結財務諸表の作成を開始した場合（d の場合に限る。）には、最近連結会計年度及びその直前連結会計年度に係る要約連結財務諸表（最近連結会計年度の直前連結会計年度において連結財務諸表規則（第三編から第六編までを除く。）により連結財務諸表を作成した場合には連結財務諸表規則（第三編から第六編までを除く。）により作成すべき連結財務諸表について、指定国際会計基準により連結財務諸表を作成した場合には指定国際会計基準により作成すべき連結財務諸表について、また米国基準により連結財務諸表を作成した場合には米国基準により作成すべき連結財務諸表について、その表示科目を要約して作成した連結財務諸表をいう。以下 e において同じ。）を第二号様式記載上の注意③ a に準じて記載するとともに、連結財務諸表規則に従い、当該要約連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更に関する事項を記載すること。

#### (7) 事業等のリスク

a 当中間連結会計期間において、半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が連結会社（中間連結財務諸表を作成していない場合にあつては、提出会社。以下 a 及び(8)において同じ。）の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（指定国際会計基準又は修正国際基準により中間連結財務諸表を作成した場合は、これに相当するもの。以下この様式において同じ。以下(7)及び(8)において「経営成績等」という。）の状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスク（連結会社の経営成績等の異常な変動、特定の取引先・製品・技術等への依存、特有の法的規制・取引慣行・経営方針、重要な訴訟事件等の発生、役員・大株主・関係会社等に関する重要事項等、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項をいう。）が発生した場合又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」について重要な変更があった場合には、その旨及びその具体的な内容を分かりやすく、かつ、簡潔に記載すること。

b [略]

[削る。]

#### (8) 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析

半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関して投資者が適正な判断を行うことができるよう、経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容（次に掲げる事項のほか、例えば、経営成績に重要な影響を与える要因についての分析、資本の財源及び資金の流動性に係る情報）を具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。

a 当中間連結会計期間における事業全体及びセグメント情報に記載された区分ごとの経営成績の状況並びにキャッシュ・フローの状況についての前年同中間連結会計期間との比較・分析。なお、連結会社が経営方針・経営戦略等を定めている場合で、経営者において、当該経営方針・経営戦略等との比

成した提出会社が、指定国際会計基準により四半期連結財務諸表を作成した場合は、記載を要しない。

d (18) i の規定により第 1 四半期連結会計期間に係る四半期報告書に修正国際基準により作成を開始した最近連結会計年度に係る連結財務諸表を記載する場合には、当該連結財務諸表における主要な項目と最近事業年度に係る有価証券報告書に記載した最近連結会計年度及びその直前連結会計年度に係る連結財務諸表におけるこれらに相当する項目との差異に関する事項を記載すること。ただし、修正国際基準により連結財務諸表の作成を開始した連結会計年度（当該連結会計年度が複数あるときは、その直近のものをいう。）の直前連結会計年度において米国基準により連結財務諸表を作成した提出会社が、修正国際基準により四半期連結財務諸表の作成を開始した場合は、記載を要しない。

e 提出会社が第 1 四半期連結会計期間において修正国際基準により四半期連結財務諸表の作成を開始した場合（d の場合に限る。）には、最近連結会計年度及びその直前連結会計年度に係る要約連結財務諸表（最近連結会計年度の直前連結会計年度において連結財務諸表規則（第七章及び第八章を除く。）により連結財務諸表を作成した場合には連結財務諸表規則（第七章及び第八章を除く。）により作成すべき連結財務諸表について、指定国際会計基準により連結財務諸表を作成した場合には指定国際会計基準により作成すべき連結財務諸表について、また米国基準により連結財務諸表を作成した場合には米国基準により作成すべき連結財務諸表について、その表示科目を要約して作成した連結財務諸表をいう。以下 e において同じ。）を第二号様式記載上の注意③ a に準じて記載するとともに、連結財務諸表規則に従い、当該要約連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更に関する事項を記載すること。

#### (7) [同左]

a 当四半期連結結果計期間（四半期連結財務諸表を作成していない場合には当四半期累計期間。(8) a 及び(18) f において同じ。）において、四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が連結会社（四半期連結財務諸表を作成していない場合には提出会社。以下 a 及び(8) a において同じ。）の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（指定国際会計基準又は修正国際基準により四半期連結財務諸表を作成した場合は、これに相当するもの。以下この様式において同じ。以下(7)及び(8)において「経営成績等」という。）の状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスク（連結会社の経営成績等の異常な変動、特定の取引先・製品・技術等への依存、特有の法的規制・取引慣行・経営方針、重要な訴訟事件等の発生、役員・大株主・関係会社等に関する重要事項等、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項をいう。）が発生した場合又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」について重要な変更があった場合には、その旨及びその具体的な内容を分かりやすく、かつ、簡潔に記載すること。

b [同左]

c 将来に関する事項を記載する場合には、当該事項は当四半期連結会計期間（四半期連結財務諸表を作成していない場合には当四半期会計期間。(8) b、(9)及び(18) g において同じ。）の末日現在において判断したものである旨を記載すること。

#### (8) [同左]

a 四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関して投資者が適正な判断を行うことができるよう、経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容（次に掲げる事項のほか、例えば、経営成績に重要な影響を与える要因についての分析、資本の財源及び資金の流動性に係る情報）を具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。ただし、当四半期連結会計期間が、(28)の規定により「第 4 経理の状況」において四半期連結キャッシュ・フロー計算書を掲げた四半期連結会計期間以外の四半期連結会計期間（四半期連結財務諸表を作成していない場合は、(28)の規定により「第 4 経理の状況」において四半期キャッシュ・フロー計算書を掲げた四半期会計期間以外の四半期会計期

較が、前年同中間連結会計期間との比較よりも投資者の理解を深めると判断したときは、前年同中間連結会計期間との比較・分析に代えて、当該経営方針・経営戦略等と比較・分析して記載することができる。

- b 当中間連結会計期間において、前事業年度の有価証券報告書に記載した「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」中の会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定の記載（第二号様式記載上の注意(3) a (g)に掲げる事項の記載をいう。）について重要な変更があった場合には、その旨及びその内容
- c 当中間連結会計期間において、連結会社が経営方針・経営戦略等又は経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等を定めている場合における当該経営方針・経営戦略等又は当該指標等について、既に提出した有価証券報告書に記載された内容に比して重要な変更があった場合又は新たに経営方針・経営戦略等若しくは経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等を定めた場合には、その内容及び理由
- d 当中間連結会計期間において、連結会社が優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題について重要な変更があった場合又は新たに事業上及び財務上の対処すべき課題が生じた場合におけるその内容及び対処方針等
- e 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（以下e及び(12)aにおいて「基本方針」という。）を定めている場合であって、当中間連結会計期間に当該基本方針に重要な変更があったときはその内容。また、当中間連結会計期間において、新たに基本方針を定めた場合には、会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第118条第3号に掲げる事項
- f 当中間連結会計期間における研究開発活動の金額及び研究開発活動の状況（例えば、研究の目的、主要課題、研究成果、研究体制等）に重要な変更があった場合には、セグメント情報に関連付けた内容
- g 当中間連結会計期間において、連結会社又は提出会社の従業員数（就業人員数をいう。以下この様式において同じ。）に著しい増加又は減少があった場合には、セグメント情報に関連付けた事情及びその内容
- h 当中間連結会計期間において、生産、受注及び販売の実績について著しい変動があった場合には、その内容
- i 当中間連結会計期間において、主要な設備（連結会社以外の者から賃借しているものを含む。）に関し、新設、休止、大規模改修、除却若しくは売却等による著しい変動があった場合又は最近連結会計年度末において計画中であった新設、休止、大規模改修、除却若しくは売却等について著しい変更があった場合には、その内容

(9) 経営上の重要な契約等

- a 当中間連結会計期間において、事業の全部若しくは主要な部分の賃貸借又は経営の委任、他人と事業上の損益全部を共通にする契約、技術援助契約その他の経営上の重要な契約を締結した場合又はこれらの契約に重要な変更若しくは解約があった場合には、その内容を記載すること。
- b 当中間連結会計期間において、吸収合併又は新設合併が行われることが、業務執行を決定する機関

間)である場合には、キャッシュ・フローの状況に関する分析・検討内容の記載を要しない。

- (a) 当四半期連結累計期間における事業全体及びセグメント情報に記載された区分ごとの経営成績の状況並びにキャッシュ・フローの状況についての前年同四半期連結累計期間との比較・分析。なお、連結会社が経営方針・経営戦略等を定めている場合で、経営者において、当該経営方針・経営戦略等との比較が、前年同四半期連結累計期間との比較よりも投資者の理解を深めると判断したときは、前年同四半期連結累計期間との比較・分析に代えて、当該経営方針・経営戦略等と比較・分析して記載することができる。

また、当四半期連結累計期間において、前事業年度の有価証券報告書に記載した「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」中の会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定の記載（第二号様式記載上の注意(3) a (g)における記載をいう。）について重要な変更があった場合には、その旨及びその具体的な内容を分かりやすく、かつ、簡潔に記載すること。

- (b) 当四半期連結累計期間において、連結会社が経営方針・経営戦略等又は経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等を定めている場合における当該経営方針・経営戦略等又は当該指標等について、既に提出した有価証券報告書に記載された内容に比して重要な変更があったとき又は新たに経営方針・経営戦略等又は経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等を定めた場合には、その内容及び理由。
- (c) 当四半期連結累計期間において、連結会社が優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題について重要な変更があった場合又は新たに事業上及び財務上の対処すべき課題が生じた場合におけるその内容、対処方針等。

財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（以下(c)及び(12)aにおいて「基本方針」という。）を定めている会社において、当四半期連結累計期間に当該基本方針に重要な変更があった場合にはその内容。また、当四半期連結累計期間において、新たに基本方針を定めた場合には、会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第118条第3号に掲げる事項。

- (d) 当四半期連結累計期間における研究開発活動の金額。加えて、研究開発活動の状況（例えば、研究の目的、主要課題、研究成果、研究体制等）に重要な変更があった場合には、セグメント情報に関連付けた内容。
- (e) 当四半期連結累計期間において、連結会社又は提出会社の従業員数（就業人員数をいう。以下この様式において同じ。）に著しい増加又は減少があった場合には、セグメント情報に関連付けて、その事情及び内容。
- (f) 当四半期連結累計期間において、生産、受注及び販売の実績について著しい変動があった場合には、その内容。
- (g) 当四半期連結累計期間において、主要な設備（連結会社以外の者から賃借しているものを含む。）に関し、次に掲げる場合に該当するときは、それぞれ次に定める内容。
  - i 新設、休止、大規模改修、除却、売却等により著しい変動があった場合 その内容
  - ii 最近連結会計年度末において計画中であった新設、休止、大規模改修、除却、売却等について著しい変更があった場合 その内容
- b 将来に関する事項を記載する場合には、当該事項は当四半期連結会計期間の末日現在において判断したものである旨を記載すること。

(9) [同左]

- a 当四半期連結会計期間において、事業の全部若しくは主要な部分の賃貸借又は経営の委任、他人と事業上の損益全部を共通にする契約、技術援助契約その他の経営上の重要な契約を締結した場合又はこれらの契約に重要な変更若しくは解約があった場合には、その内容を記載すること。
- b 当四半期連結会計期間において、吸収合併又は新設合併が行われることが、業務執行を決定する機

により決定された場合には、重要性の乏しいものを除き、吸収合併又は新設合併の目的、条件、引継資産・負債の状況、吸収合併消滅会社となる会社又は新設合併消滅会社となる会社の株式1株又は持分に割り当てられる吸収合併存続会社となる会社又は新設合併設立会社となる会社の株式の数その他の財産（吸収合併存続会社となる会社以外の会社の株式等が割り当てられる場合を含む。）及びその算定根拠並びに当該吸収合併又は新設合併の後の吸収合併存続会社となる会社（吸収合併消滅会社となる会社の株式1株又は持分に割り当てられる財産が吸収合併存続会社となる会社が発行する有価証券以外の有価証券である場合には、当該有価証券の発行者を含む。）又は新設合併設立会社となる会社の資本金・事業の内容等について記載すること。

- c 当中間連結会計期間において、重要な事業の全部若しくは一部の譲渡又は重要な事業の全部若しくは一部の譲受けが行われることが、業務執行を決定する機関により決定された場合には、その概要について記載すること。
- d 当中間連結会計期間において、株式交換、株式移転又は株式交付が行われることが、業務執行を決定する機関により決定された場合には、重要性の乏しいものを除き、株式交換、株式移転又は株式交付の目的、条件、株式交換完全子会社となる会社、株式移転完全子会社となる会社又は株式交付子会社となる会社（以下dにおいて「株式交換完全子会社等」という。）の株式1株に割り当てられる株式交換完全親会社となる会社、株式移転設立完全親会社となる会社又は株式交付親会社となる会社（以下dにおいて「株式交換完全親会社等」という。）の株式の数その他の財産（株式交換完全親会社等となる会社以外の会社の株式等が割り当てられる場合を含む。）及びその算定根拠並びに当該株式交換、株式移転及び株式交付の後の株式交換完全親会社等となる会社（株式交換完全子会社等となる会社の株式1株又は持分に割り当てられる財産が株式交換完全親会社等となる会社が発行する有価証券以外の有価証券である場合には、当該有価証券の発行者を含む。）の資本金・事業の内容等について記載すること。
- e 当中間連結会計期間において、吸収分割又は新設分割が行われることが、業務執行を決定する機関により決定された場合には、重要性の乏しいものを除き、吸収分割又は新設分割の目的、条件、承継する資産・負債又は承継させる資産・負債の状況、吸収分割会社となる会社又は新設分割会社となる会社に割り当てられる吸収分割承継会社となる会社又は新設分割設立会社となる会社の株式の数その他の財産（吸収分割承継会社となる会社以外の会社の株式等が割り当てられる場合を含む。）及びその算定根拠並びに当該吸収分割又は新設分割の後の吸収分割承継会社となる会社（吸収分割会社に割り当てられる財産が吸収分割承継会社となる会社が発行する有価証券以外の有価証券である場合には、当該有価証券の発行者を含む。）又は新設分割設立会社となる会社の資本金・事業の内容等について記載すること。

(10) 株式の総数等

- a 「発行可能株式総数」の欄には、当中間会計期間の末日現在の定款に定められた発行可能株式総数又は発行可能種類株式総数を記載すること。  
会社が種類株式発行会社であるときは、株式の種類ごとの発行可能種類株式総数を記載し、「計」の欄には、発行可能株式総数を記載すること。  
なお、当中間会計期間の末日後半期報告書の提出日までの間に定款に定められた会社が発行する株式の総数に増減があった場合には、その旨、その決議があった日、株式数が増減した日、増減株式数及び増減後の株式の総数を欄外に記載すること。
- b 「発行済株式」には、発行済株式の種類ごとに「種類」、「中間会計期間末現在発行数」、「提出日現在発行数」、「上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名」及び「内容」を記載すること。

[c～f 略]

により決定された場合には、重要性の乏しいものを除き、吸収合併又は新設合併の目的、条件、引継資産・負債の状況、吸収合併消滅会社となる会社又は新設合併消滅会社となる会社の株式1株又は持分に割り当てられる吸収合併存続会社となる会社又は新設合併設立会社となる会社の株式の数その他の財産（吸収合併存続会社となる会社以外の会社の株式等が割り当てられる場合を含む。）及びその算定根拠並びに当該吸収合併又は新設合併の後の吸収合併存続会社となる会社（吸収合併消滅会社となる会社の株式1株又は持分に割り当てられる財産が吸収合併存続会社となる会社が発行する有価証券以外の有価証券である場合には、当該有価証券の発行者を含む。）又は新設合併設立会社となる会社の資本金・事業の内容等について記載すること。

- c 当四半期連結会計期間において、重要な事業の全部若しくは一部の譲渡又は重要な事業の全部若しくは一部の譲受けが行われることが、業務執行を決定する機関により決定された場合には、その概要について記載すること。
- d 当四半期連結会計期間において、株式交換、株式移転又は株式交付が行われることが、業務執行を決定する機関により決定された場合には、重要性の乏しいものを除き、株式交換、株式移転又は株式交付の目的、条件、株式交換完全子会社となる会社、株式移転完全子会社となる会社又は株式交付子会社となる会社（以下dにおいて「株式交換完全子会社等」という。）の株式1株に割り当てられる株式交換完全親会社となる会社、株式移転設立完全親会社となる会社又は株式交付親会社となる会社（以下dにおいて「株式交換完全親会社等」という。）の株式の数その他の財産（株式交換完全親会社等となる会社以外の会社の株式等が割り当てられる場合を含む。）及びその算定根拠並びに当該株式交換、株式移転及び株式交付の後の株式交換完全親会社等となる会社（株式交換完全子会社等となる会社の株式1株又は持分に割り当てられる財産が株式交換完全親会社等となる会社が発行する有価証券以外の有価証券である場合には、当該有価証券の発行者を含む。）の資本金・事業の内容等について記載すること。
- e 当四半期連結会計期間において、吸収分割又は新設分割が行われることが、業務執行を決定する機関により決定された場合には、重要性の乏しいものを除き、吸収分割又は新設分割の目的、条件、承継する資産・負債又は承継させる資産・負債の状況、吸収分割会社となる会社又は新設分割会社となる会社に割り当てられる吸収分割承継会社となる会社又は新設分割設立会社となる会社の株式の数その他の財産（吸収分割承継会社となる会社以外の会社の株式等が割り当てられる場合を含む。）及びその算定根拠並びに当該吸収分割又は新設分割の後の吸収分割承継会社となる会社（吸収分割会社に割り当てられる財産が吸収分割承継会社となる会社が発行する有価証券以外の有価証券である場合には、当該有価証券の発行者を含む。）又は新設分割設立会社となる会社の資本金・事業の内容等について記載すること。

(10) [同左]

- a 「発行可能株式総数」の欄には、当四半期会計期間の末日現在の定款に定められた発行可能株式総数又は発行可能種類株式総数を記載すること。  
会社が種類株式発行会社であるときは、株式の種類ごとの発行可能種類株式総数を記載し、「計」の欄には、発行可能株式総数を記載すること。  
なお、当四半期会計期間の末日後四半期報告書の提出日までの間に定款に定められた会社が発行する株式の総数に増減があった場合には、その旨、その決議があった日、株式数が増減した日、増減株式数及び増減後の株式の総数を欄外に記載すること。
- b 「発行済株式」には、発行済株式の種類ごとに「種類」、「第四半期会計期間末現在発行数」、「提出日現在発行数」、「上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名」及び「内容」を記載すること。

[c～f 同左]

g 「発行数」の欄には、当中間会計期間の末日現在及び提出日現在の発行数を記載すること。

なお、新株予約権又は新株予約権付社債を発行している場合（商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成13年法律第129号）第19条第2項の規定により新株予約権付社債とみなされる転換社債若しくは新株引受権付社債又は同条第3項の規定により新株予約権証券とみなされる新株引受権証券（以下g及びhにおいて「旧転換社債等」という。）を発行している場合を含む。）の「提出日現在」の欄に記載すべき発行数については、当該新株予約権の行使（旧転換社債等の権利行使を含む。）によるものに限り、半期報告書の提出日の属する月の前月末のものについて記載することができる。ただし、その旨を欄外に記載すること。

[h～j 略]

(11) ストックオプション制度の内容

当中間会計期間において、取締役、使用人等に対して新株予約権証券を発行した場合には、第二号様式記載上の注意(39) a、b本文前段及びdに準じて記載すること。この場合において、第二号様式記載上の注意(39) b本文前段中「最近事業年度の末日」とあるのは「当該発行時」と読み替えるものとする。

(12) その他の新株予約権等の状況

a 当中間会計期間において、「第一部 企業情報」の「第2 事業の状況」の「2 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」において記載を要する基本方針に照らして不適切な者によって当該会社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（いわゆる買収防衛策）の一環として、新株予約権を発行した場合には、第二号様式記載上の注意(40)（aただし書を除く。）に準じて記載すること。この場合において、第二号様式記載上の注意(40) a本文中「最近事業年度の末日及び届出書提出日の属する月の前月末現在」とあるのは「当該発行時」と、(40) b中「(39) c及びd」とあるのは「(39) d」と読み替えるものとする。

b 当中間会計期間において、(11)及びaの規定により記載を要する新株予約権以外の新株予約権又は新株予約権付社債を発行した場合には、第二号様式記載上の注意(41)（aただし書及びcを除く。）に準じて記載すること。この場合において、第二号様式記載上の注意(41) a本文中「最近事業年度の末日及び届出書提出日の属する月の前月末現在」とあるのは「当該発行時」と読み替えるものとする。

(13) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等

a 当中間会計期間において、行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る新株予約権が行使された場合に記載すること。なお、複数の行使価額修正条項付新株予約権付社債券等について行使が行われた場合には、種類ごとに区分して記載すること。

b [略]

(14) 発行済株式総数、資本金等の推移

a 当中間会計期間における発行済株式総数、資本金及び資本準備金の増減について記載すること。

b 新株の発行による発行済株式総数、資本金及び資本準備金の増加については、新株の発行形態（有償・無償の別、株主割当・第三者割当等の別、株主割当の場合には割当比率等）、発行価格及び資本組入額を欄外に記載すること。

合併については、合併の相手先名及び合併比率を欄外に記載すること。

新株予約権の行使（旧転換社債等の権利行使を含む。）による発行済株式総数、資本金及び資本準備金の増加については、当中間会計期間中の合計額を記載し、その旨を欄外に記載すること。

準備金若しくは再評価積立金その他の法律で定める準備金を資本金に組入れた場合又は剰余金の処分による資本組入れを行った場合における資本金の増加については、その内容を欄外に記載すること。

発行済株式総数、資本金及び資本準備金の減少については、その理由及び減資割合等を欄外に記載すること。

g 「発行数」の欄には、当四半期会計期間の末日現在及び提出日現在の発行数を記載すること。

なお、新株予約権又は新株予約権付社債を発行している場合（商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成13年法律第129号）第19条第2項の規定により新株予約権付社債とみなされる転換社債若しくは新株引受権付社債又は同条第3項の規定により新株予約権証券とみなされる新株引受権証券（以下g及びhにおいて「旧転換社債等」という。）を発行している場合を含む。）の「提出日現在」の欄に記載すべき発行数については、当該新株予約権の行使（旧転換社債等の権利行使を含む。）によるものに限り、四半期報告書の提出日の属する月の前月末のものについて記載することができる。ただし、その旨を欄外に記載すること。

[h～j 同左]

(11) [同左]

当四半期会計期間において、取締役、使用人等に対して新株予約権証券を発行した場合には、第二号様式記載上の注意(39) a、b本文前段及びdに準じて記載すること。この場合において、第二号様式記載上の注意(39) b本文前段中「最近事業年度の末日」とあるのは「当該発行時」と読み替えるものとする。

(12) [同左]

a 当四半期会計期間において、「第一部 企業情報」の「第2 事業の状況」の「2 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」において記載を要する基本方針に照らして不適切な者によって当該会社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（いわゆる買収防衛策）の一環として、新株予約権を発行した場合には、第二号様式記載上の注意(40)（aただし書を除く。）に準じて記載すること。この場合において、第二号様式記載上の注意(40) a本文中「最近事業年度の末日及び届出書提出日の属する月の前月末現在」とあるのは「当該発行時」と、(40) b中「(39) c及びd」とあるのは「(39) d」と読み替えるものとする。

b 当四半期会計期間において、(11)及びaの規定により記載を要する新株予約権以外の新株予約権又は新株予約権付社債を発行した場合には、第二号様式記載上の注意(41)（aただし書及びcを除く。）に準じて記載すること。この場合において、第二号様式記載上の注意(41) a本文中「最近事業年度の末日及び届出書提出日の属する月の前月末現在」とあるのは「当該発行時」と読み替えるものとする。

(13) [同左]

a 当四半期会計期間において、行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る新株予約権が行使された場合に記載すること。なお、複数の行使価額修正条項付新株予約権付社債券等について行使が行われた場合には、種類ごとに区分して記載すること。

b [同左]

(14) [同左]

a 当四半期会計期間における発行済株式総数、資本金及び資本準備金の増減について記載すること。

b 新株の発行による発行済株式総数、資本金及び資本準備金の増加については、新株の発行形態（有償・無償の別、株主割当・第三者割当等の別、株主割当の場合には割当比率等）、発行価格及び資本組入額を欄外に記載すること。

合併については、合併の相手先名及び合併比率を欄外に記載すること。

新株予約権の行使（旧転換社債等の権利行使を含む。）による発行済株式総数、資本金及び資本準備金の増加については、当四半期会計期間中の合計額を記載し、その旨を欄外に記載すること。

準備金若しくは再評価積立金その他の法律で定める準備金を資本金に組入れた場合又は剰余金の処分による資本組入れを行った場合における資本金の増加については、その内容を欄外に記載すること。

発行済株式総数、資本金及び資本準備金の減少については、その理由及び減資割合等を欄外に記載すること。

c 当中間会計期間において、有価証券届出書、発行登録追補書類又は臨時報告書（第19条第2項第1号又は第2号の規定により提出する場合に限る。）に記載すべき手取金の総額並びにその用途の区分ごとの内容、金額及び支出予定時期に重要な変更が生じた場合には、その内容を欄外に記載すること。

d [略]

(15) 大株主の状況

a 当中間会計期間の末日現在の「大株主の状況」について記載すること。

[b～d 略]

(16) 議決権の状況

a 当中間会計期間の末日現在の「議決権の状況」について記載すること。

なお、各欄に記載すべき株式について、二以上の種類の株式を発行している場合は、株式の種類ごとの数が分かるように記載すること。

[b～h 略]

(17) 役員の状況

a 前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当中間会計期間において役員に異動があった場合に記載すること。

[b～f 略]

(18) 経理の状況

a 中間連結財務諸表又は中間財務諸表を連結財務諸表規則又は財務諸表等規則に定めるところにより作成している場合には、その旨及び第1種中間連結財務諸表若しくは第2種中間連結財務諸表の別又は第1種中間財務諸表若しくは第2種中間財務諸表の別を記載すること。また、財務諸表等規則別記に掲げる事業を営む会社が、特別の法令若しくは準則の定めるところにより又はこれらに準じて中間連結財務諸表又は中間財務諸表を作成している場合も、同様とする。

b 指定国際会計基準又は修正国際基準により中間連結財務諸表を作成した場合には、その旨を記載すること。

c 中間連結財務諸表を作成していない場合には、その旨及びその理由を記載すること。

d 提出会社が中間連結財務諸表を作成していない場合であって、財務諸表等規則第326条第2項の規定により指定国際会計基準により中間財務諸表を作成したときは、その旨を記載すること。

e 提出会社が特定事業会社であって、(30)の規定により中間連結財務諸表及び中間財務諸表（以下(18)において「中間連結財務諸表等」という。）を作成している場合には、その旨を記載すること。

また、連結財務諸表規則第312条若しくは財務諸表等規則第326条第2項の規定により中間連結財務諸表等を指定国際会計基準により作成した場合又は連結財務諸表規則第314条の規定により中間連結財務諸表を修正国際基準により作成した場合には、その旨を併せて記載すること。

f 提出会社が法の規定により提出する中間連結財務諸表又は中間財務諸表（eの規定により中間連結財務諸表等を作成している場合にあっては、中間連結財務諸表等）の適正性を確保するための特段の取組みを行っている場合には、その旨及びその取組みの具体的な内容を記載すること。ただし、前事業年度の有価証券報告書又は当中間連結会計期間に提出した有価証券届出書に記載された連結財務諸表及び財務諸表の適正性を確保するための特段の取組みに重要な変更がない場合には、記載を要しない。

g 中間連結財務諸表若しくは中間財務諸表又は中間連結財務諸表等について公認会計士又は監査法人

c 当四半期会計期間において、有価証券届出書、発行登録追補書類又は臨時報告書（第19条第2項第1号又は第2号の規定により提出する場合に限る。）に記載すべき手取金の総額並びにその用途の区分ごとの内容、金額及び支出予定時期に重要な変更が生じた場合には、その内容を欄外に記載すること。

d [同左]

(15) [同左]

a 当四半期会計期間が第2四半期会計期間である場合について、当四半期会計期間の末日現在の「大株主の状況」について記載すること。

[b～d 同左]

(16) [同左]

a 当四半期会計期間の末日現在の「議決権の状況」について記載すること。

なお、各欄に記載すべき株式について、二以上の種類の株式を発行している場合は、株式の種類ごとの数が分かるように記載すること。

[b～h 同左]

(17) [同左]

a 前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期累計期間において役員に異動があった場合に記載すること。

[b～f 同左]

(18) [同左]

a 財務諸表等規則別記に掲げる事業を営む会社が、特別の法令若しくは準則の定めるところにより又はこれに準じて四半期連結財務諸表又は四半期財務諸表（fにおいて「四半期連結財務諸表等」という。）を作成している場合には、その旨を記載すること。

b 指定国際会計基準により四半期連結財務諸表を作成した場合には、その旨を記載すること。

また、修正国際基準により四半期連結財務諸表を作成した場合には、その旨を記載すること。

c 四半期連結財務諸表を作成していない場合には、その旨及び作成していない理由を記載すること。

d 提出会社が四半期連結財務諸表を作成していない場合であって、四半期財務諸表等規則第83条第2項の規定により指定国際会計基準により四半期財務諸表を作成したときには、その旨を記載すること。

e 提出会社が特定事業会社であって、(30)の規定により中間連結財務諸表及び中間財務諸表（以下(18)において「中間連結財務諸表等」という。）を作成している場合には、その旨を記載すること。

また、中間連結財務諸表規則第87条及び中間財務諸表等規則第74条第2項の規定により中間連結財務諸表等を指定国際会計基準により作成した場合には、併せて、その旨を記載すること。

また、中間連結財務諸表規則第88条の規定により中間連結財務諸表を修正国際基準により作成した場合には、併せて、その旨を記載すること。

f 提出会社が法の規定により提出する四半期連結財務諸表等（eの規定により中間連結財務諸表等を作成している場合には、中間連結財務諸表等）の適正性を確保するための特段の取組みを行っている場合には、その旨及びその取組みの具体的な内容を記載すること。ただし、前事業年度の有価証券報告書又は当四半期連結会計期間に提出した有価証券届出書に記載された連結財務諸表及び財務諸表の適正性を確保するための特段の取組みに重要な変更がない場合には、記載を要しない。

g 四半期連結財務諸表等又は中間連結財務諸表等について公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合には、その旨及び公認会計士の氏名又は監査法人の名称を記載すること。

の監査証明を受けている場合には、その旨及び公認会計士の氏名又は監査法人の名称を記載すること

。なお、当中間連結会計期間において、公認会計士又は監査法人が交代した場合には、その旨を記載すること。

h 連結財務諸表規則第1条の2に規定する指定国際会計基準特定会社が連結財務諸表規則（第三編から第六編までを除く。）、修正国際基準又は米国基準により作成した最近連結会計年度及びその直前連結会計年度に係る連結財務諸表を記載した最近事業年度に係る有価証券報告書を法第24条第1項の規定により提出しており、当該有価証券報告書の提出後半期報告書を提出するまでの間において、最近連結会計年度に係る連結財務諸表を指定国際会計基準により作成した場合には、当該半期報告書において(19)から(24)までの規定により記載した中間連結財務諸表の下に「国際会計基準による前連結会計年度に係る連結財務諸表」の項を設け、当該連結財務諸表を記載することができる。

i 連結財務諸表規則第1条の3に規定する修正国際基準特定会社が連結財務諸表規則（第三編から第六編までを除く。）、指定国際会計基準又は米国基準により作成した最近連結会計年度及びその直前連結会計年度に係る連結財務諸表を記載した最近事業年度に係る有価証券報告書を法第24条第1項の規定により提出しており、当該有価証券報告書の提出後半期報告書を提出するまでの間において、最近連結会計年度に係る連結財務諸表を修正国際基準により作成した場合には、当該半期報告書において(19)から(24)までの規定により記載した中間連結財務諸表の下に「修正国際基準による前連結会計年度に係る連結財務諸表」の項を設け、当該連結財務諸表を記載することができる。

(19) 中間連結財務諸表

a 中間連結貸借対照表（指定国際会計基準又は修正国際基準により中間連結財務諸表を作成した場合は、中間連結貸借対照表に相当するもの。以下この様式において同じ。）については、当中間連結会計期間に係るものを記載すること。

b 中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書又は中間連結損益及び包括利益計算書（指定国際会計基準又は修正国際基準により中間連結財務諸表を作成した場合は、中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書又は中間連結損益及び包括利益計算書に相当するもの。以下この様式において同じ。）については、連結財務諸表規則に定めるところにより作成した中間連結会計期間に係るものを記載すること。

[削る。]

c 指定国際会計基準又は修正国際基準により中間連結財務諸表を作成した場合における持分変動計算書については、当中間連結会計期間に係る持分変動計算書と前年同中間連結会計期間に係る持分変動計算書を記載すること。

d 中間連結キャッシュ・フロー計算書（指定国際会計基準又は修正国際基準により中間連結財務諸表を作成した場合は、中間連結キャッシュ・フロー計算書に相当するもの。以下この様式において同じ。）については、連結財務諸表規則に定めるところにより作成した中間連結会計期間に係るものを記載すること。

。なお、当四半期連結会計期間において、公認会計士又は監査法人が交代した場合には、その旨を記載すること。

h 連結財務諸表規則第1条の2に規定する指定国際会計基準特定会社が連結財務諸表規則（第七章及び第八章を除く。）、修正国際基準又は米国基準により作成した最近連結会計年度及びその直前連結会計年度に係る連結財務諸表を記載した最近事業年度に係る有価証券報告書を法第24条第1項の規定により提出しており、当該有価証券報告書の提出後第1四半期連結会計期間に係る四半期報告書を提出するまでの間において、最近連結会計年度に係る連結財務諸表を指定国際会計基準により作成した場合には、当該四半期報告書において(19)から(24)までの規定により記載した四半期連結財務諸表の下に「国際会計基準による前連結会計年度に係る連結財務諸表」の項を設け、当該連結財務諸表を記載することができる。

i 連結財務諸表規則第1条の3に規定する修正国際基準特定会社が連結財務諸表規則（第七章及び第八章を除く。）、指定国際会計基準又は米国基準により作成した最近連結会計年度及びその直前連結会計年度に係る連結財務諸表を記載した最近事業年度に係る有価証券報告書を法第24条第1項の規定により提出しており、当該有価証券報告書の提出後第1四半期連結会計期間に係る四半期報告書を提出するまでの間において、最近連結会計年度に係る連結財務諸表を修正国際基準により作成した場合には、当該四半期報告書において(19)から(24)までの規定により記載した四半期連結財務諸表の下に「修正国際基準による前連結会計年度に係る連結財務諸表」の項を設け、当該連結財務諸表を記載することができる。

(19) 四半期連結財務諸表

a 四半期連結貸借対照表（指定国際会計基準又は修正国際基準により四半期連結財務諸表を作成した場合は、四半期連結貸借対照表に相当するもの。以下この様式において同じ。）については、当四半期連結会計期間に係るものを記載すること。

b 四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書又は四半期連結損益及び包括利益計算書（指定国際会計基準又は修正国際基準により四半期連結財務諸表を作成した場合は、四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書又は四半期連結損益及び包括利益計算書に相当するもの。以下この様式において同じ。）については、四半期連結財務諸表規則に定めるところにより作成した四半期連結結果計期間に係るものを記載すること。

ただし、四半期連結財務諸表規則に定めるところにより作成した当四半期連結会計期間に係る四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書又は四半期連結損益及び包括利益計算書を記載することを妨げるものではない。

c 指定国際会計基準又は修正国際基準により四半期連結財務諸表を作成した場合における四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書又は四半期連結損益及び包括利益計算書については、四半期連結財務諸表規則に定めるところにより作成した四半期連結結果計期間に係るもの及び四半期連結会計期間に係るものを記載すること。

d 指定国際会計基準又は修正国際基準により四半期連結財務諸表を作成した場合における持分変動計算書については、当四半期連結結果計期間に係る持分変動計算書と前年同四半期連結結果計期間に係る持分変動計算書を記載すること。

e 四半期連結キャッシュ・フロー計算書（指定国際会計基準又は修正国際基準により四半期連結財務諸表を作成した場合は、四半期連結キャッシュ・フロー計算書に相当するもの。以下この様式において同じ。）については、当四半期連結会計期間が第2四半期連結会計期間である場合において、四半期連結財務諸表規則に定めるところにより作成した四半期連結結果計期間に係るものを記載すること。

[削る。]

e. 中間連結財務諸表の作成に当たっては、連結財務諸表規則に従い、適切な科目による適正な金額の計上を行うとともに、中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、記載すべき注記等を会社の実態に即して適正に記載すること。

f. 中間連結財務諸表に対する期中レビュー報告書は、中間連結財務諸表に添付すること。なお、中間連結財務諸表のうち、従前において法第5条第1項の規定により提出された有価証券届出書に含まれた中間連結財務諸表と同一の内容のものであって新たに監査証明を受けていないものについては、すでに提出された当該中間連結財務諸表に対する期中レビュー報告書によるものとする。

(20) 中間連結貸借対照表

当中間連結会計期間に係る中間連結貸借対照表を掲げること。

(21) 中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書又は中間連結損益及び包括利益計算書

当中間連結会計期間に係る中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書又は中間連結損益及び包括利益計算書を掲げること。この場合において、項目名については、「中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書」又は「中間連結損益及び包括利益計算書」と記載すること。

(22) 持分変動計算書

当中間連結会計期間に係る持分変動計算書と前年同中間連結会計期間に係る持分変動計算書を記載すること。

(23) 中間連結キャッシュ・フロー計算書

当中間連結会計期間に係る中間連結キャッシュ・フロー計算書を掲げること。

(24) その他

a 当中間連結会計期間終了後半期報告書提出日までに、資産・負債に著しい変動及び損益に重要な影響を与えた事実又は与えることが確実に予想される事実が生じた場合には、その概要を記載すること。  
ただし、この半期報告書の他の箇所を含めて記載したものについては、記載を要しない。

ただし、当四半期連結会計期間が第2四半期連結会計期間以外の四半期連結会計期間である場合においても、四半期連結財務諸表規則に定めるところにより作成した四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書を記載することを妨げるものではない。

f. 指定国際会計基準又は修正国際基準により四半期連結財務諸表を作成した場合における四半期連結キャッシュ・フロー計算書については、各四半期連結会計期間について、四半期連結財務諸表規則に定めるところにより作成した四半期連結累計期間に係るものを記載すること。

g. 四半期連結財務諸表の作成に当たっては、四半期連結財務諸表規則に従い、適切な科目による適正な金額の計上を行うとともに、四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、記載すべき注記等を会社の実態に即して適正に記載すること。

h. 四半期連結財務諸表に対する四半期レビュー報告書は、四半期連結財務諸表に添付すること。なお、四半期連結財務諸表のうち、従前において法第5条第1項の規定により提出された有価証券届出書に含まれた四半期連結財務諸表と同一の内容のものであって新たに監査証明を受けていないものについては、すでに提出された当該四半期連結財務諸表に対する四半期レビュー報告書によるものとする。

(20) 四半期連結貸借対照表

当四半期連結会計期間に係る四半期連結貸借対照表を掲げること。

(21) 四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書又は四半期連結損益及び包括利益計算書

a 当四半期連結累計期間に係る四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書又は四半期連結損益及び包括利益計算書を掲げること。なお、四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書を掲げる場合にあっては項目名として「四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書」と、四半期連結損益及び包括利益計算書を掲げる場合にあっては項目名として「四半期連結損益及び包括利益計算書」と記載すること。

b 当四半期連結会計期間（当四半期連結会計期間が第1四半期連結会計期間である場合又は提出会社が特定事業会社であって当四半期連結会計期間が第3四半期連結会計期間である場合を除く。）に係る四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書又は四半期連結損益及び包括利益計算書を記載する場合には、当四半期連結会計期間に係る四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書又は四半期連結損益及び包括利益計算書を掲げること。なお、四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書を掲げる場合にあっては項目名として「四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書」と、四半期連結損益及び包括利益計算書を掲げる場合にあっては項目名として「四半期連結損益及び包括利益計算書」と記載すること。

(22) [同左]

当四半期連結累計期間に係る持分変動計算書と前年同四半期連結累計期間に係る持分変動計算書を記載すること。

(23) 四半期連結キャッシュ・フロー計算書

当四半期連結会計期間が第2四半期連結会計期間である場合又は当四半期連結会計期間が第2四半期連結会計期間以外の四半期連結会計期間である場合であって、四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書を作成したときは、当四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書を掲げること。

(24) [同左]

a 当四半期連結会計期間終了後四半期報告書提出日までに、資産・負債に著しい変動及び損益に重要な影響を与えた事実又は与えることが確実に予想される事実が生じた場合には、その概要を記載すること。  
ただし、この四半期報告書の他の箇所を含めて記載したものについては、記載を要しない。



- b 当中間連結会計期間において、企業集団の営業その他に関し重要な訴訟事件等があったときは、その概要を記載すること。
- c 当中間連結会計期間及び当中間連結会計期間終了後半期報告書提出日までの間に、配当についての提出会社の取締役会の決議があったときは、その旨、決議年月日並びに当該配当による配当金の総額及び1株当たりの金額を注記すること。  
[削る。]

(25) 中間財務諸表

- a 半期報告書提出会社が、中間連結財務諸表を作成していない場合には、中間財務諸表を記載すること。
- b 中間貸借対照表については、財務諸表等規則に定めるところにより作成した当中間会計期間に係るものを記載すること。
- c 中間損益計算書については、財務諸表等規則に定めるところにより作成した当中間会計期間に係るものを記載すること。
- d 中間キャッシュ・フロー計算書については、財務諸表等規則に定めるところにより作成した当中間会計期間に係るものを記載すること。

- e 中間財務諸表の作成に当たっては、財務諸表等規則に従い、適切な科目による適正な金額の計上を行うとともに、中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項、記載すべき注記等を会社の実態に即して適正に記載すること。
- f 中間財務諸表に対する期中レビュー報告書は、中間財務諸表に添付すること。なお、中間財務諸表のうち、従前において法第5条第1項の規定により提出された有価証券届出書に含まれた中間財務諸表と同一の内容のものであって新たに監査証明を受けていないものについては、すでに提出された当該中間財務諸表に対する期中レビュー報告書によるものとする。
- g 指定国際会計基準により中間財務諸表を作成した場合（18dに該当する場合に限る。）には、aからfまで及び(26)から(28)までの規定により記載した中間財務諸表の下に「国際会計基準による中間財務諸表」の項を設け、当該指定国際会計基準により作成した中間財務諸表を記載することができる。なお、当該指定国際会計基準により作成した中間財務諸表は、aからfまで及び(26)から(28)までの規定により記載すること。

(26) 中間貸借対照表

当中間会計期間に係る中間貸借対照表を掲げること。

(27) 中間損益計算書

当中間会計期間に係る中間損益計算書を掲げること。

(28) 中間キャッシュ・フロー計算書

- b 当四半期連結会計期間において、企業集団の営業その他に関し重要な訴訟事件等があったときは、その概要を記載すること。
- c 当四半期連結会計期間及び当四半期連結会計期間終了後四半期報告書提出日までの間に配当について、提出会社の取締役会の決議があったときは、その旨、決議年月日並びに当該配当による配当金の総額及び1株当たりの金額を注記すること。
- d 提出会社が特定事業会社であって、当四半期連結会計期間が第3四半期連結会計期間である場合には、当四半期連結会計期間に係る損益の状況を四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書又は四半期連結損益及び包括利益計算書の形式により記載することができる。

(25) 四半期財務諸表

- a 四半期報告書提出会社が、四半期連結財務諸表を作成していない場合には、四半期財務諸表を記載すること。
- b 四半期貸借対照表については、四半期財務諸表等規則に定めるところにより作成した当四半期会計期間に係るものを記載すること。
- c 四半期損益計算書については、四半期財務諸表等規則に定めるところにより作成した四半期累計期間に係るものを記載すること。  
ただし、四半期財務諸表等規則に定めるところにより作成した当四半期会計期間に係る四半期損益計算書を記載することを妨げるものではない。
- d 四半期キャッシュ・フロー計算書については、当四半期会計期間が第2四半期会計期間である場合において、四半期財務諸表等規則に定めるところにより作成した当四半期累計期間に係るものを記載すること。  
ただし、当四半期会計期間が第2四半期会計期間以外の四半期会計期間である場合においても、四半期財務諸表等規則に定めるところにより作成した四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書を記載することを妨げるものではない。

- e 四半期財務諸表の作成に当たっては、四半期財務諸表等規則に従い、適切な科目による適正な金額の計上を行うとともに、四半期財務諸表作成のための基本となる重要な事項、記載すべき注記等を会社の実態に即して適正に記載すること。
- f 四半期財務諸表に対する四半期レビュー報告書は、四半期財務諸表に添付すること。なお、四半期財務諸表のうち、従前において法第5条第1項の規定により提出された有価証券届出書に含まれた四半期財務諸表と同一の内容のものであって新たに監査証明を受けていないものについては、すでに提出された当該四半期財務諸表に対する四半期レビュー報告書によるものとする。
- g 指定国際会計基準により四半期財務諸表を作成した場合（18dに該当する場合に限る。）には、aからfまで及び(26)から(28)までの規定により記載した四半期財務諸表の下に「国際会計基準による四半期財務諸表」の項を設け、当該指定国際会計基準により作成した四半期財務諸表を記載することができる。なお、当該指定国際会計基準により作成した四半期財務諸表は、aからfまで及び(26)から(28)までの規定により記載すること。

(26) 四半期貸借対照表

当四半期会計期間に係る四半期貸借対照表を掲げること。

(27) 四半期損益計算書

- a 当四半期累計期間に係る四半期損益計算書を掲げること。
- b 当四半期会計期間（当四半期会計期間が第1四半期会計期間である場合又は提出会社が特定事業会社であって当四半期会計期間が第3四半期会計期間である場合を除く。）に係る四半期損益計算書を記載する場合には、当四半期会計期間に係る四半期損益計算書を掲げること。

(28) 四半期キャッシュ・フロー計算書

当中間会計期間に係る中間キャッシュ・フロー計算書を掲げること。

(29) その他

a 当中間会計期間終了後半期報告書提出日までの間に、資産・負債に著しい変動及び損益に重要な影響を与えた事実又は与えることが確実に予想される事実が生じた場合には、その概要を記載すること。

ただし、この半期報告書の他の箇所に含めて記載したものについては、記載を要しない。

b 当中間会計期間において、企業集団の営業その他に関し重要な訴訟事件等があったときは、その概要を記載すること。

c 当中間会計期間及び当中間会計期間終了後半期報告書提出日までの間に、配当についての提出会社の取締役会の決議があったときは、その旨、決議年月日並びに当該配当による配当金の総額及び1株当たりの金額を注記すること。

[削る。]

(30) 中間連結財務諸表及び中間財務諸表

提出会社が特定事業会社である場合には、「1 中間連結財務諸表」及び「2 その他」を「1 中間連結財務諸表」、「2 その他」、「3 中間財務諸表」及び「4 その他」とし、第五号様式記載上の注意(4)から(8)までに準じて、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書又は中間連結損益及び包括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書並びに中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書及び中間キャッシュ・フロー計算書(中間連結財務諸表を作成していない場合に限る。)を記載すること。

(31) 保証の対象となっている社債(短期社債を除く。)

提出会社の発行している公募社債等のうち、保証の対象となっているものについて、社債の名称、発行年月、券面総額又は振替社債等の総額、償還額、提出会社の当中間会計期間の末日現在の未償還額及び上場金融商品取引所又は登録認可金融商品取引業協会名を記載すること。

(32) 継続開示会社たる保証会社に関する事項

a [略]

b 本半期報告書の提出日において既に提出されている保証会社の直近の事業年度に係る有価証券報告書及びその添付書類(これらの書類の提出以後に当該保証会社の半期報告書が提出されている場合には、当該半期報告書)並びにその提出以後に提出される臨時報告書並びにこれらの訂正報告書について記載すること。

なお、本半期報告書の提出日における保証会社の直近の事業年度に係る有価証券報告書及びその添付書類又は本半期報告書の提出日の属する保証会社の事業年度に係る半期報告書が本半期報告書提出後に遅滞なく提出されることが見込まれる場合にはその旨を併せて記載すること。

[c・d 略]

(33) 継続開示会社に該当しない保証会社に関する事項

当四半期会計期間が第2四半期会計期間である場合又は当四半期会計期間が第2四半期会計期間以外の四半期会計期間である場合であつて、四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書を作成したときは、当四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書を掲げること。

(29) [同左]

a 当四半期会計期間終了後四半期報告書提出日までに、資産・負債に著しい変動及び損益に重要な影響を与えた事実又は与えることが確実に予想される事実が生じた場合には、その概要を記載すること。

ただし、この四半期報告書の他の箇所に含めて記載したものについては、記載を要しない。

b 当四半期会計期間において、企業集団の営業その他に関し重要な訴訟事件等があったときは、その概要を記載すること。

c 当四半期会計期間及び当四半期会計期間終了後四半期報告書提出日までの間に配当について、提出会社の取締役会の決議があったときは、その旨、決議年月日並びに当該配当による配当金の総額及び1株当たりの金額を注記すること。

d 提出会社が特定事業会社であつて、当四半期会計期間が第3四半期会計期間である場合には、当四半期会計期間に係る損益の状況を四半期損益計算書の形式により記載することができる。

(30) [同左]

提出会社が特定事業会社であつて、当四半期連結会計期間が第2四半期連結会計期間である場合には、「1 四半期連結財務諸表」及び「2 その他」を「1 中間連結財務諸表」、「2 その他」、「3 中間財務諸表」及び「4 その他」とし、第五号様式記載上の注意(4)から(8)までに準じて、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書又は中間連結損益及び包括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書並びに中間連結キャッシュ・フロー計算書並びに中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書及び中間キャッシュ・フロー計算書(中間連結財務諸表を作成していない場合に限る。)を記載すること。

なお、これらに加えて、第2四半期連結会計期間に係る損益の状況を四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書又は四半期連結損益及び包括利益計算書の形式により「2 その他」(四半期連結財務諸表を作成していない場合には、第2四半期会計期間に係る損益の状況を四半期損益計算書の形式により「4 その他」)に記載することができる。

(31) [同左]

提出会社の発行している公募社債等のうち、保証の対象となっているものについて、社債の名称、発行年月、券面総額又は振替社債等の総額、償還額、提出会社の当四半期会計期間の末日現在の未償還額及び上場金融商品取引所又は登録認可金融商品取引業協会名を記載すること。

(32) [同左]

a [同左]

b 本四半期報告書の提出日において既に提出されている保証会社の直近の事業年度に係る有価証券報告書及びその添付書類(これらの書類の提出以後に当該保証会社の四半期報告書又は半期報告書が提出されている場合には、当該四半期報告書又は当該半期報告書)並びにその提出以後に提出される臨時報告書並びにこれらの訂正報告書について記載すること。

なお、本四半期報告書の提出日における保証会社の直近の事業年度に係る有価証券報告書及びその添付書類又は本四半期報告書の提出日の属する保証会社の事業年度に係る四半期報告書又は半期報告書が本四半期報告書提出後に遅滞なく提出されることが見込まれる場合にはその旨を併せて記載すること。

[c・d 同左]

(33) [同左]

- a [略]
- b 当該保証会社の会社名、代表者の役職名及び本店の所在の場所を記載し、本半期報告書の提出日における保証会社の直近の事業年度（cにおいて「直近事業年度」という。）に関する当該保証会社の経営成績の概要について、第三号様式「第一部 企業情報」の「第1 企業の概況」から「第5 経理の状況」までに準じて記載すること。  
なお、連結キャッシュ・フロー計算書及びキャッシュ・フロー計算書については記載を省略することができる。
- c 当該保証会社の直近事業年度の次の事業年度が6月を超える場合であって、当該事業年度が開始した日からおおむね9箇月経過後に本半期報告書が提出される場合には、bの規定により記載すべき当該保証会社の経営成績の概要に加えて、当該事業年度が開始した日以後6箇月の当該保証会社の経営成績の概要について、第五号様式「第一部 企業情報」の「第1 企業の概況」から「第5 経理の状況」までに準じて記載すること。  
なお、中間連結キャッシュ・フロー計算書及び中間キャッシュ・フロー計算書については記載を省略することができる。
- d b又はcの規定により記載すべき当該保証会社の経営成績の概要が、本半期報告書の提出日前に提出した提出会社の前事業年度に係る有価証券報告書における「提出会社の保証会社等の情報」（第三号様式「第二部 提出会社の保証会社等の情報」の「第1 保証会社情報」、第三号の二様式「第三部 提出会社の保証会社等の情報」の「第1 保証会社情報」又は第四号様式「第二部 提出会社の保証会社等の情報」をいう。）に記載されている場合には、当該保証会社の経営成績の概要の記載に代えて、当該有価証券報告書に記載された当該保証会社に関する情報を参照する旨を記載することができる。
- (34) 保証会社以外の会社の情報  
提出会社の発行している有価証券に関し、連動子会社（第19条第3項に規定する連動子会社をいう。）その他投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される保証会社以外の会社の企業情報について記載すること。  
[a・b 略]
- c 連動子会社については、当中間連結会計期間に係る中間連結キャッシュ・フロー計算書又は当中間会計期間に係る中間キャッシュ・フロー計算書を掲げること。ただし、中間連結キャッシュ・フロー計算書及び中間キャッシュ・フロー計算書を作成していない場合には、これらに準じて、中間連結キャッシュ・フロー又は中間キャッシュ・フローの状況を記載すること。
- (35) 指数等の情報  
提出会社の発行している有価証券に関し、投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される指数等に関する情報について記載すること。
- a [略]
- b 「2 当該指数等の推移」については、当該指数等の最近5事業年度（6箇月を1事業年度とする会社にあつては10事業年度）の年度別最高・最低値及び当中間会計期間の月別最高・最低値を記載すること。
- (36) 指定国際会計基準による中間連結財務諸表の修正に伴う記載

- a [同左]
- b 当該保証会社の会社名、代表者の役職名及び本店の所在の場所を記載し、本四半期報告書の提出日における保証会社の直近の事業年度（cにおいて「直近事業年度」という。）に関する当該保証会社の経営成績の概要について、第三号様式「第一部 企業情報」の「第1 企業の概況」から「第5 経理の状況」までに準じて記載すること。  
なお、連結キャッシュ・フロー計算書及びキャッシュ・フロー計算書については記載を省略することができる。
- c 当該保証会社の直近事業年度の次の事業年度が6月を超える場合であって、当該事業年度が開始した日からおおむね9箇月経過後に本四半期報告書が提出される場合には、bの規定により記載すべき当該保証会社の経営成績の概要に加えて、当該事業年度が開始した日以後6箇月の当該保証会社の経営成績の概要について、第五号様式「第一部 企業情報」の「第1 企業の概況」から「第5 経理の状況」までに準じて記載すること。  
なお、中間連結キャッシュ・フロー計算書及び中間キャッシュ・フロー計算書については記載を省略することができる。
- d b又はcの規定により記載すべき当該保証会社の経営成績の概要が、本四半期報告書の提出日前に提出した提出会社の前事業年度に係る有価証券報告書における「提出会社の保証会社等の情報」（第三号様式「第二部 提出会社の保証会社等の情報」の「第1 保証会社情報」、第三号の二様式「第三部 提出会社の保証会社等の情報」の「第1 保証会社情報」又は第四号様式「第二部 提出会社の保証会社等の情報」をいう。）に記載されている場合には、当該保証会社の経営成績の概要の記載に代えて、当該有価証券報告書に記載された当該保証会社に関する情報を参照する旨を記載することができる。
- (34) [同左]  
[同左]
- [a・b 同左]
- c 連動子会社については、当四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書（当四半期連結会計期間が第2四半期連結会計期間である場合又は当四半期連結会計期間が第2四半期連結会計期間以外の四半期連結会計期間である場合であって、四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書を作成したときに限る。）又は当四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書（当四半期会計期間が第2四半期会計期間である場合又は当四半期会計期間が第2四半期会計期間以外の四半期会計期間である場合であって、四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書を作成したときに限る。）を掲げること。ただし、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書を作成していない場合には、これらに準じて、四半期連結キャッシュ・フロー又は四半期キャッシュ・フローの状況を記載すること。
- (35) [同左]  
[同左]
- a [同左]
- b 「2 当該指数等の推移」については、当該指数等の最近5事業年度（6箇月を1事業年度とする会社にあつては10事業年度）の年度別最高・最低値及び当四半期累計期間の月別最高・最低値を記載すること。
- (36) 指定国際会計基準による四半期連結財務諸表の修正に伴う記載

指定国際会計基準により中間連結財務諸表を作成した場合であつて、指定国際会計基準に従い当中間連結会計期間の前年同中間連結会計期間に係る中間連結財務諸表を修正したときは、この半期報告書に記載すべき事項（当該修正後の中間連結財務諸表を除く。）のうち、当該修正に関連する事項については当該修正後の内容及びその旨を記載すること。

(37) 修正国際基準による中間連結財務諸表の修正に伴う記載

修正国際基準により中間連結財務諸表を作成した場合であつて、修正国際基準に従い当中間連結会計期間の前年同中間連結会計期間に係る中間連結財務諸表を修正したときは、この半期報告書に記載すべき事項（当該修正後の中間連結財務諸表を除く。）のうち、当該修正に関連する事項については当該修正後の内容及びその旨を記載すること。

第五号様式

【表紙】

【提出書類】 半期報告書  
 【根拠条文】 金融商品取引法第24条の5第1項の表の第3号

【提出先】 財務(支)局長  
 【提出日】 年月日  
 【中間会計期間】 第期中(自 年月日 至 年月日)

【会社名】(2) \_\_\_\_\_  
 【英訳名】 \_\_\_\_\_  
 【代表者の役職氏名】(3) \_\_\_\_\_  
 【本店の所在の場所】 \_\_\_\_\_  
 【電話番号】 \_\_\_\_\_  
 【事務連絡者氏名】 \_\_\_\_\_  
 【最寄りの連絡場所】 \_\_\_\_\_  
 【電話番号】 \_\_\_\_\_  
 【事務連絡者氏名】 \_\_\_\_\_  
 【縦覧に供する場所】(4) 名称 \_\_\_\_\_  
 (所在地) \_\_\_\_\_

第一部 [略]

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

第1 【保証会社情報】

1 [略]

2 【継続開示会社たる保証会社に関する事項】(39)

(1) 【保証会社が提出した書類】

① 【有価証券報告書及びその添付書類又は半期報告書】

事業年度 第 期 (自 年月日 至 年月日) 年月日 財務(支)局長に提出

【②・③ 略】

(2) [略]

3 [略]

[第2・第3 略]

(記載上の注意)

指定国際会計基準により四半期連結財務諸表を作成した場合であつて、指定国際会計基準に従い当四半期連結会計期間の前年同四半期連結会計期間に係る四半期連結財務諸表を修正したときは、この四半期報告書に記載すべき事項（当該修正後の四半期連結財務諸表を除く。）のうち、当該修正に関連する事項については当該修正後の内容及びその旨を記載すること。

(37) 修正国際基準による四半期連結財務諸表の修正に伴う記載

修正国際基準により四半期連結財務諸表を作成した場合であつて、修正国際基準に従い当四半期連結会計期間の前年同四半期連結会計期間に係る四半期連結財務諸表を修正したときは、この四半期報告書に記載すべき事項（当該修正後の四半期連結財務諸表を除く。）のうち、当該修正に関連する事項については当該修正後の内容及びその旨を記載すること。

第五号様式

【表紙】

【提出書類】 半期報告書

【提出先】 財務(支)局長  
 【提出日】 年月日  
 【中間会計期間】 第期中(自 年月日 至 年月日)

【会社名】(2) \_\_\_\_\_  
 【英訳名】 \_\_\_\_\_  
 【代表者の役職氏名】(3) \_\_\_\_\_  
 【本店の所在の場所】 \_\_\_\_\_  
 【電話番号】 \_\_\_\_\_  
 【事務連絡者氏名】 \_\_\_\_\_  
 【最寄りの連絡場所】 \_\_\_\_\_  
 【電話番号】 \_\_\_\_\_  
 【事務連絡者氏名】 \_\_\_\_\_  
 【縦覧に供する場所】(4) 名称 \_\_\_\_\_  
 (所在地) \_\_\_\_\_

第一部 [同左]

第二部 [同左]

第1 [同左]

1 [同左]

2 [同左]

(1) [同左]

① 【有価証券報告書及びその添付書類又は四半期報告書若しくは半期報告書】

事業年度 第 期 (自 年月日 至 年月日) 年月日 財務(支)局長に提出

【②・③ 同左】

(2) [同左]

3 [同左]

[第2・第3 同左]

(記載上の注意)

指定国際会計基準により中間連結財務諸表を作成した場合であって、指定国際会計基準に従い当中間連結会計期間の前年同中間連結会計期間に係る中間連結財務諸表を修正したときは、この半期報告書に記載すべき事項（当該修正後の中間連結財務諸表を除く。）のうち、当該修正に関連する事項については当該修正後の内容及びその旨を記載すること。

(37) 修正国際基準による中間連結財務諸表の修正に伴う記載

修正国際基準により中間連結財務諸表を作成した場合であって、修正国際基準に従い当中間連結会計期間の前年同中間連結会計期間に係る中間連結財務諸表を修正したときは、この半期報告書に記載すべき事項（当該修正後の中間連結財務諸表を除く。）のうち、当該修正に関連する事項については当該修正後の内容及びその旨を記載すること。

第五号様式

【表紙】

【提出書類】 半期報告書  
 【根拠条文】 金融商品取引法第24条の5第1項の表の第3号

【提出先】 財務(支)局長  
 【提出日】 年月日  
 【中間会計期間】 第期中(自 年月日 至 年月日)

【会社名】(2) \_\_\_\_\_  
 【英訳名】 \_\_\_\_\_  
 【代表者の役職氏名】(3) \_\_\_\_\_  
 【本店の所在の場所】 \_\_\_\_\_  
 【電話番号】 \_\_\_\_\_  
 【事務連絡者氏名】 \_\_\_\_\_  
 【最寄りの連絡場所】 \_\_\_\_\_  
 【電話番号】 \_\_\_\_\_  
 【事務連絡者氏名】 \_\_\_\_\_  
 【縦覧に供する場所】(4) 名称 \_\_\_\_\_  
 (所在地) \_\_\_\_\_

第一部 [略]

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

第1 【保証会社情報】

1 [略]

2 【継続開示会社たる保証会社に関する事項】(39)

(1) 【保証会社が提出した書類】

① 【有価証券報告書及びその添付書類又は半期報告書】

事業年度 第 期 (自 年月日 至 年月日) 年月日 財務(支)局長に提出

【②・③ 略】

(2) [略]

3 [略]

[第2・第3 略]

(記載上の注意)

指定国際会計基準により四半期連結財務諸表を作成した場合であって、指定国際会計基準に従い当四半期連結会計期間の前年同四半期連結会計期間に係る四半期連結財務諸表を修正したときは、この四半期報告書に記載すべき事項（当該修正後の四半期連結財務諸表を除く。）のうち、当該修正に関連する事項については当該修正後の内容及びその旨を記載すること。

(37) 修正国際基準による四半期連結財務諸表の修正に伴う記載

修正国際基準により四半期連結財務諸表を作成した場合であって、修正国際基準に従い当四半期連結会計期間の前年同四半期連結会計期間に係る四半期連結財務諸表を修正したときは、この四半期報告書に記載すべき事項（当該修正後の四半期連結財務諸表を除く。）のうち、当該修正に関連する事項については当該修正後の内容及びその旨を記載すること。

第五号様式

【表紙】

【提出書類】 半期報告書

【提出先】 財務(支)局長  
 【提出日】 年月日  
 【中間会計期間】 第期中(自 年月日 至 年月日)

【会社名】(2) \_\_\_\_\_  
 【英訳名】 \_\_\_\_\_  
 【代表者の役職氏名】(3) \_\_\_\_\_  
 【本店の所在の場所】 \_\_\_\_\_  
 【電話番号】 \_\_\_\_\_  
 【事務連絡者氏名】 \_\_\_\_\_  
 【最寄りの連絡場所】 \_\_\_\_\_  
 【電話番号】 \_\_\_\_\_  
 【事務連絡者氏名】 \_\_\_\_\_  
 【縦覧に供する場所】(4) 名称 \_\_\_\_\_  
 (所在地) \_\_\_\_\_

第一部 [同左]

第二部 [同左]

第1 [同左]

1 [同左]

2 [同左]

(1) [同左]

① 【有価証券報告書及びその添付書類又は四半期報告書若しくは半期報告書】

事業年度 第 期 (自 年月日 至 年月日) 年月日 財務(支)局長に提出

【②・③ 同左】

(2) [同左]

3 [同左]

[第2・第3 同左]

(記載上の注意)

(1) 一般的事項

a [略]

b 指定国際会計基準（連結財務諸表規則第312条に規定する指定国際会計基準をいう。以下この様式において同じ。）により中間連結財務諸表を作成した場合において、記載事項のうち金額に関する事項について、本邦通貨以外の通貨建ての金額により表示しているときは、主要な事項について本邦通貨に換算した金額を併記すること。

[c～g 略]

h 「第一部 企業情報」の「第2 事業の状況」の「1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」から「3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」までに将来に関する事項を記載する場合には、当該事項は当中間連結会計期間の末日現在において判断したものである旨を記載すること。

[(2)～(4) 略]

(5) 主要な経営指標等の推移

a 最近3中間連結会計期間及び最近2連結会計年度に係る次に掲げる主要な経営指標等（指定国際会計基準により中間連結財務諸表を作成した場合又は修正国際基準（連結財務諸表規則第314条に規定する修正国際基準をいう。以下この様式において同じ。）により中間連結財務諸表を作成した場合）あっては、これらの経営指標等に相当する指標等）の推移について記載すること。

[(a)～(h) 略]

(i) 1株当たり純資産額（連結財務諸表規則第44条の2第1項又は第262条第1項の規定により注記しなければならぬ1株当たり純資産額をいう。）

(j) 1株当たり中間純利益金額又は中間純損失金額（連結財務諸表規則第283条第1項の規定により注記しなければならぬ1株当たり中間純利益金額又は中間純損失金額をいう。）

(k) [略]

(l) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額（連結財務諸表規則第284条の規定により注記しなければならぬ潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額をいう。）

(m) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額（連結財務諸表規則第65条の3の規定により注記しなければならぬ潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額をいう。）

(n) 自己資本比率（中間連結会計期間に係るものにあつては中間連結会計期間に係る純資産額から連結財務諸表規則第259条において準用する連結財務諸表規則第43条の2の2の規定により掲記される株式引受権の金額、連結財務諸表規則第260条において準用する連結財務諸表規則第43条の3の規定により掲記される新株予約権の金額及び連結財務諸表規則第2条第12号に規定する非支配株主持分の金額を控除した額を当該中間連結会計期間に係る総資産額で除した割合を、連結会計年度に係るものにあつては連結会計年度に係る純資産額から連結財務諸表規則第43条の2の2の規定により掲記される株式引受権の金額、連結財務諸表規則第43条の3第1項の規定により掲記される新株予約権の金額及び連結財務諸表規則第2条第12号に規定する非支配株主持分の金額を控除した額を当該連結会計年度に係る総資産額で除した割合をいう。）

[(o)～(s) 略]

b 提出会社の最近3中間会計期間及び最近2事業年度に係る次に掲げる主要な経営指標等の推移について記載すること。ただし、中間連結財務諸表を作成している場合において中間財務諸表に1株当たり純資産額、1株当たり中間純利益金額又は中間純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり中間純利

(1) [同左]

a [同左]

b 指定国際会計基準（連結財務諸表規則第93条に規定する指定国際会計基準をいう。以下この様式において同じ。）により中間連結財務諸表を作成した場合（中間連結財務諸表規則第87条の規定により指定国際会計基準による中間連結財務諸表を作成した場合に限る。以下この様式において同じ。）において、記載事項のうち金額に関する事項について、本邦通貨以外の通貨建ての金額により表示している場合には、主要な事項について本邦通貨に換算した金額を併記すること。

[c～g 同左]

[加える。]

[(2)～(4) 同左]

(5) [同左]

a 最近3中間連結会計期間及び最近2連結会計年度に係る次に掲げる主要な経営指標等（指定国際会計基準により中間連結財務諸表を作成した場合又は修正国際基準（連結財務諸表規則第94条に規定する修正国際基準をいう。以下この様式において同じ。）により中間連結財務諸表を作成した場合（中間連結財務諸表規則第88条の規定により修正国際基準による中間連結財務諸表を作成した場合に限る。以下この様式において同じ。）は、これらの経営指標等に相当する指標等）の推移について記載すること。

[(a)～(h) 同左]

(i) 1株当たり純資産額（中間連結財務諸表規則第46条第1項及び連結財務諸表規則第44条の2第1項の規定により注記しなければならぬ1株当たり純資産額をいう。）

(j) 1株当たり中間純利益金額又は中間純損失金額（中間連結財務諸表規則第65条第1項の規定により注記しなければならぬ1株当たり中間純利益金額又は中間純損失金額をいう。）

(k) [同左]

(l) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額（中間連結財務諸表規則第65条の2に規定する潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額をいう。）

(m) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額（連結財務諸表規則第65条の3に規定する潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額をいう。）

(n) 自己資本比率（中間連結会計期間に係るものにあつては、中間連結会計期間に係る純資産額から中間連結財務諸表規則第45条の2の2において準用する連結財務諸表規則第43条の2の2の規定により掲記される株式引受権の金額、中間連結財務諸表規則第45条の3において準用する連結財務諸表規則第43条の3の規定により掲記される新株予約権の金額及び中間連結財務諸表規則第2条第9号に規定する非支配株主持分の金額を控除した額を当該中間連結会計期間に係る総資産額で除した割合を、連結会計年度に係るものにあつては、連結会計年度に係る純資産額から連結財務諸表規則第43条の2の2の規定により掲記される株式引受権の金額、連結財務諸表規則第43条の3第1項の規定により掲記される新株予約権の金額及び連結財務諸表規則第2条第12号に規定する非支配株主持分の金額を控除した額を当該連結会計年度に係る総資産額で除した割合をいう。）

[(o)～(s) 同左]

b [同左]

益金額を注記していないときは、(j)から(n)までに掲げる事項の記載を省略することができる。

[(a)~(d)] 略]

(e) 持分法を適用した場合の投資利益又は投資損失の金額（財務諸表等規則第225条の規定により注記しなければならない投資利益又は投資損失の金額をいう。）（中間連結財務諸表を作成している場合を除く。）

[(f)~(i)] 略]

(j) 1株当たり純資産額（財務諸表等規則第68条の4第1項又は第280条第1項の規定により注記しなければならない1株当たり純資産額をいう。）

(k) 1株当たり中間純利益金額又は中間純損失金額（財務諸表等規則第301条第1項の規定により注記しなければならない1株当たり中間純利益金額又は中間純損失金額をいう。）

(l) [略]

(m) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額（財務諸表等規則第302条第1項に規定する潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額をいう。）

[(n)・(o)] 略]

(p) 自己資本比率（中間会計期間に係るものにあつては、中間会計期間に係る純資産額から財務諸表等規則第278条において準用する財務諸表等規則第67条の2の規定により掲記される株式引受権の金額及び財務諸表等規則第279条において準用する財務諸表等規則第68条第1項の規定により掲記される新株予約権の金額を控除した額を当該中間会計期間に係る総資産額で除した割合を、事業年度に係るものにあつては、事業年度に係る純資産額から財務諸表等規則第67条の2の規定により掲記される株式引受権の金額及び財務諸表等規則第68条第1項の規定により掲記される新株予約権の金額を控除した額を当該事業年度に係る総資産額で除した割合をいう。）

[(q)~(u)] 略]

c [略]

[(6)~(8)] 略]

(9) 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等

[a・b 略]

[削る。]

(10) 事業等のリスク

[a・b 略]

[削る。]

(11) 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析

a [略]

[削る。]

b 中間連結財務諸表を作成していない場合には、当中間会計期間における経営成績等の状況の概要及び経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容について、aに準じて記載すること。

[(12)~(23)] 略]

(24) 経理の状況

a 中間連結財務諸表及び中間財務諸表（以下(24)において「中間連結財務諸表等」という。）を連結財務諸表規則又は財務諸表等規則に定めるところにより作成している場合には、その旨及び第2種中間

[(a)~(d)] 同左]

(e) 持分法を適用した場合の投資利益又は投資損失の金額（中間財務諸表等規則第5条の7の規定により注記しなければならない投資利益又は投資損失の金額をいう。）（中間連結財務諸表を作成している場合を除く。）

[(f)~(i)] 同左]

(j) 1株当たり純資産額（中間財務諸表等規則第36条の3第1項及び財務諸表等規則第68条の4第1項の規定により注記しなければならない1株当たり純資産額をいう。）

(k) 1株当たり中間純利益金額又は中間純損失金額（中間財務諸表等規則第52条の2第1項の規定により注記しなければならない1株当たり中間純利益金額又は中間純損失金額をいう。）

(l) [同左]

(m) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額（中間財務諸表等規則第53条第1項に規定する潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額をいう。）

[(n)・(o)] 同左]

(p) 自己資本比率（中間会計期間に係るものにあつては、中間会計期間に係る純資産額から中間財務諸表等規則第36条の2の4において準用する財務諸表等規則第67条の2の規定により掲記される株式引受権の金額及び中間財務諸表等規則第36条の2の5において準用する財務諸表等規則第68条第1項の規定により掲記される新株予約権の金額を控除した額を当該中間会計期間に係る総資産額で除した割合を、事業年度に係るものにあつては、事業年度に係る純資産額から財務諸表等規則第67条の2の規定により掲記される株式引受権の金額及び財務諸表等規則第68条第1項の規定により掲記される新株予約権の金額を控除した額を当該事業年度に係る総資産額で除した割合をいう。）

[(q)~(u)] 同左]

c [同左]

[(6)~(8)] 同左]

(9) [同左]

[a・b 同左]

c 将来に関する事項を記載する場合には、当該事項は当中間連結会計期間の末日現在において判断したものである旨を記載すること。

(10) [同左]

[a・b 同左]

c 将来に関する事項を記載する場合には、当該事項は当中間連結会計期間の末日現在において判断したものである旨を記載すること。

(11) [同左]

a [同左]

b 将来に関する事項を記載する場合には、当該事項は当中間連結会計期間の末日現在において判断したものである旨を記載すること。

c 中間連結財務諸表を作成していない場合には、当中間会計期間における経営成績等の状況の概要及び経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容について、a及びbに準じて記載すること。

[(12)~(23)] 同左]

(24) [同左]

a 財務諸表等規則別記に掲げる事業を営む会社が、特別の法令若しくは準則の定めるところにより又はこれに準じて中間連結財務諸表及び中間財務諸表（以下(24)において「中間連結財務諸表等」とい

連結財務諸表及び第2種中間財務諸表である旨を記載すること。また、財務諸表等規則別記に掲げる事業を営む会社が、特別の法令若しくは準則の定めるところにより又はこれらに準じて中間連結財務諸表等を作成している場合も、同様とする。

b [略]

c 指定国際会計基準又は修正国際基準により中間連結財務諸表を作成した場合には、その旨を記載すること。

d 提出会社が中間連結財務諸表を作成していない場合であって、財務諸表等規則第326条第2項の規定により指定国際会計基準により中間財務諸表を作成したときは、その旨を記載すること。

[e・f 略]

(25) 中間連結財務諸表

a 中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書又は中間連結損益及び包括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書（指定国際会計基準又は修正国際基準により中間連結財務諸表を作成した場合にあっては、それぞれ中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書又は中間連結損益及び包括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書に相当するものをいう。以下この様式において同じ。）については、連結財務諸表規則に定めるところにより作成した当中間連結会計期間に係るものを記載すること。

b 中間連結財務諸表の作成に当たっては、連結財務諸表規則、指定国際会計基準又は修正国際基準に従い、適切な科目による適正な金額の計上を行うとともに、中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、記載すべき注記等を会社の実態に即して適正に記載すること。

c [略]

[(26)～(30) 略]

(31) 中間財務諸表

a 中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書及び中間キャッシュ・フロー計算書（中間連結財務諸表を作成している場合には中間キャッシュ・フロー計算書を除く。）について、財務諸表等規則に定めるところにより作成した当中間会計期間に係るものを記載すること。

b [略]

c 中間財務諸表の作成に当たっては、財務諸表等規則に従い、適切な科目による適正な金額の計上を行うとともに、中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項、記載すべき注記等を会社の実態に即して適正に記載すること。

d [略]

[(32)～(38) 略]

(39) 継続開示会社たる保証会社に関する事項

a [略]

b 本半期報告書の提出日において既に提出されている保証会社の直近の事業年度に係る有価証券報告書及びその添付書類（これらの書類の提出以後に当該保証会社の半期報告書が提出されている場合には、当該半期報告書及びその提出以後に提出される臨時報告書並びにこれらの訂正報告書について記載すること。

なお、本半期報告書の提出日における保証会社の直近の事業年度に係る有価証券報告書及びその添付書類又は本半期報告書の提出日の属する保証会社の事業年度に係る半期報告書が本半期報告書提出後に遅滞なく提出されることが見込まれる場合にはその旨を併せて記載すること。

[c・d 略]

う。)を作成している場合には、その旨を記載すること。

b [同左]

c 指定国際会計基準により中間連結財務諸表を作成した場合には、その旨を記載すること。また、修正国際基準により中間連結財務諸表を作成した場合には、その旨を記載すること。

d 提出会社が中間連結財務諸表を作成していない場合であって、中間財務諸表等規則第74条第2項の規定により指定国際会計基準により中間財務諸表を作成したときは、その旨を記載すること。

[e・f 同左]

(25) [同左]

a 中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書又は中間連結損益及び包括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書並びに中間連結キャッシュ・フロー計算書（指定国際会計基準又は修正国際基準により中間連結財務諸表を作成した場合にあっては、それぞれ中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書又は中間連結損益及び包括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書並びに中間連結キャッシュ・フロー計算書に相当するものをいう。以下この様式において同じ。）については、中間連結財務諸表規則に定めるところにより作成した当中間連結会計期間に係るものを記載すること。

b 中間連結財務諸表の作成に当たっては、中間連結財務諸表規則、指定国際会計基準又は修正国際基準に従い、適切な科目による適正な金額の計上を行うとともに、中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、記載すべき注記等を会社の実態に即して適正に記載すること。

c [同左]

[(26)～(30) 同左]

(31) [同左]

a 中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書及び中間キャッシュ・フロー計算書（中間連結財務諸表を作成している場合には中間キャッシュ・フロー計算書を除く。）について、中間財務諸表等規則に定めるところにより作成した当中間会計期間に係るものを記載すること。

b [同左]

c 中間財務諸表の作成に当たっては、中間財務諸表等規則に従い、適切な科目による適正な金額の計上を行うとともに、中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項、記載すべき注記等を会社の実態に即して適正に記載すること。

d [同左]

[(32)～(38) 同左]

(39) [同左]

a [同左]

b 本半期報告書の提出日において既に提出されている保証会社の直近の事業年度に係る有価証券報告書及びその添付書類（これらの書類の提出以後に当該保証会社の四半期報告書又は半期報告書が提出されている場合には、当該四半期報告書（当該四半期報告書が複数あるときは、その直近のものをいう。）又は半期報告書）並びにその提出以後に提出される臨時報告書並びにこれらの訂正報告書について記載すること。

なお、本半期報告書の提出日における保証会社の直近の事業年度に係る有価証券報告書及びその添付書類又は本半期報告書の提出日の属する保証会社の事業年度に係る四半期報告書又は半期報告書が本半期報告書提出後に遅滞なく提出されることが見込まれる場合にはその旨を併せて記載すること。

[c・d 同左]



[(40)～(47) 略]

第五号の二様式

【表紙】

【提出書類】 半期報告書  
【根拠条文】 金融商品取引法第24条の5第1項及び第2項

【提出先】 \_\_\_\_\_ 財務(支)局長  
【提出日】 \_\_\_\_\_ 年 月 日  
【中間会計期間】 第 期中(自 \_\_\_\_\_ 年 月 日 至  
\_\_\_\_\_ 年 月 日)

【会社名】(2) \_\_\_\_\_  
【英訳名】 \_\_\_\_\_  
【代表者の役職氏名】(3) \_\_\_\_\_  
【本店の所在の場所】 \_\_\_\_\_  
【電話番号】 \_\_\_\_\_  
【事務連絡者氏名】 \_\_\_\_\_  
【最寄りの連絡場所】 \_\_\_\_\_  
【電話番号】 \_\_\_\_\_  
【事務連絡者氏名】 \_\_\_\_\_  
【縦覧に供する場所】(4) \_\_\_\_\_ 名称  
\_\_\_\_\_ (所在地)

[第一部・第二部 略]

第三部【提出会社の保証会社等の情報】

第1【保証会社情報】

1 [略]

2【継続開示会社たる保証会社に関する事項】(2)

(1)【保証会社が提出した書類】

①【有価証券報告書及びその添付書類又は半期報告書】

[略]

②・③ 略]

(2) [略]

3 [略]

【第2・第3 略】

(記載上の注意)

(1) 一般的事項

[a～d 略]

e 「第一部 企業情報」の「第2 事業の状況」の「1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」に将来に関する事項を記載する場合には、当該事項は当中間会計期間の末日現在において判断したものである旨を記載すること。

[(2)～(4) 略]

(5) 主要な経営指標等の推移

a 提出会社の最近3中間会計期間及び最近2事業年度に係る次に掲げる主要な経営指標等の推移について記載すること。

[(40)～(47) 同左]

第五号の二様式

【表紙】

【提出書類】 半期報告書

【提出先】 \_\_\_\_\_ 財務(支)局長  
【提出日】 \_\_\_\_\_ 年 月 日  
【中間会計期間】 第 期中(自 \_\_\_\_\_ 年 月 日 至  
\_\_\_\_\_ 年 月 日)

【会社名】(2) \_\_\_\_\_  
【英訳名】 \_\_\_\_\_  
【代表者の役職氏名】(3) \_\_\_\_\_  
【本店の所在の場所】 \_\_\_\_\_  
【電話番号】 \_\_\_\_\_  
【事務連絡者氏名】 \_\_\_\_\_  
【最寄りの連絡場所】 \_\_\_\_\_  
【電話番号】 \_\_\_\_\_  
【事務連絡者氏名】 \_\_\_\_\_  
【縦覧に供する場所】(4) \_\_\_\_\_ 名称  
\_\_\_\_\_ (所在地)

[第一部・第二部 同左]

第三部 [同左]

第1 [同左]

1 [同左]

2 [同左]

(1) [同左]

①【有価証券報告書及びその添付書類又は四半期報告書若しくは半期報告書】

[同左]

②・③ 同左]

(2) [同左]

3 [同左]

【第2・第3 同左】

(記載上の注意)

(1) [同左]

[a～d 同左]

[加える。]

[(2)～(4) 同左]

(5) [同左]

a [同左]

第二号様式

【表紙】  
 【提出書類】 有価証券届出書  
 【提出先】 財務(支)局長  
 【提出日】 年 月 日  
 【会社名】(2) \_\_\_\_\_  
 【英訳名】 \_\_\_\_\_  
 【代表者の役職氏名】(3) \_\_\_\_\_  
 【本店の所在の場所】 \_\_\_\_\_  
 【電話番号】 \_\_\_\_\_  
 【事務連絡者氏名】 \_\_\_\_\_  
 【最寄りの連絡場所】 \_\_\_\_\_  
 【電話番号】 \_\_\_\_\_  
 【事務連絡者氏名】 \_\_\_\_\_  
 【届出の対象とした募集(売出)有価証券の種類】(4) \_\_\_\_\_  
 【届出の対象とした募集(売出)金額】(5) \_\_\_\_\_  
 【安定操作に関する事項】(6) \_\_\_\_\_  
 【縦覧に供する場所】(7) 名称 \_\_\_\_\_  
 (所在地) \_\_\_\_\_

第一部【証券情報】

[第1・第2 略]  
 第3【第三者割当の場合の特記事項】(23-2)  
 [1~4 略]  
 5【第三者割当後の大株主の状況】(23-7)

氏名又は 名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数に 対する所有議決 権数の割合	割当後の所有 株式数(株)	割当後の総議決 権数に対する所有 議決権数の割合
[略]					

[6~8 略]  
 第4 [略]  
 第二部 [略]  
 第三部【提出会社の保証会社等の情報】  
 第1【保証会社情報】  
 1 [略]  
 2【継続開示会社たる保証会社に関する事項】(7)  
 (1)【保証会社が提出した書類】  
 ① [略]  
 ②【半期報告書】  
 事業年度 第 期中(自 年 月 日 至 年 月 日) 年 月 日  
 財務(支)局長に提出

第二号様式

【表紙】  
 【提出書類】 有価証券届出書  
 【提出先】 財務(支)局長  
 【提出日】 年 月 日  
 【会社名】(2) \_\_\_\_\_  
 【英訳名】 \_\_\_\_\_  
 【代表者の役職氏名】(3) \_\_\_\_\_  
 【本店の所在の場所】 \_\_\_\_\_  
 【電話番号】 \_\_\_\_\_  
 【事務連絡者氏名】 \_\_\_\_\_  
 【最寄りの連絡場所】 \_\_\_\_\_  
 【電話番号】 \_\_\_\_\_  
 【事務連絡者氏名】 \_\_\_\_\_  
 【届出の対象とした募集(売出)有価証券の種類】(4) \_\_\_\_\_  
 【届出の対象とした募集(売出)金額】(5) \_\_\_\_\_  
 【安定操作に関する事項】(6) \_\_\_\_\_  
 【縦覧に供する場所】(7) 名称 \_\_\_\_\_  
 (所在地) \_\_\_\_\_

第一部 [同左]

[第1・第2 同左]  
 第3 [同左]  
 [1~4 同左]  
 5 [同左]

氏名又は 名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数に 対する所有議決 権数の割合	割当後の所有 株式数(株)	割当後の総議決 権数に対する所有 議決権数の割合
[同左]					

[6~8 同左]  
 第4 [同左]  
 第二部 [同左]  
 第三部 [同左]  
 第1 [同左]  
 1 [同左]  
 2 [同左]  
 (1) [同左]  
 ① [同左]  
 ②【四半期報告書又は半期報告書】  
 事業年度 第 期第 四半期(第 期中)(自 年 月 日 至 年 月 日)  
 年 月 日 財務(支)局長に提出

〔③・④ 略〕

(2) 〔略〕

3 〔略〕

〔第2・第3 略〕

第四部 〔略〕

(記載上の注意)

(1) 一般的事項

〔a・b 略〕

c 指定国際会計基準（連結財務諸表規則第312条に規定する指定国際会計基準をいう。以下この様式において同じ。）により連結財務諸表を作成した場合において、記載事項のうち金額に関する事項について、本邦通貨以外の通貨建ての金額により表示しているときは、主要な事項について本邦通貨に換算した金額を併記すること。

〔d～k 略〕

〔(2)～(23-2) 略〕

(23-3) 割当予定先の状況

次のaからgまでに掲げる事項について、割当予定先（第三者割当により提出者が割当てを予定している者をいう。以下この様式において同じ。）ごとに当該aからgまでに定めるところにより記載すること。

また、割当予定先が特定引受人（会社法第206条の2第1項又は第244条の2第1項に規定する特定引受人をいう。以下この様式において同じ。）に該当する場合であつて、当該特定引受人に関する事項を記載するときには、hに定めるところにより記載すること。

a 割当予定先の概要 次の(a)から(d)までに掲げる割当予定先の区分に応じ、当該a)から(d)までに定める事項を記載すること。(d)に定める事項については可能な範囲で記載すること。

(a) 〔略〕

(b) 有価証券報告書提出会社 名称、本店の所在地及び届出書の提出日において既に提出されている当該割当予定先の直近の有価証券報告書（当該有価証券報告書の提出後に提出された半期報告書を含む。）の提出日

〔(c)・(d) 略〕

〔b～h 略〕

〔(23-4)～(24) 略〕

(25) 主要な経営指標等の推移

a 最近5連結会計年度に係る次に掲げる主要な経営指標等（以下aにおいて「連結財務諸表規則による指標等」という。）の推移について記載すること。

なお、指定国際会計基準により連結財務諸表を作成した場合又は修正国際基準（連結財務諸表規則第314条に規定する修正国際基準をいう。以下この様式において同じ。）により連結財務諸表を作成した場合には、当該連結財務諸表に係る連結会計年度（第四号の三様式記載上の注意18h又はiの規定により指定国際会計基準又は修正国際基準による連結会計年度に係る連結財務諸表を記載した場合における当該連結会計年度を含む。）については、連結財務諸表規則による指標等に相当する指標等の推移について記載すること。この場合において、当該連結会計年度について(2) d又はeの規定により要約連結財務諸表を作成したときには、当該要約連結財務諸表に基づく主要な経営指標等又はこれらに相当する指標等の推移について併せて記載すること。

〔③・④ 同左〕

(2) 〔同左〕

3 〔同左〕

〔第2・第3 同左〕

第四部 〔同左〕

(記載上の注意)

(1) 〔同左〕

〔a・b 同左〕

c 指定国際会計基準（連結財務諸表規則第93条に規定する指定国際会計基準をいう。以下この様式において同じ。）により連結財務諸表を作成した場合（同条の規定により指定国際会計基準による連結財務諸表を作成した場合に限る。以下この様式において同じ。）において、記載事項のうち金額に関する事項について、本邦通貨以外の通貨建ての金額により表示している場合には、主要な事項について本邦通貨に換算した金額を併記すること。

〔d～k 同左〕

〔(2)～(23-2) 同左〕

(23-3) 〔同左〕

〔同左〕

a 〔同左〕

(a) 〔同左〕

(b) 有価証券報告書提出会社 名称、本店の所在地及び届出書の提出日において既に提出されている当該割当予定先の直近の有価証券報告書（当該有価証券報告書の提出後に提出された四半期報告書又は半期報告書を含む。）の提出日

〔(c)・(d) 同左〕

〔b～h 同左〕

〔(23-4)～(24) 同左〕

(25) 〔同左〕

a 最近5連結会計年度に係る次に掲げる主要な経営指標等（以下aにおいて「連結財務諸表規則による指標等」という。）の推移について記載すること。

なお、指定国際会計基準により連結財務諸表を作成した場合又は修正国際基準（連結財務諸表規則第94条に規定する修正国際基準をいう。以下この様式において同じ。）により連結財務諸表を作成した場合（同条の規定により修正国際基準による連結財務諸表を作成した場合に限る。以下この様式において同じ。）には、当該連結財務諸表に係る連結会計年度（第四号の三様式記載上の注意18hの規定により指定国際会計基準による連結会計年度に係る連結財務諸表を記載した場合又は同様式記載上の注意18iの規定により修正国際基準による連結会計年度に係る連結財務諸表を記載した場合における当該連結会計年度を含む。）については、連結財務諸表規則による指標等に相当する指標等の推移について記載すること。この場合において、当該連結会計年度について(2) d又はeの規定により要約連結財務諸表を作成したときには、当該要約連結財務諸表に基づく主要な経営指標等又はこれらに相

[ (a)～(q) 略 ]

[ b～g 略 ]

[ (26)～(31) 略 ]

(32) 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析

a 届出書に記載した事業の状況、経理の状況等に関して投資者が適正な判断を行うことができるよう、経営成績等の状況の概要を記載した上で、経営者の視点による当該経営成績等の状況に関する分析・検討内容を、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。なお、経営成績等の状況の概要には次の(a)から(d)までに掲げる事項を、経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容には次の(e)から(g)までに掲げる事項を含めて記載すること。

(a) 最近連結会計年度及び(61)ただし書の規定により中間連結貸借対照表（指定国際会計基準又は修正国際基準により中間連結財務諸表を作成した場合にあっては、中間連結貸借対照表に相当するものをいう。以下この様式において同じ。）を掲げた場合には、当該中間連結貸借対照表に係る中間連結会計期間（以下この様式において「最近連結会計年度等」という。）における事業全体及びセグメント情報に記載された区分ごとの経営成績の状況並びにキャッシュ・フローの状況について、前年同期（前中間連結会計期間を除く。）と比較して、その概要を記載すること。

(b) 最近連結会計年度及び(61)ただし書の規定により中間連結貸借対照表（法第24条の5第1項の表の第3号の中欄に掲げる事項を記載した半期報告書に含まれるものに限る。）を掲げた場合には、当該中間連結貸借対照表に係る中間連結会計期間における生産、受注及び販売の状況について、次に掲げる事項を記載すること。

[ i・ii 略 ]

(c) (61)ただし書の規定により中間連結貸借対照表（法第24条の5第1項の表の第1号又は第2号の中欄に掲げる事項を記載した半期報告書に含まれるものに限る。）を掲げた場合において、当該中間連結貸借対照表に係る中間連結会計期間における生産、受注及び販売の実績について著しい変動があったときには、その内容を記載すること。

[ (d)～(g) 略 ]

b 連結財務諸表を作成していない場合には、最近事業年度及び(68)ただし書の規定により中間貸借対照表に係る中間会計期間（以下この様式において「最近事業年度等」という。）における経営成績等の状況の概要及び経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容について、aに準じて記載すること。

c 提出会社が最近連結会計年度に係る連結財務諸表について指定国際会計基準又は修正国際基準により作成を開始した場合には、経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容の記載の後に、「経営成績等の状況の概要に係る主要な項目における差異に関する情報」の項目を設けて、指

当する指標等の推移について併せて記載すること。

[ (a)～(q) 同左 ]

[ b～g 同左 ]

[ (26)～(31) 同左 ]

(32) [同左]

a [同左]

(a) 最近連結会計年度及び(61)ただし書の規定により四半期連結貸借対照表（指定国際会計基準又は修正国際基準により四半期連結財務諸表を作成した場合にあっては、四半期連結貸借対照表に相当するものをいう。以下この様式において同じ。）を掲げた場合にあっては当該四半期連結貸借対照表に係る四半期連結累計期間（四半期財務諸表等規則第3条第7号に規定する四半期連結累計期間をいう。以下この様式において同じ。）又は中間連結貸借対照表（指定国際会計基準又は修正国際基準により中間連結財務諸表を作成した場合にあっては、中間連結貸借対照表に相当するものをいう。以下この様式において同じ。）を掲げた場合にあっては当該中間連結貸借対照表に係る中間連結会計期間（以下この様式において「最近連結会計年度等」という。）における事業全体及びセグメント情報に記載された区分ごとの経営成績の状況並びにキャッシュ・フローの状況（四半期連結累計期間におけるキャッシュ・フローの状況については、(61)ただし書の規定により四半期連結キャッシュ・フロー計算書（指定国際会計基準又は修正国際基準により四半期連結財務諸表を作成した場合にあっては、四半期連結キャッシュ・フロー計算書に相当するものをいう。以下この様式において同じ。）を掲げた場合に限る。）について、前年同期（前年同四半期連結累計期間又は前中間連結会計期間を除く。）と比較して、その概要を記載すること。

(b) 最近連結会計年度及び(61)ただし書の規定により中間連結貸借対照表を掲げた場合にあっては当該中間連結貸借対照表に係る中間連結会計期間における生産、受注及び販売の状況について、次に掲げる事項を記載すること。

[ i・ii 同左 ]

(c) (61)ただし書の規定により四半期連結貸借対照表を掲げた場合において、当該四半期連結貸借対照表に係る四半期連結累計期間における生産、受注及び販売の実績について著しい変動があったときには、その内容を記載すること。

[ (d)～(g) 同左 ]

b 連結財務諸表を作成していない場合には、最近事業年度及び(68)ただし書の規定により四半期貸借対照表を掲げた場合にあっては当該四半期貸借対照表に係る四半期累計期間（四半期財務諸表等規則第3条第6号に規定する四半期累計期間をいう。以下この様式において同じ。）又は中間貸借対照表を掲げた場合にあっては当該中間貸借対照表に係る中間会計期間（以下この様式において「最近事業年度等」という。）における経営成績等の状況の概要及び経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容について、aに準じて記載すること。

c 提出会社が最近連結会計年度に係る連結財務諸表について指定国際会計基準又は修正国際基準により作成を開始した場合には、経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容の記載の後に、「経営成績等の状況の概要に係る主要な項目における差異に関する情報」の項目を設けて、指

定国際会計基準又は修正国際基準により作成した最近連結会計年度に係る連結財務諸表における主要な項目と連結財務諸表規則（第三編から第六編までを除く。）により作成した場合の最近連結会計年度及びその直前連結会計年度に係る連結財務諸表におけるこれらに相当する項目との差異に関する事項（当該差異の概算額等）を記載すること。

ただし、提出会社が初めて提出する届出書に指定国際会計基準若しくは修正国際基準により作成した連結財務諸表を記載する場合又は指定国際会計基準若しくは修正国際基準により連結財務諸表の作成を開始した連結会計年度（当該連結会計年度が複数あるときは、その直近のものをいう。）の直前連結会計年度において連結財務諸表規則第316条若しくは連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部を改正する内閣府令（平成14年内閣府令第11号）附則第3項の規定に基づき、米国預託証券の発行等に関して要請されている用語、様式及び作成方法（eにおいて「米国基準」という。）により連結財務諸表を作成した提出会社（dにおいて「米国基準適用会社」という。）が指定国際会計基準若しくは修正国際基準により連結財務諸表の作成を開始した場合は、記載を要しない。

d 提出会社が最近連結会計年度に係る連結財務諸表について指定国際会計基準により作成を開始した場合には、経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容の記載の後に、「並行開示情報」の項目を設けて、最近連結会計年度及びその直前連結会計年度に係る要約連結財務諸表（最近連結会計年度の直前連結会計年度において連結財務諸表規則（第三編から第六編までを除く。）により作成すべき連結財務諸表について、また修正国際基準により連結財務諸表を作成した場合には修正国際基準により作成すべき連結財務諸表について、その表示科目を要約して作成した連結財務諸表をいう。）を㉑aに準じて記載するとともに、連結財務諸表規則に従い、当該要約連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更に関する事項を記載すること。

ただし、提出会社が初めて提出する届出書に指定国際会計基準により作成した連結財務諸表を記載する場合又は米国基準適用会社が指定国際会計基準により連結財務諸表の作成を開始した場合は、記載を要しない。

e 提出会社が最近連結会計年度に係る連結財務諸表について修正国際基準により作成を開始した場合には、経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容の記載の後に、「並行開示情報」の項目を設けて、最近連結会計年度及びその直前連結会計年度に係る要約連結財務諸表（最近連結会計年度の直前連結会計年度において連結財務諸表規則（第三編から第六編までを除く。）により作成すべき連結財務諸表について、指定国際会計基準により連結財務諸表を作成した場合には指定国際会計基準により作成すべき連結財務諸表について、また米国基準により連結財務諸表を作成した場合には米国基準により作成すべき連結財務諸表について、その表示科目を要約して作成した連結財務諸表をいう。）を㉑aに準じて記載するとともに、連結財務諸表規則に従い、当該要約連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更に関する事項を記載すること。

ただし、提出会社が初めて提出する届出書に修正国際基準により作成した連結財務諸表を記載する場合は、記載を要しない。

[(33)～(35) 略]

(36) 主要な設備の状況

a 最近連結会計年度末（(6)ただし書の規定により中間連結貸借対照表（法第24条の5第1項の表の第3号の中欄に掲げる事項を記載した半期報告書に含まれるものに限る。）を掲げた場合にあっては、当該中間連結貸借対照表に係る中間連結決算日現在）における主要な設備（連結会社以外の者から賃借しているものを含む。以下aにおいて同じ。）について、提出会社、国内子会社、在外子会社の別に、会社名（提出会社の場合を除く。）、事業所名、所在地、設備の内容、設備の種類別の帳簿価額

定国際会計基準又は修正国際基準により作成した最近連結会計年度に係る連結財務諸表における主要な項目と連結財務諸表規則（第七章及び第八章を除く。）により作成した場合の最近連結会計年度及びその直前連結会計年度に係る連結財務諸表におけるこれらに相当する項目との差異に関する事項（当該差異の概算額等）を記載すること。

ただし、提出会社が初めて提出する届出書に指定国際会計基準若しくは修正国際基準により作成した連結財務諸表を記載する場合又は指定国際会計基準若しくは修正国際基準により連結財務諸表の作成を開始した連結会計年度（当該連結会計年度が複数あるときは、その直近のものをいう。）の直前連結会計年度において連結財務諸表規則第95条若しくは連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部を改正する内閣府令（平成14年内閣府令第11号）附則第3項の規定に基づき、米国預託証券の発行等に関して要請されている用語、様式及び作成方法（eにおいて「米国基準」という。）により連結財務諸表を作成した提出会社（dにおいて「米国基準適用会社」という。）が指定国際会計基準若しくは修正国際基準により連結財務諸表の作成を開始した場合は、記載を要しない。

d 提出会社が最近連結会計年度に係る連結財務諸表について指定国際会計基準により作成を開始した場合には、経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容の記載の後に、「並行開示情報」の項目を設けて、最近連結会計年度及びその直前連結会計年度に係る要約連結財務諸表（最近連結会計年度の直前連結会計年度において連結財務諸表規則（第七章及び第八章を除く。）により作成すべき連結財務諸表について、また修正国際基準により連結財務諸表を作成した場合には修正国際基準により作成すべき連結財務諸表について、その表示科目を要約して作成した連結財務諸表をいう。）を㉑aに準じて記載するとともに、連結財務諸表規則に従い、当該要約連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更に関する事項を記載すること。

ただし、提出会社が初めて提出する届出書に指定国際会計基準により作成した連結財務諸表を記載する場合又は米国基準適用会社が指定国際会計基準により連結財務諸表の作成を開始した場合は、記載を要しない。

e 提出会社が最近連結会計年度に係る連結財務諸表について修正国際基準により作成を開始した場合には、経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容の記載の後に、「並行開示情報」の項目を設けて、最近連結会計年度及びその直前連結会計年度に係る要約連結財務諸表（最近連結会計年度の直前連結会計年度において連結財務諸表規則（第七章及び第八章を除く。）により作成すべき連結財務諸表について、指定国際会計基準により連結財務諸表を作成した場合には指定国際会計基準により作成すべき連結財務諸表について、また米国基準により連結財務諸表を作成した場合には米国基準により作成すべき連結財務諸表について、その表示科目を要約して作成した連結財務諸表をいう。）を㉑aに準じて記載するとともに、連結財務諸表規則に従い、当該要約連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更に関する事項を記載すること。

ただし、提出会社が初めて提出する届出書に修正国際基準により作成した連結財務諸表を記載する場合は、記載を要しない。

[(33)～(35) 同左]

(36) [同左]

a 最近連結会計年度末（(6)ただし書の規定により中間連結貸借対照表を掲げた場合には、当該中間連結貸借対照表に係る中間連結決算日現在）における主要な設備（連結会社以外の者から賃借しているものを含む。以下aにおいて同じ。）について、提出会社、国内子会社、在外子会社の別に、会社名（提出会社の場合を除く。）、事業所名、所在地、設備の内容、設備の種類別の帳簿価額（土地については、その面積も示す。）及び従業員数を、セグメント情報に関連付けて記載すること。

(土地については、その面積も示す。)及び従業員数を、セグメント情報に関連付けて記載すること

。なお、類似の事業を営む事業所が多数設立されている場合には、代表的な事業所名を示した上で、事業の種類別又は地域別に一括して記載することができる。

また、(6)ただし書の規定により中間連結貸借対照表(法第24条の5第1項の表の第1号又は第2号の中欄に掲げる事項を記載した半期報告書に含まれるものに限る。)を掲げた場合には、当該中間連結貸借対照表に係る中間連結会計期間において、主要な設備に次のa)又はb)に掲げる場合に該当することとなったときは、当該a)又はb)に定める内容を記載すること。

[(a)・(b) 略]

b 連結財務諸表を作成していない場合には、最近事業年度末(⑧ただし書の規定により中間貸借対照表(法第24条の5第1項の表の第3号の中欄に掲げる事項を記載した半期報告書に含まれるものに限る。))を掲げた場合にあっては、当該中間貸借対照表に係る中間決算日現在)における主要な設備(賃借しているものを含む。)について、a)に準じて記載すること。

また、(8)ただし書の規定により中間貸借対照表(法第24条の5第1項の表の第1号又は第2号の中欄に掲げる事項を記載した半期報告書に含まれるものに限る。)を掲げた場合には、当該中間貸借対照表に係る中間会計期間における主要な設備について、a)に準じて記載すること。

c [略]

[(37)~(58) 略]

(59) 経理の状況

a 連結財務諸表、中間連結財務諸表、財務諸表及び中間財務諸表(以下a、e及びfにおいて「連結財務諸表等」という。)を連結財務諸表規則又は財務諸表等規則に定めるところにより作成している場合には、その旨(中間連結財務諸表を連結財務諸表規則に定めるところにより作成している場合又は中間財務諸表を財務諸表等規則に定めるところにより作成している場合にあっては、その旨及び第1種中間連結財務諸表若しくは第2種中間連結財務諸表の別又は第1種中間財務諸表若しくは第2種中間財務諸表の別)を記載すること。また、財務諸表等規則別記に掲げる事業を営む会社が、特別の法令若しくは準則の定めるところにより、又はこれらに準じて連結財務諸表等を作成している場合も、同様とする。

b 指定国際会計基準又は修正国際基準により連結財務諸表及び中間連結財務諸表を作成した場合には、その旨を記載すること。

c 連結財務諸表及び中間連結財務諸表を作成していない場合には、その旨及びその理由を記載すること。

d 提出会社が連結財務諸表を作成していない場合であって、財務諸表等規則第326条第2項の規定により指定国際会計基準により財務諸表を作成したときには、その旨を記載すること。

[e~i 略]

(60) 連結財務諸表

a 連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結包括利益計算書又は連結損益及び包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書並びに連結キャッシュ・フロー計算書(指定国際会計基準又は修正国際基準により連結財務諸表を作成した場合にあっては、これらに相当するものをいう。以下この様式において同じ。)については、連結財務諸表規則に定めるところにより作成した最近連結会計年度に係るものを記載すること。ただし、最近連結会計年度の前連結会計年度に係る連結財務諸表が法第5条第1項又は第24条第1項から第3項までの規定により提出された届出書又は有価証券報告書に記載されてい

なお、類似の事業を営む事業所が多数設立されている場合には、代表的な事業所名を示した上で、事業の種類別又は地域別に一括して記載することができる。

また、(6)ただし書の規定により四半期連結貸借対照表を掲げた場合には、当該四半期連結貸借対照表に係る四半期連結累計期間において、主要な設備に関し、次に掲げる場合に該当するときは、それぞれ次に定める内容を記載すること。

[(a)・(b) 同左]

b 連結財務諸表を作成していない場合には、最近事業年度末(⑧ただし書の規定により中間貸借対照表を掲げた場合には、当該中間貸借対照表に係る中間決算日現在)における主要な設備(賃借しているものを含む。)について、a)に準じて記載すること。

また、(8)ただし書の規定により四半期貸借対照表を掲げた場合には、当該四半期貸借対照表に係る四半期累計期間において、主要な設備に関し、a)に準じて記載すること。

c [同左]

[(37)~(58) 同左]

(59) [同左]

a 財務諸表等規則別記に掲げる事業を営む会社が、特別の法令若しくは準則の定めるところにより、又はこれらに準じて連結財務諸表、四半期連結財務諸表、中間連結財務諸表、財務諸表、四半期財務諸表及び中間財務諸表(e及びfにおいて「連結財務諸表等」という。)を作成している場合には、その旨を記載すること。

b 指定国際会計基準により連結財務諸表、四半期連結財務諸表及び中間連結財務諸表を作成した場合には、その旨を記載すること。

また、修正国際基準により連結財務諸表、四半期連結財務諸表及び中間連結財務諸表を作成した場合には、その旨を記載すること。

c 連結財務諸表及び四半期連結財務諸表若しくは中間連結財務諸表を作成していない場合には、その旨及び作成していない理由を記載すること。

d 提出会社が連結財務諸表を作成していない場合であって、財務諸表等規則第129条第2項の規定により指定国際会計基準により財務諸表を作成したときには、その旨を記載すること。

[e~i 同左]

(60) [同左]

a 連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結包括利益計算書又は連結損益及び包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書並びに連結キャッシュ・フロー計算書(指定国際会計基準又は修正国際基準により連結財務諸表を作成した場合にあっては、これらに相当するものをいう。以下この様式において同じ。)については、連結財務諸表規則に定めるところにより作成した最近連結会計年度に係るものを記載すること。ただし、最近連結会計年度の前連結会計年度に係る連結財務諸表が法第5条第1項又は第24条第1項から第3項までの規定により提出された届出書又は有価証券報告書に記載されてい

ない場合（この届出書に添付された監査報告書に監査証明府令第4条第2項の規定による記載がある場合を除く。）には、最近2連結会計年度に係る連結財務諸表（連結財務諸表規則第8条の3に規定する比較情報を除く。以下この様式において「最近2連結会計年度連結財務諸表」という。）について、最近連結会計年度の前連結会計年度分を左側に、最近連結会計年度分を右側に配列して記載すること。

なお、(61)ただし書、(62)ただし書、(63)ただし書及び(64)ただし書の規定により、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書又は中間連結損益及び包括利益計算書（指定国際会計基準又は修正国際基準により中間連結財務諸表を作成した場合にあっては、中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書又は中間連結損益及び包括利益計算書に相当するものをいう。以下この様式において同じ。）及び中間連結株主資本等変動計算書（指定国際会計基準又は修正国際基準により中間連結財務諸表を作成した場合にあっては、中間連結株主資本等変動計算書に相当するものをいう。以下この様式において同じ。）並びに中間連結キャッシュ・フロー計算書（指定国際会計基準又は修正国際基準により中間連結財務諸表を作成した場合にあっては、中間連結キャッシュ・フロー計算書に相当するものをいう。以下この様式において同じ。）を掲げる場合には、(61)、(62)、(63)及び(64)の規定により掲げた連結財務諸表の下にそれぞれ記載すること。

b 連結財務諸表及び中間連結財務諸表の作成に当たっては、連結財務諸表規則、指定国際会計基準又は修正国際基準に従い、適切な科目による適正な金額の計上を行うとともに、連結財務諸表及び中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、記載すべき注記、連結附属明細表（指定国際会計基準又は修正国際基準により連結財務諸表を作成した場合は、これに相当するもの。(65)において同じ。）等を会社の実態に即して適正に記載すること。

c 連結財務諸表及び中間連結財務諸表に対する監査報告書、期中レビュー報告書及び中間監査報告書は、連結財務諸表及び中間連結財務諸表に添付すること。

なお、連結財務諸表及び中間連結財務諸表のうち、従前において法第5条第1項、第24条第1項から第3項まで又は第24条の5第1項の規定により提出された届出書、有価証券報告書又は半期報告書に含まれた連結財務諸表及び中間連結財務諸表と同一の内容のものであって新たに監査証明を受けていないものについては、すでに提出された当該連結財務諸表及び中間連結財務諸表に対する監査報告書、期中レビュー報告書又は中間監査報告書によるものとする。

(61) 連結貸借対照表

最近連結会計年度末現在における連結貸借対照表（(60) a の規定により最近2連結会計年度連結財務諸表を記載する場合は、最近2連結会計年度末現在における連結貸借対照表）を掲げること。

ただし、次のaからcまでに掲げる事項を記載した半期報告書を提出する会社が、1年を1連結会計年度とするものであって、最近連結会計年度の次の連結会計年度（以下(61)及び(60) bにおいて「次の連結会計年度」という。）における中間連結会計期間終了後当該aからcまでに定める期間（以下この様式において「提出期間」という。）を経過する日から次の連結会計年度に係る連結貸借対照表の記載が可能となる日までの間に届出書を提出するものである場合には、次の連結会計年度に係る中間連結貸借

ない場合（この届出書に添付された監査報告書に監査証明府令第4条第2項の規定による記載がある場合を除く。）には、最近2連結会計年度に係る連結財務諸表（連結財務諸表規則第8条の3に規定する比較情報を除く。以下この様式において「最近2連結会計年度連結財務諸表」という。）について、最近連結会計年度の前連結会計年度分を左側に、最近連結会計年度分を右側に配列して記載すること。

なお、(61)ただし書、(62)ただし書、(63)ただし書及び(64)ただし書の規定により、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書又は四半期連結損益及び包括利益計算書（指定国際会計基準又は修正国際基準により四半期連結財務諸表を作成した場合にあっては、四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書又は四半期連結損益及び包括利益計算書に相当するものをいう。以下この様式において同じ。）及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書並びに持分変動計算書（指定国際会計基準又は修正国際基準により四半期連結財務諸表を作成した場合に限る。）又は中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書又は中間連結損益及び包括利益計算書（指定国際会計基準又は修正国際基準により中間連結財務諸表を作成した場合にあっては、中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書又は中間連結損益及び包括利益計算書に相当するものをいう。以下この様式において同じ。）及び中間連結株主資本等変動計算書（指定国際会計基準又は修正国際基準により中間連結財務諸表を作成した場合にあっては、中間連結株主資本等変動計算書に相当するものをいう。以下この様式において同じ。）並びに中間連結キャッシュ・フロー計算書（指定国際会計基準又は修正国際基準により中間連結財務諸表を作成した場合にあっては、中間連結キャッシュ・フロー計算書に相当するものをいう。以下この様式において同じ。）を掲げる場合には、(61)、(62)、(63)及び(64)の規定により掲げた連結財務諸表の下にそれぞれ記載すること。

b 連結財務諸表、四半期連結財務諸表及び中間連結財務諸表の作成に当たっては、連結財務諸表規則、四半期連結財務諸表規則及び中間連結財務諸表規則、指定国際会計基準又は修正国際基準に従い、適切な科目による適正な金額の計上を行うとともに、連結財務諸表、四半期連結財務諸表及び中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、記載すべき注記、連結附属明細表（指定国際会計基準又は修正国際基準により連結財務諸表を作成した場合は、これに相当するもの。(65)において同じ。）等を会社の実態に即して適正に記載すること。

c 連結財務諸表、四半期連結財務諸表及び中間連結財務諸表に対する監査報告書、四半期レビュー報告書及び中間監査報告書は、連結財務諸表、四半期連結財務諸表及び中間連結財務諸表に添付すること。

なお、連結財務諸表、四半期連結財務諸表及び中間連結財務諸表のうち、従前において法第5条第1項、第24条第1項から第3項まで、第24条の4の7第1項若しくは第2項又は第24条の5第1項の規定により提出された届出書、有価証券報告書、四半期報告書又は半期報告書に含まれた連結財務諸表、四半期連結財務諸表及び中間連結財務諸表と同一の内容のものであって新たに監査証明を受けていないものについては、すでに提出された当該連結財務諸表、四半期連結財務諸表及び中間連結財務諸表に対する監査報告書、四半期レビュー報告書又は中間監査報告書によるものとする。

(61) [同左]

最近連結会計年度末現在における連結貸借対照表（(60) a の規定により最近2連結会計年度連結財務諸表を記載する場合は、最近2連結会計年度末現在における連結貸借対照表）を掲げること。

ただし、四半期報告書を提出する会社において、1年を1連結会計年度とする会社が次のaからcまでに掲げる期間に届出書を提出する場合には、それぞれaからcまでに定める期間に係る四半期連結貸借対照表（四半期連結財務諸表規則第5条の3に規定する比較情報を除き、特定事業会社（第17条の15第2項に規定する事業を行う会社をいう。以下この様式において同じ。）がbに掲げる期間に届出書を提出する場合には、中間連結貸借対照表（中間連結財務諸表規則第4条の2に規定する比較情報を除く

対照表（連結財務諸表規則第96条又は第192条に規定する比較情報を除く。以下(61)及び(66)において同じ。）を併せて掲げること。なお、提出期間前において、次の連結会計年度に係る中間連結貸借対照表を掲げることができることとなった場合には、当該中間連結貸借対照表を併せて掲げること。

- a 法第24条の5第1項の表の第1号の中欄に掲げる事項 令第4条の2の10第2項に規定する期間
- b 法第24条の5第1項の表の第2号の中欄に掲げる事項 令第4条の2の10第3項に規定する期間
- c 法第24条の5第1項の表の第3号の中欄に掲げる事項 3月

(62) 連結損益計算書及び連結包括利益計算書又は連結損益及び包括利益計算書

最近連結会計年度の連結損益計算書及び連結包括利益計算書又は連結損益及び包括利益計算書（(60) aの規定により最近2連結会計年度連結財務諸表を記載する場合は、最近2連結会計年度の連結損益計算書及び連結包括利益計算書又は連結損益及び包括利益計算書）を掲げること。なお、連結損益計算書及び連結包括利益計算書を掲げる場合にあっては項目名として「連結損益計算書及び連結包括利益計算書」と、連結損益及び包括利益計算書を掲げる場合にあっては項目名として「連結損益及び包括利益計算書」と記載すること。

ただし、(61)ただし書に規定する中間連結貸借対照表を掲げた場合には、当該中間連結貸借対照表に係る連結会計年度の中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書又は中間連結損益及び包括利益計算書（連結財務諸表規則第96条又は第192条に規定する比較情報を除く。）を併せて掲げること。

(63) 連結株主資本等変動計算書

最近連結会計年度の連結株主資本等変動計算書（(60) aの規定により最近2連結会計年度連結財務諸表

。以下(61)において同じ。）を併せて掲げること。なお、aからcまでに掲げる期間前において、それぞれaからcまでに定める期間に係る四半期連結貸借対照表を掲げることができることとなった場合には、当該四半期連結貸借対照表を併せて掲げること。

- a 最近連結会計年度の次の連結会計年度（以下(61)及び(61) bにおいて「次の連結会計年度」という。）における最初の四半期連結会計期間（以下(61)において「第1四半期連結会計期間」という。）終了後令第4条の2の10第3項に規定する期間（提出会社が特定事業会社である場合には、同条第4項に規定する期間。以下この様式において「提出期間」という。）を経過する日から次の連結会計年度における第1四半期連結会計期間の次の四半期連結会計期間（以下(61)において「第2四半期連結会計期間」という。）終了後提出期間を経過する日の前日までの期間 当該次の連結会計年度における第1四半期連結会計期間
- b 次の連結会計年度における第2四半期連結会計期間終了後提出期間を経過する日から次の連結会計年度における第2四半期連結会計期間の次の四半期連結会計期間（以下(61)において「第3四半期連結会計期間」という。）終了後提出期間を経過する日の前日までの期間 当該次の連結会計年度における第2四半期連結会計期間
- c 次の連結会計年度における第3四半期連結会計期間終了後提出期間を経過する日から次の連結会計年度に係る連結貸借対照表の記載が可能となる日までの期間 当該次の連結会計年度における第3四半期連結会計期間

また、半期報告書を提出する会社において、1年を1連結会計年度とする会社が次の連結会計年度開始の日から起算して9箇月を経過する日以後に届出書を提出する場合には、当該次の連結会計年度に係る中間連結貸借対照表を併せて掲げること。

(62) [同左]

最近連結会計年度の連結損益計算書及び連結包括利益計算書又は連結損益及び包括利益計算書（(60) aの規定により最近2連結会計年度連結財務諸表を記載する場合は、最近2連結会計年度の連結損益計算書及び連結包括利益計算書又は連結損益及び包括利益計算書）を掲げること。なお、連結損益計算書及び連結包括利益計算書を掲げる場合にあっては項目名として「連結損益計算書及び連結包括利益計算書」と、連結損益及び包括利益計算書を掲げる場合にあっては項目名として「連結損益及び包括利益計算書」と記載すること。

ただし、(61)ただし書に規定する四半期連結貸借対照表を掲げた場合には、当該四半期連結貸借対照表に係る四半期連結結果期間の四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書又は四半期連結損益及び包括利益計算書（四半期連結財務諸表規則第5条の3に規定する比較情報を除く。以下(61)において同じ。）を併せて掲げること。この場合において、四半期連結財務諸表規則に定めるところにより当四半期連結会計期間に係る四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書又は四半期連結損益及び包括利益計算書を作成した場合には、当該四半期連結貸借対照表に係る四半期連結会計期間の四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書又は四半期連結損益及び包括利益計算書も併せて掲げること。なお、指定国際会計基準又は修正国際基準により四半期連結財務諸表を作成した場合には、当該四半期連結貸借対照表に係る四半期連結結果期間及び四半期連結会計期間の四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書又は四半期連結損益及び包括利益計算書を掲げること。

また、(61)ただし書に規定する中間連結貸借対照表を掲げた場合（特定事業会社が中間貸借対照表を掲げた場合を含む。）には、当該中間連結貸借対照表に係る連結会計年度の中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書又は中間連結損益及び包括利益計算書（中間連結財務諸表規則第4条の2に規定する比較情報を除く。）を併せて掲げること。

(63) [同左]

最近連結会計年度の連結株主資本等変動計算書（(60) aの規定により最近2連結会計年度連結財務諸表



を記載する場合は、最近2連結会計年度の連結株主資本等変動計算書）を掲げること。

ただし、(6)ただし書に規定する中間連結貸借対照表（法第24条の5第1項の表の第2号又は第3号の中欄に掲げる事項を記載した半期報告書に含まれるものに限る。）を掲げた場合には、当該中間連結貸借対照表に係る連結会計年度の中間連結株主資本等変動計算書（連結財務諸表規則第192条に規定する比較情報を除く。）を併せて掲げること。

(64) 連結キャッシュ・フロー計算書

最近連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書（(6) a の規定により最近2連結会計年度連結財務諸表を記載する場合は、最近2連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書）を掲げること。

ただし、(6)ただし書に規定する中間連結貸借対照表を掲げた場合には、当該中間連結貸借対照表に係る連結会計年度の中間連結キャッシュ・フロー計算書（連結財務諸表規則第96条又は第192条に規定する比較情報を除く。）を併せて掲げること。

(65) [略]

(66) その他

a [略]

b 次の(a)又は(b)に掲げる場合の区分に応じ、当該a又は(b)に定める事項を前年同期と比較して記載すること。

[削る。]

(a) 半期報告書を提出する会社において、次の連結会計年度開始後おおむね6箇月を経過した日から提出期間を経過する日までの間に届出書を提出する場合（(6)ただし書の規定により中間連結貸借対照表を掲げた場合を除く。）当該次の連結会計年度開始後6箇月の経営成績の概要（中間連結財務諸表の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。）

[削る。]

[削る。]

(b) [略]

c 提出会社が、最近連結会計年度において法第24条の5第1項の規定により半期報告書（同項の表の第1号又は第2号の中欄に掲げる事項を記載したものに限る。）を提出した場合には、最近連結会計

を記載する場合は、最近2連結会計年度の連結株主資本等変動計算書）を掲げること。

ただし、(6)ただし書に規定する中間連結貸借対照表を掲げた場合（特定事業会社が中間貸借対照表を掲げた場合を含む。）には、当該中間連結貸借対照表に係る連結会計年度の中間連結株主資本等変動計算書（中間連結財務諸表規則第4条の2に規定する比較情報を除く。）を併せて掲げること。

(64) [同左]

最近連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書（(6) a の規定により最近2連結会計年度連結財務諸表を記載する場合は、最近2連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書）を掲げること。

ただし、(6)ただし書に規定する四半期連結貸借対照表を掲げた場合には、当該四半期連結貸借対照表に係る四半期連結累計期間（指定国際会計基準により四半期連結財務諸表を作成した場合又は修正国際基準により四半期連結財務諸表を作成した場合のいずれにも該当しないときは、当四半期連結会計期間が第2四半期連結会計期間である場合又は当四半期連結会計期間が第2四半期連結会計期間以外の四半期連結会計期間である場合であって、四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書を作成したときに限る。）の四半期連結キャッシュ・フロー計算書（四半期連結財務諸表規則第5条の3に規定する比較情報を除く。）を、また、(6)ただし書に規定する中間連結貸借対照表を掲げた場合（特定事業会社が中間貸借対照表を掲げた場合を含む。）には、当該中間連結貸借対照表に係る連結会計年度の中間連結キャッシュ・フロー計算書（中間連結財務諸表規則第4条の2に規定する比較情報を除く。）を併せて掲げること。

(65) [同左]

(66) [同左]

a [同左]

b 次の(a)から(e)までに掲げる場合に応じ、当該aから(e)までに定める事項を前年同期と比較して記載すること。

(a) 四半期報告書を提出する会社において、次の連結会計年度開始後おおむね3箇月を経過した日から提出期間を経過する日までの間に届出書を提出する場合（(6)ただし書の規定により四半期連結貸借対照表を掲げた場合を除く。）当該次の連結会計年度開始後3箇月の経営成績の概要（四半期連結財務諸表の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。）

(b) 四半期報告書を提出する会社において、次の連結会計年度開始後おおむね6箇月を経過した日から提出期間を経過する日までの間に届出書を提出する場合（(6)ただし書の規定により四半期連結貸借対照表を掲げた場合（特定事業会社が中間連結貸借対照表を掲げた場合を含む。）を除く。）当該次の連結会計年度開始後6箇月の経営成績の概要（四半期連結財務諸表（特定事業会社の場合には、中間連結財務諸表）の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。）

(c) 四半期報告書を提出する会社において、次の連結会計年度開始後おおむね9箇月を経過した日から提出期間を経過する日までの間に届出書を提出する場合（(6)ただし書の規定により四半期連結貸借対照表を掲げた場合を除く。）当該次の連結会計年度開始後9箇月の経営成績の概要（四半期連結財務諸表の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。）

(d) 半期報告書を提出する会社において、次の連結会計年度開始後おおむね7箇月から9箇月までの期間を経過するまでの間に届出書を提出する場合（(6)ただし書の規定により中間連結貸借対照表を掲げた場合を除く。）当該次の連結会計年度開始後6箇月の経営成績の概要（中間連結財務諸表の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。）

(e) [同左]

c 提出会社が、最近連結会計年度において法第24条の4の7第1項又は第2項の規定により四半期報告書を提出した場合には、最近連結会計年度における各四半期連結累計期間（当該提出した四半期報

年度における中間連結会計期間に係る(a)から(d)までに掲げる項目の金額及び最近連結会計年度に係る(a)及び(e)から(g)までに掲げる項目の金額について、中間連結会計期間、最近連結会計年度の順に記載すること。

(a) [略]

(b) 税金等調整前中間純利益金額又は税金等調整前中間純損失金額（連結財務諸表規則第169条の規定により記載しなければならない税金等調整前中間純利益金額又は税金等調整前中間純損失金額をいう。）

(c) 親会社株主に帰属する中間純利益金額又は親会社株主に帰属する中間純損失金額（連結財務諸表規則第170条第5項の規定により記載しなければならない親会社株主に帰属する中間純利益金額又は親会社株主に帰属する中間純損失金額をいう。）

(d) 1株当たり中間純利益金額又は中間純損失金額（連結財務諸表規則第171条第1項の規定により注記しなければならない1株当たり中間純利益金額又は中間純損失金額をいう。）

[(e)~(g) 略]

[削る。]

d [略]

(67) 財務諸表

a 貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書（連結財務諸表を作成している場合にはキャッシュ・フロー計算書を除く。以下aにおいて同じ。）については、財務諸表等規則に定めるところにより作成した最近事業年度に係るものを記載すること。ただし、最近事業年度の前事業年度に係る財務諸表が法第5条第1項又は第24条第1項から第3項までの規定により提出された届出書又は有価証券報告書に記載されていない場合には、最近2事業年度に係る財務諸表（財務諸表等規則第8条の2の2に規定する比較情報を除く。以下この様式において「最近2事業年度財務諸表」という。）について、最近事業年度の前事業年度分を左側に、最近事業年度分を右側に配列して記載すること。

なお、(68)ただし書、(69)aただし書、(70)ただし書及び(71)ただし書の規定により、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書及び中間キャッシュ・フロー計算書（中間連結財務諸表を作成している場合には中間キャッシュ・フロー計算書を除く。）を掲げる場合には、(68)、(69)a、(70)及び(71)の規定により掲げた貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書の下にそれぞれ記載すること。

b [略]

c 財務諸表及び中間財務諸表の作成に当たっては、財務諸表等規則又は指定国際会計基準に従い、適切な科目による適正な金額の計上を行うとともに、財務諸表及び中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項、記載すべき注記、附属明細表（指定国際会計基準により財務諸表を作成した場合は、これに相当するもの。(72)及び(73)において同じ。）等を会社の実態に即して適正に記載すること。

d 財務諸表及び中間財務諸表に対する監査報告書、期中レビュー報告書及び中間監査報告書は、財務諸表及び中間財務諸表に添付すること。

なお、財務諸表及び中間財務諸表のうち、従前において法第5条第1項、第24条第1項から第3項

告書に係る四半期連結累計期間に限る。）に係る(a)から(d)までに掲げる項目の金額及び最近連結会計年度に係る(a)及び(e)から(g)までに掲げる項目の金額について、各四半期連結累計期間、最近連結会計年度の順に記載すること。

(a) [同左]

(b) 税金等調整前四半期純利益金額又は税金等調整前四半期純損失金額（四半期連結財務諸表規則第76条の規定により記載しなければならない税金等調整前四半期純利益金額又は税金等調整前四半期純損失金額をいう。）

(c) 親会社株主に帰属する四半期純利益金額又は親会社株主に帰属する四半期純損失金額（四半期連結財務諸表規則第77条第5項の規定により記載しなければならない親会社株主に帰属する四半期純利益金額又は親会社株主に帰属する四半期純損失金額をいう。）

(d) 1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額（四半期連結財務諸表規則第78条第1項の規定により注記しなければならない1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額をいう。）

[(e)~(g) 同左]

d cに規定する事項を記載する場合には、最近連結会計年度における各四半期連結会計期間（当該連結会計期間の最後の四半期連結会計期間を含む。以下dにおいて同じ。）に係るc(d)に掲げる項目の金額（各四半期連結累計期間に係るc(d)に掲げる項目の金額に準じて算出したもの）について、各四半期連結会計期間の順に記載すること。

e [同左]

(67) [同左]

a 貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書（連結財務諸表を作成している場合にはキャッシュ・フロー計算書を除く。以下aにおいて同じ。）については、財務諸表等規則に定めるところにより作成した最近事業年度に係るものを記載すること。ただし、最近事業年度の前事業年度に係る財務諸表が法第5条第1項又は第24条第1項から第3項までの規定により提出された届出書又は有価証券報告書に記載されていない場合には、最近2事業年度に係る財務諸表（財務諸表等規則第6条に規定する比較情報を除く。以下この様式において「最近2事業年度財務諸表」という。）について、最近事業年度の前事業年度分を左側に、最近事業年度分を右側に配列して記載すること。

なお、(68)ただし書、(69)aただし書、(70)ただし書及び(71)ただし書の規定により、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書又は中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書及び中間キャッシュ・フロー計算書（中間連結財務諸表を作成している場合には中間キャッシュ・フロー計算書を除く。）を掲げる場合には、(68)、(69)a、(70)及び(71)の規定により掲げた貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書の下にそれぞれ記載すること。

b [同左]

c 財務諸表、四半期財務諸表及び中間財務諸表の作成に当たっては、財務諸表等規則、四半期財務諸表等規則及び中間財務諸表等規則又は指定国際会計基準に従い、適切な科目による適正な金額の計上を行うとともに、財務諸表、四半期財務諸表及び中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項、記載すべき注記、附属明細表（指定国際会計基準により財務諸表を作成した場合は、これに相当するもの。(72)及び(73)において同じ。）等を会社の実態に即して適正に記載すること。

d 財務諸表、四半期財務諸表及び中間財務諸表に対する監査報告書、四半期レビュー報告書及び中間監査報告書は、財務諸表、四半期財務諸表及び中間財務諸表に添付すること。

なお、財務諸表、四半期財務諸表及び中間財務諸表のうち、従前において法第5条第1項、第24条

まで又は第24条の5第1項の規定により提出された届出書、有価証券報告書又は半期報告書に含まれた財務諸表及び中間財務諸表と同一の内容のものであって新たに監査証明を受けていないものについては、すでに提出された当該財務諸表及び中間財務諸表に対する監査報告書、期中レビュー報告書又は中間監査報告書によるものとする。

- e 株式交換又は株式移転による株式交換完全親会社等として最近2事業年度を経過していない場合には、当該株式交換又は株式移転による株式交換完全子会社等となった会社（当該株式交換完全親会社等の連結子会社であった会社を除く。）の最近2事業年度に係る財務諸表（連結財務諸表を作成している場合にあっては、最近2連結会計年度に係る連結財務諸表。財務諸表等規則第8条の2の2又は連結財務諸表規則第8条の3に規定する比較情報を除く。）を「2 財務諸表等」の「(3) その他」に記載すること。

ただし、株式交換完全子会社等となった会社が有価証券報告書提出会社以外の会社で資本金5億円未満であるときは、記載を要しない。

- f 会社の分割により事業を承継し、最近2事業年度を経過していない場合には、当該会社の分割を行った会社の最近2事業年度に係る財務諸表（財務諸表等規則第8条の2の2に規定する比較情報を除く。）を「2 財務諸表等」の「(3) その他」に記載すること（当該会社の分割を行った会社の当該事業が当該会社の事業に比して重要性の乏しい場合を除く。）。

ただし、当該会社の分割を行った会社が有価証券報告書提出会社以外の会社で資本金5億円未満であるときは、記載を要しない。

(68) 貸借対照表

最近事業年度末現在における貸借対照表（(67) aの規定により最近2事業年度財務諸表を記載する場合は、最近2事業年度末現在における貸借対照表）を掲げること。

ただし、半期報告書を提出する会社（法第24条の5第1項の表の第1号の中欄に掲げる事項を記載した半期報告書を提出する会社にあつては、中間連結財務諸表を作成していない会社に限る。(74)において同じ。）が、1年を1事業年度とするものであって、最近事業年度の次の事業年度（以下(88)並びに(74) b及びcにおいて「次の事業年度」という。）における中間会計期間終了後提出期間を経過する日から次の事業年度に係る貸借対照表の記載が可能となる日までの間に届出書を提出するものである場合には、当該次の事業年度における中間会計期間に係る中間貸借対照表（財務諸表等規則第130条又は第211条に規定する比較情報を除く。以下(88)において同じ。）を併せて掲げること。なお、提出期間前において、中間貸借対照表を掲げることができることとなった場合には、当該中間貸借対照表を併せて掲げること。

第1項から第3項まで、第24条の4の7第1項若しくは第2項又は第24条の5第1項の規定により提出された届出書、有価証券報告書、四半期報告書又は半期報告書に含まれた財務諸表、四半期財務諸表及び中間財務諸表と同一の内容のものであって新たに監査証明を受けていないものについては、すでに提出された当該財務諸表、四半期財務諸表及び中間財務諸表に対する監査報告書、四半期レビュー報告書又は中間監査報告書によるものとする。

- e 株式交換又は株式移転による株式交換完全親会社等として最近2事業年度を経過していない場合には、当該株式交換又は株式移転による株式交換完全子会社等となった会社（当該株式交換完全親会社等の連結子会社であった会社を除く。）の最近2事業年度に係る財務諸表（連結財務諸表を作成している場合には最近2連結会計年度に係る連結財務諸表。財務諸表等規則第6条又は連結財務諸表規則第8条の3に規定する比較情報を除く。）を「2 財務諸表等」の「(3) その他」に記載すること。

ただし、株式交換完全子会社等となった会社が有価証券報告書提出会社以外の会社で資本金5億円未満であるときは、記載を要しない。

- f 会社の分割により事業を承継し、最近2事業年度を経過していない場合には、当該会社の分割を行った会社の最近2事業年度に係る財務諸表（財務諸表等規則第6条に規定する比較情報を除く。）を「2 財務諸表等」の「(3) その他」に記載すること（当該会社の分割を行った会社の当該事業が当該会社の事業に比して重要性の乏しい場合を除く。）。

ただし、当該会社の分割を行った会社が有価証券報告書提出会社以外の会社で資本金5億円未満であるときは、記載を要しない。

(68) [同左]

最近事業年度末現在における貸借対照表（(67) aの規定により最近2事業年度財務諸表を記載する場合は、最近2事業年度末現在における貸借対照表）を掲げること。

ただし、四半期報告書を提出する会社（特定事業会社及び四半期連結財務諸表を作成していない会社に限る。(74)において同じ。）において、1年を1事業年度とする会社が次のaからcまでに掲げる期間に届出書を提出する場合（四半期連結財務諸表を作成している特定事業会社がa及びcに掲げる期間に届出書を提出する場合を除く。）には、それぞれaからcまでに定める期間に係る四半期貸借対照表（四半期財務諸表等規則第4条の3に規定する比較情報を除き、特定事業会社がbに掲げる期間に届出書を提出する場合には、中間貸借対照表（中間財務諸表等規則第3条の2に規定する比較情報を除く。）を併せて掲げること。なお、aからcまでに掲げる期間前において、それぞれaからcまでに定める期間に係る四半期貸借対照表を掲げることができることとなった場合には、当該四半期貸借対照表を併せて掲げること。

a 最近事業年度の次の事業年度（以下(88)並びに(74) b及びcにおいて「次の事業年度」という。）における最初の四半期会計期間（以下(88)において「第1四半期会計期間」という。）終了後提出期間を経過する日から次の事業年度における第1四半期会計期間の次の四半期会計期間（以下(88)において「第2四半期会計期間」という。）終了後提出期間を経過する日の前日までの期間 当該次の事業年度における第1四半期会計期間

b 次の事業年度における第2四半期会計期間終了後提出期間を経過する日から次の事業年度における第2四半期会計期間の次の四半期会計期間（cにおいて「第3四半期会計期間」という。）終了後提出期間を経過する日の前日までの期間 当該次の事業年度における第2四半期会計期間

c 次の事業年度における第3四半期会計期間終了後提出期間を経過する日から次の事業年度に係る貸借対照表の記載が可能となる日までの期間 当該次の事業年度における第3四半期会計期間

また、半期報告書を提出する会社において、1年を1事業年度とする会社が次の事業年度開始の日から起算して9箇月を経過する日以後に届出書を提出する場合には、当該次の事業年度に係る中間貸借対

(69) 損益計算書

a 最近事業年度の損益計算書（(67) a の規定により最近2事業年度財務諸表を記載する場合は、最近2事業年度の損益計算書）を掲げること。

ただし、(68)ただし書に規定する中間貸借対照表を掲げた場合には、当該中間貸借対照表に係る事業年度の中間損益計算書（財務諸表等規則第130条又は第211条に規定する比較情報を除く。）を併せて掲げること。

b [略]

(70) 株主資本等変動計算書

最近事業年度の株主資本等変動計算書（(67) a の規定により最近2事業年度財務諸表を記載する場合は、最近2事業年度の株主資本等変動計算書）を掲げること。

ただし、(68)ただし書に規定する中間貸借対照表（法第24条の5第1項の表の第2号又は第3号の中欄に掲げる事項を記載した半期報告書に含まれるものに限る。）を掲げた場合には、当該中間貸借対照表に係る事業年度の中間株主資本等変動計算書（財務諸表等規則第211条に規定する比較情報を除く。）を併せて掲げること。

(71) キャッシュ・フロー計算書

連結財務諸表を作成していない場合には、最近事業年度のキャッシュ・フロー計算書（(67) a の規定により最近2事業年度財務諸表を記載する場合は、最近2事業年度のキャッシュ・フロー計算書）を掲げること。

ただし、(68)ただし書に規定する中間貸借対照表を掲げた場合には、当該中間貸借対照表に係る事業年度の中間キャッシュ・フロー計算書（財務諸表等規則第130条又は第211条に規定する比較情報を除く。）を併せて掲げること。

[(72)・(73) 略]

(74) その他

a [略]

b 1年を1事業年度とする会社においては、次の(a)又は(b)に掲げる場合の区分に応じ、当該(a)又は(b)に定める事項を前年同期と比較して記載すること。ただし、(66) b に規定する事項を記載している場合には、記載を省略することができる。

[削る。]

(a) 半期報告書を提出する会社において、次の事業年度開始後おおむね6箇月を経過した日から提出

照表を併せて掲げること。

(69) [同左]

a 最近事業年度の損益計算書（(67) a の規定により最近2事業年度財務諸表を記載する場合は、最近2事業年度の損益計算書）を掲げること。

ただし、(68)ただし書に規定する四半期貸借対照表を掲げた場合には、当該四半期貸借対照表に係る四半期累計期間の四半期損益計算書（四半期財務諸表等規則第4条の3に規定する比較情報を除く。以下(69)において同じ。）を併せて掲げること。この場合において、四半期財務諸表等規則に定めるところにより当四半期会計期間に係る四半期損益計算書を作成した場合には、当該四半期貸借対照表に係る四半期会計期間の四半期損益計算書も併せて掲げること。

また、(68)ただし書に規定する中間貸借対照表を掲げた場合（特定事業会社が中間貸借対照表を掲げた場合を含む。）には、当該中間貸借対照表に係る事業年度の中間損益計算書（中間財務諸表等規則第3条の2に規定する比較情報を除く。）を併せて掲げること。

b [同左]

(70) [同左]

最近事業年度の株主資本等変動計算書（(67) a の規定により最近2事業年度財務諸表を記載する場合は、最近2事業年度の株主資本等変動計算書）を掲げること。

ただし、(68)ただし書に規定する中間貸借対照表を掲げた場合（特定事業会社が中間貸借対照表を掲げた場合を含む。）には、当該中間貸借対照表に係る事業年度の中間株主資本等変動計算書（中間財務諸表等規則第3条の2に規定する比較情報を除く。）を併せて掲げること。

(71) [同左]

連結財務諸表を作成していない場合には、最近事業年度のキャッシュ・フロー計算書（(67) a の規定により最近2事業年度財務諸表を記載する場合は、最近2事業年度のキャッシュ・フロー計算書）を掲げること。

ただし、(68)ただし書に規定する四半期貸借対照表を掲げた場合には、当該四半期貸借対照表に係る四半期累計期間（当四半期会計期間が第2四半期会計期間である場合又は当四半期会計期間が第2四半期会計期間以外の四半期会計期間である場合であって、四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書を作成したときに限る。）の四半期キャッシュ・フロー計算書（四半期財務諸表等規則第4条の3に規定する比較情報を除く。）を、また、(68)ただし書に規定する中間貸借対照表を掲げた場合（特定事業会社が中間貸借対照表を掲げた場合を含む。）には、当該中間貸借対照表に係る事業年度の中間キャッシュ・フロー計算書（中間財務諸表等規則第3条の2に規定する比較情報を除く。）を併せて掲げること。

[(72)・(73) 同左]

(74) [同左]

a [同左]

b 1年を1事業年度とする会社においては、次の(a)から(e)までに掲げる場合に応じ、当該(a)から(e)までに定める事項を前年同期と比較して記載すること。ただし、(66) b に規定する事項を記載している場合には、記載を省略することができる。

(a) 四半期報告書を提出する会社において、次の事業年度開始後おおむね3箇月を経過した日から提出期間を経過する日までの間に届出書を提出する場合（(68)ただし書の規定により四半期貸借対照表を掲げた場合を除く。）当該次の事業年度開始後3箇月の経営成績の概要（四半期財務諸表の形式による記載が可能ときは、当該形式により記載すること。）

(b) 四半期報告書を提出する会社において、次の事業年度開始後おおむね6箇月を経過した日から提出

期間を経過する日までの間に届出書を提出する場合（(88)ただし書の規定により中間貸借対照表を掲げた場合を除く。）当該次の事業年度開始後6箇月の経営成績の概要（中間財務諸表の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。）

[削る。]

[削る。]

(b) [略]

c [略]

d 提出会社が、法第24条の5第1項の規定により半期報告書（同項の表の第1号又は第2号の中欄に掲げる事項を記載したものに限る。）を提出した場合であって、中間連結財務諸表を作成していないときには、最近事業年度における中間会計期間に係る(a)から(d)までに掲げる項目の金額及び最近事業年度に係る(a)及び(e)から(g)までに掲げる項目の金額について、中間会計期間、最近事業年度の順に記載すること。

(a) [略]

(b) 税引前中間純利益金額又は税引前中間純損失金額（財務諸表等規則第197条の規定により記載しなければならない税引前中間純利益金額又は税引前中間純損失金額をいう。）

(c) 中間純利益金額又は中間純損失金額（財務諸表等規則第198条第3項の規定により記載しなければならない中間純利益金額又は中間純損失金額をいう。）

(d) 1株当たり中間純利益金額又は中間純損失金額（財務諸表等規則第199条第1項の規定により注記しなければならない1株当たり中間純利益金額又は中間純損失金額をいう。）

[(e)～(g) 略]

[削る。]

e [略]

[(75)～(78) 略]

(79) 継続開示会社たる保証会社に関する事項

a [略]

b 当該届出書の提出日において既に提出されている保証会社の直近の有価証券報告書及びその添付書類並びにその提出以後に提出される半期報告書及び臨時報告書並びにこれらの訂正報告書について記載すること。

[c・d 略]

[(80)～(82) 略]

(83) 最近の財務諸表

最近5事業年度（6箇月を1事業年度とする会社にあつては10事業年度）の貸借対照表、損益計算書（製造原価明細書及び売上原価明細書を除く。）、株主資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算

出期間を経過する日までの間に届出書を提出する場合（(88)ただし書の規定により四半期貸借対照表を掲げた場合（特定事業会社が中間貸借対照表を掲げた場合を含む。）を除く。）当該次の事業年度開始後6箇月の経営成績の概要（四半期財務諸表（特定事業会社の場合には、中間財務諸表）の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。）

(c) 四半期報告書を提出する会社において、次の事業年度開始後おおむね9箇月を経過した日から提出期間を経過する日までの間に届出書を提出する場合（(88)ただし書の規定により四半期貸借対照表を掲げた場合を除く。）当該次の事業年度開始後9箇月の経営成績の概要（四半期財務諸表の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。）

(d) 半期報告書を提出する会社において、次の事業年度開始後おおむね7箇月から9箇月までの期間を経過するまでの間に届出書を提出する場合（(88)ただし書の規定により中間貸借対照表を掲げた場合を除く。）当該次の事業年度開始後6箇月の経営成績の概要（中間財務諸表の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。）

(e) [同左]

c [同左]

d 提出会社が、法第24条の4の7第1項又は第2項の規定により四半期報告書を提出した場合であつて、四半期連結財務諸表を作成していないときには、最近事業年度における各四半期累計期間に係る(a)から(d)までに掲げる項目の金額及び最近事業年度に係る(a)及び(e)から(g)までに掲げる項目の金額について、各四半期累計期間、最近事業年度の順に記載すること。

(a) [同左]

(b) 税引前四半期純利益金額又は税引前四半期純損失金額（四半期財務諸表等規則第68条の規定により記載しなければならない税引前四半期純利益金額又は税引前四半期純損失金額をいう。）

(c) 四半期純利益金額又は四半期純損失金額（四半期財務諸表等規則第69条第3項の規定により記載しなければならない四半期純利益金額又は四半期純損失金額をいう。）

(d) 1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額（四半期財務諸表等規則第70条第1項の規定により注記しなければならない1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額をいう。）

[(e)～(g) 同左]

e dに規定する事項を記載する場合には、最近事業年度における各四半期会計期間に係るd(d)に掲げる項目の金額（各四半期会計期間に係るd(d)に掲げる項目の金額に準じて算出したもの）について、各四半期会計期間の順に記載すること。

f [同左]

[(75)～(78) 同左]

(79) [同左]

a [同左]

b 当該届出書の提出日において既に提出されている保証会社の直近の有価証券報告書及びその添付書類並びにその提出以後に提出される四半期報告書（当該四半期報告書が複数あるときは、その直近のものをいう。）、半期報告書及び臨時報告書並びにこれらの訂正報告書について記載すること。

[c・d 同左]

[(80)～(82) 同左]

(83) 最近の財務諸表

最近5事業年度（6箇月を1事業年度とする会社にあつては10事業年度）の貸借対照表、損益計算書（製造原価明細書及び売上原価明細書を除く。）、株主資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算

書のうち、第二部に掲げたもの（財務諸表等規則第8条の2の2に規定する比較情報を含む。）以外のもの（同条に規定する比較情報を除く。）を第二部の記載に準じて掲げること。

なお、キャッシュ・フロー計算書については記載を省略することができる。

〔84～89 略〕

第二号の二様式

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 財務（支）局長

【提出日】 年 月 日

【会社名】 \_\_\_\_\_

【英訳名】 \_\_\_\_\_

【代表者の役職氏名】 \_\_\_\_\_

【本店の所在の場所】 \_\_\_\_\_

【電話番号】 \_\_\_\_\_

【事務連絡者氏名】 \_\_\_\_\_

【最寄りの連絡場所】 \_\_\_\_\_

【電話番号】 \_\_\_\_\_

【事務連絡者氏名】 \_\_\_\_\_

【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】 \_\_\_\_\_

【届出の対象とした募集（売出）金額】 \_\_\_\_\_

【安定操作に関する事項】 \_\_\_\_\_

【縦覧に供する場所】 名称 \_\_\_\_\_  
(所在地)

第一部【証券情報】

〔第1・第2 略〕

第3【第三者割当の場合の特記事項】

〔1～4 略〕

5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は 名称	住所	所有株式数（ 株）	総議決権数に 対する所有議決権数の 割合	割当後の所有 株式数（株）	割当後の総議決権 数に対する所有議 決権数の割合
〔略〕					

〔6～8 略〕

第4【略】

〔第二部～第六部 略〕

（記載上の注意）

次に掲げるものを除き、第二号様式に準じて記載すること。

(1) 〔略〕

(2) 追完情報

〔a・b 略〕

書のうち、第二部に掲げたもの（財務諸表等規則第6条に規定する比較情報を含む。）以外のもの（財務諸表等規則第6条に規定する比較情報を除く。）を第二部の記載に準じて掲げること。

なお、キャッシュ・フロー計算書については記載を省略することができる。

〔84～89 同左〕

第二号の二様式

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 財務（支）局長

【提出日】 年 月 日

【会社名】 \_\_\_\_\_

【英訳名】 \_\_\_\_\_

【代表者の役職氏名】 \_\_\_\_\_

【本店の所在の場所】 \_\_\_\_\_

【電話番号】 \_\_\_\_\_

【事務連絡者氏名】 \_\_\_\_\_

【最寄りの連絡場所】 \_\_\_\_\_

【電話番号】 \_\_\_\_\_

【事務連絡者氏名】 \_\_\_\_\_

【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】 \_\_\_\_\_

【届出の対象とした募集（売出）金額】 \_\_\_\_\_

【安定操作に関する事項】 \_\_\_\_\_

【縦覧に供する場所】 名称 \_\_\_\_\_  
(所在地)

第一部【同左】

〔第1・第2 同左〕

第3【同左】

〔1～4 同左〕

5【同左】

氏名又は 名称	住所	所有株式数（ 株）	総議決権数に 対する所有議決数の割 合	割当後の所有 株式数（株）	割当後の総議決権 数に対する所有議 決権数の割合
〔同左〕					

〔6～8 同左〕

第4【同左】

〔第二部～第六部 同左〕

（記載上の注意）

〔同左〕

(1) 〔同左〕

(2) 〔同左〕

〔a・b 同左〕

書のうち、第二部に掲げたもの（財務諸表等規則第8条の2の2に規定する比較情報を含む。）以外のもの（同条に規定する比較情報を除く。）を第二部の記載に準じて掲げること。

なお、キャッシュ・フロー計算書については記載を省略することができる。

〔84～89〕 略

第二号の二様式

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 財務（支）局長

【提出日】 年 月 日

【会社名】 \_\_\_\_\_

【英訳名】 \_\_\_\_\_

【代表者の役職氏名】 \_\_\_\_\_

【本店の所在の場所】 \_\_\_\_\_

【電話番号】 \_\_\_\_\_

【事務連絡者氏名】 \_\_\_\_\_

【最寄りの連絡場所】 \_\_\_\_\_

【電話番号】 \_\_\_\_\_

【事務連絡者氏名】 \_\_\_\_\_

【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】 \_\_\_\_\_

【届出の対象とした募集（売出）金額】 \_\_\_\_\_

【安定操作に関する事項】 \_\_\_\_\_

【縦覧に供する場所】

名称  
所在地

第一部【証券情報】

〔第1・第2 略〕

第3【第三者割当の場合の特記事項】

〔1～4 略〕

5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は 名称	住所	所有株式数（ 株）	総議決権数に 対する所有議決権数の 割合	割当後の所有 株式数（株）	割当後の総議決権 数に対する所有議 決権数の割合
〔略〕					

〔6～8 略〕

第4【略】

〔第二部～第六部 略〕

（記載上の注意）

次に掲げるものを除き、第二号様式に準じて記載すること。

(1) 〔略〕

(2) 追完情報

〔a・b 略〕

書のうち、第二部に掲げたもの（財務諸表等規則第6条に規定する比較情報を含む。）以外のもの（財務諸表等規則第6条に規定する比較情報を除く。）を第二部の記載に準じて掲げること。

なお、キャッシュ・フロー計算書については記載を省略することができる。

〔84～89〕 同左

第二号の二様式

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 財務（支）局長

【提出日】 年 月 日

【会社名】 \_\_\_\_\_

【英訳名】 \_\_\_\_\_

【代表者の役職氏名】 \_\_\_\_\_

【本店の所在の場所】 \_\_\_\_\_

【電話番号】 \_\_\_\_\_

【事務連絡者氏名】 \_\_\_\_\_

【最寄りの連絡場所】 \_\_\_\_\_

【電話番号】 \_\_\_\_\_

【事務連絡者氏名】 \_\_\_\_\_

【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】 \_\_\_\_\_

【届出の対象とした募集（売出）金額】 \_\_\_\_\_

【安定操作に関する事項】 \_\_\_\_\_

【縦覧に供する場所】

名称  
所在地

第一部【同左】

〔第1・第2 同左〕

第3【同左】

〔1～4 同左〕

5【同左】

氏名又は 名称	住所	所有株式数（ 株）	総議決権数に 対する所有議決数の割 合	割当後の所有 株式数（株）	割当後の総議決権 数に対する所有議 決権数の割合
〔同左〕					

〔6～8 同左〕

第4【同左】

〔第二部～第六部 同左〕

（記載上の注意）

〔同左〕

(1) 〔同左〕

(2) 〔同左〕

〔a・b 同左〕

c 最近事業年度に係る有価証券報告書又は最近事業年度の翌事業年度に係る半期報告書（以下cにおいて「有価証券報告書等」という。）の提出日以後届出書提出日までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について変更その他の事由が生じた場合には、その旨及びその内容を具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。

なお、当該有価証券報告書等に将来に関する事項が記載されている場合又は新たに将来に関する事項を記載する場合には、当該事項は届出書提出日現在において判断したものである旨を記載すること。

d (3)aの有価証券報告書に連結財務諸表を記載している会社においては、次の(a)又は(b)に掲げる場合の区分に応じ、当該(a)又は(b)に定める事項を前年同期と比較して記載すること。

[削る。]

(a) 次のiからiiiまでに掲げる事項を記載した半期報告書を提出する会社において、最近連結会計年度の次の連結会計年度開始後おおむね6月を経過した日から当該iからiiiまでに定める期間（e(a)において「提出期間」という。）を経過する日までの間に届出書を提出する場合（当該次の連結会計年度における中間連結貸借対照表（連結財務諸表規則第312条の規定により指定国際会計基準により中間連結財務諸表を作成した場合又は連結財務諸表規則第314条の規定により修正国際基準により中間連結財務諸表を作成した場合には、中間連結貸借対照表に相当するものをいう。）を掲げた場合を除く。）当該次の連結会計年度開始後6月の経営成績の概要（中間連結財務諸表の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。）

i 法第24条の5第1項の表の第1号の中欄に掲げる事項 令第4条の2の10第2項に規定する期間

ii 法第24条の5第1項の表の第2号の中欄に掲げる事項 令第4条の2の10第3項に規定する期間

iii 法第24条の5第1項の表の第3号の中欄に掲げる事項 3月

[削る。]

[削る。]

c 最近事業年度に係る有価証券報告書又は最近事業年度の翌事業年度に係る四半期報告書若しくは半期報告書（以下cにおいて「有価証券報告書等」という。）の提出日以後届出書提出日までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について変更その他の事由が生じた場合には、その旨及びその内容を具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。

なお、当該有価証券報告書等に将来に関する事項が記載されている場合又は新たに将来に関する事項を記載する場合には、当該事項は届出書提出日現在において判断した事項である旨を記載すること。

d (3)aの有価証券報告書に連結財務諸表を記載している会社においては、次の(a)から(e)までに掲げる場合に応じ、当該(a)から(e)までに掲げる事項を前年同期と比較して記載すること。

(a) 四半期報告書を提出する会社において、最近連結会計年度の次の連結会計年度開始後おおむね3月を経過した日から令第4条の2の10第3項に規定する期間（提出会社が特定事業会社（第17条の15第2項に規定する事業を行う会社をいう。以下この様式において同じ。）である場合には令第4条の2の10第4項に規定する期間。以下この様式において「提出期間」という。）を経過する日までの間に届出書を提出する場合（当該次の連結会計年度の最初の四半期連結会計期間に係る四半期連結貸借対照表（四半期連結財務諸表規則第93条の規定により指定国際会計基準（同条に規定する指定国際会計基準をいう。以下この様式において同じ。）により四半期連結財務諸表を作成した場合又は四半期連結財務諸表規則第94条の規定により修正国際基準（同条に規定する修正国際基準をいう。以下この様式において同じ。）により四半期連結財務諸表を作成した場合には、四半期連結貸借対照表に相当するものをいう。（b)及び(c)において同じ。）を掲げた場合を除く。）当該次の連結会計年度開始後3月の経営成績の概要（四半期連結財務諸表の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。）

(b) 四半期報告書を提出する会社において、最近連結会計年度の次の連結会計年度開始後おおむね6月を経過した日から提出期間を経過する日までの間に届出書を提出する場合（当該次の連結会計年度における最初の四半期連結会計期間の翌四半期連結会計期間に係る四半期連結貸借対照表を掲げた場合（特定事業会社が中間連結貸借対照表を掲げた場合を含む。）を除く。）当該次の連結会計年度開始後6月の経営成績の概要（四半期連結財務諸表（特定事業会社の場合には、中間連結財務諸表）の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。）

[加える。]

[加える。]

[加える。]

(c) 四半期報告書を提出する会社において、最近連結会計年度の次の連結会計年度開始後おおむね9月を経過した日から提出期間を経過する日までの間に届出書を提出する場合（当該次の連結会計年度における最初の四半期連結会計期間の翌々四半期連結会計期間に係る四半期連結貸借対照表を掲げた場合を除く。）当該次の連結会計年度開始後9月の経営成績の概要（四半期連結財務諸表の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。）

(d) 半期報告書を提出する会社において、最近連結会計年度の次の連結会計年度開始後おおむね7月から9月までの期間を経過するまでの間に届出書を提出する場合（当該次の連結会計年度に係る中間連結貸借対照表（中間連結財務諸表規則第87条の規定により指定国際会計基準により中間連結財務諸表を作成した場合又は中間連結財務諸表規則第88条の規定により修正国際基準により中間連結



(b) [略]

e (3)aの有価証券報告書に連結財務諸表を記載していない1年を1事業年度とする会社及び特定事業会社においては、次の(a)又は(b)に掲げる場合の区分に応じ、当該(a)又は(b)に定める事項を前年同期と比較して記載すること。

[削る。]

(a) 半期報告書を提出する会社において、最近事業年度の次の事業年度開始後おおむね6月を経過した日から提出期間を経過するまでの間に届出書を提出する場合（当該次の事業年度における中間貸借対照表（提出会社が中間連結財務諸表を作成しておらず、かつ、財務諸表等規則第326条第2項の規定により指定国際会計基準により中間財務諸表を作成した場合には、中間貸借対照表に相当するものをいう。）を掲げた場合を除く。）当該次の事業年度開始後6月の経営成績の概要（中間財務諸表の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。）

[削る。]

[削る。]

(b) [略]

[f・g 略]

(3) 組込情報

次に掲げる書類を届出書に添付し、その旨を記載すること。

a [略]

b aの有価証券報告書の提出日以後届出書提出日までの間に半期報告書を提出している場合にあっては、当該半期報告書

c aの有価証券報告書又はbの半期報告書に係る訂正報告書を提出している場合にあっては、当該訂正報告書

(4) [略]

財務諸表を作成した場合には、中間連結貸借対照表に相当するものをいう。）を掲げた場合を除く。）当該次の連結会計年度開始後6月の経営成績の概要（中間連結財務諸表の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。）

(e) [同左]

e (3)aの有価証券報告書に連結財務諸表を記載していない1年を1事業年度とする会社及び特定事業会社においては、次の(a)から(e)までに掲げる場合に応じ、当該(a)から(e)までに掲げる事項を前年同期と比較して記載すること。

(a) 四半期報告書を提出する会社（四半期連結財務諸表を作成している特定事業会社を除く。）において、最近事業年度の次の事業年度開始後おおむね3月を経過した日から提出期間を経過するまでの間に届出書を提出する場合（当該次の事業年度の最初の四半期会計期間に係る四半期貸借対照表（提出会社が連結財務諸表を作成しておらず、かつ、四半期財務諸表等規則第83条第2項の規定により指定国際会計基準により四半期財務諸表を作成した場合には、四半期貸借対照表に相当するものをいう。(b)及び(c)において同じ。)を掲げた場合を除く。）当該次の事業年度開始後3月の経営成績の概要（四半期財務諸表の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。）

(b) 四半期報告書を提出する会社において、最近事業年度の次の事業年度開始後おおむね6月を経過した日から提出期間を経過するまでの間に届出書を提出する場合（当該次の事業年度における最初の四半期会計期間の翌四半期会計期間に係る四半期貸借対照表を掲げた場合（特定事業会社が中間貸借対照表を掲げた場合を含む。）を除く。）当該次の事業年度開始後6月の経営成績の概要（四半期財務諸表（特定事業会社の場合には、中間財務諸表）の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。）

(c) 四半期報告書を提出する会社（四半期連結財務諸表を作成している特定事業会社を除く。）において、最近事業年度の次の事業年度開始後おおむね9月から提出期間を経過するまでの間に届出書を提出する場合（当該次の事業年度における最初の四半期会計期間の翌々四半期会計期間に係る四半期貸借対照表を掲げた場合を除く。）当該次の事業年度開始後9月の経営成績の概要（四半期財務諸表の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。）

(d) 半期報告書を提出する会社において、最近事業年度の次の事業年度開始後おおむね7月から9月までの期間を経過するまでの間に届出書を提出する場合（当該次の事業年度に係る中間貸借対照表（提出会社が中間連結財務諸表を作成しておらず、かつ、中間財務諸表等規則第74条第2項の規定により指定国際会計基準により中間財務諸表を作成した場合には、中間貸借対照表に相当するものをいう。）を掲げた場合を除く。）当該次の事業年度開始後6月の経営成績の概要（中間財務諸表の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。）

(e) [同左]

[f・g 同左]

(3) [同左]

[同左]

a [同左]

b aの有価証券報告書の提出日以後届出書提出日までの間に四半期報告書又は半期報告書を提出している場合にあっては、当該四半期報告書（当該四半期報告書が複数あるときは、その直近のものをいう。）又は半期報告書

c aの有価証券報告書又はbの四半期報告書若しくは半期報告書に係る訂正報告書を提出している場合にあっては、当該訂正報告書

(4) [同左]

第二号の三様式

【表紙】

【提出書類】

有価証券届出書

【提出先】

\_\_\_\_ 財務(支)局長

【提出日】

\_\_\_\_ 年 月 日

【会社名】

\_\_\_\_\_

【英訳名】

\_\_\_\_\_

【代表者の役職氏名】

\_\_\_\_\_

【本店の所在の場所】

\_\_\_\_\_

【電話番号】

\_\_\_\_\_

【事務連絡者氏名】

\_\_\_\_\_

【最寄りの連絡場所】

\_\_\_\_\_

【電話番号】

\_\_\_\_\_

【事務連絡者氏名】

\_\_\_\_\_

【届出の対象とした募集(売出)有価証券の種類】

\_\_\_\_\_

【届出の対象とした募集(売出)金額】

\_\_\_\_\_

【安定操作に関する事項】

\_\_\_\_\_

【縦覧に供する場所】

名称  
\_\_\_\_\_  
(所在地)

第一部【証券情報】

[第1・第2 略]

第3【第三者割当の場合の特記事項】

[1~4 略]

5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は 名称	住所	所有株式数(株)	総議決権数に対する 所有議決権数の 割合	割当後の所有 株式数(株)	割当後の総議決権 数に対する所有議 決権数の割合
[略]					

[6~8 略]

第4 [略]

第二部 [略]

第三部【参照情報】(2)

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1 [略]

2【半期報告書】

事業年度 第 期中(自 \_\_\_\_\_ 年 月 日 至 \_\_\_\_\_ 年 月 日) \_\_\_\_\_ 年 月 日 財務(支)局長に提出

[3・4 略]

第二号の三様式

【表紙】

【提出書類】

有価証券届出書

【提出先】

\_\_\_\_ 財務(支)局長

【提出日】

\_\_\_\_ 年 月 日

【会社名】

\_\_\_\_\_

【英訳名】

\_\_\_\_\_

【代表者の役職氏名】

\_\_\_\_\_

【本店の所在の場所】

\_\_\_\_\_

【電話番号】

\_\_\_\_\_

【事務連絡者氏名】

\_\_\_\_\_

【最寄りの連絡場所】

\_\_\_\_\_

【電話番号】

\_\_\_\_\_

【事務連絡者氏名】

\_\_\_\_\_

【届出の対象とした募集(売出)有価証券の種類】

\_\_\_\_\_

【届出の対象とした募集(売出)金額】

\_\_\_\_\_

【安定操作に関する事項】

\_\_\_\_\_

【縦覧に供する場所】

名称  
\_\_\_\_\_  
(所在地)

第一部 [同左]

[第1・第2 同左]

第3 [同左]

[1~4 同左]

5 [同左]

氏名又は 名称	住所	所有株式数(株)	総議決権数に対する 所有議決権数の割 合	割当後の所有 株式数(株)	割当後の総議決権 数に対する所有議 決権数の割合
[同左]					

[6~8 同左]

第4 [同左]

第二部 [同左]

第三部 [同左]

第1 [同左]

[同左]

1 [同左]

2【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第 期第 四半期(第 期中) (自 \_\_\_\_\_ 年 月 日 至 \_\_\_\_\_ 年 月 日) \_\_\_\_\_ 年 月 日 財務(支)局長に提出

[3・4 同左]

[第2・第3 略]

[第四部・第五部 略]

(記載上の注意)

次に掲げるものを除き、第二号様式に準じて記載すること。

(1) [略]

(2) 参照情報

[a・b 略]

c 参照書類としての有価証券報告書又は半期報告書（以下c及びdにおいて「有価証券報告書等」という。）の提出日以後有価証券届出書提出日までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について変更その他の事由が生じた場合には、その旨及びその内容を具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。

d [略]

第二号の四様式

【表紙】

【提出書類】

有価証券届出書

【提出先】

\_\_\_\_財務（支）局長

【提出日】

\_\_\_\_年 月 日

【会社名】

\_\_\_\_\_

【英訳名】

\_\_\_\_\_

【代表者の役職氏名】

\_\_\_\_\_

【本店の所在の場所】

\_\_\_\_\_

【電話番号】

\_\_\_\_\_

【事務連絡者氏名】

\_\_\_\_\_

【最寄りの連絡場所】

\_\_\_\_\_

【電話番号】

\_\_\_\_\_

【事務連絡者氏名】

\_\_\_\_\_

【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】

\_\_\_\_\_

【届出の対象とした募集（売出）金額】

\_\_\_\_\_

【縦覧に供する場所】

\_\_\_\_\_  
名称  
\_\_\_\_\_  
(所在地)

[第一部～第四部 略]

(記載上の注意)

次に掲げるものを除き、第二号様式に準じて記載すること。

なお、第9条第9号に掲げる場合には、本邦の金融商品取引所が株券をその売買のため上場することを承認する前における当該株券の募集又は売出しの相手方を有価証券届出書（以下この様式において「届出書」という。）の表紙に付記すること。

[(1)～(10) 略]

(11) 主要な経営指標等の推移

a 最近2連結会計年度（会社設立後2連結会計年度を経過していない場合には、最近連結会計年度に係る次に掲げる主要な経営指標等（以下aにおいて「連結財務諸表規則による指標等」という。）の推移について記載すること。

[第2・第3 同左]

[第四部・第五部 同左]

(記載上の注意)

[同左]

(1) [同左]

(2) [同左]

[a・b 同左]

c 参照書類としての有価証券報告書又は四半期報告書若しくは半期報告書（以下c及びdにおいて「有価証券報告書等」という。）の提出日以後有価証券届出書提出日までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について変更その他の事由が生じた場合には、その旨及びその内容を具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。

d [同左]

第二号の四様式

【表紙】

【提出書類】

有価証券届出書

【提出先】

\_\_\_\_財務（支）局長

【提出日】

\_\_\_\_年 月 日

【会社名】

\_\_\_\_\_

【英訳名】

\_\_\_\_\_

【代表者の役職氏名】

\_\_\_\_\_

【本店の所在の場所】

\_\_\_\_\_

【電話番号】

\_\_\_\_\_

【事務連絡者氏名】

\_\_\_\_\_

【最寄りの連絡場所】

\_\_\_\_\_

【電話番号】

\_\_\_\_\_

【事務連絡者氏名】

\_\_\_\_\_

【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】

\_\_\_\_\_

【届出の対象とした募集（売出）金額】

\_\_\_\_\_

【縦覧に供する場所】

\_\_\_\_\_  
名称  
\_\_\_\_\_  
(所在地)

[第一部～第四部 同左]

(記載上の注意)

[同左]

[(1)～(10) 同左]

(11) [同左]

a 最近2連結会計年度（会社設立後2連結会計年度を経過していない場合には、最近連結会計年度に係る次に掲げる主要な経営指標等（以下aにおいて「連結財務諸表規則による指標等」という。）の推移について記載すること。

○企業内容等の開示に関する留意事項について（企業内容等開示ガイドライン）（平成 11 年 4 月大蔵省金融企画局）

改正後	改正前
<p>B 基本ガイドライン</p> <p>5-21 有価証券届出書に記載された財務諸表、連結財務諸表、中間財務諸表及び中間連結財務諸表並びに財務書類の金額単位を変更したときは、当該事業年度の有価証券届出書の「経理の状況」の冒頭にその内容を記載するものとする。</p> <p>（金融商品取引所の定める規則により四半期に係る財務情報を作成している場合等の記載）</p> <p><u>5-21-2</u> 提出会社が、法第 24 条第 1 項第 1 号に掲げる有価証券（法第 5 条第 1 項に規定する特定有価証券を除く。5-21-3 及び 5-21-5 において同じ。）を発行する者（本邦の金融商品取引所に発行株式を上場しようとする会社を含む。5-21-3 及び 5-21-5 において同じ。）である場合であって、金融商品取引所の定める規則により四半期に係る財務情報を作成しているときは、開示府令第 2 号様式記載上の注意(61)の規定による連結貸借対照表、同様式記載上の注意(62)の規定による連結損益計算書及び連結包括利益計算書又は連結損益及び包括利益計算書並びに同様式記載上の注意(64)の規定による連結キャッシュ・フロー計算書並びに中間連結会計期間に係るこれらの書類のほか、直近の四半期連結累計期間（連結会計年度の開始の日から四半期連結会計期間（連結会計年度が 3 月を超える場合に、当該連結会計年度の期間を 3 月ごとに区分した期間（当該各期間のうち最後の期間を除く。）をいう。5-21-5 において同じ。）の末日までの期間をいう。5-21-3 及び 5-21-5 において同じ。）に係るこれらの書類を併せて掲げることができる。この場合には、当該四半期に係る財務情報に対するレビューの有無を記載し、当該四半期に係る財務情報に対するレビューが行われている場合にはそのレビュー報告書を併せて掲げることに留意する。</p> <p><u>5-21-3</u> 提出会社が、法第 24 条第 1 項第 1 号に掲げる有価証券を発行する者である場合であって、金融商品取引所の定める規則により四半期に係る財務情報を作成しようとしているときは、開示府令第 2 号様式記載上の注意(66) b の規定による記載に当たっては、直近の四半期連結累計期間に係る経営成績の概要を併記することができる。</p> <p>（半期情報において遡及適用等を行った場合の注記）</p> <p><u>5-21-4</u> 開示府令第 2 号様式記載上の注意(66) c の規定による最近連結会計年度における中間連結会計期間及び最近連結会計年度に係る同様式記載上の注意(66) c(a)から(g)までに掲げる項目又は同様式記載上の注意(74) d の規定による最近事業年度における中間会計期間及び最近事業年度に係る同様式記載上の注意(74) d(a)から(g)までに掲げる項目の金額の記載において、最近連結会計年度における中間連結会計期間又は最近事業年度における中間会計期間後の期間において連結財務諸表規則第 2 条第 43 号若しくは財務諸表等規則第 8 条第 51 項に規定する遡及適用、連結財務諸表規則第 2 条第 45 号若しくは財務諸表等規則第 8 条第 53 項に規定する修正再表示又は連結財務諸表規則第 2 条第 23 号若しくは財務諸表等規則第 8 条第 27 項に規定する企業結合に係る暫定的な会計処理の確定を行った場合には、その旨を注記しなければならない。</p>	<p>B 基本ガイドライン</p> <p>5-21 有価証券届出書に記載された財務諸表、連結財務諸表、四半期連結財務諸表、四半期財務諸表、中間財務諸表及び中間連結財務諸表並びに財務書類の金額単位を変更したときは、当該事業年度の有価証券届出書の「経理の状況」の冒頭にその内容を記載するものとする。</p> <p>[加える。]</p> <p>[加える。]</p> <p>（四半期情報において遡及適用等を行った場合の注記）</p> <p><u>5-21-2</u> 開示府令第 2 号様式記載上の注意(66) c 及び d の規定による最近連結会計年度における各四半期連結累計期間及び最近連結会計年度に係る同様式記載上の注意(66) c(a)から(g)までに掲げる項目及び d に規定する c(d)に掲げる項目の金額又は同様式記載上の注意(74) d 及び e の規定による最近事業年度における各四半期累計期間及び最近事業年度に係る同様式記載上の注意(74) d(a)から(g)までに掲げる項目及び e に規定する d(d)に掲げる項目の金額の記載において、最近連結会計年度の最初の四半期連結累計期間の次の四半期連結累計期間以後の四半期連結累計期間又は最近事業年度の最初の四半期累計期間の次の四半期累計期間以後の四半期累計期間において四半期連結財務諸表規則第 2 条第 44 号若しくは四半期財務諸表等規則第 3 条第 39 号に規定する遡及適用、四半期連結財務諸表規則第 2 条第 45 号若しくは四半期財務諸表等規則第 3 条第 40 号に規定する修正再表示又は四半期連結財務諸表規則第 2 条第 23 号若しくは四半期財務諸表等規則第 3 条第 18 号に規定する企業結合に係る暫定的な会計処理の確定を行った場合には、その旨を注記しなければならない。</p>

(連結会計年度における四半期情報等の記載)

5-21-5 開示府令第2号様式記載上の注意(66) cの規定による最近連結会計年度における中間連結会計期間に係る(a)から(d)までに掲げる項目の金額及び最近連結会計年度に係る(a)及び(e)から(g)までに掲げる項目の金額又は同様式記載上の注意(74) dの規定による最近事業年度における中間会計期間に係る(a)から(d)までに掲げる項目の金額及び最近事業年度に係る(a)及び(e)から(g)までに掲げる項目の金額の記載において、これらの記載に併せて、次に掲げる項目の金額を記載することができる。この場合には、これらの項目の金額について、第1四半期連結累計期間(連結会計年度の開始の日から当該連結会計年度の最初の四半期連結会計期間(以下「第1四半期連結会計期間」という。))の末日までの期間をいう。以下5-21-5において同じ。)、連結中間会計期間、第3四半期連結累計期間(連結会計年度の開始の日から第2四半期連結会計期間(第1四半期連結会計期間の翌四半期連結会計期間をいう。))の翌四半期連結会計期間(以下「第3四半期連結会計期間」という。))の末日までの期間をいう。以下5-21-5において同じ。)、最近連結会計年度又は第1四半期累計期間(事業年度の開始の日から最初の四半期会計期間(事業年度が3月を超える場合に、当該事業年度の期間を3月ごとに区分した期間(当該各期間のうち最後の期間を除く。))をいう。以下5-21-5において同じ。))の末日までの期間をいう。以下5-21-5において同じ。)、中間会計期間、第3四半期累計期間(事業年度の開始の日から第2四半期会計期間(事業年度の開始の日から当該事業年度の最初の四半期会計期間の翌四半期会計期間をいう。))の翌四半期会計期間の末日までの期間をいう。以下5-21-5において同じ。)、最近事業年度の順に記載し、提出会社が、法第24条第1項第1号に掲げる有価証券を発行する者である場合であって、金融商品取引所の定める規則により四半期に係る財務情報を作成しているときは、当該四半期に係る財務情報に対するレビューの有無を記載すること。

- ① 最近連結会計年度の次の連結会計年度における第1四半期連結累計期間及び第3四半期連結累計期間に係る同様式記載上の注意(66) c(a)から(d)までに掲げる項目の金額
- ② 最近事業年度の次の事業年度における第1四半期累計期間及び第3四半期累計期間に係る(74) d(a)から(d)までに掲げる項目の金額

(追完情報又は参照情報の「事業等のリスク」の記載)

5-25-2 開示府令第2号の二様式記載上の注意(2)c又は開示府令第2号の三様式記載上の注意(2)cに規定する「事業等のリスク」について変更その他の事由が生じた場合におけるその旨及びその内容の記載に当たっては、有価証券報告書(半期報告書を含む。)に記載された事項についても再掲することができる。ただし、その場合は注記においてその旨の記載を要する。

7-3 開示府令第11条第1号に規定する「記載すべき重要な事実で、これらの書類を提出する時にはその内容を記載することができなかつたものにつき、記載することができる状態になつたこと」とは、例えば次のような場合に該当することをいう。

①・② 略

[削る。]

[削る。]

③～⑦ 略

[削る。]

[加える。]

(追完情報又は参照情報の「事業等のリスク」の記載)

5-25-2 開示府令第2号の二様式記載上の注意(2)c又は開示府令第2号の三様式記載上の注意(2)cに規定する「事業等のリスク」について変更その他の事由が生じた場合におけるその旨及びその内容の記載に当たっては、有価証券報告書(四半期報告書及び半期報告書を含む。)に記載された事項についても再掲することができる。ただし、その場合は注記においてその旨の記載を要する。

7-3 [同左]

①・② 同左

③ 最近連結会計年度の次の連結会計年度における四半期連結会計期間(開示府令第1条第22号の2に規定する四半期連結会計期間をいう。以下同じ。)に係る四半期連結財務諸表が作成され、当該四半期連結財務諸表(その概要を含む。)が公表された場合

④ 最近連結会計年度の次の連結会計年度における四半期連結会計期間に係る四半期連結財務諸表が作成され監査証明を受けた場合

⑤～⑨ [同左]

⑩ 最近事業年度の次の事業年度における四半期会計期間(開示府令第1条第22号の4に規定する四半期会計期間をいう。以下同じ。)に係る四半期財務諸表が作成され、当該四半期財務諸表(その概要を含む。)が公表された場合

[削る。]

⑧～⑪ 略]

⑫ 会社法第 155 条に掲げる自己株式の取得を行った場合

ただし、⑫の場合においては、当該有価証券届出書又はその添付書類が、株券、新株予約権証券又は新株予約権付社債券の募集又は売出しに関するものである場合に限り、訂正届出書の提出を要するものとする。

⑬ 略]

7-4 開示府令第 10 条第 1 項第 3 号ホ(1)、第 14 条の 4 第 1 項第 1 号ハ(1)、第 14 条の 12 第 1 項第 1 号ハ(1)又は第 14 条の 13 第 1 項第 1 号ヘ(1)若しくは第 3 号イ(1)に規定する「記載すべき重要な事実で、当該書類を提出する時にはその内容を記載することができなかつたものにつき、記載することができる状態になつたこと」とは、例えば 7-3 の①から⑩まで及び⑫に掲げるような場合に該当することをいう。

なお、7-3 の①、③、⑤、⑥及び⑧に掲げる場合であって、法に基づく連結財務諸表、中間連結財務諸表、財務諸表又は中間財務諸表（7-13、8-4 及び 10-1 において「連結財務諸表等」という。）を作成しておらず、これらを記載できる状態になっていないときには、当該公表された連結財務諸表、中間連結財務諸表等又は会社法第 435 条第 2 項に規定する貸借対照表及び損益計算書を添付書類として提出できるものとする。

7-7 法第 4 条第 1 項、第 2 項又は第 3 項の規定による届出の効力が生じた後、申込みが確定するときまでに、例えば次に掲げるような事情がある場合には、法第 7 条第 1 項後段の規定により自発的に訂正届出書を提出することに留意する。

ただし、法第 4 条第 4 項に規定する有価証券の募集又は売出しが一定の日において株主名簿に記載され、又は記録されている株主に対し行われる場合でやむを得ない事情があるときは、これによらないことができるものとする。

[①～③ 略]

[削る。]

[削る。]

④ 最近連結会計年度の次の連結会計年度に係る中間連結財務諸表が作成され、当該中間連結財務諸表（その概要を含む。）が公表された場合（当該届出がライツ・オフERINGに関してなされた場合であって、当該公表の予定時期並びに当該連結会計年度の中間連結財務諸表が記載された半期報告書が提出される旨及びその提出予定時期が当該届出に係る有価証券届出書に記載されている場合を除く。）

⑤ 最近連結会計年度の次の連結会計年度に係る中間連結財務諸表が作成され監査証明を受けた場合（当該届出がライツ・オフERINGに関してなされた場合であって、当該連結会計年度の中間連結財務諸表が記載された半期報告書が提出される旨及びその提出予定時期が当該届出に係る有価証券届出書に記載

⑪ 最近事業年度の次の事業年度における四半期会計期間に係る四半期財務諸表が作成され監査証明を受けた場合

⑫～⑮ 同左]

⑯ 会社法第 155 条に掲げる自己株式の取得を行った場合

ただし、⑯の場合においては、当該有価証券届出書又はその添付書類が、株券、新株予約権証券又は新株予約権付社債券の募集又は売出しに関するものである場合に限り、訂正届出書の提出を要するものとする。

⑰ 同左]

7-4 開示府令第 10 条第 1 項第 3 号ホ(1)、第 14 条の 4 第 1 項第 1 号ハ(1)、第 14 条の 12 第 1 項第 1 号ハ(1)又は第 14 条の 13 第 1 項第 1 号ヘ(1)若しくは第 3 号イ(1)に規定する「記載すべき重要な事実で、当該書類を提出する時にはその内容を記載することができなかつたものにつき、記載することができる状態になつたこと」とは、例えば 7-3 の①から⑭まで及び⑯に掲げるような場合に該当することをいう。

なお、7-3 の①、③、⑤、⑦、⑧、⑩及び⑫に掲げる場合であって、法に基づく連結財務諸表、四半期連結財務諸表、中間連結財務諸表、財務諸表、四半期財務諸表又は中間財務諸表（7-13、8-4 及び 10-1 において「連結財務諸表等」という。）を作成しておらず、これらを記載できる状態になっていないときには、当該公表された連結財務諸表、四半期連結財務諸表、中間連結財務諸表等又は会社法第 435 条第 2 項に規定する貸借対照表及び損益計算書を添付書類として提出できるものとする。

7-7 同左]

[①～③ 同左]

④ 最近連結会計年度の次の連結会計年度における四半期連結会計期間に係る四半期連結財務諸表が作成され、当該四半期連結財務諸表（その概要を含む。）が公表された場合（当該届出がライツ・オフERINGに関してなされた場合であって、当該公表の予定時期並びに当該四半期連結会計期間の四半期連結財務諸表が記載された四半期報告書が提出される旨及びその提出予定時期が当該届出に係る有価証券届出書に記載されている場合を除く。）

⑤ 最近連結会計年度の次の連結会計年度における四半期連結会計期間に係る四半期連結財務諸表が作成され監査証明を受けた場合（当該届出がライツ・オフERINGに関してなされた場合であって、当該四半期連結会計期間の四半期連結財務諸表が記載された四半期報告書が提出される旨及びその提出予定時期が当該届出に係る有価証券届出書に記載されている場合を除く。）

⑥ 最近連結会計年度の次の連結会計年度に係る中間連結財務諸表が作成され、当該中間連結財務諸表（その概要を含む。）が公表された場合（当該届出がライツ・オフERINGに関してなされた場合であって、当該公表の予定時期並びに当該連結会計年度の中間連結財務諸表が記載された半期報告書又は四半期報告書が提出される旨及びその提出予定時期が当該届出に係る有価証券届出書に記載されている場合を除く。）

⑦ 最近連結会計年度の次の連結会計年度に係る中間連結財務諸表が作成され監査証明を受けた場合（当該届出がライツ・オフERINGに関してなされた場合であって、当該連結会計年度の中間連結財務諸表が記載された半期報告書又は四半期報告書が提出される旨及びその提出予定時期が当該届出に係る有価

されている場合を除く。)

⑥～⑧ [略]

[削る。]

[削る。]

⑨ 最近事業年度の次の事業年度に係る中間財務諸表が作成され、当該中間財務諸表（その概要を含む。）が公表された場合（当該届出がライツ・オフリングに関してなされた場合であって、当該公表の予定時期並びに当該事業年度の中間財務諸表が記載された半期報告書が提出される旨及びその提出予定時期が当該届出に係る有価証券届出書に記載されている場合を除く。）

⑩ 最近事業年度の次の事業年度に係る中間財務諸表が作成され監査証明を受けた場合（当該届出がライツ・オフリングに関してなされた場合であって、当該事業年度の中間財務諸表が記載された半期報告書が提出される旨及びその提出予定時期が当該届出に係る有価証券届出書に記載されている場合を除く。）

⑪～⑮ [略]

（訂正発行登録書の提出により金融庁長官が指定する発行登録の効力停止期間）

23 の 5-3 発行登録が効力を生じた日以後に、法第 23 条の 4 の規定により訂正発行登録書が提出された場合（発行登録自補書類提出日以後申込みが確定するときまでに提出された場合を除く。）における法第 23 条の 5 第 2 項の規定により金融庁長官が指定する当該発行登録の効力停止期間については、次のとおりとする。ただし、当該取扱いが適当でないと認められる場合は、この限りでない。

イ 発行登録書の参照書類と同種の書類が新たに提出された場合は、次に掲げる事由に応じ、それぞれ次に定める期間を経過する日までとする。

① [略]

② 新たに半期報告書が提出されたとき 提出日を含めておおむね 1 日（当該訂正発行登録書が電子開示システムを使用しないで提出された場合は、おおむね 3 日）

[③・④ 略]

[ロ・ハ 略]

[削る。]

[削る。]

[削る。]

証券届出書に記載されている場合を除く。)

⑧～⑩ [同左]

⑪ 最近事業年度の次の事業年度における四半期会計期間に係る四半期財務諸表が作成され、当該四半期財務諸表（その概要を含む。）が公表された場合（当該届出がライツ・オフリングに関してなされた場合であって、当該公表の予定時期並びに当該四半期会計期間の四半期財務諸表が記載された四半期報告書が提出される旨及びその提出予定時期が当該届出に係る有価証券届出書に記載されている場合を除く。）

⑫ 最近事業年度の次の事業年度における四半期会計期間に係る四半期財務諸表が作成され監査証明を受けた場合（当該届出がライツ・オフリングに関してなされた場合であって、当該四半期会計期間の四半期財務諸表が記載された四半期報告書が提出される旨及びその提出予定時期が当該届出に係る有価証券届出書に記載されている場合を除く。）

⑬ 最近事業年度の次の事業年度に係る中間財務諸表が作成され、当該中間財務諸表（その概要を含む。）が公表された場合（当該届出がライツ・オフリングに関してなされた場合であって、当該公表の予定時期並びに当該事業年度の中間財務諸表が記載された半期報告書又は四半期報告書が提出される旨及びその提出予定時期が当該届出に係る有価証券届出書に記載されている場合を除く。）

⑭ 最近事業年度の次の事業年度に係る中間財務諸表が作成され監査証明を受けた場合（当該届出がライツ・オフリングに関してなされた場合であって、当該事業年度の中間財務諸表が記載された半期報告書又は四半期報告書が提出される旨及びその提出予定時期が当該届出に係る有価証券届出書に記載されている場合を除く。）

⑮～⑲ [同左]

（訂正発行登録書の提出により金融庁長官が指定する発行登録の効力停止期間）

23 の 5-3 [同左]

イ [同左]

① [同左]

② 新たに四半期報告書又は半期報告書が提出されたとき 提出日を含めておおむね 1 日（当該訂正発行登録書が電子開示システムを使用しないで提出された場合は、おおむね 3 日）

[③・④ 同左]

[ロ・ハ 同左]

法第 24 条の 4 の 7（四半期報告書の提出）関係

24 の 4 の 7-1 定款に規定する事業年度を変更した場合において、その変更した最初の事業年度の期間が 3 月を超える場合には、四半期報告書の提出を要するものとする。ただし、当該四半期報告書の提出期限内に最初の事業年度の末日が到来する場合には、四半期報告書を提出しないことができる。

24 の 4 の 7-2 法第 24 条第 1 項第 3 号又は第 4 号に掲げる有価証券の発行者である会社が、会社更生法の適用を受けた場合において、四半期報告書の提出期限内に更生手続開始決定の日が到来するときは、当該四半期報告書の提出を要することに留意する。

[削る。]

24の4の7-3 その事業年度が3月を超える会社の発行する有価証券（令第4条の2の10第1項各号に掲げる有価証券に限る。24の4の7-5、24の5-4及び24の5-5において同じ。）が法第24条第1項第1号又は第2号に掲げる有価証券に該当することとなった場合には、次に掲げる場合の区分に応じ、当該区分に定める四半期報告書の提出を要することに留意する。

- ① その該当することとなった日が事業年度開始の日から3月以内の日であるとき 当該事業年度の最初の四半期会計期間（以下「第1四半期会計期間」という。）に係る四半期報告書
- ② その該当することとなった日が事業年度開始の日から6月以内の日であるとき（①に掲げる場合に該当するものを除く。） 第1四半期会計期間の翌四半期会計期間（③、24の4の7-9、24の5-4及び24の5-5において「第2四半期会計期間」という。）に係る四半期報告書
- ③ その該当することとなった日が事業年度開始の日から9月以内の日であるとき（①及び②に掲げる場合に該当するものを除く。） 第2四半期会計期間の翌四半期会計期間に係る四半期報告書

[削る。]

24の4の7-4 法第24条の5第1項の規定により半期報告書を提出しなければならない会社が、法第24条の4の7第2項の規定により四半期報告書を提出しようとする場合には、その事業年度の第1四半期会計期間に係る四半期報告書から提出しなければならないことに留意する。

[削る。]

24の4の7-5 法第24条の4の7第2項の規定により四半期報告書を提出した場合には、当該四半期報告書に係る四半期会計期間の翌四半期会計期間以後、継続して四半期報告書を提出しなければならないことに留意する。

ただし、その発行する有価証券を金融商品取引所に上場し、又は店頭売買有価証券として認可金融商品取引業協会に登録しようとする会社が、同項の規定により四半期報告書を提出した場合において、当該有価証券を金融商品取引所に上場し、又は店頭売買有価証券として認可金融商品取引業協会に登録することができなかったときその他これに準ずる場合に該当するときは、当該四半期報告書に係る四半期会計期間の属する事業年度の翌事業年度以後（同条第1項の規定により四半期報告書を提出しなければならない場合を除く。）、法第24条の5第1項の規定による半期報告書を提出することができることに留意する。

（最初に提出する四半期報告書の記載上の特例）

[削る。]

24の4の7-6 法第24条の4の7第1項又は第2項の規定に該当しなかったことにより当四半期会計期間に対応する前事業年度の四半期会計期間（以下「前年同四半期」という。）に係る四半期報告書を提出していない場合（24の4の7-1のただし書により四半期報告書を提出しなかった場合を含む。）における四半期報告書の記載に当たっては、開示府令第四号の三様式又は第九号の三様式の記載上の注意において前年同四半期との対比の記載を求められる事項であっても、当該対比は要しないものとする。

（有価証券届出書等に関する取扱いの準用）

[削る。]

24の4の7-7 5-3、5-6、5-7-3、5-10、5-12-2、5-13、5-14、5-16、5-16-2、5-17から5-21、5-22-2、5-23、5-23-2、5-44及び24-13は、四半期報告書に関する取扱いについて準用する。

（様式上の記載項目）

[削る。]

24の4の7-8 開示府令第四号の三様式中「議決権の状況」欄を記載する場合において、各四半期会計期間の末日現在の状況を記載することができないときは、各四半期会計期間の末日の直前の基準日に基づく株主名簿による議決権数を記載することができる。



[削る。]

[削る。]

24の5-2-2 その事業年度が6月を超える会社の発行する有価証券（令第4条の2の10第1項各号に掲げる有価証券に限る。24の5-2-3、24の5-4及び24の5-5において同じ。）が法第24条第1項第1号又は第2号に掲げる有価証券に該当することとなった場合であって、その該当することとなった日が事業年度開始の日から6月以内の日であるときは、法第24条の5第1項の表の第1号の中欄に掲げる事項を記載した半期報告書（当該会社が特定事業会社の場合にあつては、同表の第2号の中欄に掲げる事項を記載した半期報告書。24の5-2-3、24の5-4、24の5-5及び24の5-5-2において同じ。）の提出を要することに留意する。

24の5-2-3 法第24条の4の5第1項の表の第3号の上欄に掲げる会社が同項ただし書の規定により同項の表の第1号の中欄に掲げる事項を記載した半期報告書を提出した場合には、当該半期報告書に係る中間会計期間の翌事業年度以後、継続して同表の第1号の中欄に掲げる事項を記載した半期報告書を提出しなければならないことに留意する。

ただし、その発行する有価証券を金融商品取引所に上場し、又は店頭売買有価証券として認可金融商品取引業協会に登録しようとする会社が、同項の規定により同項の表の第1号の中欄に掲げる事項を記載した半期報告書を提出した場合において、当該有価証券を金融商品取引所に上場し、又は店頭売買有価証券として認可金融商品取引業協会に登録することができなかったときその他これに準ずる場合に該当するときは、当該半期報告書に係る中間会計期間の属する事業年度の翌事業年度以後（当該会社が同表の第1号の上欄又は第2号の上欄に掲げる会社である場合を除く。）、同表の第3号の中欄に掲げる事項を記載した半期報告書を提出することができることに留意する。

24の5-3 法第24条第1項本文の規定の適用を受けない会社でその事業年度が6月を超えるものの発行する有価証券が同項第1号から第3号までに掲げる有価証券に該当することとなった場合における当該会社の半期報告書については、その該当することとなった日が事業年度開始の日から6月以内の日であるときのみ、当該事業年度が開始した日以後6月間の半期報告書の提出を要することに留意する。

ただし、当該会社の発行する有価証券が、当該事業年度開始の日から6月以内の日に、法第24条第1項第3号に掲げる有価証券に該当することとなった場合（当該有価証券について、開示府令第9条第9号に掲げる場合に同号に定める事項を記載していない有価証券届出書を提出した場合に限る。）であつて、当該会社の事業年度開始の日から6月を経過した日から起算して3月以内の期間に、当該有価証券について、当該有価証券届出書に係る訂正届出書（中間会計期間に係る中間連結財務諸表又は中間財務諸表を記載したものに限り。）を提出したときは、この限りでないことに留意する。

24の4の7-9 法第24条の4の7第1項又は第2項の規定により提出する第1四半期会計期間又は第3四半期会計期間（第2四半期会計期間の翌四半期会計期間をいう。）に係る四半期報告書の「経理の状況」に、四半期連結財務諸表規則第5条の2第2項又は第3項の規定により作成した四半期連結キャッシュ・フロー計算書（四半期連結財務諸表を作成していない場合は、四半期財務諸表等規則第4条の2第2項又は第3項の規定により作成した四半期キャッシュ・フロー計算書）を記載する場合には、当該四半期報告書の「経理の状況」の冒頭にその旨を記載しなければならないことに留意する。

24の4の7-10 法第24条の4の7第1項又は第2項の規定により提出する四半期報告書の「経理の状況」に、四半期連結財務諸表規則第64条第3項若しくは第4項又は第83条の2第3項の規定により作成した四半期連結会計期間に係る四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書又は四半期連結損益及び包括利益計算書（四半期連結財務諸表を作成していない場合は、四半期財務諸表等規則第56条第3項又は第4項の規定により作成した四半期会計期間に係る四半期損益計算書）を記載する場合には、当該四半期報告書の「経理の状況」の冒頭にその旨を記載しなければならないことに留意する。

[加える。]

[加える。]

24の5-3 法第24条第1項本文の規定の適用を受けない会社でその事業年度が6月を超えるものの発行する有価証券が同項第1号から第3号までに掲げる有価証券に該当することとなった場合における当該会社の半期報告書については、その該当することとなった日が事業年度開始の日から6月以内の日であるときのみ、当該事業年度が開始した日以後6月間の半期報告書の提出を要することに留意する。

ただし、当該会社の発行する有価証券が、当該事業年度開始の日から6月以内の日に、法第24条第1項第3号に掲げる有価証券に該当することとなった場合（当該有価証券について、開示府令第9条第9号に掲げる場合に同号に定める事項を記載していない有価証券届出書を提出した場合に限る。）であつて、当該会社の事業年度開始の日から6月を経過した日から起算して3月以内の期間に、当該有価証券について、当該有価証券届出書に係る訂正届出書（第2四半期会計期間に係る四半期連結財務諸表又は四半期財務諸表を記載したものに限り。）を提出したときは、この限りでないことに留意する。

24 の 5-4 法第 24 条の 5 第 1 項の規定により半期報告書を提出しなければならない会社であってその発行する有価証券が、当該会社の事業年度開始の日から 6 月を経過した日から起算して 3 月以内の期間に、法第 24 条第 1 項第 1 号又は第 2 号に掲げる有価証券に該当することとなった場合（当該有価証券について、開示府令第 8 条第 2 項の規定により開示府令第 2 号の四様式又は第 2 号の七様式による有価証券届出書（中間会計期間に係る中間連結財務諸表又は中間財務諸表を記載したものに限る。）を提出していない場合に限る。）には、当該事業年度に係る法第 24 条の 5 第 1 項の表の第 3 号の中欄に掲げる事項を記載した半期報告書の提出を要することに留意する。ただし、当該会社が、既に同表の第 1 号の中欄に掲げる事項を記載した半期報告書を提出している場合は、この限りでないことに留意する。

24 の 5-5 法第 24 条の 5 第 1 項の表の第 1 号の上欄又は第 2 号の上欄に掲げる会社であってその事業年度が 6 月を超えるものの発行する有価証券が、当該会社の事業年度開始の日から 6 月を経過した日から起算して 3 月以内の期間に、法第 24 条第 1 項第 1 号又は第 2 号に掲げる有価証券に該当しなくなった場合（同項第 3 号又は第 4 号に該当する場合に限る。）には、当該事業年度に係る同表の第 3 号の中欄に掲げる事項を記載した半期報告書の提出を要することに留意する。ただし、当該会社が当該事業年度に係る同表の第 1 号の中欄に掲げる事項を記載した半期報告書を既に提出した場合は、この限りでないことに留意する。

（非上場会社が法第 24 条の 4 の 5 第 1 項の表の第 1 号の中欄に掲げる事項を記載した半期報告書を提出する場合の取扱い）

24 の 5-5-2 法第 24 条の 4 の 5 第 1 項の表の第 3 号の上欄に掲げる会社が同項ただし書の規定により同表の第 1 号の中欄に掲げる事項を記載した半期報告書を提出しようとする場合であって、当該半期報告書について、同表の第 1 号の下欄（当該会社が特定事業会社の場合にあつては、同表の第 2 号の下欄）に掲げる期間内に提出することができない場合には、同表の第 3 号の中欄に掲げる事項を記載した半期報告書を提出する必要があることに留意する。ただし、当該会社が、同表の第 1 号の中欄に掲げる事項を記載した半期報告書について、法第 24 条の 5 第 1 項の規定による承認を受け、当該承認を受けた期間内に、当該半期報告書を提出した場合にはこの限りでない。

（最初に提出する半期報告書の記載上の特例）

24 の 5-6 法第 24 条の 5 第 1 項の規定により提出する半期報告書であつて、最初に提出するもの（24 の 5-1 のただし書により半期報告書を提出しなかった事業年度の次の事業年度に係る半期報告書を含む。）の記載に当たっては、開示府令第 4 号の三様式第一部中「第 2 事業の状況」及び「第 4 経理の状況」、開示府令第 5 号様式第一部中「第 2 事業の状況」及び「第 5 経理の状況」、開示府令第 5 号の二様式第一部中「第 2 事業の状況」及び「第 4 経理の状況」、開示府令第 9 号の三様式第一部中「第 3 事業の状況」及び「第 5 経理の状況」又は開示府令第 10 号様式第一部中「第 3 事業の状況」及び「第 6 経理の状況」における前年同期末との対比は要しないものとする。

（様式上の記載項目）

24 の 5-7-2 開示府令第 4 号の三様式中「議決権の状況」欄を記載する場合において、中間会計期間の末日現在の状況を記載することができないときは、中間会計期間の末日の直前の基準日に基づく株主名簿による議決権数を記載することができる。

（重要性の乏しいもの）

24 の 5-24-2 開示府令第 19 条第 2 項第 12 号の 2 に規定する「重要性の乏しいもの」とは、例えば、次のような場合をいう。

① 提出会社の株主と当該提出会社との間で締結された合意を含む契約について、当該契約の相手方以外の株主が少数特定であり、かつ、その全ての株主が当該合意の内容を把握しているなどの少数株主を保

24 の 5-4 法第 24 条の 5 第 1 項の規定により半期報告書を提出しなければならない会社であつてその発行する有価証券が、当該会社の事業年度開始の日から 6 月を経過した日から起算して 3 月以内の期間に、法第 24 条第 1 項第 1 号又は第 2 号に掲げる有価証券に該当することとなった場合（当該有価証券について、開示府令第 8 条第 2 項の規定により開示府令第 2 号の四様式又は第 2 号の七様式による有価証券届出書（第 2 四半期会計期間に係る四半期連結財務諸表又は四半期財務諸表を記載したものに限る。）を提出していない場合に限る。）には、当該事業年度に係る半期報告書の提出を要することに留意する。ただし、法第 24 条の 4 の 7 第 2 項の規定により既に当該事業年度の第 2 四半期会計期間に係る四半期報告書を提出した場合は、この限りでないことに留意する。

24 の 5-5 法第 24 条の 4 の 7 第 1 項の規定により四半期報告書を提出しなければならない会社であつてその事業年度が 6 月を超えるものの発行する有価証券が、当該会社の事業年度開始の日から 6 月を経過した日から起算して 3 月以内の期間に、法第 24 条第 1 項第 1 号又は第 2 号に掲げる有価証券に該当しなくなった場合（同項第 3 号又は第 4 号に該当する場合に限る。）には、当該事業年度に係る半期報告書の提出を要することに留意する。ただし、当該会社が当該事業年度の第 2 四半期会計期間に係る四半期報告書を既に提出した場合は、この限りでないことに留意する。

[加える。]

（最初に提出する半期報告書の記載上の特例）

24 の 5-6 法第 24 条の 5 第 1 項の規定により提出する半期報告書であつて、最初に提出するもの（24 の 5-1 のただし書により半期報告書を提出しなかった事業年度の次の事業年度に係る半期報告書を含む。）の記載に当たっては、開示府令第 5 号様式第一部中「第 2 事業の状況」及び「第 5 経理の状況」、開示府令第 5 号の二様式第一部中「第 2 事業の状況」及び「第 4 経理の状況」又は開示府令第 10 号様式第一部中「第 3 事業の状況」及び「第 6 経理の状況」における前年同期末との対比は要しないものとする。

[加える。]

[加える。]

護する必要性が乏しい場合

- ② 提出会社の株主と当該提出会社との間で締結された合意を含む契約について、当該契約の相手方が株主としての立場に基づかない場合
- ③ 提出会社の株主と当該提出会社との間で締結された合意を含む契約が、提出会社のガバナンスとは無関係なものである場合（例えば、提出会社の株主と当該提出会社との間でライセンス契約が締結された場合に、当該契約中に、当該提出会社の一定の行為について当該株主の合意を必要とする条項が含まれている場合等）

## C 個別ガイドライン

### II 「株券等発行に係る第三者割当」の記載に関する取扱いガイドライン

第三者割当（開示府令第 19 条第 2 項第 1 号ヲに規定する第三者割当をいう。以下、C個別ガイドラインIIにおいて同じ。）に係る届出書について、財務局が必要に応じ、特に重点的に行う審査の内容は、以下のとおりとする。

#### (1) 審査対象先

審査を行う対象については、上場会社の提出する届出書を中心とし、第三者割当の内容が以下に掲げる事項に該当するものとする。

〔①・② 略〕

- ③ ①又は②に該当しない第三者割当に係る届出書等であっても、提出者がおおむね最近6ヵ月の間に他の第三者割当を行った場合、提出者が直近に授権資本枠を拡大した場合、提出者がその株式を上場する金融商品取引所の債務超過若しくは上場時価総額基準に抵触している場合、過去に提出者が行った第三者割当で失権があった場合、過去に同じ割当予定先に第三者割当を行っている場合、その他審査の必要があると考えられる場合

(注) その他審査の必要があると考えられるものには、例えば、決算訂正等に係る調査委員会が設置されている場合、直近の有価証券報告書若しくは半期報告書に継続企業の前提に関する注記が記載されている場合又は財務書類監査公認会計士等の異動に係る臨時報告書が提出されている場合であって、当該調査委員会による調査の範囲、当該注記の記載内容又は当該臨時報告書の記載内容に照らし、審査の必要がある場合等が考えられる。

〔2〕・(3) 略〕

## C 個別ガイドライン

### II 「株券等発行に係る第三者割当」の記載に関する取扱いガイドライン

〔同左〕

#### (1) 〔同左〕

〔同左〕

〔①・② 同左〕

- ③ 〔同左〕

(注) その他審査の必要があると考えられるものには、例えば、決算訂正等に係る調査委員会が設置されている場合、直近の有価証券報告書若しくは四半期報告書に継続企業の前提に関する注記が記載されている場合又は財務書類監査公認会計士等の異動に係る臨時報告書が提出されている場合であって、当該調査委員会による調査の範囲、当該注記の記載内容又は当該臨時報告書の記載内容に照らし、審査の必要がある場合等が考えられる。

〔2〕・(3) 同左〕